

水俣市議会会議録

平成17年第6回定例会（11月28日招集）

水俣市議会事務局

平成17年12月第6回定例会（11月28日招集）会期日程表

（会期11月28日から12月14日まで17日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月28日	月	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 16年度一般・特別・企業 会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	29日	火		休 会	議案調査
3	30日	水			議案調査（一般質問通告正午まで）
4	12月 1日	木			議案調査
5	2日	金			議案調査
6	3日	土			市の休日（土曜日）
7	4日	日			市の休日（日曜日）
8	5日	月			議案調査
9	6日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（本井道弘君・松本満良君・中山徹君・ 福田斉君） （質疑通告正午まで）
10	7日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（西田弘志君・牧下恭之君・藤本寿子君・ 吉田正和君）
11	8日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（真野頼隆君・清水晶夫君・野中重男君） 議案質疑 委員会付託
12	9日	金	———	委員会	委員会
13	10日	土		休 会	市の休日（土曜日）
14	11日	日			市の休日（日曜日）
15	12日	月	———	委員会	委員会
16	13日	火		休 会	議事整理日
17	14日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成17年12月第6回水俣市議会定例会会議録目次

平成17年11月28日（月） — 1日目 —

出欠席議員	1 ～ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表	3
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
議案上程	5
日程第3 議第89号 水俣市体育施設条例の制定について	6
日程第4 議第90号 水俣市立武道館条例の制定について	10
日程第5 議第91号 水俣市野外活動施設の設置等に関する条例の制定について	13
日程第6 議第92号 水俣市立蘇峰記念館条例の制定について	16
日程第7 議第93号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の制定について	18
日程第8 議第94号 水俣市文化会館条例の制定について	20
日程第9 議第95号 水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	24
日程第10 議第96号 水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	25
日程第11 議第97号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制 定について	25
日程第12 議第98号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に ついて	29
日程第13 議第99号 公有財産の処分について	29
日程第14 議第100号 市道の路線廃止について	29
日程第15 議第101号 市道の路線認定について	30
日程第16 議第102号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	30

日程第 17 議第103号	平成 17 年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	1～ 33
日程第 18 議第104号	平成 17 年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）	34
日程第 19 議第105号	平成 17 年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	35
日程第 20 議第106号	平成 17 年度水俣市水道事業会計補正予算（第 2 号）	35
	市長の提案 理由説明	36
	休憩・開議	39
	質 疑（議第 95 号、議第 96 号、議第 97 号）	39
	委員会付託	40
	休憩・開議	40
	○総務文教委員長の報告	40
	委員会審査報告書	41
	委員長報告に対する質疑	41
	討 論	41
	○清水晶夫君の反対討論（議第 95 号・議第 96 号）	41
	採 決	42
日程第 21 議第 77 号	平成 16 年度水俣市病院事業会計決算認定についてから日程第 27	
	議第 83 号 平成 16 年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで	
	7 件に関する委員会の審査報告	42
	○厚生委員長の報告	43
	○産業建設委員長の報告	44
	○一般会計決算特別委員長の報告	45
	委員会審査報告書	48
	委員長報告に対する質疑	49
	討 論	49
	○野中重男君の反対討論（議第 79 号）	49
	採 決	50
	議案上程	51
日程第 28 意見第 9 号	道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書について	51
	○洲上道昭君の提案理由説明	52
	質 疑	53
	討 論	53
	○中山徹君の反対討論	53

採 決	1～ 54
日程第 29 陳第 3 号 湯出地区の自然環境の保全及び育成を求める陳情について	54
散 会	55

平成17年12月6日（火） — 2日目 —

出欠席議員	2 ～ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第 2 号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第 1 一般質問	3
○本井道弘君の質問	3
1 自治会制度について	4
2 農林業の諸問題について	4
3 福祉問題について	5
市長の答弁	5
総務企画部長の答弁	5
○本井道弘君の再質問	7
総務企画部長の答弁	8
○本井道弘君の発言	9
産業建設部次長の答弁	9
○本井道弘君の再質問	11
産業建設部次長の答弁	11
○本井道弘君の再々質問	12
市長の答弁	12
市長の答弁	13
○本井道弘君の再質問	15
市長の答弁	15
○本井道弘君の発言	17
休憩・開議	17

○松本満良君の質問	2～18
1 産業廃棄物最終処分場建設問題について	20
æ, 今年8月31日の水俣市議会陳情時における潮谷知事と島田県議会議長の発言 内容について	
æ,, 市長の中立という姿勢について	
æ'' 産業廃棄物最終処分場の建設予定地が周辺環境に及ぼす影響について	
æ@ 10月24日吉永県議主催の会合における江口市長の発言内容について	
2 ISOの自己宣言方式について	21
市長の答弁	21
○松本満良君の再質問	24
市長の答弁	26
○松本満良君の再々質問	27
休憩・開議	29
○松本満良君の再々質問（続）	29
市長の答弁	29
福祉環境部長の答弁	31
福祉環境部長の答弁	31
○松本満良君の再質問	32
福祉環境部長の答弁	32
休憩・開議	33
○中山徹君の質問	33
1 IWD東亜熊本の産廃最終処分場計画について	34
æ, 広報「みなまた」特報版（平成17年10月1日）について	
æ,, いわゆる「集会中止勧告」について	
æ'' 市長の責任について	
æ» 水俣市廃棄物最終処分場検討委員会について	
2 水俣病慰霊碑建立計画と水俣メモリアルについて	35
æ, 水俣病慰霊碑の概要と設置に至る経過について	
æ,, 水俣メモリアル事業について	
æ'' 両施設の存在意義、設置目的について	
市長の答弁	37
○中山徹君の再質問	39

市長の答	2～42
水道局長の答弁	44
○中山徹君の再々質問	45
市長の答弁	46
福祉環境部長の答弁	47
○中山徹君の再質問	48
福祉環境部長の答弁	49
○中山徹君の再々質問	50
福祉環境部長の答弁	50
休憩・開議	50
○福田斉君の質問	50
1 産業廃棄物最終処分場問題について	51
2 A E D（自動体外式除細動器）の設置について	52
市長の答弁	53
○福田斉君の再質問	55
市長の答弁	57
○福田斉君の再々質問	57
市長の答弁	58
福祉環境部長の答弁	58
○福田斉君の再質問	59
福祉環境部長の答弁	60
○福田斉君の再々質問	61
福祉環境部長の答弁	62
散 会	62

平成17年12月7日（水） — 3日目 —

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2

諸般の報告	3～2
日程第1 一般質問	2
○西田弘志君の質問	3
1 福祉行政、介護保険事業について	4
2 ごみ問題について	4
3 自治会について	4
4 最終処分場問題について	4
5 水俣病公式確認50年事業について	4
市長の答弁	5
福祉環境部長の答弁	5
○西田弘志君の再質問	7
福祉環境部長の答弁	9
福祉環境部長の答弁	9
○西田弘志君の発言	10
総務企画部長の答弁	11
○西田弘志君の再質問	12
市長の答弁	14
○西田弘志君の発言	14
市長の答弁	15
○西田弘志君の再質問	16
市長の答弁	18
○西田弘志君の発言	19
市長の答弁	19
○西田弘志君の発言	20
休憩・開議	22
○牧下恭之君の質問	22
1 事業仕分けについて	22
2 少子化対策について	23
3 合併処理浄化槽の推進について	23
市長の答弁	24
総務企画部長の答弁	25
○牧下恭之君の再質問	25

総務企画部長の答弁	3～26
○牧下恭之君の発言	27
市長の答弁	27
○牧下恭之君の再質問	29
福祉環境部長の答弁	29
○牧下恭之君の発言	31
産業建設部次長の答弁	31
○牧下恭之君の再質問	32
産業建設部次長の答弁	33
○牧下恭之君の再々質問	34
産業建設部次長の答弁	34
休憩・開議	35
○藤本寿子君の質問	35
1 水俣市の「雇用問題」について	35
2 長崎・木臼野に建設予定の産業廃棄物処分場について	37
市長の答弁	38
産業建設部次長の答弁	39
○藤本寿子君の再質問	41
市長の答弁	42
総務企画部長の答弁	43
○藤本寿子君の発言	43
市長の答弁	44
○藤本寿子君の再質問	46
市長の答弁	48
水道局長の答弁	49
○藤本寿子君の発言	50
休憩・開議	52
○吉田正和君の質問	53
1 市長選出の考え方について	53
2 産廃問題について	53
市長の答弁	54
○吉田正和君の再質問	55

市長の答弁	3～56
○吉田正和君の再々質問	58
市長の答弁	58
市長の答弁	59
○吉田正和君の再質問	60
市長の答弁	64
○吉田正和君の再々質問	65
市長の答弁	67
散 会	67

平成17年12月8日（木） — 4日目 —

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○真野頼隆君の質問	3
1 観光振興について	3
2 少子化対策について	4
3 エコパークみなまたの健康の森に整備中の陸上競技施設について	4
4 野球場について	5
市長の答弁	5
○真野頼隆君の再質問	7
市長の答弁	9
○真野頼隆君の再々質問	10
市長の答弁	11
市長の答弁	12
○真野頼隆君の再質問	14
市長の答弁	16

総務企画部長の答弁	4～16
○真野頼隆君の発言	16
産業建設部次長の答弁	17
○真野頼隆君の再質問	18
市長の答弁	19
教育次長の答弁	20
○真野頼隆君の発言	20
教育次長の答弁	20
○真野頼隆君の再質問	21
教育次長の答弁	21
休憩・開議	21
○清水晶夫君の質問	22
1 子どもの安全対策について	22
2 下水道事業について	23
3 水俣川下流堤防の安全対策について	24
市長の答弁	24
教育次長の答弁	24
○清水晶夫君の再質問	26
教育次長の答弁	27
○清水晶夫君の発言	28
市長の答弁	28
○清水晶夫君の再質問	29
産業建設部次長の答弁	30
○清水晶夫君の再々質問	30
産業建設部次長の答弁	31
産業建設部次長の答弁	31
○清水晶夫君の再質問	32
産業建設部次長の答弁	33
○清水晶夫君の再々質問	34
産業建設部次長の答弁	34
休憩・開議	34
○野中重男君の質問	35

1 水俣病問題について……………	4～35
2 環境行政の視察について……………	35
3 水俣エコタウンについて……………	35
市長の答弁……………	35
○野中重男君の再質問……………	37
市長の答弁……………	39
福祉環境部長の答弁……………	39
○野中重男君の再々質問……………	40
市長の答弁……………	42
福祉環境部長の答弁……………	43
福祉環境部長の答弁……………	43
○野中重男君の再質問……………	44
福祉環境部長の答弁……………	45
市長の答弁……………	45
○野中重男君の発言……………	46
産業建設部次長の答弁……………	46
○野中重男君の再質問……………	46
産業建設部次長の答弁……………	46
○野中重男君の発言……………	47
休憩・開議……………	48
質 疑……………	48
日程第2 議第89号 水俣市体育施設条例の制定について……………	48
○中山徹君の質疑……………	48
総務企画部長の答弁……………	48
○中山徹君の質疑……………	49
総務企画部長の答弁……………	49
日程第3 議第90号 水俣市立武道館条例の制定について……………	49
日程第4 議第91号 水俣市野外活動施設の設置等に関する条例の制定について……………	49
日程第5 議第92号 水俣市立蘇峰記念館条例の制定について……………	49
日程第6 議第93号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の制定について……………	50
日程第7 議第94号 水俣市文化会館条例の制定について……………	50
日程第8 議第98号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に	

日程第 16	委員会の閉会中の継続審査並びに調査について……………	5～9
採 決……………		10
閉会中継続審査・調査申出書……………		10
議案上程……………		12
日程第 17	意見第 10 号 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書について……………	12
日程第 18	意見第 11 号 障害福祉サービス利用者の定率負担導入に反対する意見書につ いて……………	13
日程第 19	意見第 12 号 真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書について……………	14
日程第 20	決議第 1 号 産業廃棄物最終処分場建設反対に関する決議について……………	15
	○松本満良君の提案理由説明（意見第 10 号）……………	16
	○竹下武義君の提案理由説明（意見第 11 号）……………	18
	○中村幸治君の提案理由説明（意見第 12 号）……………	18
	○野中重男君の提案理由説明（決議第 1 号）……………	20
質 疑……………		21
討 論……………		21
採 決……………		22
日程第 21	議員派遣について……………	22
閉 会……………		22

平成17年11月28日

**平成17年12月第6回水俣市議会定例会会議録
(第1号)**

提案理由説明

平成17年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成17年11月28日水俣市長第6回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成17年11月28日午前10時0分水俣市議会議長第6回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成17年12月14日午前10時40分水俣市議会議長第6回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成17年11月28日（月曜日）

午前10時 0分 開会

午前11時46分 散会

（出席議員） 21人

緒 方 誠 也 君	西 田 弘 志 君	福 田 齊 君
藤 本 寿 子 君	吉 田 正 和 君	中 村 幸 治 君
大 川 末 長 君	真 野 頼 隆 君	田 中 功 君
渕 上 道 昭 君	牧 下 恭 之 君	谷 口 真 次 君
野 中 重 男 君	清 水 晶 夫 君	本 井 道 弘 君
大 川 久 洋 君	竹 下 武 義 君	岩 阪 雅 文 君
松 本 和 幸 君	松 本 満 良 君	中 山 徹 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長 （吉 村 明 賢 君）	次	長 （久木田 一 也 君）
議 事 係 長 （栄 永 尚 子 君）	書	記 （赤 司 和 弘 君）
書 記 （岩 坂 正 輝 君）		

（説明のため出席した者） 13人

市 長 （江 口 隆 一 君）	助 役 （滝 澤 行 雄 君）
収 入 役 （徳 富 邦 博 君）	総務企画部長 （森 近 君）
福祉環境部長 （吉 海 安 丈 君）	総合医療センター事務部長 （葦 浦 博 行 君）
総務企画部次長 （仁 木 徳 子 君）	福祉環境部次長 （中 田 和 哉 君）
産業建設部次長 （桑 畑 達 美 君）	水道局長 （山 田 敏 博 君）
教 育 次 長 （森 田 幸 治 君）	総務企画部総務課長 （田 上 和 俊 君）
総務企画部財政課長 （伊 藤 亮 三 君）	

○議事日程 第1号

平成17年11月28日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議第89号 水俣市体育施設条例の制定について

第4 議第90号 水俣市立武道館条例の制定について

第5 議第91号 水俣市野外活動施設の設置等に関する条例の制定について

第6 議第92号 水俣市立蘇峰記念館条例の制定について

第7 議第93号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の制定について

第8 議第94号 水俣市文化会館条例の制定について

(付託委員会)

第9 議第95号 水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について (総務文教)

第10 議第96号 水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について (総務文教)

第11 議第97号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて (総務文教)

第12 議第98号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議第99号 公有財産の処分について

第14 議第100号 市道の路線廃止について

第15 議第101号 市道の路線認定について

第16 議第102号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第5号)

第17 議第103号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

第18 議第104号 平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第2号)

第19 議第105号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)

第20 議第106号 平成17年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号)

第21 議第77号 平成16年度水俣市病院事業会計決算認定について

第22 議第78号 平成16年度水俣市水道事業会計決算認定について

第23 議第79号 平成16年度水俣市一般会計決算認定について

第24 議第80号 平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

第25 議第81号 平成16年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

第26 議第82号 平成16年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

- 第 27 議第 83 号 平成 16 年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
第 28 意見第 9 号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書について
第 29 陳第 3 号 湯出地区の自然環境の保全及び育成を求める陳情について

平成17年12月第6回水俣市議会定例会陳情文書表

受 理 番 号	件 名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第3号	湯出地区の自然環境の保全及び育成を求める陳情について	水俣市湯出1432-1 柏 木 優		

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前 10 時 0 分 開会

○議長（緒方誠也君） ただいまから平成 17 年第 6 回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（緒方誠也君） これから本日の会議を開きます。

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

厚生、産業建設の各常任委員会並びに一般会計決算特別委員会から、閉会中の継続審査となっていた平成 16 年度の一般会計、特別会計及び企業会計に関する決算 7 件について、それぞれ委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、議会運営委員会で発議の意見書案 1 件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情 1 件は、議席に配付しておきました。

なお、付託委員会については、議会の議決によって決定していただくこととしておりますので御了承願います。

次に、去る 9 月定例会で可決された自治体病院の医師確保対策を求める意見書は、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成 17 年 8 月分、9 月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告及び平成 17 年 8 月分、9 月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、地方自治法第 100 条第 12 項及び水俣市議会会議規則第 159 条の規定により、大川久洋議員を八代・天草架橋建設促進総決起大会出席のため八代市に派遣しましたので、御報告します。

次に、今期定例会に地方自治法第 121 条の規定により、江口市長、滝澤助役、徳富収入役、森総務企画部長、吉海福祉環境部長、葦浦総合医療センター事務部長、仁木総務企画部次長、中田福祉環境部次長、桑畑産業建設部次長、山田水道局長、田上総務課長、伊藤財政課長、森田教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 1 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（緒方誠也君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、議長において吉田正和議員、松本和幸議員を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（緒方誠也君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

平成17年12月 第 6 回定例会（11月28日招集）会期日程表
（会期 11月28日から14日まで17日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月28日	月	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 16年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	29日	火		休 会	議案調査
3	30日	水			議案調査（一般質問通告正午まで）
4	12月 1日	木			議案調査
5	2日	金			議案調査
6	3日	土			市の休日（土曜日）
7	4日	日			市の休日（日曜日）
8	5日	月			議案調査
9	6日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
10	7日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
11	8日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
12	9日	金	——	委員会	委員会

13	10日	土		休 会	市の休日（土曜日）
14	11日	日		休 会	市の休日（日曜日）
15	12日	月	——	委員会	委員会
16	13日	火		休 会	議事整理日
17	14日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（緒方誠也君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月14日までの17日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、17日間と決定しました。

日程第3 議第89号 水俣市体育施設条例の制定について

日程第4 議第90号 水俣市立武道館条例の制定について

日程第5 議第91号 水俣市野外活動施設の設置等に関する条例の制定について

日程第6 議第92号 水俣市立蘇峰記念館条例の制定について

日程第7 議第93号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の制定について

日程第8 議第94号 水俣市文化会館条例の制定について

日程第9 議第95号 水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第10 議第96号 水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条
例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第97号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第12 議第98号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程第13 議第99号 公有財産の処分について

日程第14 議第100号 市道の路線廃止について

日程第15 議第101号 市道の路線認定について

日程第16 議第102号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

日程第17 議第103号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第18 議第104号 平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）

日程第19 議第105号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第20 議第106号 平成17年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（緒方誠也君） 日程第3、議第89号水俣市体育施設条例の制定についてから、日程第20、議第106号平成17年度水俣市水道事業会計補正予算第2号まで、18件を一括して議題とします。

議第89号

水俣市体育施設条例の制定について

水俣市体育施設条例を次のように制定することとする。

平成17年11月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

水俣市体育施設条例

水俣市体育施設条例（平成7年条例第21号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の健康増進とスポーツの普及振興を図るため、水俣市体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
水俣市立総合体育館（本館）	水俣市中央公園1番地
水俣市立総合体育館（南部館）	水俣市袋字平田933番地外
浜公園児童プール	水俣市中央公園1番地
浜公園運動場	水俣市中央公園1番地
ひばりヶ丘運動場	水俣市ひばりヶ丘46番1
城山公園庭球場	水俣市古城一丁目353番地
競り舟艇庫会議室	水俣市白浜町34番地
湯出夜間照明施設	水俣市湯出1,641番地
葛渡夜間照明施設	水俣市葛渡181番地
久木野夜間照明施設	水俣市久木野1,117番地
袋夜間照明施設	水俣市袋1,403番地の2
第三中学校夜間照明施設	水俣市平町二丁目92番地
第二中学校夜間照明施設	水俣市塩浜町3番地3
水東簡易夜間照明施設	水俣市初野59番地
深川簡易夜間照明施設	水俣市中鶴539番地
石坂川簡易夜間照明施設	水俣市石坂川113番地
石飛簡易夜間照明施設	水俣市石坂川615番地
大川簡易夜間照明施設	水俣市大川553番地の2
越小場簡易夜間照明施設	水俣市越小場845番地の1

（所管）

第3条 体育施設は、教育委員会（以下「委員会」という。）の所管とする。

(休館日)

第4条 体育施設の休館日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

2 水俣市立総合体育館及び浜公園児童プールの休館日は、前項の規定に加え、月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号第3条に規定する休日にあたる場合は、その翌日とする。）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(使用時間及び使用期間)

第5条 体育施設の使用時間及び使用期間は、次に掲げるとおりとする。

ae, 水俣市立総合体育館、浜公園運動場、ひばりヶ丘運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室の使用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。

ae, 浜公園児童プールの使用時間は、午前10時から午後5時までとし、使用期間は、7月及び8月とする。

ae" 学校開放事業に係る体育施設の使用時間は、午後7時30分から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、使用時間及び使用期間を変更することができる。

(使用の許可)

第6条 体育施設を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 委員会は、体育施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

ae, 公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

ae, 施設、設備等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

ae" 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

ae» 前3号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 委員会は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

ae, この条例又はこの条例に基づく規則に違反すると認めるとき。

ae, 風紀秩序を乱すと認めるとき。

ae" 使用目的以外に使用したと認めるとき。

ae» 前3号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定により許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じた場合、市はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(使用期間)

第9条 体育施設の使用期間は引き続き3日間を超えることはできない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第11条 使用料は、別表のとおりとし、使用の許可と同時に納入しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 既に納入した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 体育施設の管理は、地方自治体（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 委員会は、前項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、委員会が特別の事情があると認めたときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成17年条例第28号。次項において

「手続条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

- 3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、委員会は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。
- 4 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、体育施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は使用時間若しくは使用期間を変更することができる。
- 5 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て使用料を定めるものとする。
- 6 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第9条までの規定中「委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 7 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育施設の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 8 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育施設の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- æ, 体育施設の使用の許可に関する業務
- æ,, 体育施設の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- æ'' 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が体育施設の管理上必要と認める業務

（原状回復業務）

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった体育施設の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

（過料）

第16条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第11条関係）

施設名	区 分	施 設 使 用 区 分		利用単位・使用者区分等		使 用 料 金
水俣市立総合体育館	大 ア リ ー ナ	全 面 使 用	使用者が入場料金等を徴収しない場合 （1時間当たり）	スポーツ・レクリエーション・文化的催物	高校生以下	1,000円
					一般	2,000円
				その他の目的	全使用者	4,000円
			使用者が入場料金等を徴収する場合 （1時間当たり）	スポーツ・レクリエーション・文化的催物	高校生以下	3,000円
					一般	4,000円
				その他の目的	全使用者	8,000円
		部 分 使 用	1台又はコート1面 （1時間当たり）	卓 球 台	高校生以下	100円
					一般	200円
				バドミントンコート	高校生以下	150円
					一般	250円

			バレーボール・ テニスコート	高校生以下	300円	
				一般	500円	
				バスケットボール・ ハンドボールコート	高校生以下	400円
					一般	600円
	放送設備一式		1回当たり		500円	
小アリーナ	全面 使用	使用者が入場料 金等を徴収しない 場合 (1時間当たり)	スポーツ・レク リエーション・ 文化的催物	高校生以下	500円	
				一般	1,000円	
		使用者が入場料 金等を徴収する 場合 (1時間当たり)	その他の目的	全使用者	2,000円	
			スポーツ・レク リエーション・ 文化的催物	高校生以下	1,500円	
		一般	2,000円			
		その他の目的	全使用者	4,000円		
	部分使用	施設使用区分、利用単位、使用料金は小アリーナと同じ				
放送設備一式		1回当たり		500円		
ジョギングコース		1時間当たり	高校生以下	50円		
			一般	100円		
		個人定期券（2箇月）	高校生以下	500円		
			一般	1,000円		
会議室	1室1時間当たり				200円	
	冷暖房料（1室1時間当たり）				200円	
トレーニングルーム	一般 利用	2時間当たり	個人	中学生 高校生	150円	
				一般	300円	
			団体 (10人以上)	中学生 高校生	10人まで1,000円 1人増すごとに 100円	
				一般	10人まで2,500円 1人増すごとに 200円	
	定期 利用	個人定期券（2箇月）	中学生 高校生	1,500円		
			一般	3,000円		
温水プール	一般 利用	2時間当たり	小学生以下 (ただし、小学生未満は保護者同伴 とする。)		100円	
			中学生 高校生		150円	
			一般（保護者を含む）		300円	
	定期 利用	個人定期券（2箇月）	小学生以下	1,000円		
			中学生 高校生	1,500円		
			一般	3,000円		
	専用 使用	全面	1時間当たり	高校生以下	1,000円	
				一般	2,000円	
		部分	1コース1時間当たり	全使用者	500円	
			放送設備一式		1回当たり	

水俣市立総合体育館 南部館	アリーナ	全 面 使 用	施設使用区分、利用単位、使用料金は本館小アリーナと同じ	
		部 分 使 用	施設使用区分、利用単位、使用料金は本館大アリーナと同じ	
	ホールの多目的	1 時間当たり		200円
		冷暖房料（1 時間当たり）		250円
浜公園児童プール		1 回 当 た り	全利用者	50円
浜公園運動場		グラウンド使用	ソフトボールコート 1 面 1 時間当たり	100円
		照明施設使用	ソフトボールコート 1 面 1 時間当たり	250円
ひばりヶ丘運動場		グラウンド使用	ソフトボールコート 1 面 1 時間当たり	100円
		照明施設使用	ソフトボールコート 1 面 1 時間当たり	250円
競り舟艇庫会議室		会 議 室	1 時間当たり	400円
湯出夜間照明施設		照明施設使用 1 時間当たり	登録団体	250円
葛渡夜間照明施設		照明施設使用 1 時間当たり	登録団体	250円
久木野夜間照明施設		照明施設使用 1 時間当たり	登録団体	250円
袋夜間照明施設		照明施設使用 1 時間当たり	登録団体	250円
第三中学校夜間照明施設		照明施設使用 1 時間当たり	登録団体	250円
第二中学校夜間照明施設		照明施設使用 1 時間当たり	登録団体	250円
備 考		1 使用時間が1時間単位のものについて1時間未満の端数が生じたときは、1時間使用として換算した使用料を加算し、2時間単位のものについて2時間未満の端数が生じたときは、2時間使用として換算した使用料を加算します。 2 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含みます。 3 営利又は宣伝を目的として使用する場合は、規定料金の10割を増した額を徴収します。 4 温水プールを部分専用使用する場合は、一般利用料金を別途徴収します。ただし、個人定期券利用者を除きます。 5 小学生以下とは、小学校の児童及び満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいいます。 6 登録団体とは、水俣市小中学校施設の開放に関する規則に規定する団体をいいます。		

（提案理由）

地方自治体第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、水俣市体育施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の設備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第90号

水俣市立武道館条例の制定について

水俣市立武道館条例を次のように制定することとする。

平成 17 年 11 月 28 日提出

水俣市長 江 口 隆 一

水俣市立武道館条例

水俣市立武道館条例（昭和 60 年条例第 16 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 武道の振興並びに市民の健康増進及び体力向上を図り、心身の健全な育成に寄与するため、水俣市立武道館（以下「武道館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 武道館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水俣市立武道館

位置 水俣市八幡町三丁目 9 番地 2

（所管）

第 3 条 武道館は、教育委員会（以下「委員会」という。）の所管とする。

（業務）

第 4 条 武道館の業務は、次に掲げるとおりとする。

æ, 柔道、剣道、弓道その他武道のために施設又は設備（以下「施設等」という。）を利用させる業務

æ,, その他武道館設置の目的を達成するため必要な業務

（職員）

第 5 条 武道館に館長、その他必要な職員を置くことができる。

（休館日）

第 6 条 武道館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

æ, 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで

（開館時間）

第 7 条 武道館の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（使用の許可）

第 8 条 武道館の施設等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

（許可の取消し等）

第 9 条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をせず、若しくは許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

æ, この条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるとき。

æ,, 風紀秩序を乱し、又はそのおそれがあると認めるとき。

æ" 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

æ» 虚偽その他不正な手段により許可を受けたと認めるとき。

æ... 前各号に掲げるもののほか、武道館の管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定により許可を取り消し、又は使用の停止を命じた場合において、使用者に損害が生じた場合、市はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第 5 号に該当する場合は、この限りでない。

（使用料）

第 10 条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、第 8 条の許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 既に納入した使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを返還することができる。

æ, 使用者の責めに帰さない理由により、武道館を使用することができなくなったとき。

æ,, 使用期間の初日の 3 日前までに使用の取消し又は許可事項の変更を申し出て、委員会が相当の理由があると

認めたとき。

（使用料の減免）

第11条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。ただし、照明料及び冷暖房料を除くものとする。

（指定管理者による管理）

第12条 武道館の管理は、地方自治法（昭和22年法律67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 第1項の規定により武道館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、武道館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により武道館の管理を指定管理者に行わせる場合には、当該指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て使用料を定めるものとする。

4 第1項の規定により武道館の管理を指定管理者に行わせる場合には、第8及び9条の規定中「委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

5 第1項の規定により武道館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前に第8条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

6 第1項の規定により武道館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前に第8条第1項（第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第13条 指定管理者は、次の各号にあげる業務を行うものとする。

ae, 第4条各号に掲げる業務

ae,, 武道館の使用の許可に関する業務

ae'' 武道館の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

ae» 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が武道館の管理上必要と認める業務

（原状回復義務）

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった武道館及び武道館が有する設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

（損害賠償）

第15条 故意又は過失により武道館の施設等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

（過料）

第16条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の水俣市立武道館条例第11条の規定により管理を委託している武道館の管理

については、平成 18 年 9 月 1 日（同日前に法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

（選定の特例）

- 3 委員会は、前項の規定により武道館の管理を指定管理者に行わせる場合で、委員会が特別の事情があると認めたときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 17 年条例第 28 号。次項において「手続条例」という。）第 3 条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。
- 4 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、委員会は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第 3 条第 1 項各号の書類の提出を求め、手続条例第 4 条各号に照らし総合的に判断するものとする。

別表（第 10 条関係）

使 用 区 分		利 用 単 位	使 用 料 金
団 体 使 用		各道場 1 時間当たり	500円
		照明料（各道場 1 時間当たり）	250円
個 人 使 用	一 般 ・ 大 学	1 人 1 回当たり	80円
		定期使用（1 箇月）	800円
	高 校 ・ 中 学	1 人 1 回当たり	60円
		定期使用（1 箇月）	600円
	小 学 生 以 下	1 人 1 回当たり	40円
		定期使用（1 箇月）	400円
会 議 室		1 室 1 時間当たり	200円
		冷暖房料（1 室 1 時間当たり）	200円
備 考			
1 使用者が入場料金等を徴収する場合は、規定料金の 5 割増しとする。			
2 使用時間が 1 時間単位のものについて、1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間として換算した使用料を加算する。			
3 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含む。			
4 特別の設備に要する費用は、使用者の負担とする。			

（提案理由）

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、水俣市立武道館の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第 91 号

水俣市野外活動施設の設置等に関する条例の制定について

水俣市野外活動施設の設置等に関する条例を次のように制定することとする。

平成 17 年 11 月 28 日提出

水俣市長 江 口 隆 一

水俣市野外活動施設の設置等に関する条例

水俣市野外活動施設の設置等に関する条例（昭和 56 年条例第 2 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 市民の健康増進及び体力向上並びに心身ともに健全な青少年の育成を図るため、野外活動施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 グリーンスポーツみなまた

位置 水俣市袋 西浦国有林地内

(所管)

第3条 施設は、教育委員会（以下「委員会」という。）の所管とする。

(開設期間)

第4条 施設の開設期間は、1月5日から12月27日までとする。ただし、キャンプ場については、4月1日から10月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、開設期間を変更することができる。

(利用時間)

第5条 使用許可を受けない利用者の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第6条 キャンプ場及び会議室を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 使用の許可を受けた者は、使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

3 委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を禁止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

æ, 施設の設置目的に反すると認めるとき。

æ,, 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

æ'' 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第8条 第6条の使用の許可を受けた者は、別表1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用しなかった場合は、この限りでない。

(用具の貸出及び貸出料の徴収)

第9条 キャンプ場を使用する者には、必要な用具を貸し出すことができる。

2 用具を貸し出すときは、別表2に定める貸出料を徴収するものとする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料及び貸出料（以下「使用料等」という。）の全部又は一部を免除することができる。

æ, 市又は委員会が主催するとき。

æ,, 市内の小学校又は中学校の教育課程として使用するとき。

2 前項に規定するもののほか、市長が公益上必要があると認めるときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、施設の開設期間及び利用時間を変更することができる。

3 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、当該指定管理者は、別表1及び別表2に掲

げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て使用料を定めるものとする。

4 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、第6条及び第7条の規定中「委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

5 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

6 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

ae, 施設の使用の許可に関する業務

ae,, 施設及び施設が有する設備の維持並びに修繕に関する業務

ae" 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が施設の管理上必要と認める業務

（原状回復義務）

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設及び施設が有する設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

（損害賠償）

第14条 利用者は、施設を損傷し、又は滅失した場合は、それによって生じた損害を賠償するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 第7条の規定に基づき許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じた場合、市はその賠償の責めを負わないものとする。

（過料）

第15条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の水俣市野外活動施設の設置等に関する条例第11条の規定により管理を委託している施設の管理については、平成18年9月1日（同日前に法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

別表1（第8条関係）

区 分	単 位	使 用 料
キャンプ場	1人1日	100円
会 議 室	1室1時間	210円

（注）1日とは、使用開始の日の午後2時から翌日の午後1時までをいう。

別表2（第9条関係）

キャンプ用具貸出料金表

用 具 名	単 位	貸 出 料
-------	-----	-------

フレッシュエアーテント	1 棟 1 日	1,030 円
ウォールテント	1 張 1 日	520 円
毛 布	1 枚 1 日	100 円
寝 袋	1 袋 1 日	100 円
その他の用具	1 品 1 日	各 50 円

(注) 1 日とは、使用開始の日の午後 2 時から翌日午後 1 時までをいう。

(提案理由)

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、グリーンスポーツみなまたの管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の設備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第 92 号

水俣市立蘇峰記念館条例の制定について

水俣市立蘇峰記念館条例を次のように制定することとする。

平成 17 年 11 月 28 日提出

水俣市長 江 口 隆 一

水俣市立蘇峰記念館条例の全部を改正する条例

水俣市立蘇峰記念館条例（昭和 58 年条例第 20 号）の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 徳富蘇峰・蘆花兄弟に関する資料を収集し、その業績をしのび、広く市民の観覧に供するため、水俣市立蘇峰記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水俣市立蘇峰記念館

位置 水俣市陣内一丁目 1 番 1 号

(所管)

第 3 条 記念館は、教育委員会（以下「委員会」という。）の所管とする。

(職員)

第 4 条 記念館に館長及びその他必要な職員を置くことができる。

(休館日)

第 5 条 記念館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

㊦ 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日に当たるときは、その翌日）

㊦ 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

(開館時間)

第 6 条 記念館の開館時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(業務)

第 7 条 記念館の業務は、次に掲げるとおりとする。

㊦ 徳富蘇峰・蘆花兄弟に関する資料（以下「記念館資料」という。）の収集、保管、展示及び供用に関する業務

㊦ 記念館の入館者に対する説明、助言及び指導に関する業務

㊦ 徳富蘇峰・蘆花兄弟及び記念館資料に関する調査研究に関する業務

㊦ 徳富蘇峰・蘆花兄弟の顕彰に関する業務

ae@ その他必要な事業に関する業務
(入館料)

第8条 記念館の入館料は、無料とする。

(入館の制限)

第9条 委員会は、記念館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館させることができる。

ae@ 記念館の施設、記念館資料等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

ae@ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがあると物品若しくは動物の類を携行すると認めるとき。

ae@ 前2号に掲げるもののほか、記念館の管理上支障があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第10条 記念館の管理については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条2第3項の規定により法人その他の団体であって委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により記念館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ、委員会の承認を得て、記念館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により記念館の管理を指定管理者に行わせる場合は、前条の規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

ae@ 第7条各号に掲げる業務

ae@ 前号に掲げるもののほか、指定管理者が記念館の管理上必要と認める業務

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった記念館の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承諾を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失により記念館の施設、記念館資料等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(選定の特例)

2 この条例の施行の日から平成21年3月31日までの間において、第10条第1項の規定により記念館の管理を指定管理者に行わせる場合で、委員会が特別の事情があると認めたときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成17年水俣市条例第28号。次項において「手続条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、委員会は、選定を行おうとする法人その他団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

(提案理由)

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、水俣市立蘇峰記念館の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第 93 号

徳富蘇峰・蘆花生家条例の制定について

徳富蘇峰・蘆花生家条例を次のように制定することとする。

平成 17 年 11 月 28 日提出

水俣市長 江 口 隆 一

徳富蘇峰・蘆花生家条例の全部を改正する条例

徳富蘇峰・蘆花生家条例（平成 6 年条例第 17 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 徳富蘇峰・蘆花兄弟の生家を保存し、その功績を顕彰するとともに、本市の文化交流の場として、地域文化の向上に資するため、徳富蘇峰・蘆花生家（以下「生家」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 生家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 徳富蘇峰・蘆花生家

位置 水俣市浜町二丁目 6 番 5 号

（所管）

第 3 条 生家は、教育委員会（以下「委員会」という。）の所管とする。

（休館日）

第 4 条 生家の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

㊦ 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日に当たるときは、その翌日）

㊦ 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

（開館時間）

第 5 条 生家の開館時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（業務）

第 6 条 生家の業務は、次に掲げるとおりとする。

㊦ 徳富蘇峰・蘆花兄弟に関する資料（以下「生家資料」という。）の収集、保管、展示及び供用に関する業務

㊦ 生家の入館者に対する説明、助言及び指導に関する業務

㊦ 徳富蘇峰・蘆花兄弟、生家及び生家資料に関する調査研究に関する業務

㊦ 徳富蘇峰・蘆花兄弟の顕彰に関する業務

㊦ その他必要な事業に関する業務

（入場料）

第 7 条 生家の入場料は、無料とする。

（施設の使用許可）

第 8 条 生家の研修室又は広場（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

3 施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。

（使用料）

第 9 条 施設の使用料は、別表に定める額とし、使用者は、使用の許可を受けたときに、当該使用料を納入しなけ

ればならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

（入場、使用制限等）

第10条 委員会は、見学のため生家に入場しようとする者又は生家を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒否し、又は施設の使用を許可しないことができる。

㊦ 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。

㊦ 生家、生家資料等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

㊦ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

㊦ 前3号に掲げる場合のほか、生家の管理上支障があると認めるとき。

2 委員会は、見学のため生家に入場する者又は使用者（以下「入場者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、入場者等に生家からの退館を命じ、又は使用者に許可の条件を変更し、若しくは許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じることができる。

㊦ この条例、この条例に基づく規則又は委員会の指示した事項に違反すると認めるとき。

㊦ 前項第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるとき。

㊦ 虚偽その他不正な手段により許可を受けたと認めるとき。

㊦ 前3号に掲げる場合のほか、生家の管理上支障があると認めるとき。

3 前2項の規定により、入場を拒否し、退館を命じ、許可の条件を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、入場者等に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

（使用料の減免）

第11条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の返還）

第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（指定管理者による管理）

第13条 生家の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により生家の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ委員会の承諾を得て、生家の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により生家の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て使用料を定めるものとする。

4 第1項の規定により生家の管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条及び第10条の規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

5 第1項の規定により生家の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が生家の管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

6 第1項の規定により生家の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が生家の管理を行うこととされた期間前に第8条第1項（第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

㊦ 第6条各号に掲げる業務

㊦ 生家の使用の許可に関する業務

㊦ 生家の施設及び設備の維持及び軽微な修繕に関する業務

㊦ 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が生家の管理上必要と認める業務

(原状回復義務)

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった生家の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第16条 故意又は過失により生家の施設、生家資料等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(過料)

第17条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の 5 倍に相当する額（当該 5 倍に相当する額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の徳富蘇峰・蘆花生家条例第 12 条の規定により管理を委託している生家の管理については、平成 18 年 9 月 1 日（同日前に法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

(選定の特例)

3 この条例の施行の日から平成 21 年 3 月 31 日までの間において、第 13 条第 1 項の規定により生家の管理を指定管理者に行わせる場合で、委員会が特別の事情があると認めたときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 17 年水俣市条例第 28 号。次項において「手続条例」という。）第 3 条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

4 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、委員会は、選定を行おうとする法人その他団体と協議し、手続条例第 3 条第 1 項各号の書類の提出を求め、手続条例第 4 条各号に照らし総合的に判断するものとする。

別表（第 9 条関係）

使用料

区 分	使 用 料 （ 1 時 間 当 た り ）
研 修 室	500 円
広 場	300 円

備考

使用料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

(提案理由)

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、徳富蘇法・蘆花生家の管理を指定管理者に行わせるため、本案のように制定しようとするものである。

議第 94 号

水俣市文化会館条例の制定について

水俣市文化会館条例を次のように制定することとする。

平成 17 年 11 月 28 日提出

水俣市文化会館条例

水俣市文化会館条例（昭和 53 年条例第 1 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 市民の教養を高め、文化の向上を図りあわせて福祉を増進するため、水俣市文化会館（以下「会館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水俣市文化会館

位置 水俣市牧ノ内 8 番地の 1

（所管）

第 3 条 会館は、教育委員会（以下「委員会」という。）の所管とする。

（職員）

第 4 条 会館に館長及びその他必要な職員を置くことができる。

（休館日等）

第 5 条 会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

㊦ 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日に当たるときは、その翌日）

㊦ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、休館日の使用を許可することができる。

（開館時間）

第 6 条 会館の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（業務）

第 7 条 会館の業務は、次に掲げるとおりとする。

㊦ 運営計画に関する業務

㊦ 使用許可に関する業務

㊦ 使用料の徴収に関する業務

㊦ 自主文化事業の企画及び実施に関する業務

（使用の許可）

第 8 条 会館を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

3 会館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。

（使用制限、取消し等）

第 9 条 委員会は、会館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

㊦ 公害を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

㊦ 会館の施設、設備等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

㊦ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

㊦ 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を常態とする者の利益になると認めるとき。

㊦ 前各号に掲げる場合のほか、会館の管理上支障があると認めるとき。

2 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

㊦ 許可の内容又は条件に違反すると認めるとき。

㊦ この条例、この条例に基づく規則又は委員会の指示した事項に違反すると認めるとき。

㊦ 前2号に掲げるもののほか、会館の管理上特に必要と認めるとき。

- 3 前項の規定により、許可の条件を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第3号に該当する場合は、この限りでない。

（使用権の譲渡等の禁止）

第10条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用後の措置）

第11条 使用者は、会館の使用が終わったとき、使用の中止を命ぜられたとき、又は使用許可の取消しを受けたときは、職員の指示に従い、速やかに原状に回復しなければならない。

（使用料）

第12条 会館の施設、設備等の使用料は、別表に定める額とし、次の各号に掲げるとおり納入しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

㊦ 施設使用料 使用の許可を受けたとき。

㊦ 設備等使用料 使用の額が確定したとき。

- 2 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が別に定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

㊦ 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用不能となったとき。

㊦ 公益上又は管理上の必要により許可を取り消したとき。

㊦ 使用者が、使用開始前に許可の取消しを申し出て委員会がこれを許可したとき。

㊦ 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

（使用料の減免）

第13条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（指定管理者による管理）

第14条 会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、会館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は使用時間を変更することができる。

- 3 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て使用料を定めるものとする。

- 4 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条及び第9条の規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 5 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が会館の管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

- 6 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が会館の管理を行うこととされた期間前に第8条第1項（第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第15条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

㊦ 第7条第1号から第3号までに掲げる業務

㊦ 会館の施設、設備等の維持及び修繕に関する業務

㊦ 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が会館の管理上必要と認める業務

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その委託の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により会館の施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(過料)

第18条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の水俣市文化会館条例第12条の規定により管理を委託している会館の管理については、平成18年9月1日（同日前に法第244条の2第3号の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

(選定の特例)

- 3 この条例の施行の日から平成21年3月31日までの間において、第14条第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合で、委員会が特別の事情があると認めたときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成17年水俣市条例第28号。次項において「手続条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。
- 4 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、委員会は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

別表（第12条関係）

(1) 施設使用料

ア 会館の全体を使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

使用時間			午前 9 時 正 ～ 午	正 ～ 午 午後 1 時	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 5 時 ～ 午後 6 時	午後 6 時 ～ 午後 10 時	冷暖房使用料 1 時間につき
区 分			円	円	円	円	円	円
ホ ー ル	入場料を 徴収しない 場合	平 日	9,370	※1,870	12,050	※2,410	14,730	冷房 5,360
		土 曜 日 日 曜 日 休 日	11,390	※2,270	14,730	※2,940	18,080	
	入場料を 徴収する 場合	平 日	18,750	※3,750	24,100	※4,820	32,140	暖房 4,020
		土 曜 日 日 曜 日 休 日	22,760	※4,550	32,140	※6,420	40,170	
本表中※部分の使用時間を含む前後の使用時間を連続して使用しようとする場合は、当該連続する使用時間の使用料から※部分の使用料を控除する。ただし、※部分の使用時間のみの使用は、許可しない。								

イ 時間外の使用、舞台面又はリハーサル室のみを使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

時間外	午前 8 時～午前 9 時	午前 9 時から正午までの使用料の額に100分の20を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）	
	午後10時～午後11時	午後 6 時から午後10時までの使用料の額に100分の20を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）	
舞台面のみ		アの使用料の額に100分の20を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。	
リハーサル室	午前 9 時～午後 5 時	1 時間につき	200円
		冷暖房使用料 1 時間につき	350円
	午後 5 時～午後10時	1 時間につき	250円
		冷暖房使用料 1 時間につき	400円
時間外の使用は、やむを得ない場合で、1 時間に限る。リハーサル室の使用は、他のホールの使用者がいない場合に限り、1 時間未満の使用は1 時間とみなす。			

(2) 設備等使用料

設備等の名称	単 位	使 用 料
舞台大小道具	1 回 1 点 に つ き	10,000 円 以 内 で 市 長 が 定 め る 額
舞台照明器具	1 回 1 点 に つ き	5,000 円 以 内 で 市 長 が 定 め る 額
舞台音響器具	1 回 1 点 に つ き	5,000 円 以 内 で 市 長 が 定 め る 額

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 休館日の使用については、土曜日、日曜日、休日の料金を適用する。
- 3 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 使用者が入場料を徴収しないが、入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合、その他これに準ずる場合をいう。）並びに営業の宣伝その他これに類する目的を持って無料で入場させるときは、入場料を徴収したものとしみなして使用料を徴収する。
- 5 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

(提案理由)

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、水俣市文化会館の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の設備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第95号

水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成 17 年 11 月 28 日提出

水俣市長 江 口 隆 一

水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（提案理由）

平成17年度人事院勧告に基づく国の特別職の給与に関する法律の一部改正に準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第96号

水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年11月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（水俣市長等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 水俣市長等の給与に関する条例（昭和26年告示第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

（水俣市教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 水俣市教育長の給与等に関する条例（昭和42年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（提案理由）

平成17年度人事院勧告に基づく国の特別職の給与に関する法律の一部改正に準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第97号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年11月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「13,500円」を「13,000円」に改める。

第14条の7第2項第1号中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の35」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	特1級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	123,800	—	159,700	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200
	2	126,200	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200
	3	129,700	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000
	4	133,900	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800
	5	138,300	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300
	6	142,800	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700
	7	148,000	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100
	8	153,900	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700
	9	159,800	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100
	10	165,700	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800
	11	169,900	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500
	12	173,300	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900
	13	176,200	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600
	14	178,700	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000
	15	181,300	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400
	16	183,200	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900
	17	181,100		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200
	18	182,600		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300
	19			244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400	
	20				293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000	
	21				295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600	
	22				297,200	349,700	370,200	408,500	425,700		
	23				299,100	351,900	372,700	411,900			
	24				301,100	354,100	375,300	415,300			
	25				303,000	356,500	377,800				
	26				304,800	358,700	380,400				
	27				306,700	361,000					
	28				308,700	363,200					
	29				310,600						
	30				312,500						
	31				314,400						
	32				316,200						
再任用職員		136,100	149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医 療 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 級	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	294,900	345,900	424,300
	2	311,000	362,400	437,000
	3	327,200	379,000	449,000
	4	343,500	395,600	460,700
	5	359,800	408,000	472,000
	6	376,200	420,800	483,300
	7	392,800	433,200	493,900
	8	405,200	445,200	504,300
	9	416,600	456,600	514,300
	10	427,100	467,400	523,900
	11	436,600	478,200	533,600
	12	445,700	488,400	542,500
	13	454,600	498,100	551,000
	14	463,200	507,800	559,600
	15	471,900	516,100	567,900
	16	480,400	524,500	576,300
	17	486,300	532,900	584,000
	18	491,200	539,500	590,500
	19	495,300	545,900	595,700
	20	498,600	550,600	601,700
	21	502,100	555,200	607,000
	22	505,600	559,800	612,000
	23	509,000	563,800	616,900
	24	512,400	567,900	621,500
	25			626,100
	26			630,600
	27			634,700
	28			638,600
	29			642,300
	30			645,700
	31			649,000
	32			651,900
	33			654,900
再任用職員		345,400	396,500	463,700

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

第2条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の7第2項中「市長の」を「規則で」に改め同項第1号中「100分の75」を「100分の72.5」に、「100分の95」を「100分の92.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。
ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号級を超える給料月額等の切替え等)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号級を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(施行日前の異動者の号級等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号級又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号級等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号級又は給料月額は、第1条の規定による改正前の水俣市一般職の職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の水俣市一般職の職員の給与に関する条例第14条の4第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第17条の2第1項から第3項まで若しくは第5項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成12年条例第40号）第4条第1項又は公益法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

㊦ 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当（水俣市一般職の職員の給与に関する条例第10条の2第2項に規定する規則で定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

㊦ 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額
(規則への委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

平成17年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第98号

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成 17 年 11 月 28 日提出

水俣市長 江 口 隆 一

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

水俣市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 34 条」を「第 45 条」に改める。

第 2 条中「第 17 条」を「第 24 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が、平成 17 年 7 月 1 日に施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第99号

公有財産の処分について

公有財産を次のように処分することとする。

平成 17 年 11 月 28 日提出

水俣市長 江 口 隆 一

処分する財産の表示			処分の 相手方	処分の 目 的	処分の予定価格
区 分	所在地	面 積			
土 地	水俣市ひばりヶ丘 46 番 1 の一部	6,500 平方メートル	熊本県	警察署 建設用地	160,550,000 円

（提案理由）

熊本県が警察署を建設するため、ひばりヶ丘運動場の用地の一部を処分する必要があるので、本案のように提案するものである。

議第100号

市道の路線廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止することとする。

平成 17 年 11 月 28 日提出

水俣市長 江 口 隆 一

No.	路 線	起 点	終 点	重要な経過地
1	初野 1 号線	初野字西原 3 6 5 番 6	初野字大丸 8 3 番 8 地先	な し

（提案理由）

本路線は、九州新幹線建設に伴い、国道 3 号が北側に移動することとなったが、これにより、接続点となる終点の位置が変わるため、路線廃止をしようとするものである。

(掲載図略)

議第101号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定することとする。

平成17年11月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

No.	路 線	起 点	終 点	重要な経過地
1	初野1号線	初野字西原地内	初野字大丸地内	な し
2	長野町5号線	長野町地内	長野町地内	な し

(提案理由)

初野1号線は、九州新幹線建設に伴い、国道3号の位置が変わることにより、接続点となる終点の位置が変わるため、路線廃止を行い、新たな区間で認定しようとするものである。

長野町5号線は、現況が公衆用道路として使用されており、地権者から寄附の申し出があったため、市道に認定しようとするものである。

(掲載図略)

議第102号

平成17年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

平成17年度水俣市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203,979千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,200,913千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加・変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成17年11月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

第1表 歳入歳出予算補正（第5号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
12. 分 担 金 及 び 負 担 金		202,564	335	202,899
	1. 分 担 金	15,046	335	15,381
14. 国 庫 支 出 金		1,597,304	54,566	1,651,870
	1. 国 庫 負 担 金	1,239,052	780	1,239,832

	2. 国 庫 補 助 金	348,152	53,786	401,938
15. 県 支 出 金		1,011,597	13,680	1,025,277
	2. 県 補 助 金	432,469	13,680	446,149
19. 繰 越 金		34,567	40,552	75,119
	1. 繰 越 金	34,567	40,552	75,119
20. 諸 収 入		354,817	4,046	358,863
	4. 雑 入	190,608	4,046	194,654
21. 市 債		1,321,700	90,800	1,412,500
	1. 市 債	1,321,700	90,800	1,412,500
補正されなかった款に係る額		8,474,385		8,474,385
歳 入 合 計		12,996,934	203,979	13,200,913

歳出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 議 会 費		174,434	725	175,159
	1. 議 会 費	174,434	725	175,159
2. 総 務 費		1,824,487	1,373	1,825,860
	1. 総 務 管 理 費	1,241,878	1,922	1,243,800
	2. 徴 税 費	180,652	△549	180,103
3. 民 生 費		3,843,458	17,579	3,861,037
	1. 社 会 福 祉 費	1,534,743	14,168	1,548,911
	2. 児 童 福 祉 費	1,614,765	3,058	1,617,823
	3. 生 活 保 護 費	693,950	353	694,303
4. 衛 生 費		1,853,898	18,561	1,872,459
	1. 保 健 衛 生 費	658,642	2,405	661,047
	2. 清 掃 費	637,485	5,422	642,907
	4. 環 境 対 策 費	146,789	10,734	157,523
5. 農 林 水 産 業 費		383,806	14,540	398,346
	1. 農 業 費	267,866	7,751	275,617
	2. 林 業 費	73,336	53	73,389
	3. 水 産 業 費	42,604	6,736	49,340
6. 商 工 費		239,605	4,002	243,607
	1. 商 工 費	239,605	4,002	243,607
7. 土 木 費		1,683,411	140,674	1,824,085
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	429,594	△16,319	413,275
	5. 都 市 計 画 費	895,524	△462	895,062
	6. 住 宅 費	295,934	157,455	453,389

8. 消 防 費		355,583	△491	355,092
	1. 消 防 費	355,583	△491	355,092
9. 教 育 費		852,050	4,647	856,697
	4. 社 会 教 育 費	177,879	817	178,696
	5. 保 健 体 育 費	221,574	3,830	225,404
10. 災 害 復 旧 費		108,890	2,369	111,259
	1. 農林水産施設災害復旧費	31,272	2,369	33,641
11. 公 債 費		1,662,312	0	1,662,312
	1. 公 債 費	1,662,312	0	1,662,312
補正されなかった款に係る額		15,000		15,000
歳 出 合 計		12,996,934	203,979	13,200,913

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
7. 土 木 費	6. 住 宅 費	公営住宅建替事業	346,988

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限度額
文化会館管理委託料 (生涯学習課)	自 平成17年度 至 平成20年度	千円 74,838
徳富蘇峰・蘆花施設管理委託料 (生涯学習課)	自 平成17年度 至 平成20年度	16,555
体育施設管理委託料 (スポーツ振興課)	自 平成17年度 至 平成18年度	58,388
グリーンスポーツ管理委託料 (スポーツ振興課)	自 平成17年度 至 平成20年度	9,734
武道館管理委託料 (スポーツ振興課)	自 平成17年度 至 平成20年度	21,478

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
白浜団地3号棟建設工事 (都市政策課)	自 平成18年度 至 平成18年度	千円 277,605	自 平成18年度 至 平成18年度	千円 116,665

第4表 地 方 債 補 正

変更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
一般単独事業	千円 65,700				千円 67,700			
過疎対策事業	138,900				128,200			
公営住宅建設事業	109,700				208,800			
災害復旧事業	28,500				28,900			
補正されなかった事業に係る額	978,900				978,900			
計	1,321,700				1,412,500			

議第103号

平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108,604千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,638,122千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成17年11月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		1,243,146	4,570	1,247,716
	1. 国 庫 負 担 金	835,276	4,570	839,846
4. 県 支 出 金		128,298	18	128,316
	1. 県 負 担 金	14,828	18	14,846
5. 療養給付費等交付金		770,948	95,625	866,573
	1. 療養給付費等交付金	770,948	95,625	866,573
8. 繰 入 金		223,378	102,427	325,805
	1. 他 会 計 繰 入 金	223,377	△170	223,207
	2. 基 本 繰 入 金	1	102,597	102,598
9. 繰 越 金		315,048	△94,036	221,012
	1. 繰 越 金	315,048	△94,036	221,012
補正されなかった款に係る額		848,700		848,700
歳 入 合 計		3,529,518	108,604	3,638,122

歳出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		62,656	259	62,915
	1. 総 務 管 理 費	32,639	△147	32,492
	2. 徴 税 費	23,936	△23	23,913
	5. 国民健康保険特別対策費	5,940	429	6,369
2. 保 険 給 付 費		2,448,072	108,272	2,556,344
	1. 療 養 諸 費	2,156,404	95,625	2,252,029
	2. 高 額 医 療 費	277,786	12,647	290,433
5. 共 同 事 業 拠 出 金		59,317	73	59,390
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	59,317	73	59,390
補正されなかった款に係る額		959,473		959,473
歳 出 合 計		3,529,518	108,604	3,638,122

議第104号**平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）**

平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ221千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,714,890千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成17年11月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 繰 入 金		365,054	221	365,275
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	365,054	221	365,275
補正されなかった款に係る額		4,349,615		4,349,615
歳 入 合 計		4,714,669	221	4,714,890

歳出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		26,117	221	26,338
	1. 総 務 管 理 費	26,117	221	26,338
補正されなかった款に係る額		4,688,552		4,688,552
歳 出 合 計		4,714,669	221	4,714,890

議第105号

平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成17年度水俣市介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,891千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,656,106千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成17年11月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		709,784	393	710,177
	2. 国 庫 補 助 金	201,014	393	201,407
6. 繰 入 金		402,265	8,498	410,763
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	402,265	8,498	410,763
補正されなかった款に係る額		1,535,166		1,535,166
歳 入 合 計		2,647,215	8,891	2,656,106

歳出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		82,843	8,891	91,734
	1. 総 務 管 理 費	38,389	8,897	47,286
	2. 徴 収 費	9,673	△6	9,667
補正されなかった款に係る額		2,564,372		2,564,372
歳 出 合 計		2,647,215	8,891	2,656,106

議第106号

平成17年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成17年度水俣市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 平成17年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費	401,899千円	4,583千円	406,482千円
第1項 営業費用	316,260千円	4,583千円	320,843千円
第2項 営業外費用	84,332千円	0千円	84,332千円
第3項 特別損失	307千円	0千円	307千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(資本的収支の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額160,802千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額162,464千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,164千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,193千円」に、「過年度分損益勘定留保資金96,638千円」を「過年度分損益勘定留保資金98,271千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	22,041千円	△74千円	21,967千円
第1項 負担金	20,725千円	0千円	20,725千円
第2項 国県支出金	1,315千円	△74千円	1,241千円
第3項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	182,843千円	1,588千円	184,431千円
第1項 建設改良費	98,584千円	1,588千円	100,172千円
第2項 企業債償還金	83,259千円	0千円	83,259千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条第1号中「128,726千円」を「132,452千円」に改める。

平成17年11月28日提出

水俣市長 江 口 隆 一

○議長(緒方誠也君) 提案理由の説明を求めます。

江口市長。

(市長 江口隆一君登壇)

○市長(江口隆一君) 本定例市議会に提案しました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第89号水俣市体育施設条例の制定について、議第90号水俣市立武道館条例の制定について、議第91号水俣市野外活動施設の設置等に関する条例の制定について、議第92号水俣市立蘇峰記念館条例の制定について、議第93号徳富蘇峰・蘆花生家条例の制定について及び議第94号水俣市文化会館条例の制定について申し上げます。

これらの議案につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第95号水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第96号水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する

条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

両案とも、平成 17 年度人事院勧告に基づく国の特別職の給与に関する法律の一部改正に準じて、期末手当の支給割合を 100 分の 5 引き上げるものであります。

次に、議第 97 号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成 17 年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて改正するものであります。

改正の主なものは、給料月額を平均 0.3 % 引き下げ、配偶者に係る扶養手当の支給額を 1 万 3,000 円に引き下げ、勤勉手当の支給割合を 100 分の 5 引き上げるものであります。

次に、議第 98 号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第 99 号公有財産の処分について申し上げます。

本案は、ひばりヶ丘運動場内に熊本県が警察署を建設することに伴い、土地を処分しようとするものであります。

土地売り払い価格につきましては、平成 17 年 10 月 26 日に開催されました水俣市財産価格審議会において審議を行い、11 月 17 日付で熊本県と 1 億 6,055 万円で土地売買の仮契約の締結をいたしております。

土地の所在は、水俣市ひばりヶ丘 46 番 1 の一部でありまして、地目は雑種地、地積は 6,500 平方メートルであります。

次に、議第 100 号市道の路線廃止について申し上げます。

本路線は、九州新幹線建設に伴い、国道 3 号が北側に移動することになったことで、接続点となる終点の位置が変わるため、路線廃止をしようとするものであります。

次に、議第 101 号市道の路線認定について申し上げます。

初野 1 号線は、九州新幹線建設に伴い、国道 3 号の位置が変わることにより、接続点となる終点の位置が変わるため、路線廃止を行い、全線を新たな市道として認定しようとするものであります。

長野町 5 号線は、現況が公衆用道路として使用されており、地権者から寄附を受けたため、市道として認定しようとするものであります。

次に、議第 102 号平成 17 年度水俣市一般会計補正予算第 5 号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 2 億 397 万 9,000 円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳

出それぞれ 132 億 91 万 3,000 円とするものであります。

主な補正内容としましては、給与改定等に伴う人件費の調整のほか、第 2 款総務費に、公有財産管理運用事業、第 3 款民生費に、母子家庭医療費助成事業、第 4 款衛生費に、水俣病公式確認 50 年事業、第 5 款農林水産業費に、単独漁港整備事業、第 6 款商工費に、地場企業支援事業、第 7 款土木費に、公営住宅建替事業、第 8 款消防費に、水俣芦北広域行政事務組合負担金、第 9 款教育費に、水俣市地域生涯学習施設整備事業、第 10 款災害復旧費に、現年発生補助災害復旧事業等を計上いたしております。

なお、これらの財源としましては、第 12 款分担金及び負担金、第 14 款国庫支出金、第 15 款県支出金、第 19 款繰越金、第 20 款諸収入、第 21 款市債を追加し調整いたしております。

このほか繰越明許費としまして、公営住宅建替事業を計上いたしております。

また、債務負担行為の補正としまして、文化会館管理委託料外 4 件を追加し、白浜団地 3 号棟建替工事の限度額を変更いたしております。

地方債の補正としましては、過疎対策事業外 3 件の限度額の変更をいたしております。

次に、議第 103 号平成 17 年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 860 万 4,000 円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 36 億 3,812 万 2,000 円とするものであります。

補正の内容としましては、総務費で給与費改定等に伴う人件費を調整し、保険給付費、共同事業拠出金を増額するものです。

これらの財源としましては、国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金、繰入金を増額し、繰越金を減額いたしております。

次に、議第 104 号平成 17 年度水俣市老人保健特別会計補正予算第 2 号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 22 万 1,000 円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 47 億 1,489 万円とするものであります。

補正の内容としましては、人事異動等に伴い人件費を増額いたしております。

この財源としましては、繰入金を増額いたしております。

次に、議第 105 号平成 17 年度水俣市介護保険特別会計補正予算第 3 号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 889 万 1,000 円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 26 億 5,610 万 6,000 円とするものであります。

補正の内容としましては、給与改定に伴う人件費の調整及び介護保険制度改正に伴う電算システム改修委託料を計上いたしております。

これらの財源としましては、国庫支出金及び繰入金で調整いたしております。

次に、議第 106 号平成 17 年度水俣市水道事業会計補正予算第 2 号について申し上げます。

今回の補正は、平成 17 年度水俣市水道事業会計予算第 3 条に定める収益的支出の額を 458 万 3,000 円増額して、補正後の収益的支出の額を 4 億 648 万 2,000 円にするとともに、予算第 4 条に定める資本的収入の額を 7 万 4,000 円減額して、補正後の資本的収入の額を 2,196 万 7,000 円にし、資本的支出の額を 158 万 8,000 円増額して、補正後の資本的支出の額を 1 億 8,443 万 1,000 円にするものであります。

なお、資本的収入及び支出の補正に伴い、補てん財源の額をあわせて変更するものであります。

補正の主な内容としましては、給与改定、制度改正等に係る人件費及び水道施設管理経費を増額いたしております。

以上、本定例市議会に提案いたしました各議案につきまして、順次提案理由の説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方誠也君） 提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第 95 号水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 96 号水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第 97 号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上 3 件は、急を要するため本日議決してほしい旨の申し出がっております。

したがって、これから本 3 件の審議をお願いします。

この際、議案調査のため休憩します。

午前 10 時 15 分 休憩

午前 10 時 16 分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑に入ります。

議第 95 号水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

議第 96 号水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

議第 97 号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

ただいま質疑を終わりました議第 95 号、議第 96 号及び議第 97 号の議案 3 件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のため休憩します。

午前 10 時 17 分 休憩

午前 11 時 5 分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど総務文教常任委員会に付託しておりました議案 3 件について、委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の審査報告を求めます。

総務文教委員長真野頼隆議員。

（総務文教委員長 真野頼隆君登壇）

○総務文教委員長（真野頼隆君） ただいま総務文教委員会に付託されました議案 3 件について、委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

まず、議第 95 号水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第 96 号水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上 2 件を一括して申し上げます。

両案は、いずれも平成 17 年度人事院勧告に基づく国の特別職の給与に関する法律の一部改正に準じて、期末手当の支給割合を 100 分の 5 引き上げるものであるとの説明を受けました。

質疑は特になく、昨今の本市の財政状況及び市民の暮らしの状況を察するに、自粛すべきであり、したがって本案については賛成できないとの討論がありました。

採決の結果、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第 97 号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成 17 年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、改正するものであり、その主なものは、給料月額を平均 0.3 %引き下げ、配偶者に係る扶養手当の支給額を 1 万 3,000 円に引き下げ、勤勉手当の支給割合を 100 分の 5 引き上げるものであるとの説明を受けました。

別段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第 103 条の規定により報告します。

平成 17 年 11 月 28 日

総務文教常任委員長 真 野 頼 隆

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議 第 95 号	水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 第 96 号	水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	賛 成 多 数
議 第 97 号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成

○議長（緒方誠也君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

清水晶夫議員から、議第 95 号及び議第 96 号について討論の通告がありますので、発言を許します。

清水晶夫議員。

○清水晶夫君 95 号、96 号、一括して討論いたします。

委員長報告にもありましたように、私の反対討論の趣旨については委員長報告にその趣旨が入っておりますので、その旨を申し上げまして本会議での反対の討論にかえたいと思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議第 95 号水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(緒方誠也君) 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長(緒方誠也君) 次に、議第 96 号水俣市長等の給与に関する条例及び水俣市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(緒方誠也君) 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長(緒方誠也君) 次に、議第 97 号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

日程第 21 議第 77 号 平成 16 年度水俣市病院事業会計決算認定について

日程第 22 議第 78 号 平成 16 年度水俣市水道事業会計決算認定について

日程第 23 議第 79 号 平成 16 年度水俣市一般会計決算認定について

日程第24 議第80号 平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第25 議第81号 平成16年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

日程第26 議第82号 平成16年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第27 議第83号 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（緒方誠也君） 日程第21、議第77号平成16年度水俣市病院事業会計決算認定についてから、日程第27、議第83号平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、7件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、厚生委員長中山徹議員。

（厚生委員長 中山徹君登壇）

○厚生委員長（中山 徹君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第77号平成16年度水俣市病院事業会計決算認定について申し上げます。

まず、坂本院長から決算の総括説明を受けた後、葦浦事務部長、洲上総務課長から決算報告書、財務諸表、決算附属書類に基づき詳細な説明を受けました。

平成16年度においては、懸案事項であった湯之見病院の閉院問題が、総合医療センターにリハビリ館の増設という形で対応することができた。また、平成15年度に引き続き黒字決算を計上することができた。

収支状況は、収益的収入73億1,443万8,596円に対し、収益的支出69億4,742万3,913円で、損益計算書による当年度純利益は3億1,524万8,286円となり、当年度未処理欠損金は16億8,661万9,726円となった。

また、資本的収入10億7,478万1,000円に対し、資本的支出14億8,903万9,787円で、差し引き不足額4億1,425万8,787円は補てん財源使用可能額がないため一時借入金で措置した。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、2年連続の黒字になった要因は何かとただしたのに対し、スタッフの意識改革が大きな要因であり、業務の効率化等によるコスト削減が図られたとの答弁がありました。

審査の結果、本決算については、別に違法、不当という事項もなく、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

なお、委員から、医師確保の問題に関連して、医師住宅の検討等も含め、医師の処遇面での具体的環境整備を図られたい。また、久木野診療所については存続していただきたいとの意見がありました。

次に、議第80号平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

まず、吉海福祉環境部長から決算の総括説明を受けた後、盛下市民課長から決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

歳入総額は35億90万2,283円、歳出総額は32億7,989万854円で、差し引き2億2,101万1,429円は翌年度へ繰り越した。

以上のような説明を受け、質疑を行い、審査の結果、本決算については、別に違法、不当という事項もなく、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

なお、委員から、収納率の向上対策について、引き続き努力されたい。また、医療費抑制のためにも、脳ドックなどの助成件数をふやしていただきたいとの意見がありました。

次に、議第81号平成16年度水俣市老人保健特別会計決算認定について申し上げます。

歳入総額は46億886万178円、歳出総額は45億9,557万8,167円で、差し引き1,328万2,011円は翌年度へ繰り越したとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、本決算については、別に違法、不当という事項もなく、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

最後に、議第82号平成16年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

歳入総額は23億7,595万3,607円、歳出総額は23億5,802万2,959円で、差し引き1,793万648円は翌年度へ繰り越したとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、本決算については、別に違法、不当という事項もなく、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、産業建設委員長田中功議員。

（産業建設委員長 田中功君登壇）

○産業建設委員長（田中 功君） ただいま議題となりました議案のうち、産業建設委員会に付託されました決算2件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第78号平成16年度水俣市水道事業会計決算認定について申し上げます。

まず、水道局長から、本決算の概要について説明を受けた後、水道局次長から、決算報告書、その他財務諸表に基づき詳細な説明を受けました。

本決算の収支状況は、収益的収入5億3,929万9,443円に対し、収益的支出4億2,108万512円で、消費税等調整後の純利益は1億1,468万603円となった。

また、資本的収入764万5,127円に対し、資本的支出1億6,256万9,425円となり、差し引き不足額1億5,492万4,298円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補てんした。

以上のような説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑の中で、老朽化した配水管の建設改良工事の状況についてただしたところ、総延長については約12万メートルであり、その中でもっとも古い配水管は、昭和9年に布設された配水管で、

これらの配水管の改良はほぼ終わっているが、一部未改良の老朽配水管があるため、これらの未改良配水管についても、できる限り早急に、配水管更新計画に基づき改良していきたいとの答弁がありました。

審査の結果、別に違法、不当という事項もなく、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第 83 号平成 16 年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

産業建設部次長から、平成 16 年度下水道事業の概要説明を受けた後、下水道課長から、歳入歳出決算事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

収支状況は、収入済額 15 億 4,902 万 3,306 円に対して、支出済額 15 億 4,183 万 2,358 円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は 7 万 8,000 円の黒字となった。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、現在、水洗化率が 70 % 台と、まだ低いように思われるが、100 % に近づけるためにどのような努力をしているのかとただしたのに対し、融資制度と利子補給制度により推進しているが、単身高齢世帯の増加等の問題もあり経済的にも厳しくなっており、難しい状況であるとの答弁がありました。

なお、委員から、さらに普及率の向上に努力してもらいたいとの意見が出されました。

審査の結果、別に違法、不当という事項もなく、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、一般会計決算特別委員長 瀧上道昭議員。

（一般会計決算特別委員長 瀧上道昭君登壇）

○一般会計決算特別委員長（瀧上道昭君） ただいま議題となりました議案のうち、一般会計決算特別委員会に付託されました議第 79 号平成 16 年度水俣市一般会計決算認定について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

審査に先立ち、収入役のあいさつに次いで、総務企画部総務課長から、本決算の概要について次のような説明を受けました。

平成 16 年度の決算は、歳入 159 億 4,748 万 2,000 円、歳出 152 億 261 万 3,000 円、歳入歳出差引残額は 7 億 4,486 万 9,000 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源 1,074 万 1,000 円を差し引いた実質収支は 7 億 3,412 万 8,000 円で、本年度実質収支から昨年度実質収支を引いた単年度収支においては 3 億 9,277 万 8,000 円の黒字となった。

歳入歳出総額について、前年度と比較すると、歳入で 6.5 %、約 11 億 100 万円の減少、歳出で 8.2 %、約 13 億 6,600 万円の減少となっている。

その内訳の主なものとして、歳入においては、国庫支出金が、エコタウン事業に基づく資源循環型地域振興施設整備費補助金などの減少で 11.5 % の減少となっている。

また、市債は、平成7年度及び8年度の減税補てん債の借換分約3億6,000万円があったが、過疎対策事業債、臨時財政対策債、地域総合整備資金貸付事業債などの減少により、24.3%減少している。

地方交付税は、普通交付税が減少、特別交付税も平成15年度に災害による増額分があったため、16年度は大きな減少となり、合計で7.5%の減少となった。

市税については、総額で1.1%減少となったが、その中で、法人市民税、軽自動車税、たばこ税がそれぞれ増加となったが、固定資産税が減少となるほか、他の税目も減少となっている。

そのほか、地方譲与税、利子割交付金などの各種交付金、諸収入、繰越金は増額となっている。

歳出においては、普通建設事業費がエコタウン関係事業、地域循環型地域振興施設整備事業や新幹線関係事業、袋小学校校舎改築事業等の終了により、大きく減少した。

義務的経費は、人件費が職員数の減少と退職金が少なかったことにより減少したが、扶助費が児童手当、生活保護費などの増加により0.6%の増加、公債費が平成7年及び8年度の減税補てん債の満期一括償還があったため、12.1%の増加となった。

そのほか、電算システム開発の終了などにより、物件費が18.5%減少した。

この結果、年度末における財政調整基金の現在高は、8億9,053万8,000円となり、前年度末現在高から約2,800万円減少した。

また、市債の現在高は、136億3,561万4,000円で、前年度末から約2億3,000万円減少している。

決算統計等から算出する財政指標については、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が、97.3%と、昨年度と比較し4.6ポイント悪化しており、これは、歳出の経常経費の削減に比べ、歳入の経常一般財源等の減少が進んでいるためで、財政の硬直化が一層進んだ状況にある。

また、公債費に係る指数のうち、起債制限比率は11.6%で前年度と同じ、公債費負担比率は17.8%で、公債費の減少に伴い前年度から0.4ポイントの改善が見られた。

このような状況の中、平成16年度の各種の事業を展開したが、地方交付税については、普通交付税の大幅な減少に加え、特別交付税は合併団体への配分により合併していない団体への配分が大幅に減少となる見込みであり、さらに厳しい財政状況となっている。

平成18年度においては、国の仮試算や国勢調査人口の減少から地方交付税の減少は必至であり、さらなる一般財源の減少が見込まれ、平成18年度当初予算においては、さらに全事業の必要性や効果を再検討し、歳出の抑制を行うとともに、限られた財源の重点的・効率的な配分を行い、計画的な事業実施と財政健全化を図るところである。

以上のような説明を受けた後、予算の効率的な執行あるいは投資的効果という見地から、事項別明細書等の関係資料をもとに、各担当課長から、款別に逐次説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げます。

まず、職員の健康診断と人間ドックの委託先についてただしたところ、健康診断については、総合医療センターでの受け入れが病院職員以外は困難であり、入札により市外の業者に委託している。人間ドックについては、特別の事情を除き総合医療センターで受診しているとの答弁がありました。

次に、旧水天荘のインキュベーション施設活用策の内容についてただしたところ、服部ＳＳＴが湯の鶴温泉を利用し養殖したすっぽんの甲羅を使って健康食品づくりを行っているとの答弁がありました。

次に、新水俣駅交流センター整備事業の広域学習プログラム実証実験事業委託料の内容についてただしたところ、観光物産協会エコみなまたに委託し、タクシー運転手、旅館従業員等のおもてなし研修、地域情報データベース作成事業、広域環境体験学習プログラムモニター事業などを行っているとの答弁がありました。

次に、消防費のコミュニティ助成事業の内容についてただしたところ、東部地区９区から１４区を対象に自主防災組織の育成等を目的に、宝くじの益金を財源とした助成事業であるとの答弁がありました。

最後に、審査の中で、委員会として要望した点について申し上げます。

１、丸島水路公害防止事業費事業者負担金の収入未済については、今後も引き続き回収に努めていただきたい。

２、市有地の遊休資産については、積極的な売却処分に努めていただきたい。

３、商店街の空き店舗、あるいは集落に見られる空き家の状況を把握し、他地域から流入してこられる人に情報提供できるような体制づくりに努めていただきたい。

４、内水面漁場振興事業に関して、稚アユ放流については委託料として、そのほかの稚魚放流については補助金として水俣川漁業協同組合に支出されているが、補助金として一本化できないのか検討していただきたい。

５、農道、林道、里道、水路の整備に対する生コン原材料の支給については、要望が多く、数年待たなければならない状態にある。厳しい財政状況ではあるが、増額の方で検討され、市民の要望にこたえていただきたい。

６、フィッシングパークの「どん がぼちょ」号については、検討委員会をつくってその活用について検討されたと聞かすが、一日も早く抜本的な対策を図っていただきたい。

以上であります。これらの要望事項については、執行部におかれては、十分検討の上、対処されるようお願いいたします。

以上のような審査を踏まえ、認定について諮ったところ、予算の執行そのものに不正はなかつ

たものの、稚アユ放流事業について書類等の改善の余地があること、敬老祝い金の支給が大幅に後退したこと、インフルエンザの予防接種について、接種代金が値上げされた上に、中学生以下の2回の接種が1回に減らされたこと、また、予防接種と罹患率についての検証と総括がなされていないこと、予算編成に当たって、政策の細かい検討がなされず一律カットの方針がとられていること、水俣港港湾改修事業は不要不急の事業であること、以上のような理由から、本決算については認定しがたいという意見と、別に違法、不当という事項はなく、適正に執行された決算であるので認定すべきという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

以上で一般会計決算特別委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成17年10月28日

厚生常任委員長 中山 徹

水俣市議会議長 緒方 誠也 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第77号	平成16年度水俣市病院事業会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第80号	平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第81号	平成16年度水俣市老人保健特別会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第82号	平成16年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	認 定	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成17年11月1日

産業建設常任委員長 田 中 功

水俣市議会議長 緒方 誠也 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第78号	平成16年度水俣市水道事業会計決算認定について	認 定	全員賛成

議 第 83 号	平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成
----------	------------------------------	-----	---------

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成 17 年 11 月 9 日

一般会計決算特別委員長 洲 上 道 昭

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

記

事件の番号	件 名	議 決 の 結 果	備 考
議 第 79 号	平成16年度水俣市一般会計決算認定について	認 定	賛 成 多 数

○議長（緒方誠也君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

野中重男議員から、議第 79 号について討論の通告がありますので、発言を許します。

野中重男議員。

○野中重男君 議第 79 号について反対討論をいたします。

平成 16 年度の決算について、予算の執行では不正などなかったと思いますが、政策的な点において同意できないものがございますので、認定できない趣旨の討論をいたします。

まず、稚アユ放流事業において、改善の余地があると考えました。説明を聞いていて、事務レベルでは解決できない問題を抱えているように思えました。しかも、このことについては、平成 16 年度に突如出てきたことではないことから、事務レベルに任せず、市長サイドにおいて解決する課題であったと思います。

次に、敬老祝い金の支給が大幅に後退したことについて、私たちは多くの高齢者から、なぜこのようになったのかと批判をいただきました。毎年楽しみにしていたのに来なかった、あるいは老人をいじめなくてもいいではないかななどの意見が多数でございました。

また、インフルエンザの予防接種においては、中学生以下は 1 回の接種代金が 1,500 円から 2,000 円に上がり、しかもこれまで 2 回とも補助されていたのに、1 回に限定されたことであ

ります。インフルエンザの予防接種では、接種することにより罹患が抑えられ、結果的には国民健康保険などの財政からの医療費の持ち出しが減るなど、厚生労働省の研究所も言っています。

確かに政府の責任による財政危機の影響で国の補助金、あるいは交付金などが減らされている中で、地方自治体の行財政改革は避けて通れません。しかし、その中でも市民生活を守るという地方自治体の本来の趣旨からどの政策をもっと進め、どこを削るべきなのか、よく研究して進めることが必要ではなかったかと思います。

さらに、16年度の予算においては、一律カットの方針がとられたとっております。一律カットするというのは、一番安易であり、政策の細かい検討がされていないことの反証ではないかと思いました。

一方、水俣湾道路など、当初の貨物の陸揚げ、出荷などの計画が破綻しているのに、不要不急の事業が推進されたと思っております。

このように実施された平成16年度の決算については、認定できないことを申し上げて、以上で討論を終わります。

○議長（緒方誠也君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議第77号平成16年度水俣市病院事業会計決算認定について、議第78号平成16年度水俣市水道事業会計決算認定について、以上2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（緒方誠也君） 次に、議第79号平成16年度水俣市一般会計決算認定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（緒方誠也君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（緒方誠也君） 次に、議第 80 号平成 16 年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定についてから、議第 83 号平成 16 年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、以上 4 件を一括して採決します。

本 4 件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

本 4 件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本 4 件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 28 意見第 9 号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書について

○議長（緒方誠也君） 日程第 28、意見第 9 号道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書についてを議題とします。

意見第 9 号

道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 17 年 11 月 28 日

提出者議員	渕 上 道 昭
〃	松 本 和 幸
〃	中 村 幸 治
〃	本 井 道 弘
〃	竹 下 武 義
〃	松 本 満 良

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様
（別紙）

道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、その整備は、全国民が長年にわたり熱望しているところであります。

21 世紀を迎え、豊かな国民生活の基盤を確立し、次世代に誇ることのできる国土を形成するため、国民共通の資産である社会資本を計画的に整備することが重要であり、道路はその中核的役割を担うものであります。

水俣市においては、地域の特性を生かしながら産業、経済、文化等の振興を図るために種々の施策を推進しておりますが、これらすべての活動基盤である道路の状況は、幹線道路の恒常的な渋滞、車両の離合もできないような狭い道路、また歩道がなく通勤・通学等に際し危険な道路等も多くあり、住民を初め各方面から早急な整備が求められています。

また、高速交通体系の整備は、所要時間の短縮はもとより、観光、商工業の発展、農水産業の販路拡大、緊急医療や災害時の代替ルートとしても効果が期待されております。当地域においては、「南九州西回り自動車道」が現在整備中ではありますが、供用率は 30 % 程度であり、沿線住民は早急な完成を切望しています。

よって政府及び国会におかれては、国民の期待する道路整備の着実な推進を図るための道路特定財源の確保を強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年11月28日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣	小 泉 純一郎	様
総 務 大 臣	竹 中 平 蔵	様
財 務 大 臣	谷 垣 禎 一	様
国土交通大臣	北 側 一 雄	様
経済財政政策担当大臣	与謝野 馨	様
衆 議 院 議 長	河 野 洋 平	様
参 議 院 議 長	扇 千 景	様

○議長（緒方誠也君） 提案理由の説明を求めます。

意見第9号提出者代表 淵上道昭議員。

（淵上道昭君登壇）

○淵上道昭君 意見第9号について、提出者を代表し、案文を読み上げ、提案理由にかえさせていただきます。

道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、その整備は、全国民が長年にわたり熱望しているところであります。

21世紀を迎え、豊かな国民生活の基盤を確立し、次世代に誇ることのできる国土を形成するため、国民共通の資産である社会資本を計画的に整備することが重要であり、道路はその中核的役割を担うものであります。

水俣市においては、地域の特性を生かしながら産業、経済、文化等の振興を図るために種々の施策を推進しておりますが、これらすべての活動基盤である道路の状況は、幹線道路の恒常的な渋滞、車両の離合もできないような狭い道路、また歩道がなく通勤・通学等に際し危険な道路等も多くあり、住民を初め各方面から早急な整備が求められています。

また、高速交通体系の整備は、所要時間の短縮はもとより、観光、商工業の発展、農水産業の販路拡大、緊急医療や災害時の代替ルートとしても効果が期待されております。当地域においては、「南九州西回り自動車道」が現在整備中でありますが、供用率は30％程度であり、沿線住民は早急な完成を切望しています。

よって政府及び国会におかれては、国民の期待する道路整備の着実な推進を図るための道路特定財源の確保を強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年11月28日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま提出者代表から提案理由の説明がありました意見書について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「あり」「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 道路整備の促進について異議があるわけじゃありませんが、この道路特定財源をほかの目的には使わないということにすることについては私ども同意できませんので、その理由を述べます。

小泉首相が、9月28日の衆議院本会議で、使い道が道路整備に限定され、硬直化が指摘されている道路特定財源について、暫定増税をしている税制との関係や使い道のあり方の見直しなどの基本方針について年内に検討するよう指示しているというふうに答弁をされています。

小泉首相のこのねらいは、国債の償還金の増額や逼迫する財政の中でふえ続ける道路特定財源を従来どおり採算の見込みのない高速道路の建設や大都市における都市再生づくりに使い、その上、本州・四国架橋の借金返済にまで充てようとするところにあると言われています。

これはことし5月の経済財政諮問会議でトヨタ自動車の奥田会長から出された要望にこたえるものだというふうに言われているわけですが、私たちは小泉首相のこういう主張に同調するわけじゃなくて、全く違う立場からなんですけれども、小泉さんの言うのと違う立場からという、今からだけん意見言います。

一般財源化を従来ずっと私ども主張してまいりましたが、生活密着型の公共事業や社会保障制度の財源にも使えるようにすべきだというのが1つであります。

一般生活道路の建設や整備が引き続き必要なことを否定しているわけではありません。今求め

られているのは、国民生活全般にとって必要な事業に優先順位をつけながら、同じ公共事業でも大型開発の浪費から福祉、防災、環境、住宅など生活密着型の公共事業に使い方を転換させることが大切だというふうに思うわけであります。

そうしたことで中小企業の受注もふえて、景気対策にもつながっていくのではないかというふうなことから、道路特定財源を道路建設のみに使うようにするということについては、こういう趣旨の意見書には同意できませんので、反対です。

以上です。

○議長（緒方誠也君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見第9号道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（緒方誠也君） 起立多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

日程第29 陳第3号 湯出地区の自然環境の保全及び育成を求める陳情について

○議長（緒方誠也君） 日程第29、陳第3号湯出地区の自然環境の保全及び育成を求める陳情についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっております陳第3号は、会議規則第134条第2項の規定により、廃棄物最終処分場問題特別委員会に付託の上審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって陳第3号は、廃棄物最終処分場問題特別委員会に付託の上審査することに決定しました。

○議長（緒方誠也君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明 29 日から 12 月 5 日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、12 月 6 日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により 12 月 6 日の会議は午前 9 時 30 分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は 30 日正午まで、議案質疑の通告は 12 月 6 日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します

午前 11 時 46 分 散会

平成17年12月6日

平成17年12月第6回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成17年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成17年12月6日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後3時25分 散会

（出席議員） 21人

緒 方 誠 也 君	西 田 弘 志 君	福 田 齊 君
藤 本 寿 子 君	吉 田 正 和 君	中 村 幸 治 君
大 川 末 長 君	真 野 頼 隆 君	田 中 功 君
渕 上 道 昭 君	牧 下 恭 之 君	谷 口 真 次 君
野 中 重 男 君	清 水 晶 夫 君	本 井 道 弘 君
大 川 久 洋 君	竹 下 武 義 君	岩 阪 雅 文 君
松 本 和 幸 君	松 本 満 良 君	中 山 徹 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（吉 村 明 賢 君）	次	長（久木田 一 也 君）
議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）	書	記（赤 司 和 弘 君）
書 記（岩 坂 正 輝 君）		

（説明のため出席した者） 14人

市 長（江 口 隆 一 君）	助 役（滝 澤 行 雄 君）
収 入 役（徳 富 邦 博 君）	総務企画部長（森 近 君）
福祉環境部長（吉 海 安 丈 君）	総合医療センター事務部長（葦 浦 博 行 君）
総務企画部次長（仁 木 徳 子 君）	福祉環境部次長（中 田 和 哉 君）
産業建設部次長（桑 畑 達 美 君）	水道局長（山 田 敏 博 君）
教 育 次 長（森 田 幸 治 君）	総務企画部総務課長（田 上 和 俊 君）
総務企画部財政課長（伊 藤 亮 三 君）	産業建設部農林水産課長（本 山 浩 二 君）

○議事日程 第2号

平成17年12月6日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-------------|--|
| 1 本 井 道 弘 君 | 1 自治会制度について |
| | 2 農林業の諸問題について |
| | 3 福祉問題について |
| 2 松 本 満 良 君 | 1 産廃最終処分場建設問題について |
| | æ, 今年8月31日の水俣市議会陳情時における潮谷知事と島田県
議会議長の発言内容について |
| | æ,, 市長の中立という姿勢について |
| | æ" 産業廃棄物最終処分場の建設予定地が周辺環境に及ぼす影響に
ついて |
| | æ» 10月24日吉永県議主催の会合における江口市長の発言内容に
ついて |
| | 2 ISOの自己宣言方式について |
| 3 中 山 徹 君 | 1 IWD東亜熊本の産廃最終処分場計画について |
| | æ, 広報「みなまた」特報版（平成17年10月1日）について |
| | æ,, いわゆる「集会中止勧告」について |
| | æ" 市長の責任について |
| | æ» 水俣市廃棄物最終処分場検討委員会について |
| | 2 水俣病慰霊碑建立計画と水俣メモリアルについて |
| | æ, 水俣病慰霊碑の概要と設置に至る経過について |
| | æ,, 水俣メモリアル事業について |
| | æ" 両施設の存在意義、設置目的について |
| 4 福 田 齊 君 | 1 産業廃棄物最終処分場問題について |
| | 2 AED（自動体外式除細動器）の設置について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第 121 条の規定により、本山農林水産課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 2 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第 1 一般質問

○議長（緒方誠也君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人 70 分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、本井道弘議員に許します。

（本井道弘君登壇）

○本井道弘君 おはようございます。

自由民主党議員団の本井でございます。

議長のお許しを得ましたので、12 月議会トップの質問をさせていただきます。

平成 17 年も残すところわずかとなってまいりました。この 1 年を議員の一人として振り返るとき、まず頭に浮かぶのは産業廃棄物処分場問題や関西訴訟判決による水俣病患者の救済問題であります。

議会でも特別委員会を設け、毎回真剣な議論がなされているところであり、一般質問もこれに集中しております。

また、郵政民営化解散と言われた小泉首相の衆議院解散選挙があり、結果は皆様御承知のとおり、立党 50 周年を迎えた我が自由民主党が大勝いたしました。

この結果を踏まえ、小泉首相を初め政府与党におかれては、国際化の中で、先進国日本の責任として進むべき道をしっかりと見きわめた政治をやっていただくものと期待をしているところでございます。

さて、水俣も市長選挙が近まってまいりました。市長は 9 月議会で竹下議員の質問に対して、次期選挙への出馬を表明されております。

1 期目から江口市長は、若さと秘書、県議等 14 年間の政治経験と卓越した政治感覚をお持ちで、それを駆使され、アイデア市長として多くの結果を残してこられました。

三位一体、地方分権が叫ばれる中で、国、県との関係も最高の江口市長に引き続き市の先頭に

立っていただき、希望の持てるまちづくりをやっていただくよう、強く要望するものであります。

それでは質問に入ります。

まず、自治会制度について質問をいたします。

水俣市は26の区を設け、区長、行政協力員によって、市の伝達事項の徹底を図ってこられました。その歴史は古く、始まりは定かではありませんが、途中、駐在事務所となり、昭和26年度から再び区長制度に戻り、現在に至っているようです。

このように、長い期間なれ親しんできた区制度から自治会制度に変わること、担当課の懸命な説明にもかかわらず、まだ不安が残っているようでございます。

現在、各区においては自治会設立準備委員会をつくり、4月からの自治会発足に備えておられるようですが、確認の意味も含め、以下、質問をいたします。

区長制度から自治会制度への移行について、進捗状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

自治会制度移行への目的は、そして何を期待されるのかお尋ねをいたします。

平成18年度から2年間は、移行期間として特別の措置がなされていますが、平成20年度以降は市と自治会の関係はどう変わるのかお尋ねをいたします。

区長、行政協力員に支払われている人件費が2年間の移行期間でも少なくなるようですが、仕事量はどうかお尋ねをいたします。

次に、農林業の諸問題について質問いたします。

食料・農業・農村基本法が平成11年7月に制定され、それから5年5カ月を経て、今年3月、新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。

この基本計画は、食料・農業・農村基本法で示された政策、つまり日本農業の進むべき方向を具体化するもので、これまでの全農家を対象として、品目ごとの価格に着目して講じてきた対策を、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換する戦後の農政を根本から見直すものとされており、担い手育成が主眼の自立のできる専業農家の育成と農業・農村の持つ多面的機能を維持するための集落営農や共同化が大きな目標となっているように思われます。

兼業農家がほとんどで、耕地面積の狭い本市の農業にとっては大変気になるところです。

以下、質問いたします。

国の農業政策が大型化、共同化に向けて進められる中、高齢化、後継者不足の中山間地棚田主体の本市水田農業を今後どのように進められるのかお尋ねをいたします。

水俣には何名の認定農業者がおられるのか、今後この制度をどう生かされるのかお尋ねをいたします。

農林道、水路等の改修や補修に原材料支給制度があり、農家に喜ばれていますが、予算が減少

しています。

平成16年度決算委員会においても増額を要望事項にされていますが、現在の申請件数や申請延長等はどのくらいか、また、金額にすればどのくらいになるのかお尋ねいたします。

次に、福祉問題について質問いたします。

※ の解散選挙後の特別国会で障害者自立支援法が成立し、障害の種類別にサービスが行われていたものが一元化され、段階的に施行されることなど盛り込まれていますが、どう変わるのかお尋ねをします。

産業団地には、水俣市社会福祉事業団が「わくワークみなまた」を今年4月に開設され、月浦福祉ニュータウンには、社会福祉法人照徳の里が開設されているまどか園、まどか工房等がありますが、これらは障害者の自立支援施設と思いますが、種類別サービスが一元化されることで、当然かかわりがあると思いますが、これら既存施設への影響についてお尋ねいたします。

市立のさわやか保育園が閉園となり、本年4月から子育てを支援するこどもセンターとして生まれ変わりました。

開所から日が浅いわけですが、問題等はないのか、センターの現況をお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 本井議員の御質問に順次お答えさせていただきます。

まず、自治会制度については総務企画部長から、農林業の諸問題については産業建設部次長から、福祉問題については私から、それぞれお答えをさせていただきます。

○議長（緒方誠也君） 自治会制度について答弁を求めます。

森総務企画部長。

（総務企画部長 森近君登壇）

○総務企画部長（森 近君） 本井議員の自治会制度に関する御質問に順次お答えをいたします。

まず、自治会制度への移行に関する進捗状況についてお答えします。

現在、各地区におきましては、来年度から始まる自治会制度に備えて、代表者を中心に話し合いが進められております。既に自治会が組織され、地域活動を行っている地域につきましては、必要に応じて臨時総会による規約等の改正手続の準備を、また、これまでこのような組織がなかった地区につきましては、規約や組織図等の整備を初め、設立総会による自治会の立ち上げに向けた準備を進めておられるところであります。

予定では、来年2月末をめどに市内全地区で自治会が設立されるように進めていただいております。

ます。

市といたしましても、各地区の実情等に応じた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、自治会制度への移行に関する目的及び期待についてお答えします。

今回、市内全域で自治会制度をスタートさせる最大の目的は、地域活動の活性化を図ることにあります。

現在、区長・行政協力員制度という、本来なら文書配布等の行政事務を行うために整備された制度に、地域活動の部分まで担わされているため、結果として地域活動の担い手は、一部の人たちに限られ、その負担も大きかったということがあります。

もちろん、これはすべての地区に当てはまることではなく、地区によっては独自に地域自治組織を整備され、地域住民を巻き込んだ地域活動に取り組んでいるところもございます。

しかし、多くの地区においては、区長や行政協力員が自治活動の中心となってきたことも否定できません。

今回、そのような部分を見直し、今後は役割を担った一部の人たちだけではなく、そこに住むすべての住民が自分たちの地域のことを自分たちで考えていくことが必要であり、そのための母体となる自分たちでつくる自治会の整備が求められています。

もちろん、自治会ができたからといって、すぐに市内全域が見違えるほど変わるということではありませんが、活動を行っていく中で住民の自治意識が芽生えていくものと期待をしています。

今後ますます進んでいく少子・高齢化や自然災害への対応、また最近毎日のようにテレビ、新聞等で報道される子どもや青少年を狙った事件など、昔は考えられなかったような、異常とも思われる凶悪犯罪が起きていますが、これらのことが水俣でも起こらないとも限りません。

そこで、これらのさまざまな諸問題に対応するために、今こそ地域の力が求められています。

地域住民が自分たちの地域のことをみずから考え、話し合い、行動する自治会の活動を通して、これからの水俣づくりの一翼を担ってもらうことを期待しております。

次に、平成20年度以降の市と自治会との関係についてお答えします。

まず、2年間の移行期間の位置づけについてですが、自治会制度が来年度からスタートするに当たりまして、地域住民の間で戸惑う部分があるかもしれないということから、当初の2年間にいろいろ発生する問題や課題を改善していく移行期間として位置づけるものでございます。

この2年間は、仮称ではありますが、市と自治会のパイプ役になってもらう行政事務連絡員を市が委嘱して各自治会に1名ずつお願いする予定です。

この行政事務連絡員は区長会での協議の中で、原則として自治会長が兼務する方が望ましいということになりましたので、議員御質問の移行期間終了後に行政事務連絡員がいなくなりまして、そのことが自治会運営に大きな影響を及ぼすとは考えておりません。

これからの市と地域との関係は、双方からこれまで以上に協力、連携、提案し合うことが必要であると考えております。

そのためには、地域で住民一人一人が自分たちの役割を正しく認識し、地域でできることは地域で行うという自主制、主体性を身につけていくことが求められます。

その一方で、市におきましては、地域住民が自治会活動を円滑に推進していくために必要な情報を提供し、その活動を支援していくことが必要であると考えております。

いずれにいたしましても、自治会制度の創設は地域活動の活性化を図ることが目的であり、それは今後も変わることはありません。これからは行政が行うことと地域が行うことの役割分担を明確にしながらも、これまで以上に密接な関係を構築していくことが必要であると考えております。

次に、これまで区長、行政協力員にお願いしてきた仕事量が少なくなるかについてお答えします。

現在、市からの行政事務は基本的に毎月行う定例区長会を通してお願いをしております。

区長会では、市の行政文書の配布や調査・報告等の取りまとめなどもお願いしておりますが、行政事務以外の各種団体からの募金、チラシの配布依頼などもあわせてお願いしているのが現状であり、そのため行政事務と地域の仕事とが混同される要因にもなっております。

その結果として、例えば文書配布だけなら問題ないが、募金や寄附金などの金銭を徴収する仕事が非常に負担になっているということがありました。これは市からお願いしている行政事務以外の部分、つまり地域の仕事が負担になっているということでもあります。

これまで市が行ってきた区長・行政協力員の業務見直しとしましては、税関係文書や選挙時の投票所入場券の送付方法の変更などがありますが、これらは個人情報保護の問題もあり、直接個人に郵送するよう見直しをしております。

行政事務と、それ以外の各種団体からの依頼に関するものを整理しましたところ、現時点で既に市からお願いしている行政事務の内容は、以前としますと随分少なくなってきております。それにあわせて報酬につきましても区長会と協議しながら、算定方法を定め、見直しを行ったところでございます。

さらに、自治会制度発足後につきましても、自治会に負担がかからないよう、行政事務で見直すべき部分があれば、これからも軽減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 本井道弘議員。

○本井道弘君 それでは第2の質問に入りたいと思いますが、進捗状況については4月から準備万端整い、自治会全区がそろって移行ができるというふうに理解をいたしました。

今後、まだ設立総会とかなんかが大分どこも残っていると思いますけれども、おくれ等が出る区がないように、これからも支援をしていただくようお願いをしておきます。

それから自治会制度への移行目的で答弁をいただきましたように、それぞれの自治会が自分たちの地域のことは自分で考え、話し合い、行動し、地域の活性化を図ることは、自治会の理想的な型であろうというふうに私も考えております。

しかし、一方では自治会長の責任がさらに重くなり、手当は下がり、会長のなり手がいないんじゃないかというような心配もあっております。

各自治会は独自の活動を活発にやってもらわなくてはなりません、市全体での活動も、これまでどおり多いと思います。これは何らかの手当をしていただいておりますものと思いますが、現在の区長会といったような横のつながりの会があると思いますけれども、あるのかないのかもお尋ねをいたします。

仕事量の件ですが、やはりその募金や寄附金は地域の仕事という答弁でしたけれども、これまでやはり各地域においては、これは市役所からお願いされた仕事だというようなとり方をされて、今まで行ってこられたと思います。この寄附金、募金等が今の答弁では地域の仕事というようなことを言われましたけれども、これはやはりその地域の仕事というか、地域が相談を受け、それを請け負ってする仕事ではないかというふうに考えますが、そういう理解でよろしいのかお尋ねをします。

第2の質問は以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 森総務企画部長。

○総務企画部長（森 近君） それでは本井議員の第2質問にお答えさせていただきます。

まず、定例区長会等の区長相互の横のつながりはどうなるのかということでありますけれども、これにつきましては、本年1月に市長に提案いただきました区長会からの申し合わせ事項の中でも、自治会に移行いたしましても、その後、自治会長会議というような形で、現在行っておりますような区長会に相当するような会議をしながら、行政との連携とか、横の連携を図っていくということになっておりますので、今と余り変わらないんじゃないかならうかと思っております。

続きまして、募金、寄附金などの事務等についてですけども、やはり議員御指摘のように、現在は市役所からの業務を含めまして、区長会を窓口をお願いしている関係で、どうしても市役所からの依頼というような形で受け取られておりますけども、来年度から自治会がスタートしますと、原則としまして、こういった民間のいろんな募金とか、そういう業務につきましては直接自治会の方をお願いをしていただいて、そこを相談をした上でやっていただくという形になると思います。ただし、やはりその中にはどうしても行政と一緒にやっていかなきゃならない部分もありますので、そういったものは自治会長会議とか、いろんな部分で話し合いを進めながら、市民の皆さんに迷惑がかからないような形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 本井道弘議員。

○本井道弘君 新年度から長い期間なれ親しんだ区から自治会へ変わるわけですが、準備も進み、全区そろって新しい自治会へ変わることができるようです。

この制度によって、新しい水俣へ、発展する水俣へ生まれ変わることを期待して、自治会制度への質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、農林業の諸問題について答弁を求めます。

桑畑産業建設部次長。

（産業建設部次長 桑畑達美君登壇）

○産業建設部次長（桑畑達美君） 次に、農林業の諸問題について順次お答えいたします。

まず初めに、本市水田農業を今後どのように進められるのかとの御質問についてお答えします。

議員御指摘のとおり、国ではことし3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、重要施策の一つとして、平成19年産から「品目横断的経営安定対策」を導入することが決定されました。

これまでは、全農家を一律として、水稻・麦・大豆といった品目ごとの支援が行われていましたが、本対策では、地域農業を担う意欲と能力のある担い手として、認定農業者と、ある一定の要件を備えた集落営農に限定し、経営全体に着目した施策へ転換することとなります。

本市におきましては、議員も御承知のとおり、急傾斜で面積の小さな水田が大半を占め、農業従事者の高齢化や後継者不足とともに、なかなか基盤整備が進んでいないという現状がございます。

また販売目的でない、いわゆる自給的農家がほとんどで、専業で稲作を主体として生計を立てている農家は数少ないという実態がございます。

このようなことから、本市の水田農業は集落営農を主体とした取り組みを強力に推進し、水田を一枚一枚としてとらえるのではなく、集落全体を一つの農地として耕作、維持・管理できるような体制づくりが不可欠であると認識をいたしております。

しかしながら、当対策に取り組むに当たりましては、集落営農としての面積要件や農産物収入を管理する経理を一元化しなければならないといった課題もございます。

今後は、基幹作業の受委託や共同利用機械の導入など、まずは集落ごとのその実情に応じた取り組みを進めながら、中山間地域等直接支払交付金などを有効に活用しつつ、水田農業の発展と農地保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、水俣には何名の認定農業者がおられるのか、また今後その制度をどのように生かされるのかについてお答えします。

本市では、平成16年度末現在で65戸が認定農業者として認定を受けており、そのうち38戸

が果樹経営、21戸が茶業経営主体の農家であり、全体の約9割を占めております。

この認定農業者制度はおおむね5年後を目標として、効率的かつ安定的な農業経営を目指すために、農家みずからが農業経営改善計画を作成して、市町村の認定を受けるものでございまして、本市としましても、認定農業者としてのメリットを最大限に生かすべく、デコポンハウスや防霜ファン施設整備等の補助事業や、長期低利融資制度の活用など、農家経営安定に向けた積極的な事業展開を図り、その支援を行ってきているところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、国といたしましても地域農業の担い手を認定農業者に限定するなど、その有利性・差別化を明確にされてきており、今後ますますその傾向に拍車がかかるものと推察しております。

本市としましても、農業を専業とする認定農業者は、果樹や茶といった農業振興への牽引者として大変重要な人材であるとともに、集落営農の担い手として、その責務を果たすなど、本市農業の中核であると認識をいたしております。

一方、小規模な兼業農家や定年退職後に就農される高齢農業者といった方々も集落では必要な担い手であるというのは申し上げるまでもございませんが、双方が目指す方向性やニーズ等には根本的な違いがございます。

このようなことから、今後も認定志向農業者の掘り起こしを進めるとともに、認定農業者が求めるニーズを的確に、かつ迅速に把握しつつ、国の施策も十分に活用しながら、1戸でも多く安定した農業経営を確保できるよう努めていきたいと考えております。

次に、農林道、水路等の原材料支給制度の予算が減少しているため、決算委員会において増額要望がなされているが、申請件数や金額等はどのくらいになるかとの質問にお答えします。

農林道、水路等の施設改修事業につきましては、農林業従事者の高齢化や後継者不足による労働力低下を補い、農林業経営の効率化の促進を図る重要な事業であります。

また農林業経営環境に恵まれない地区で、営農意欲の低下による農林地の荒廃が懸念されますが、農林業施設全体を本市で改修するのは困難であり、また、受益者の維持管理の要素もありますので、受益者の施工手間分を負担していただいているところであります。

現在、申請件数は林道36件、農道11件、水路4件、また申請延長は林道が1万200メートル、農道1,500メートル、水路640メートルとなっており、これらの支給に要する事業の金額としましては、林道4,500万円、農道540万円、水路260万円を見込んでおります。

原材料支給制度は受益者からの要望が多く、通常の工事費の半分程度で整備が行われるため、重要な施策であると認識をしておりますが、御指摘のとおり、予算額は年々減少しております。

今後は農地や山林の管理状況や営農に対する投資効果を見きわめ、真に必要な箇所につきましては、財政状況を勘案しながら予算化を図りたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 本井道弘議員。

○本井道弘君 答弁をいただきましたので、農業問題の第2質問に入らせていただきます。

新たな食料・農業・農村基本計画での改革は、農業従事者の減少、高齢化、耕作の放棄地の増大などを初め、多様化した構成員からなる地域農業担い手を中心として、地域の合意に基づき、再編しようとするものであるというような解説がついております。

まさに水俣農業の改革を政策として出しているんだと言われているような気さえします。

答弁いただきましたように、基盤整備が進んでいない中で、担い手の面積要件というのが4ヘクタール、地域の条件緩和があるとしても、なかなか厳しいようです。

一人でも多くの担い手ができるよう、今後も努力をしていただきたいと思います。

水俣では農業経営には不利な条件ばかりですが、大変、希望の持てる点もございます。

中山間地棚田を中心として、市の支援を受けながらいろいろな取り組みが展開されています。

その中で、今年度は湯の鶴頭石地区の村まると博物館が第44回の農林水産祭り、村づくりの部門において農林水産大臣賞を受賞されております。

また、久木野地域振興会が愛林館を中心に取り組む特産物製造販売や家庭料理大集合とか、しし鍋マラソン大会、針葉樹植林等の取り組みが、平成17年度の過疎地域自立活性化優良自営表彰において、総務大臣賞を受賞するなど、成果を上げておられます。

どこにでも、その地域に特別なことが、その地域に独特のものがあるというふうに思います。

これまで以上の取り組み、それから支援、指導をお願いをしたいと思っております。

認定農業者についてですが、水俣の農業はやはりミカンとお茶が主役であると思いましたが。認定農業者も、そこで9割を占めていますが、水俣芦北地方の特産であるタマネギ栽培者の認定農業者はおられないのかお尋ねをいたします。

県下の農業認定者を調べてみますと、経営規模の大きい自治体はやはり多いようですが、市町村の取り組みによっても違いがあるようです。近隣では芦北町が133名、津奈木町が水俣と同じで65名となっております。

これからの農家にとっては認定農業者になることは大変意義があり、担い手においては、先ほども答弁をしていただきましたが、絶対必要条件のように思います。

先ほど、認定農業者の掘り起こしを進めるという答弁をいただきましたが、どのような方法で進められるのかお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 桑畑産業建設部次長。

○産業建設部次長（桑畑達美君） 本井議員の第2の質問に順序答えさせていただきます。

認定農業者のうち、タマネギ栽培で認定されている方はどれくらいかということでございます

けれども、先ほど認定農業者の実態につきましては、第1の質問の答弁でお答えしたとおりでございますけれども、果樹や茶栽培以外のタマネギにつきましては、2戸が認定を受けておられまして、その他は畜産で3戸、水稻で1戸という内訳になっております。

特にタマネギにつきましては、デコポンなどと比較すると単位面積当たりの収穫が少ないため、収益が少ないため、より多くの栽培面積が必要となりますが、植えつけや収穫等に多大な労力がかかることから、主たる品目としてではなく、果樹等とあわせて複合的にタマネギ栽培を行う農家が多いのが現状となっているところでございます。

それから、認定農業者の掘り起こしを進めるに当たってどのような方法で進めるのかということでございますけれども、認定農業者につきましては、年齢や性別を問わず、現在の経営規模や所得が小さい農家や、兼業農家であってもやる気と能力があり、一定の収入が得られる農業経営を目指す場合には、認定の対象になるということでございまして、このような制度の仕組みや認定農業者のメリットをより多くの農家の方々に理解していただくため、広報紙や説明会等を開催して、周知徹底を図っていききたいと、このように思っております。

以上であります。

○議長（緒方誠也君） 本井道弘議員。

○本井道弘君 それでは第3の質問でございますが、質問というか、要望のあれが多いと思いますけれども、原材料支給の予算額の増加についてでございますが、決算委員会からも増額の要望が来ておることだし、市長は必ずや増額をしていただくと信じておりますので、増額ができない場合のみ、その理由を答弁いただきたいと思います。

水俣の農業は経営面から見た場合は、不利な点が多いとは思いますが、先ほど申しましたように、ことは2つの大臣表彰に輝いています。大変すばらしいことです。これからも水俣農業が元気づく秘策を見つけて、普及、指導いただきますよう、お願いをしてこの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 江口市長。

○市長（江口隆一君） 第3の質問にお答えさせていただきます。

増額はできないときということでございますが、予算編成がまだでございますので、できる限りのそういう要望が多いものについては、当然、優先順位をつけて対応してまいりたいと思いますが、まだ今の段階でここでふやすか、減らすか、増額か答えろと言われてもちょっと難しい問題でございますので、また次の予算編成にぜひ期待をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、福祉問題について答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 次に、福祉問題についての御質問にお答えいたします。

まず、さきの特別国会で成立した障害者自立支援法の施行に伴い、どう変わるかについてお答えします。

この法律によって、障害者の地域における自立が促進され、就業や社会参加を支援する体制が整備・強化されることとなりました。

障害者自立支援法の内容としましては、これまで身体・知的・精神と、それぞれの障害種別ごとに別れていた各制度とサービス提供体系の一元化、就労支援としての職業訓練や創作活動に関する事業の促進、福祉サービスの支援決定過程を透明化するための障害程度区分の導入と審査会の設置、空き教室、空き店舗等地域に内在する社会資源の活用を視野に入れた規制緩和が促進されることになります。

また、障害者が利用する福祉サービスについて、国の財政負担が義務づけられると同時に、利用者には原則1割の自己負担と食費等の実費負担が求められることになり、これによって、制度の安定化が図られることとなります。

さらに、福祉サービスの給付体系の再編が段階的に行われていきます。

特に施設入所者の地域生活支援や就労支援といった新たな課題に対応するため、施設での生活から地域と交わる暮らしを重視し、平成18年10月以降、「日中活動の場」と、日中を除く「生活の場」にサービスが分離されます。

日中活動に関するサービスとしましては、ホームヘルプサービスやショートステイ等の「介護給付」、自立訓練や就労支援等の「訓練等給付」、相談支援や移動支援等の「地域生活支援事業」が用意されており、日中を除く生活の場としましては、ケアホーム、グループホーム等を含む施設が想定されております。

市町村には、今後、利用者の障害程度区分の認定を行うための審査会の設置、障害者に対する相談支援やコミュニケーション支援、移動支援等を行う地域生活支援事業の実施、障害福祉サービス等の提供確保を目的として、数値目標を盛り込んだ障害福祉計画の策定が求められることとなります。

なお、障害者自立支援法の施行に伴います具体的事務処理方法、利用者負担額などの詳細については、まだ不明な部分が多くありますので、明らかになり次第、速やかにサービスを利用される皆様にお知らせしてまいります。

次に、障害者自立支援法が本市の既存施設に及ぼす影響についてお答えします。

障害者が、わくワークみなまたや、まどか園などの施設による福祉サービスを利用した場合、原則として、さきに述べました1割の自己負担と、食費等の実費負担が求められることとなります。これに伴い、障害基礎年金や授産施設の作業工賃など、限られた収入で生活する多くの障害者に

とって、従来の応能負担に比べると経済的負担の増加が考えられます。

なお、生活保護受給者や低所得者につきましては、それぞれの収入に応じて自己負担と食費等の実費負担が減額されることになっております。

具体的な金額については、先ほど申し上げましたように、現在確定しておりませんが、確定した段階で本人にお知らせすることとしております。

自己負担の増加に伴い、障害者がサービスの利用を控えたり、利用するサービス内容や事業所を見直したりすることが考えられます。

また、給付費の単価が減額される可能性や支払い方法が月払いから利用実態に即した日割り計算に改められることから、施設によっては収入が減少する等の影響が出てくる可能性もあると考えております。

次に、こどもセンターの現状についてお答えします。

こどもセンターは、少子化による乳幼児の減少、民間保育所の乳幼児の受け入れ態勢の充実により、閉園したさわやか保育園跡に今年4月に開所いたしました。

こどもセンターは、子どもの遊び場、保護者同士の交流の場、育児等の相談及び情報提供の場、地域療育の場として、主に4つの事業を行っております。

まず1つ目は、子どもの遊び場として実施している児童館事業でございます。小学生が放課後や夏休みなど、長期休暇時に遊びに来たり、読書や学習をするための場所として開放し、定期的に食育セミナーや農作業体験などの行事を開催いたしております。

これまで約100人の利用登録があり、1日平均3人から4人の児童が利用しております。

2つ目に、保護者同士の交流の場として実施しているつどいの広場事業でございます。

乳幼児とその保護者が子育てについての話をしたり、友達をつくったりと、親子で楽しく過ごしてもらう場を提供し、これまで約200組の親子が登録されております。

また、1日平均7組から8組、約20人ほどの親子が利用されております。

3つ目の、育児に関する相談及び情報提供の場として実施している子育て支援センター事業では、子育てに関する不安や悩みの相談受付や情報誌を利用した情報提供、乳幼児の食事や応急手当に関する育児講座等を実施してまいりました。これまでの相談実績としましては、直接大きな相談はあっておりませんが、先ほど申し上げましたつどいの広場内で保護者や職員と会話することで解決できそうな比較的小さな相談、例えば夜泣きや食事、予防注射、排せつ等の相談がっております。

4つ目に、地域療育の場として実施している地域療育推進事業は、水俣・芦北地域の療育の拠点として、心身の発達に障害のある乳幼児を対象とした個別指導や、そのような子どもをお持ちの保護者の相談、受付、また保育園や幼稚園等の指導者に対する支援を行ってまいります。

また、保護者や保育士、保健師を対象にした専門スタッフによる勉強会を実施し、地域の家庭及び保育・福祉の現場における療育の向上を図っております。

これらの事業は火曜日から土曜日の午前9時から午後5時までの間において、曜日と時間を調整しながら実施いたしております。

課題といたしましては、保育園として運営してきた施設を利用し、事業を行っていることから、小学生にとっては遊具が物足りなく、センター駐車場が不足しているなど、施設の機能に関する課題がございます。

今後につきましては、こどもセンター事業をPRし、利用者の増加に努力するとともに、事業が効率的に実施できるよう、創意工夫しながら地域の子育ての需要の調査と、その需要に応じたサービスの提供など、利用される方が安心して気軽に足を運べるよう、関係機関と連携し、本市の子育て拠点施設を目指していきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 本井道弘議員。

○本井道弘君 それでは福祉問題について、第2の質問をさせていただきます。

これまでの障害の種類別に行われていたサービスが一元化されるということでございます。これはいい方に行くのか、悪い方に行くのか、どういうふうに市としては受けとめておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから審査会の設置ということもございましたが、新たに設置されるのか、これまでもその福祉関係のそういう、何か審査会というのがあったのだろうというふうに考えますけれども、それとは別に、もしあったとしたら新しく設置をされるのか、審査会のメンバーはどのような人たちを予定されているのか、わかっておればお答えいただきたいと思います。

私たち自由民主党議員団と公明党議員団で先月11月17日にわくワークみなたを視察、研修いたしました。障害者の作業風景や工場の操業風景を見学して、障害者の自立支援をするのに、大変立派な施設ができたなと喜んできたわけですが、立派なよい施設ができて、経営内容が悪ければ困ったものでございますが、理事長でもあられる市長はどのように聞かれておられるのか、経営について話せる範囲で結構ですので、お聞かせできればお願いしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） まず、サービスの一元化についてお答えをさせていただきたいと思います。

障害の種類にかかわらず、障害者の自立支援を目的といたしまして、共通の福祉サービスが共通の制度に基づきまして、総合的に提供されるということによりまして、社会福祉資源の有効活用が図られるようになるというふうに考えております。

精神障害者は従来の支援制度におきましては対象外というふうになっておりましたけれども、

障害者自立支援法においては対象とされることになりましたので、障害種別による制度格差の解消が進むことになるというふうに考えております。

まず、サービスの一元化に伴います福祉課における業務につきましても、精神障害者の施設サービスに関する業務の増大が考えられますけれども、対象者が少ないため、これまでと余り変化はないものというふうに認識をいたしております。

また、審査会につきましては、市町村に置く審査会におきまして、介護給付費等の支給に申請にかかわる障害者等の障害程度区分に関する2次審査を行うことというふうになります。1次審査は直接行う予定にしておりますけれども、委員につきましては、身体・知的・精神の各障害に知見を有する者3人、障害者等の保健または福祉に関する学識経験者を有する者を2人、医療関係者の2人の合計7人を予定しております。

審査会につきましては1市2町の共同設置とし、水俣・芦北広域行政事務組合で事務を処理する方向で検討していきたいというふうに考えております。

次に、わくワークみなまでございますけれども、この内容につきましては、1年目で黒字ということでございまして、これは議会の皆様方も御承知と思っておりますけれども、知的障害をお持ちの方の生活・就労支援を目的とするペットボトルのリサイクル事業でございまして、通所授産施設でもございます。

定員は30名でございますけれども、現在、市外から5名の約29名が利用しております。これは本市が推進いたします「エコポリスみなまた構想」の理念に基づきまして、環境と経済と福祉を融合させたモデル事業ともなっております。

先ほどおっしゃいました経営状況についてですけれども、大まかではございますが、本年度ではペットボトル関連の事業収益が約4,000万円、材料費、経費などを差し引いた約230万円が利用者の収入となっております。

福祉事業経理区分の支出につきましては、収入は現行法における支援費制度によりまして、利用者のサービス利用料、支出は指導員等の職員人件費、給食費・保健衛生費などの利用者にかかわる経費を含みます事業費、そのほか事務費等となっております。

もう一つ、朗報ではございますけれども、わくワークみなまたが、このたび容器包装リサイクル法に基づきまして、財団法人日本容器包装リサイクル協会が行います分別基準適合物の再商品化に係る「再生処理事業者」に登録されることが内定いたしました。

これはどういうことかといいますと、ペットボトルを再商品化するということで、入札の資格を得まして、その入札で落とした品物につきまして、処理の補助が出るといったことでございまして、これも新たに経営のプラスになるのではないかとというふうに考えております。

増収部分につきましては、授産施設という性格上、利用者の方々に作業工賃として還元するこ

ととなっておりますので、今後もさらに本市の障害をお持ちの方々の生きがいづくりや、社会参加の促進につながっていくものというふうに考えております。

また、障害をお持ちの方々の自立支援を促進する観点から、わくワークみなまによって提供されますサービスを利用する者の拡大に伴います利用料収入の増加、障害者自立支援法の施行に伴う利用者の実費負担部分の見直し、事業としての経営努力等によって、収益の増加が今後も期待できるというふうに伺っております。

したがって、今後、事業拡大と収益の増大などに市として積極的に協力しますとともに、この収益等を活用して本市の障害をお持ちの方々が生まれ育った地域で安心して暮らしていけるように、数人単位が共同で生活する「グループホーム」の設置を強く働きかけていきたいというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 本井道弘議員。

○本井道弘君 工場を見学したときに、ペットボトルの原材料が積んでありました。その中で水俣のペットボトルのリサイクルにつきまして、ごみが今日本一のいい収集がされておるというふうに聞いておりましたので、大変、水俣は日本一だというような気持ちで、原料を見ました。するとペットボトルの、まだいい収集の仕方がされて持ち込んであるのがありました。それで、そこで、ああ水俣ももう少しよくしなければいけないんじゃないかというような話でございましたが、それにはいろいろ問題もあるように聞いておりますが、将来はそういうふうになった方がいいんじゃないかというふうな気がしましたので、将来そういうふうにはできないのかは要望しておきたいと思います。

それからこどもセンターの現況についてはよくわかりましたが、一番今心配されるのは新聞、テレビをにぎわしております幼児低年齢化の、いろんな凶悪犯罪が毎日のように新しく出てまいっております。十分その辺も注意をされて運営をされるように希望をしておきます。

またゆうべ、熊本からのローカルニュースですね、これを見ておりましたら、障害者自立支援法が施行されるということで、特別な取材であったと思いますが、熊本の青年が野菜の宅配便や訪問販売を自転車やリヤカーを引いて一生懸命頑張って働いている姿が映し出されました。

家族の方が月に20万円ほどの売り上げをするようになったということで話しておられました。仕入れを引けば利益はほとんどないと。しかしこうして社会が、そういう障害者のそういう仕事を受け入れてくれることが非常にありがたいというような話をしておられました。

この障害者自立支援法が、一人でも多くの自立者を育て、家族の方々に安心を与える法律であることを願って、私の質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 以上で、本井道弘議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前 10 時 27 分 休憩

午前 10 時 38 分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松本満良議員に許します。

（松本満良君登壇）

○松本満良君 おはようございます。

無限 21 の松本です。

これから市長に質問したいと思いますが、市長の感想だとか意見ではなく、私の項目ごとの質問に対する項目ごとの具体的答弁をお願いしたいと思います。

質問と答弁がかみ合うように、ぜひそうしていただきたいと思います。

会議録を毎回読んでおられるある市役所OBの方が、近ごろの一般質問は何なあれは、質問と市長の答弁は全然かみ合っておらんがな、議員も答弁を的確に引き出すようにせんばと、たびたび苦言を呈されています。

このように市民が思っておられる点を市長にもあらかじめ知ってもらった上で、通告に従って、以下を質問いたします。

私は今回質問をするに当たって、産業廃棄物最終処分場、以下、企業などのごみ捨て場と言いますが、問題を議論するために、我が水俣市の環境基本条例に目を通してみました。

これは平成 5 年、吉井前市長時代に提案され、議会で議決された、他自治体に誇れる崇高な内容で網羅されたすばらしい条例であるに関心しながら目を通してきたところです。

市長は今日の情勢ですから、きっと暗記しておられるものと思いますが、基本的なところを読み上げながら質問したいと思います。

まず、前文です。

わたくしたち水俣市民は、ふるさとの豊かな自然の恵みにはぐくまれ、生活を営んできた。しかし近年、産業活動による環境破壊と健康被害の大きさと世界に類例のない水俣病を経験したことから、環境破壊の悲惨さとその復元の困難さを深く認識してきた。また、産業公害の発生は、市民連帯感の喪失、経済基盤の脆弱化など地域社会にも大きく影響することを身をもって経験してきた。

このことは、環境への配慮に欠けた物質的な豊かさや人間のためだけの快適性、利便性を追求するのではなく、良好な環境の確保に努める責務があることを教えている。

もとより、多様な生命の存立基盤である自然環境と社会の営みは密接な関係があり、また、良好な自然環境が保たれる折り合いの水準を高めていくためには、人間は生物の一員であるとの認

識を持つことが求められている。

わたくしたち市民は、健康で文化的な生活を確保するとともに、循環する自然の生態系に配慮しながら、経済の発展が自然環境と調和し適正に維持され持続することが可能な社会を築いていかなければならない。

ここに、水俣病の経験を貴重な教訓として、良好な環境を確保し、海、山、川のある自然環境を市民の生命基盤として次の世代へ引き継ぐため、この条例を制定する。

前文は、以上のようになっています。

これには、何の注釈の必要もない、私たち市民や、行政、事業者がなさなければならない歴史認識、責務、環境・自然の生態系への配慮、生物・生き物は人間だけではないこと、そして、最後に締めくくりとして、海、山、川のある自然環境を市民の生命基盤として次の世代へ引き継ぐためこの条例を制定すると、ありのままに述べられています。

企業などのごみ捨て場問題を考えるに当たって、これ以上つけ加える必要はないものと思いますが、以下、若干条文についても立ち入ってみたいと思います。

第2条の自然環境の継承では、わたくしたちは、良好な環境の確保は多様な生命の生存が自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ有限な自然環境を基盤するものであること及び自然環境が健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、市民共有の生命基盤として、次の世代にこれを継承していくことができるように努めるものとする、現存する私たち、水俣市に居住する一人一人の役割を明確に定めています。

市長、この第2条を読んだだけで、環境が破壊される可能性があり、大森の住民の生活用水が汚染され、ひいては水俣市の上水道が汚染される可能性がある企業などのごみ捨て場建設に対して、いかなる姿勢で、行政や私たち市民が対処しなければならないかは、一目瞭然であると思いますが、いかがでしょうか。

そして第3条、自然環境と調和し持続可能な社会の構築では、前の方を若干省略しますが、自然環境に配慮しながら、健康で文化的な生活を確保し、経済の発展が自然環境と調和し適正に維持され持続することが可能な社会を築いていくことに努めると明言してあります。

第5条、市の責務では、その第1項で、市は、施策を実施するに当たって、良好な環境の確保に努めなければならないとうたい、第6条、事業者の責務では、この条例の精神を重んじ、その事業活動によって環境を損なわないよう自己の責任において、必要な措置を自ら進んで講ずるとともに、市の実施する施策に協力しなければならないと、事業者に対しては、絶対に環境の破壊が起こらないような措置をみずから講じなければならないと規定しています。この第6条からいっても、市が、長崎・木臼野への企業などのごみ捨て場の建設には、基本的に反対であるという方針を出せば、企業などのごみ捨て場を建設しようとしている事業主は、それに協力しなけ

ればならないことになっているのではないのでしょうか。

第7条、市民の責務では、この条例の精神を重んじ、日常生活において環境に深く配慮し、自ら進んで良好な環境の確保に努めるとともに、市の実施する施策に協力しなければならないと、環境が破壊される可能性があるものを阻止し、そのため市の事業、施策に協力するように定めています。

また、第11条、自主的な活動の促進等では、市は、良好な環境の確保に係わる活動を積極的に行うものに対し、その自主的活動を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとするとうたっております。

市長のこれまでの言動を見ていると、水俣の命と水を守る市民の会などへは否定的な、場合によっては、批判的とも抑圧的とも思えるようなものがあるように思えてなりませんが、逆に援助し、その運動の発展を援護しなければならない立場にあるのではないかと、私はこの7条と11条を見る限り思えますが、いかがでしょうか。

そういう意味では、市長及び行政の立場は、非常に重要な立場にあり、全責任において環境保全に努め、市民の健康と生命を守るために全精力を傾注する立場にあり、将来の私たちの子や孫たちに責任を持ってすばらしい生活環境・自然環境を残してやらなければならないという精神で、この条例は貫かれているのではないかと、私は思っていますが、いかがでしょうか。

ほかにも、16条までいろいろと定められていますが、本日は、再確認する意味で、我が水俣市環境基本条例の条文の一部について触れてみました。

以下、質問に入り答弁をいただきたいと思いますが、この条例を否定するような答弁は決してあってはならないと思いますので、そういうことを前提に答弁をいただけるものと確信し、まず第1の、産業廃棄物最終処分場建設問題について質問したいと思います。

æ, Aとし8月31日の水俣市議会陳情時における、潮谷県知事と島田県議会議長の発言内容について。

A A県知事発言内容については、市長の、9月議会のときの一般質問に対する答弁内容と、10月1日付の市報特報版記載内容は、そのみしか聞いておられないのか。

B A県議会議長の発言内容は聞いておられないのか伺いをいたします。

æ,, 市長の中立という姿勢について。

A A市長が、知事の発言を引用している内容は、市長が一貫して言っておられる中立と矛盾してはいませんか。

B A市民の3分の2以上の人たちが、計画予定地に建設されることについて危険性を感じ、反対署名に応じている中で、市長の中立という姿勢は市民の意向と矛盾してはいませんか。

C A9月議会において、市長は、中村議員の質問に対して、県が検討していた公共関与につい

ては、水俣にはつくってほしくないとの思いから、候補地から外していただくよう、即座に強く申し入れをいたしておりますと答弁しておられますが、なぜ、公共関与については、即座に建設候補地から外すよう申し入れていながら、民間業者の建設計画については、場所が将来危険視される可能性のある場所であるにもかかわらず、中止するよう申し入れずに、中立という姿勢を貫いておられるのかお伺いします。

æ”、産廃処分場の建設予定地が周辺環境に及ぼす影響について。

A A市民が、長崎・木白野に産業廃棄物最終処分場が建設されれば、感覚的にも科学的にも、危険だと感じていることについて、その真否について、市独自で調査・研究してみる考えはありませんか。

B A湯出・大森地区の人たちが、産廃最終処分場建設予定地の山のふもとから湧水する水を生活用水に使っておられますが、これに悪影響を及ぼすとは考えられませんか。

C A下流域に、水俣市の水道水源がある湯出川が、絶対に汚染されないという自信が市長にはありますか。

æ»、10月24日、吉永県議会議員主催の会合が開かれているようでありますが、この会合の中の市長の発言内容について。

A Aこの会議において江口市長が、産業廃棄物最終処分場の話を最初に持ってきたのは、緒方議員と社会党議員だ、そのほかにもいろいろあって私は中立なんだというような発言をされたという情報が私の耳に入っていました。その会合の中で、江口市長の口から、私の名前も何回か出てきたとも伺っていますが、事実かどうか、違うのであれば違うと、事実であれば何を根拠にそのようなことを言われたのか、真実を明らかにしていただきたいと思います。

以上で、企業などのごみ捨て場建設計画関係についての質問を終わります。

次に、第2、ISO自己宣言方式について。

A A自己宣言方式が、外部監査方式より、全市民の意識改革につなげる点で、よかった点はどこだと思われますか。

B A自己宣言方式によって、市民及び市の職員が受けている環境意識の変化をどのように評価しておられるか、市長の考えをお聞かせください。

以上で質問項目2点をお聞きして、本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） まず、松本議員の御質問に順序お答えをさせていただきます。

産業廃棄物最終処分場建設問題については私から、ISOの自己宣言方式については福祉環境

部長から、それぞれお答えをさせていただきます。

初めに、産業廃棄物最終処分場建設問題についてお答えしますが、まずお断りをさせていただきますけれども、法律を超える条例、上乘せ条例、横出し条例は効果がなく意味がないことは、何度もこれまで一般質問で述べさせていただきました。そして、基本的に反対ということを述べなさいと、ちゃんとしなさいということでございますけれども、一般論として、市長として地元につくってほしいという市長はどこにもいないということも申し上げてまいりましたことをつけ加えしまして、答弁に入らせていただきたいと思います。

まず、8月31日の市議会陳情時の知事と県議会議長発言内容について、9月議会の答弁と10月の市報特報版記載内容のみしか聞いていないのかについてお答えします。

知事発言の内容につきましては、市議会事務局で作成されました要望活動報告書及び新聞記事をもとに主な発言内容を抜粋して答弁及び記載しております。

県議会議長の発言内容につきましては、議会事務局の報告書では、要望の趣旨はよくわかりました。地域の事情も考慮してもらおうよう、我々としてもできる限りのことはやっていく、地元住民の生活の不安を取り除くため、担当課から事業者に対し問題点をクリアにしてもらうようにする必要があるとあり、これは承知いたしております。

次に、市長の中立の姿勢について、知事発言を引用している内容は、市長が一貫して言っている中立と矛盾するのではないのかについてお答えします。

10月1日号の特報版にも記載しておりますが、知事の発言は、これまで熊本県の担当課が一貫して発言してきたことと同じであり、これは水俣市が1年半前から言っていることと同じ内容でありますので、全く矛盾しているとは思っておりません。

次に、中立という姿勢は市民の意向と矛盾していないのかについてお答えします。

市としては、公平公正な立場で、住民の安心安全を守る責務があると考えます。

したがって、効果のない反対運動を続けたり、目先のことを考え、大勢に流されるのではなく、いろいろなことを冷静に判断し、本当に将来的に安心安全な水俣にするためにはどうすればいいかということを第一に考えて行動しており、そういう意味で矛盾しているとは考えておりません。

なお、本年10月に開催されました市議会の廃棄物最終処分場問題特別委員会で講師の馬奈木弁護士も、今の段階では、市長は反対運動の先頭に立つべきではなく、問題点を解明するための取り組みを行うことだとお話をされております。

次に、公共関与については即座に建設候補地から外すよう申し入れていながら、なぜ民間業者の建設計画には中止の申し入れをせず、中立の姿勢を貫いているのかについてお答えします。

公共関与による最終処分場建設につきましては、熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会

で絞り込み、決定され、地元の同意のもとに建設されることとなりますが、絞り込みの段階で、水俣が候補地に残っているという情報が入りましたので、水俣にはつくってほしくないという思いから、候補地から外していただくよう即座に強く申し入れをいたしております。

しかし、民間の建設計画につきましては、地元の意向にかかわらず事業者の判断により、建設計画がつくられ、国の法定受託事務により県が許認可の判断を行うものであります。もし、民間の建設計画であっても、地元市長の同意が必要であるということであれば、もちろんお断りをしているところです。

なお、安定型の中止については申し入れています。各地の事例等を検討し、安定型はリサイクル率の向上でごみが減ることにより、埋立期間が長くなり、また問題が起きやすいと言われていることから、危険性が高いと判断して、安定型の中止を事業者にも再三申し入れ、事業計画を中止させています。

このように行政で申し入れて、計画を中止させたのは水俣だけではないかと思っております。

次に、最終処分場建設予定地が周辺環境に及ぼす影響について、市民が感覚的にも科学的にも危険と感じることについて、調査・研究をする考えはないかについてお答えします。

市独自で調査・研究等するには、多額の調査費用、専門的知識が必要になると考えられ、独自の調査・研究は困難であると考えております。

しかし、近いうちに環境影響評価準備書が出され、詳細な自然環境等の調査・検討結果や、施設の建設計画等で出されることになると思われますので、市の最終処分場検討委員会において、学識経験者を初め、委員の皆様にも十分検討していただくとともに、庁内関係各課においても検討を行い、事業者に対する厳しい意見や補足調査等の要求を行っていきたいと考えております。

次に、湯出大森地区の生活用水に対する悪影響についてお答えします。

こういった影響を調査することが、環境影響評価であると考えておりますので、万一、悪影響が考えられる場合は完璧な対策をとってほしいと思いますし、もし対策ができないようならば、建設計画の許可も出ないのではないかと考えています。

次に、湯出川が絶対に汚染されないという自信があるかについてお答えします。

絶対に汚染されない自信があるかと聞かれましてもお答えする立場にありません。しかし、私としても、絶対に汚染されてほしくないと思っておりますし、もし許可され、建設されることになれば絶対に汚染を引き起こさない施設にしてほしいと思っています。

次に、最終処分場の話を最初に持ってきたのは緒方誠也議員と社会党議員であり、いろいろあって中立なんだという発言は間違いはないかについてお答えします。

そのときの私の発言の内容は次のようなことであります。

平成 15 年 5 月 11 日に長崎・木白野地区で事業者による一番最初の地元説明会が開催されてお

りますが、その際、IWD東亜熊本の小林社長と緒方議長が名刺交換され、小林社長に緒方議長が「頑張ってください」と言われたこと。また、中山議員も私より早い時期にIWD東亜熊本の山口専務と会っておられたとのことで、その時点で市の方にも情報を提供していただければ、特に土地売買前であれば何らかの手が打てたのではないかと残念に思ったことや、ゴルフ場用地としてまとまった土地があるとの情報を事前に入手できていれば用心ができたこと。さらに計画用地の買い上げについて、初期の段階であれば2億円程度で買えたはずなのに、協議さえしていただかず、進出を阻止することができなかったのは、買い上げに反対の野党議員の方々が、最終処分場問題を解決することよりも、故意に長引かせることで選挙に利用するつもりがあるのではないかと思いたくなるといった旨の話をいたしております。

c・ i B% N j 松本満良議員。

...{ 'N 2回目の質問をしたいと思いますけれども、確かに市長が9月議会で答弁をされたり、市報で掲載されてるのは、その部分についてはそのとおりですけれども、今、市長が言われたように、失礼しました。その前に、知事の発言内容については、確かに知事がそういうふうに言われたわけですが、私どもは知事に対して大森地区はそのふもとから21カ所の湧水があり、そのうちの7カ所が生活用水として使われておる。あの山というのは大森の住宅地から60ないし70メートルぐらいの高さだけれども、それから30メートルぐらい素掘りをして、そこにシートを張りめぐらした場合に、会社が言っているように100%将来において、絶対そのシートが破けない、湧水が絶対ないということであれば、そこに降った雨水が今まで湧水として出てきておった、その湧水がなくなってしまって、21カ所の湧水が枯渇をしてしまって生活できなくなるということもある。そしてまたシートが破けた場合は、その投棄をされたごみの汚物を含んだ水が湧水に混じってきて、生活できなくなるという話を知事にしましたら、知事は湧水が枯渇をしたり、場合によっては汚染されて使えなくなるということを新たに認識させてもらったというふうに発言もされました。そして県議会議長のところにも行ったわけですが、県議会議長は、先ほど市長が言われたような発言もされ、あわせて私たちに同席をしていただいた吉永県議に対して、江口市長にも市民と一緒に反対するように頑張るように言ってくださいといった内容のことも言われました。このようなことを市長が議会で正式にほとんど取り上げないまま、あるいは市報にも全く掲載しないまま、市民にこういうことを知らせれば市民が混乱するばかりじゃないんでしょうか。

こういった点について、市長の中立という姿勢がどうしても納得できませんので、この点について、なぜそういった知事発言等について、市報特報版に、あるいは議会の中で触れられなかったのか。この点について、触れられなかった理由について、再度御説明をいただきたいと思います。

それから、この問題について、市報特報版の問題につきまして、市報特報版について10月20

日付の新聞に掲載をされておりましたけれども、命と水を守る会など3団体がこの記載内容はおかしいのではないですかと、抗議に市の方に行かれたようであります。このときに市長が不在で、吉海福祉環境部長が答弁に立たれておるようですけれども、説明をしておられるようですけれども、新聞によりますと、内容については誤解されるのはいけないことだが、記述に過不足はなかったと、過不足な点はなかったというふうに部長は答弁をされています。このときに、部長は当然市長の名代として応対をしておられるわけですから、市長の考えの範囲内で答弁をされているというふうに私は理解をいたしますので、これについても市長の方からそういうことについて御答弁をいただきたいと思います。

それから先ほどもいろいろ市長おっしゃいましたけれども、知事の発言の引用の仕方にしても、市民の3分2以上の人たちの気持ちを代弁しなければならない市長の立場にしても、公共関与については、そういった形で断っているながら、民間企業については民間企業が営利事業としてやるんだから、それは市として何とも言えない。市民の健康を守るために、そういう立場で企業に対して申し入れをしていくというふうなことですけれども、民間企業であれ、公共関与であれ、汚染が起こる可能性がある場所に建設をされるというのは、何ら変わらないわけですね。本当に市民のことを考えるならば、ここで市長はやっぱり明確な姿勢を示さなければならないと思うのに、矛盾は全く感じていないという答弁をさっきされました。

そういう点からいけば、私はどうしてもこの民間企業が出てくることについては、市長としてはもう既にやむを得ないというふうに考えておられるようにしか見えませんが、そういうふうに思っていられるのかどうか、この点について再度答弁をいただきたいと思います。

それから、建設予定地の専門的調査についてですけれども、ここに建設をされれば長崎・木臼野だけでなく、水俣の将来にとって大きな問題だというふうに私は認識をしております。そういう点から、少々経費がかかっても、学者や専門家、そういった方々にお願いをして、市独自で自然環境に与える影響、人間生活に与える影響、その他科学的立場や、地学的立場、生物学的立場など、あらゆる角度から調査・研究をして、市民の命と健康を守るという姿勢が必要だというふうに私は思いますけれども、市長の再度この点についての見解をお伺いしたいと思います。

それから、10月24日の集会での市長は、15年5月11日に地元の説明会が企業からあったと、ここで緒方議長が名刺交換をされて頑張ってくださいというふうに言われた云々というふうにおっしゃいましたけれども、この点については、緒方議長から、そのときの状況を私は聞いてますけれども、そういう集会、説明会があるということを地元の協力員の方などから案内があったと、来てほしいという案内があったと。だから16区の区長、あるいは農業委員の人たちと一緒に会場に行ってビデオを見た。見せてもらった。会社が、企業が行ったビデオを見せていただいた。その後、いろいろ、なぜ今水俣にこれがつくられるのか、なぜ木臼野なのかという、いろ

いろいろ質問をしたところが、市会議員だということがそこでわかって、後で議長のところに來られて、お互いにあいさつをし合ったという程度だそうですよ。そのことが、こういった中で、いかにも、いかにも議長なり、あるいは社会党議員なりが誘致したかのような内容の発言というのは、そこもどうもその24日の会合は60人から80人程度おられたらしいんですけども、そういう中で、このような誤解を招くような発言というのは、やっぱり市長としては慎むべきではないのかというふうに私は思いますけれども、この点について市長の再度の見解を求めたいと思います。

2回目の質問は以上です。

○議長（緒方誠也君） 江口市長。

○市長（江口隆一君） それでは松本議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、湧水、生活用水の知事の発言を知っているかということでございますけれども、この知事の発言といいますのは、例えば知事が要件を満たせば許可せざるを得ないといったことに、どのみち通じてまいります。ですから、もし、その松本議員がおっしゃるように、湧水とか、生活用水に対する危険性があれば、県は許可しないわけでございますので、ですからその発言をきちっと報告させていただいたということでございまして、今、議員の発言を聞いておりますと、危険性が高いものをいかにも県が許可するといったような認識にもとれますので、そこは、もう少し法律をきちんと勉強していただきたいというふうに思っております。

それと、島田議長の発言についてでございますけれども、私、先ほど申し上げましたとおり、新聞、まあ知事の発言は新聞ですけども、それと議会がつくった議事録でございますが、ちょっともう一回確認をしないとはっきり言えませんが、その中には吉永県議に言われたことについては、議事録になかったのではないかというふうに認識をいたしております。

それと吉海部長の発言については、私の発言と思っていただいて結構であります。

それに民間企業に対して、なぜ中止してくれとはっきり言わないのかということでございますが、お会いしたときに個人的には何度も、これだけの反対がありますので、もうあきらめられたらどうでしょうかといった旨の発言は何度もいたしております。

それと、市長はもう容認している、まあできることを容認しているのではないかといったような、今の松本議員からの御質問でございますが、これはそういうことではなくて、大学の教授の方々を初め、この廃棄物の検討委員会を市で独自でつくっております。その中でも、先ほど申し上げましたように、藤木さんを初め、馬奈木弁護士等も、科学的、技術的な根拠がないとなかなかとめることは難しいといった旨の発言がございましたので、当然、企業からのそういう資料の提供を、まあ例えば県も当然、提供をもとに、それを今後検討していきまして、科学的、技術的に不安な部分、おかしい部分については、今後さらに追及をしていきたいというふうに考えておりまして、決して容認してるわけではございません。

ただ、以前から何度も申し上げてまいりましたとおり、もしもとめることができなかった場合のことも想定してということで、現在、行動をいたしておりますので、その点については、ひとつ誤解がないように、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それと少々お金がかかっても、専門委員会なるものをつくって調査費でもつけるべきではないかというふうな御質問でございますけれども、それも実は以前、検討をしましたところ、相当の金額の費用がかかるといったこと、それと企業の敷地内に、我々が無断で入るといったようなこともなかなかできませんので、こういった手法、なるべく経費を安くしながら、県の専門委員会等とも連携をとりながら、市独自でもきちっと対応をしていきたいということを考えて、今のような行動等をとらせていただいております。

それと、最後の質問ですけれども、10月24日の集会で誤解を招くような発言ではなかったかということでございますけれども、私の方がいろいろと聞きますと、非常に誤解を招くような発言を日々されているように聞いておりまして、中には企業から金をもらったと、堂々とおっしゃられる議員の方もいらっしゃるそうでございます……

(発言する者あり)

○**市長(江口隆一君)**(続) 議長、静粛に指示をお願いいたします。

○**議長(緒方誠也君)** 静かにしてください。

それと、市長に言います。適切な答弁に心がけてください。

○**市長(江口隆一君)**(続) はい。誤解を招くような発言ということでございますけれども、これは市役所にIWDの幹部の方々が来られたときに、そのときの内容はわかりませんが、頑張ってくださいと言われたということをはっきり、私を初め、職員の前でも言われましたので、これはそれをもとに言ったようなことございまして、その開催の内容というものがどういうものかということで、うちの職員の方から当時の協力員の方にも、どのような内容の説明会でしたかということ、自分はトイレに行っていたからよくわからないと。トイレに1時間も2時間も行かれたのかわかりませんが、そのような発言でございまして、もし、その5月11日という日にちが企業が用地を取得される前の段階でございましたので、もしそのときのそのような、あったこと、また内容等を我々に教えていただきましたら、もしかしたら土地を買う前に措置ができたのではないかという思い等をその24日には伝えさせていただいております。

○**議長(緒方誠也君)** 松本満良議員。

○**松本満良君** 大森地区に湧水があることについて、知事はそこが汚染、その湧水してきている水が汚染されるであろうと想定すれば、許可しないだろうというふうに、今、市長の方からは答弁いただきました。そうであればなおさら、今まで全国に産業廃棄物処分場があるところをいろいろと調査をしていただいて、湧水をして場所を変えたところなどいっぱいあるじゃないですか。

そういう危険性があるということであれば、市長は当然、県知事に対して、そういう危険性があることを指摘をしながら、中立じゃなくて、ここは水俣の水がめだということを県知事に的確に伝えて、県知事にこれは許可しないようにお願いをしたいということを、市長はやっぱり発言をしていただくことが、水俣市民の代表ではないかというふうに、私は思うんですけども、何か今の答弁を聞いておっても、知事お任せという感じにしか私には聞こえません。そういうことで、市長の方も明確にそこら辺は知事に対しても、企業に対しても、危険性があるということを指摘をしながら、要望していただきたいというのと同時に、今、議会事務局の方から、そういう内容を環境対策課の方に出していただいてある文書も見たとおっしゃいましたけれども、確かにそれには県議会議長の発言内容は詳しくは載ってなかったかもしれませんが、載ってるんですよね。だけどさっきから何回も言いますように、載ってるものは自分の都合のいいところだけを市民に明らかにするのではなくて、きちっと市民に明らかにするということが、本当に中立であれば中立の立場ではないのか、姿勢ではないのかというふうに私は思いますので、その姿勢について、もう一回、本当に知事が、あるいは県議会議長がそういった発言をされたことを知らなかったのかどうなのか。知らなかったはずはないと。前の方で、ほとんどその議事録に基づいた、報告書に基づいた答弁、県知事発言の部分についてはそのとおりですよ、最初の部分は。市長が発言しておられる部分はそのとおりだけれども、後の部分が市長の口から一切出てきてない。広報紙に出ないというのは中立ではないというふうにしか私には見えないんですよ。この点について、明確にしていきたいというふうに思います。

それから今もおっしゃいましたけれども、賛成する市長はどこにもいないとおっしゃいましたが、そのとおりだと。市長もぜひそうあってほしいと私は思うんです。本当に賛成でないのであれば、市民の先頭に立って、やっぱり市民の生命と財産を守ってやるという、その点に全力を挙げるべきではないのかというふうに私は思いますけれども、この私の2回の質問に対する市長の答弁を聞いておる限りでは、やはり市長は賛成なのかなというふうにしか私には見えません。そういう点で、市長の今の気持ちを、本音をぜひ聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、予定地の調査について、さっきも私言ってますけれども、これから先、水俣の50年、100年、あるいはそれ以降の水俣市の大きな問題だと思ってます。水俣市民が水俣に生活できるかどうかという、大きな問題だと思ってます。それくらい大きなこの問題を、それは金がかかると思います、私も。しかしある程度の金はかけても、それくらいの調査を自主的に市が専門家に依頼して、ボーリングから何から、地質から何から調査をするという、そういう姿勢が市長には必要だというふうに思うんですけども、そういうことは金がかかるからだめなんだ、企業が出した資料、あるいは県が出した資料等で判断していきたいというふうな答弁を先ほどいただきましたけれども、じゃ市長にお伺いいたしますが、企業の資料と県の判断を100%信頼したい

ということなのかどうなのか、この点について考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、吉永県議が主催された会合でも、市長の発言ですけれども、今でも IWD の社長が頑張ってくださいと、緒方議長から言われたというふうに言っていますが、私が、緒方議長から聞いた限りでは、そんな話なんか一切してない、ただお互いに意見交換して名刺を交換しただけだと。

○議長（緒方誠也君） 発言中ですが、暫時休憩します。

午前 11 時 21 分 休憩

午前 11 時 22 分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松本議員。

○松本満良君（続） まあそういう内容の中で、緒方議長は当時そういう説明があったということを吉海部長には即報告をしておられるんですね。報告しておられます。だからこのことを市の方に連絡あってるかというふうに確かめたところが、情報収集に努め、対策等の準備を要請した、こういうふうなことになるんですね。そして協力員が同意書を地域でとって回っておる。こういう状況の中で、その緒方議長はそういう説明会があるということで行っておる。こういうことが事実であるのにもかかわらず、先ほどのようなことを言えば、大きな誤解を招くと思いますし、市長自身がこれはもうどこで云々ということは言えませんが、やっぱり個人のところにも近ごろ行かれて、緒方議長と松本なんだということを言っておられる。私はだからその私に質問、報告くれた人に、例えば松本という名前が何回も出たという話ですから、議会の中には松本は 2 人おられますと、私のことでしょうかと聞いたら、やっぱり満良さんあんたのことだというふうに言われるんですよ。そのような誤解を招くようなことというのは、やっぱり市長は水俣の市長ですよ。その市長が大きな影響を与えるような、誤解を招くような発言というのは慎んでもらわんといかんし、私の質問に対してさっきも市長は言われましたが、私の質問に対して議員の中に私のことを云々と言われましたけれども、そういうふうな物の言い方が大きく誤解を招くというふうに私は思っていますので、こういう点について、3 回目の答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 江口市長。

○市長（江口隆一君） 3 回目の御質問にお答えさせていただきます。

もう一度申し上げますけれども、県議会議長の発言は載ってたということでございますが、今、ちょっと確認をいたしましたところ、県議会議長から吉永県議に言われた発言は議事録の中では載っておりません。確認をしていただきたいというふうに思います。

それと先ほども何遍も言うておりますけれども、私ども事前にいろんなお話があったとしても、やはり結論をわかりやすく載せるというのも説明する上で大事なことでございますので、まあ今、

松本議員の御質問を聞いておりますと、私は許可権者みたいな、ちょっと錯覚に陥るようなことでございますが、当然県ともお話をし、また、その何か私が誘致してきたような雰囲気になりますけども、全く違うと。第三者の民間が勝手にやっているということを、もう一度御認識をいただきたいと思います。

それとこの産廃の計画中止に市長がはっきり中止してくれということを明言をしろということでございますが、これもこれまでのいろんな議会の皆様方の御質問にお答えいたしましたとおり、私が反対と言ってとまるようであれば反対はしますよということをずっと申し上げてきましたけれども、反対してとまると言った方はございませんし、またその手法についてもぜひとめる方法があれば御指摘をいただければ、そのように行動したいということも言ってまいりましたが、具体的な提案等もございませんので、これまで私は中立ということを書いてまいりましたが、企業に対して計画の半分をとめることができたということは、私のやり方が間違っていないのではないかと考えております。

それと今、議員がボーリング調査等を市でもやるべきではないかということを申し上げられましたけれども、これも相当の何千万という単位の経費がかかります。また企業の、先ほども言いましたけれども、人の敷地でございますので、そういうことをやるといった場合に、企業がいい御返事ができればいいんですけれども、不法に侵入をしてでもやれということはちょっと行政に言うのはちょっと、不法侵入をやれということは言うておりませんけれども、企業が了解をいただけなかった場合には、当然やることはできませんし、また企業、または県を100%信頼しているのかということでございますが、県の方は信頼をいたしておりますけれども、ただ100%ということではなくて、水俣の方でも、もし国の法律で産廃の許可をするときのラインが仮にではございますが、百点満点の60点で合格ということであれば、私は以前から申し上げましたとおり、60点ではない、100%に限りなく近いもので、安全に近いものを、もし許可がおりたときにはやっていただきたいということで、話し合いも必要だと。ただそのためには企業の技術等、我々が見ても、本当にどういうものかということにはわかりませんので、専門家を独自に水俣の方でも検討委員会をつくって、今やっているということもずっと申し上げてまいりました。

またそれともう一つでございますが、普通の設備投資よりも当然高い理想のものを我々が要求した場合に、企業も設備投資がふえてまいります。それを要求することによって、企業も、そんなに高いもの、設備投資をやっても採算が合わないということで、また水俣には来にくい状況もつくることができるのではないかと考えたことも考慮して、現在やっております。

それと市長として誤解を招くような発言は慎むべきではないかということでございますが、当然、誤解を招くようなことは慎まなければいけないと考えております。ただ松本議員の名前を、そのようなことで出したことは私はないというふうに認識をいたしておりますし、またきちんと

した、その証人等がおられたときに、そういうことを言ったまででございまして、松本議員については私は一切そういうことで言ったことはございません。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 先ほどの松本議員のお話の中で、緒方議員の方から私どもの方においでになったということにつきましてはそのとおりでございまして、緒方議員の方から後日おいでになりました。ただ、そのとき私どもの方の情報も全然なかったものですから、先ほどの松本議員がおっしゃったようなことにつきましては、お話しをしたかと思います。

時期につきましては、5月の説明会があったというお話を聞きましてから、相当後だったと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、ISOの自己宣言方式について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

○福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、ISOの自己宣言方式についてお答えいたします。

自己宣言方式が外部監査方式により、全市民の意識改革の点でよかった点はどこかの御質問ですが、自己宣言方式に切りかえた理由は、まさに全市民の環境意識を高揚させるためでありました。そのために安易に外部審査方式による認証継続を行わず、全国の自治体で初めて自己宣言による市民監査を導入いたしました次第であります。

市民みずからが監査を実施し、監査結果をわかりやすく点数で評価し、広報みなまを通じて全市民に公表することにより、以前よりもISOの取り組みがより市民に近くなったと思います。

また、市民監査委員の任期は3年ですが、前任の委員が新任の委員を養成する計画もしておりますので、徐々にではありますが、市民の中にISOのスペシャリストを育てていくことができます。

今後は、市民に近くなったISOを実際に市民に取り組んでもらわなければなりません。市民監査方式で得たノウハウを家庭や事業所等で取り組めるオリジナルISOを生かしていかなければならないと考えております。

全市民が何らかの形でISOに携わることができたときこそが、自己宣言方式の大きな目的の達成と言えます。

次に、自己宣言方式によって、市民及び市の職員などが受けている環境意識の変化をどのように評価しているかとのこのことですが、外部監査方式の場合は、監査委員が東京や大阪等の、いわば市外在住の方であり、システムが定着した以降は、年に1度の監査時でしか水俣を訪れていませんでした。しかし、自己宣言方式による市民監査の場合は、監査員はもちろん水俣市民になりますので、市の職員にとっては毎日が監査の継続です。

また、市民は行政サービスの対象でありますので、市の取り組みに非常に興味をお持ちであり

ます。そのためシステムの運用はもとより、施策の成果や有効性に着目して評価をされます。

さらに市民監査になってから、これまで9名の監査員を養成し、市民の目からより多くの現場監査を実施していただいております。

平成15年度から市民監査を実施していますが、本年度で市役所すべての課、施設を監査していただく予定です。

このようなことから、市の職員は環境に関する施策を重要視し、緊張感をもって業務を行うようになったと思います。

また市民におかれましても、今まで入り込むことのなかった環境行政の中身を公開されることになりますので、より一層、環境意識が高まるのではないかと期待をしております。

○議長（緒方誠也君） 松本満良議員。

○松本満良君 ただいま説明をいただきまして、相当の効果が上がっておるということのようですから、私もよかったなとは思いますが、これは私の感想なんです、市内でいろいろ生活をしていて、環境問題に対する市民の動きとか、あるいは全体的な取り組みとか、そういったものが徐々にこの減少をしていっているような、減退をしていっているような感じが、これは私一人のとらえ方かもしれませんが、そういう感じがして、私としてはなりません。だからそこら辺をぜひ今後は考慮していただきながら、もっと全市民的な環境問題、それこそ世界に発信する水俣ということでの取り組み等については、もう少し取り組みを強化していただかなければならんのではないのかなというふうに、私の感想として申し上げながら、1点だけ質問をして終わりたいと思いますけれども。

私がまだ労働者として現役のころ、そのころは例えば週に1回、ノーカーなどの取り組みがあったんですね。私も、たしか水曜日だったと思いますから、水曜日はあの山から自転車で通ってました。そのころは市の職員も率先して、そのノーマイカーデーの日は自家用車じゃなくて公共交通機関だとか、自転車だとか、あるいは歩いてだとか、そういった形で市役所の方に出勤しておられたというふうに、私は理解をしていますが、今日こういった問題もあってるのかなという感じに、取り組まれているのかなというふうに感じているんですよ。そういう点で、積極的にこういうことをやってるのか、本当にちょっと衰えてるのか、もっと違う角度で別の二酸化炭素が、炭酸ガス等が発生する防止策等がなされているのかどうなのか、そういう取り組みがこのISOの自己宣言方式の中で取り組まれているのかどうなのか、この点について御答弁いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） ノーマイカーデーのお話だと思いますが、これにつきましては以

前からノーマイカーデーというのを確かにやっております、現在でも自己宣言になりましてからでも、燃費の調査、燃料の調査、そういったものを各課でつけさせております。例えば職員のAという人は車を利用した、自転車を利用した、単車を利用したとか、そういったものをつけるように、一応しております、そのような燃料とか、そういった地球温暖化の防止につながるような行動を積極的にやるように、一応指示をいたしております、各課でその情報をつけておるところでございます。

○議長（緒方誠也君） 以上で松本満良議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時36分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中山徹議員に許します。

（中山徹君登壇）

○中山 徹君 日本共産党議員団の中山です。

通告に従って質問をいたしますけれども、午前中の松本議員と市長とのやりとりの中で、こちらまでとばかりが回ってきまして、私の名前が出ましたので、ちょっとこれは9月の議会でも市長の方から出まして、15年の11月に私が専務とお会いして、その話聞いておったと、聞いたのに何も言わなかったというふうに市長がおっしゃったので、具体的にいつのことですかというふうに聞いたら、それはじゃ議会が終わってからということだったので、その後、吉海部長のところに行って、どういうことだったんですかということをお聞きして、11月のいつごろですかということで、私はもう全く15年11月にはその会おうにも会えない事情があったので、会ってるはずがないもんですから、手帳をずっと見て、会ったのは11月のいつごろなのか教えてくださいということで言うてあるんですが、まだ今もって返事がないもんですから、もう一度繰り返しますけれども、15年11月に私が事前に会って、何かその専務と、そしてその事業計画について聞いたみたいな言い方を市長が先ほどされましたけど、それは違うということを改めて申し上げておきますので、誤解を解いていただき、今後そういうことをまた公の場で言わないでほしいというふうに思います。

それからもう一つ、これは特別委員会に参加されてる議員はもう御承知のとおりですが、馬奈木先生の発言で、少しく誤解があるといけないので、馬奈木先生の名誉のために申し上げておきますけれども、市長が、馬奈木弁護士が講演の中で反対運動の先頭に立つべきではないというふうに馬奈木先生が発言をされたという趣旨の発言をされましたけれども、そのところは、こ

ういうことをおっしゃってますので、これ全部読まれた上での発言だろうとかと思うんですが、ちょっと誤解を招く、そういうつもりでおっしゃっているわけじゃないかもしれませんが、誤解を招くといけませんので、馬奈木先生がそのところで触れられたところをちょっと読むと、馬奈木弁護士は、私、町の顧問をしておりますので、町が一体自治体として何ができるのかと、私も顧問をしております町、いずれもこれは産廃廃棄物処分場反対闘争をしてる町でございます。町を挙げてやっております。私は町当局、それから議会、それから住民が三者一体となって反対運動を展開をするということをこれは公言しておりますというようなことを言われて、ただし、くどいようですが、じゃそれは町長が鉢巻き締めて先頭に立つことかということ、それは違うと、私は申し上げております。町にやれることやれないことがあるということで、ちょっと飛んで、町は産廃は絶対に反対するとは、それこそ絶対に言うてはならないと思っております。そんなことはできるわけがありません。私も弁護士ですから、絶対に反対すると言える。だけども町がそんなことを言えるわけがないというようなことをずっと言われて、町は何が言えるのかと、私は中立というのは間違いだというふうに思っておりますけれども、それは一体何なのかということ、それは町が言えること、私は水俣市もそうだと思いますが、市として言えることは住民の立場に立ちますということだと思っております。自治体は住民の立場に立つ以外にない。それ以外の立場があるわけがない。問題はだから町としては、住民の立場というのは何であるかというのを正しく見きわめること。その場合にこの廃棄物処分場の問題でいいますと、この廃棄物処分場が危ないか危なくないか、安全なのか、安全じゃないのか、それを見きわめる仕事は町、あるいは市が自治体として、市町村としてやらなければならないと私は思っておりますと、こういったことで、要するに問題が解明された、危険だということが明らかになった、私はその場合は町長にはちゅうちょなく反対するということを言うべきだと申し上げておりますということで、本当に趣旨は、馬奈木先生が講演の中でおっしゃった趣旨はそういう趣旨ですので。市長も承知の上でおっしゃったことだろうと思いますが、午前中の発言ではちょっと誤解を招く点があるんじゃないかと思しますので、補足をさせていただきました。

前置きはそれぐらいにして質問に入ります。

1 番目は、IWD東亜熊本の産廃最終処分場計画についてです。

広報「みなまた」特報版、平成 17 年 10 月 1 日号についてであります。

中身については午前中の松本議員がいろいろ中身について詳しく触れられましたけれども、いづれにしても広報に掲載するにふさわしい内容というふうに思っておられるのかどうかという、抽象的な言い方ですけども、市長の見解をまずお尋ねいたします。

この特報版が発行された目的、もうここに特報版に書かれていることが全部正確かどうか別にしても、それに似たようなたぐいのことは議会の議事録だとか、議会報などでももう出ているわ

けですから、改めて市の税金を使ってこういう特報版と、特別に出されるという、出された目的は何だったのかというのをお尋ねをするわけです。

æ,番目が、いわゆる「集会中止勧告」についてです。

平成17年11月4日付で、水俣の命と水を守る会の代表の坂本ミサ子さんに対してと、私にもいただきましたので、広報「みなまた」掲載内容について(勧告)というのをいただきましたが、その「集会中止勧告」のことについてです。

これがどういうわけか、総務課長名になっていまして、当然、市長が指示されたんだと思いますけれども、なぜ市長名じゃなくて総務課長名なのかというのが第1点です。

それから私はこの勧告は非常に不当なものだというふうに思っていますので、その後も集会に参加もしていますし、発言もしていますが、したがって勧告には従ってないわけですが、守っていないわけですが、どういうふうに市長は対応されるおつもりかというのが2番目です。

それからæ"番目に、この問題では自由法曹団熊本支部の代表者名で代表者の弁護士名で、「水俣市の集会規制に関する声明」というのが出されています。この声明について、市長はどういうふうに受けとめておられるのか。

それからæ"番ですけれども、市長の責任についてです。

これは一般的に市長の責任についてというよりも、具体的に水道法第2条、この水道法第2条というのは、水源及び周辺の清潔保持のための施策を講じることを国、国は当然ですが、地方公共団体の責務としているわけですが、この水道法第2条について、市長はどのような認識をお持ちかという質問です。

それからæ»番目は、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会についてですけれども、これはもう去年の4月の最後の検討委員会のときだったと思いますけれども、東亜道路さんが確保されているあそこの建設予定地の使途目的、使い方を最終処分場でなくて、ほかの使い方がいいんじゃないかということで、検討委員会としても、市長から東亜道路に対して使途目的について見直しをしてもらうようにしようという、中間答申を出すことを検討しようじゃないかということが確認されているわけですが、そういう趣旨からいくと、この検討委員会は早急に開かれなければならないというふうに思うんですね。それで、どういうふうになっているのかよくわかりませんが、準備書が出される前に、早急に、安定型の処分場は市長は説得してやめさせられたわけですから、そういった点では、管理型についても熱心に、見直すべきだということを言われれば、それは可能性がないわけじゃないというふうに思いますので、そういう点では準備書が出る以前に、きちっとやっぱり申し入れをすべきじゃないかということで、検討委員会についてもだから早く開催すべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

それから大きな2番目が、水俣病慰霊碑建立計画と水俣メモリアルについてです。

水俣病公式確認 50 年事業実行委員会の慰霊部会で、水俣病慰霊碑を建立しようということが出て、市長が、大体よしわかったということで、計画をされて、今度の予算に、もう決めて今度の議会にも補正予算が提案されているわけですがけれども、水俣病慰霊碑の概要と設置に至る経過について説明していただきたいと思います。どういったようなものか、事業費の内訳だとか、国・県の補助内容だとか、工期はいつぐらい、どれぐらい考えておられるのかとかというようなことについて説明をしていただきたいと思います。

この慰霊碑で問題になるのは、やっぱり水俣メモリアル事業との関連だと思うんですね。水俣メモリアルは平成 8 年に完成していますけれども、このメモリアルをつくるときも、各方面の広い皆さんの意見を聞いて、今のようなメモリアルが完成しているわけですから、もうこういう慰霊碑の問題がまた再び出てくるということになる、あの水俣メモリアルの目的は一体何だったんだろうかということで、疑問を持たざるを得ない、これは疑問を持つのが当然だというふうに思うわけですが、市長はこの水俣メモリアルの目的は何であったと理解されているのかという点です。

それから慰霊碑ができあがるということになると、メモリアルの方から名簿とか、そういう犠牲になられた方の名簿というか、それを移すとか、慰霊碑の方に移して、そちら側がその祈りの対象となるというふうな、そういうことのようにですが、同じようなものを 2 つつくる、メモリアルはじゃ一体今後どうなるのかなという感じがしないわけでもありませんが、同じようなものを 2 つつくることになるんじゃないかというふうに思いますが、これについてはどういうふうに理解すればいいのでしょうか。

それからそういう点で慰霊碑設置というのは、水俣メモリアルの存在意義とか、設置目的を否定することになるんじゃないかというふうに危惧しますが、このことについてはどういうふうに市長はお考えでしょうか。

それから補正予算では 1,000 万ちょっと事業として補正予算出されているわけですが、もう少しよくこう両方の整合性などを議論して、メモリアルをその改善するとか、ちょっとこう施設をつけ加えとかという形では対応できなかったのかどうか、本当に今、財政難で厳しい折だと片方と言われながら、安易にこういうのが別に同じようなものがつくられるということについては、本当に慰霊碑の建立というのが、今、必要な事業なのかどうかというふうに考えざるを得ないんですね。その辺について、本当に必要な事業だというふうに考えておられるのかどうか、以上、お尋ねをいたします。

第 1 回目の質問は以上です。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

(市長 江口隆一君登壇)

○市長(江口隆一君) 中山議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、IWD東亜熊本の産廃最終処分場計画については私から、水俣病慰霊碑建立計画と水俣メモリアルについては福祉環境部長から、それぞれお答えをさせていただきます。

初めに、IWD東亜熊本の産廃最終処分場計画についてお答えします。

まず、10月1日の広報「みなまた」特報版について、広報に記載するのにふさわしい内容かという御質問ですが、特報版では、市議会の皆様が県知事に処分場建設を許可しないよう要望書を提出された際の知事の言葉を紹介し、その言葉が、これまで県が一貫して発言してきたこと、そして水俣市が言ってきたことと同じ内容だということを記載しております。

さらに、これまで水俣市がとってきた行動として、市独自で行った全国の産廃最終処分場の設置許可に関する調査結果や、安定型処分場の建設中止に関すること、また事業者がこれまで多額の投資をしているため、予定地買い上げが絶望的になったということなど、これまで市民の皆様にお知らせしていなかったことも新たに出てまいりましたので、それらを含めて事実をお知らせしています。

したがって、広報の内容として何ら問題はないと思います。

次に、発行の目的は何かという御質問ですが、これはひとえに多くの市民の皆様最新の状況を事実として御理解いただくためでもあります。

次に、「集会中止勧告」について、市長の指示だと思うが、なぜ課長名なのかについてお答えします。

事務手続上、広報紙発行担当責任者が総務課長となっておりますので、課長名で送付させていただきました。

次に、勧告は不当だと思っているので、従っていないが、どう対応されるおつもりかについてお答えします。

まず、広報「みなまた」11月1日号へ産業廃棄物最終処分場計画の現状説明会と意見交換会の理由で掲載依頼がありました。当然、水俣市が抱える重大な課題でもあり、市民の皆様方にとっても関心のある重大な項目でもありましたので、広報紙への掲載を行ったところでありました。しかし、11月2日の説明会の初日から、中山議員により現職にあった教育長を実名で市長選候補者として推薦したい旨の発言がなされ、さらに一部会員の方からも発言があったとお聞きしております。

また、一部新聞報道記事によりますと、議会報告の一貫で市長選に触れたと、中山議員が発言された内容の記事が掲載されておりました。

議員も御存じのとおり、広報紙は貴重な市民の税金を使っており、さらに一般市民に対して不

偏不党の立場から、行政の動き、地域活性化のイベント情報等を掲載しております。

さらに、政治性及び宗教性のあるもの並びに選挙関係のものについては、広報「みなまた」へは掲載しないものとしております。

したがって、真に産業廃棄物最終処分場計画を御心配され、今回、説明会をお聞きに行かれた市民の皆様方に対して、議員みずからが口火を切り、実名でいまだ現職にあった教育長名を市長選挙の候補者として報じられたことは、市政混乱を招くとともに、公職の立場にあり、全体の奉仕者でもある議員としての心構えとモラルを疑うものでもあります。

また、このような市広報紙を利用した悪例は市民を欺くものであり、ここで許しますと、衆参国會議員、県議會議員、知事、そして市會議員選挙など、すべての選挙に対しても相通ずるものであり、決して許してはならないものであります。

したがって、掲載依頼内容から逸脱したものであると判断したため、中山議員等へ発言の確認を行った上で、中止勧告文を送付したものであります。

今後の対応につきましては、勧告文が法的な罰則及び拘束力がないため、広報紙の適正化を図りながら、今後の動きを注意深く見守っていく考えであります。

次に、自由法曹団熊本支部の「水俣市の集会規制に対する声明」について、どう受けとめておられるかについてお答えします。

声明文については重く受けとめています。しかし、議員が市長選挙告示以前に、集会において、市長選候補者として推薦したい旨で、特定の候補者名を発言されたことは、公職選挙法で禁止している事前運動の制限違反にも当たります。

したがって、現役の議員が市民のとうとい税金で作成している広報紙を利用し、公職選挙法違反とも言えるような行動をとられているにもかかわらず、反省するどころか、こうやって質問されるということについては、市民の模範となるべき議員としての倫理観を疑わざるを得ません。

次に、水道法第2条の国及び地方公共団体の責務について、どう認識しているかとの御質問にお答えします。

水道法第2条第1項には、国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し、必要な施策を講じなければならないと規定されています。

ここに規定されているとおり、水道水は、常に人の飲用に適する水としての安全性等が確保されることはもとより、生活用水としての使用に支障を及ぼすものであってはなりません。そのため、水道は、水源から給水栓に至るまで、膨大な設備を有するものでありますので、それらのすべて及び周辺環境について、単に汚染防止に努めるばかりではなく、積極的にその清潔保持に

必要な施策を講じることが国と地方公共団体の責務であると認識しております。

また、その責務を遂行することはもとより、清浄にして豊富、低廉な水の供給を確保するため、公衆衛生、環境保全、水源開発その他水道の運営を支える施策を総合的に調整し、その推進に努めなければならないと認識をいたしております。

水俣市廃棄物最終処分場検討委員会について、使途目的の見直しの中間答申の検討だから、準備書提出前開催が当然ではないかと思うがという御質問についてお答えさせていただきます。

検討委員会につきましては、任期の2年が8月に切れていたこともありまして、先般、新議員として御就任いただく11人の皆様に承諾をいただいたところであります。

なお、使途目的の見直しの中間答申につきましては、今後の方向性も含めて、新たな検討委員会で検討されることになると思いますが、用地買い上げが絶望的になった現状では、今、私は使途目的の見直しについては、余り建設的な議論ではないのではないかと考えております。

したがいまして、今後の委員会につきましては、事業者からの詳細な情報及び資料となる環境影響評価準備書が出された後で開催するのが適当ではないかというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 この特報版ですけれども、どういう観点で、市民の皆さんに、この中身を、現状を知っていただくかという点で、この特報版を見て、もうこの計画自体はもう決まったもので、反対してもむだなんだという、これを見てお感じになる市民の方が非常に多いんですよ。だからそのぽっとう一読してみると、もうそういうふうな印象を与えるような内容になっていると思うんですね。例えば、今、市長がおっしゃった、市が独自に調べたという全国のその17年3月現在で全国103件の新規申請があったところを調べて、89件が許可されて11件が不許可になったということがわかったということが書いてあります。例えば、本当にこの最終処分場が市民にとって大変な被害をもたらすものだということであるならば、いろいろその全体としては、今の国の方としては、その基準が甘くて危険な産業廃棄物がつくられて、各地でいろんな問題が起きているところもあるけれども、しかし逆に言えば、そういうもとでも不許可になってるところがあるんだと。不許可になっているところはこういうところだということを強調して頑張れば、みんな頑張れば、不許可になることだってあるんだという伝え方を、もっと前面に出すというやり方もあります、伝え方としては。ただこの市長が書かれているこれは、こう書いてますよ。設置許可申請があり、法令の基準を満たしていればすべての場合許可されているということがわかりましたというのが結論なんですよ。しかしその前の方には不許可になっているところは地下水対策の不備や環境保全上について配慮されていないなど、技術的、資金的に問題があるところでした。これも法令の基準を満たしていないから不許可になっているわけでしょう。だからその、この内容が、先ほど何か市報の公正かつ真実であることという話がありましたが、広報「みなまた」

の広告掲載要綱では、基本原則で、1つは公正かつ真実であることと書いてあります。これはやっぱり市民の立場から見れば、馬奈木先生のさっきの講演の中身を紹介しましたがけれども、公正で真実、真実であるかもしれんけれども、公正な報道かどうか、書き方がどうという点で言えば、市民の立場に立ってこういう危険なものが計画されているけれども、不許可になっているところもあるんだと。不許可になっているところはこういうところだということも正確に伝えるべきだというふうには思うんですね。それは全くそういう視点はないですね。

それから買い上げのところも、ほぼ絶望的だということでしたけれども、その議会が何もせんという話がよく、市長は早くから提案してるんだけれども、市議会にも早くから幾度となく相談してきたけれども、事業者が用地取得後、調査経費などで10億円以上は投資したとする現在、財政難の本市では云々かんぬんと書いて、買い上げによる建設阻止は難しくなりましたということでしたけれども、これも議会の代表者会議では、買い上げの問題をどういうふうに扱うかという議論はたしかされているはずだと思うんですね。だから、全然検討してないわけではないわけだし、廃棄物対策特別委員会でも、今から一つの議題にしようということになっているわけですね。議題のテーマになってるでしょう、議論にはなってる。で、用地取得後、調査経費などで10億円以上は投資したから、その困難、買い上げは多額になって困難だという言い方はおかしいと思うんですよ。その前も全員協議会るとき市長から説明があったときに申し上げましたけれども、申請する業者は100%許可になると思って投資するわけじゃなくて、当然ながら不許可になることもあるわけですから、申請から許可に至るまでにかかった費用を全部その不許可にした方が、許可権者が負担せないかんということはないわけですから。不許可になることも想定して費用は使うわけですからね。だから調査にかかった費用を全部それも含めて土地代金に加えないかんという理屈は成り立たんのじゃないですか。だからそういう点で市長がおっしゃるように、本当に買い上げでやろうと思うならば、それは今だって、まだ十分買い上げの方策としては残ってるんじゃないかと思いますよ。その当然不許可になることも想定して投資するということはそうでしょう。だから不許可になったから、その業者が使った費用まで全部県が、その分を費用を負担せないかんということにならんでしょう。それは今度の場合に限らず、何の問題だってそうじゃないですか。だからこういう理屈からいっても、このわざわざ市報に書いて、市民の皆さんにつくような、載せるような内容じゃないというふうには私は思うんですね。その点について、市長はまだ意見がありましたら、またどうぞおっしゃってください。

それから発行目的については、先ほど松本議員からもお話ありましたけれども、抗議文が水俣の命と水を守る市民の会外3団体、本願の会、水俣を憂える会、3団体で市長あてに抗議文が出されているんですけど、私もこのとおりだと思うんですよ。圧倒的多数が署名をして、その意思を明確にしている。市議会も全会一致で反対の表明をしてるのに、この時期に反対運動を抑え込

んで処分場設置が既定の事実と思わせるような特報版じゃないかというふうにおっしゃってますけど、まさにそうだというふうに市民は受け取ってますので、これを、税金を使って全戸に配るというのはいかがなもんかというふうに思います。

反論がありましたらどうぞ。

それから勧告については、広報の発行担当者が課長名だから課長名で出したと。これは、そんなこと、あくまで市長が責任者ですから、なぜ市長名で勧告を出されなかったんですか。その発行担当者が出さないかんならば、じゃ直接の担当、そもそもその勧告というのは、何を根拠に勧告をされているんですか。普通例えば労働基準監督署なんかが是正勧告だとか、サービス残業しているとか、何かいろいろそういう労働基準法違反があるので勧告しなさいとかということを出す例は、ちゃんとした法律根拠がありますけれども、この場合の集会中止勧告というのは何を根拠に出されたのか、だからそういうこう担当課長が出すようなそんな軽いものなんですか。だから当然市長名で出すべきなのに、部下に責任を負わせるようなやり方はやっぱりすべきじゃないというふうに思うんで。回答になってないと思いますので、もう一回ここはお答えいただきたいというふうに思います。

事前運動がどうのこうのとおっしゃいましたけれども、公職選挙法、そこはもう見解の相違ですので、今集会やってみて、市長も御承知のように、当然のことながら、市長選挙が目前に迫りますので、逆に市長選挙のことに触れなければ、何のためにあんた来たんだと言われ、そういうこう産廃問題というのが、水俣市民の大きな関心と呼んでますので、この産業廃棄物の最終処分場問題について、市長さんが、市長の予定、立候補を予定されている方が、どういうお考えをお持ちかというのは、一番市民の方が知りたい部分だと思いますしね。そのことに触れないこと自体がむしろ何か無責任だというふうに私は思ってますので、今の時期にです。事前運動その他とおっしゃいましたけれども、全くそれに当たらないというふうに私は思ってますので、もし当たるといふのであれば、具体的な指摘をいただきたいというふうに思います。

それから市長責任の問題ですけれども、そこまで市長が水道法に基づいて、的確な認識だったと思うんです。そうであるならば、やっぱりもっとあそこの水源地が汚染される心配がないかどうか、地層がどうなっているのかということについては、少なくとも検討委員会の藤木先生もそういうふうにおっしゃいました。藤木先生が、議会の特別委員会で学習会したときに、最後におっしゃったのは、唯一注目しているのは地下水と地層の問題だとおっしゃっているわけですね、検討委員会の委員長である藤木先生が。助役も出られているわけですけども。おっしゃったわけだし、だからそういうふうに本当に市長がこの水道法に基づいて水が汚染されるかもしれないという、そういう可能性が残ってるのであれば、やっぱり少々お金がかかっても、先ほどの松本議員の質問と重複するかもしれませんが、やっぱりきちんと専門家の皆さんの協力も得て、

調査をきちっとやるべきだというふうに思うんですよ。そうでなければ、先ほどの水道法の解釈の点ではやっぱりもう言葉だけだと言わざるを得ないわけですよ。

水道法では、御承知のように、43条の水質の汚濁防止のための要請などというのがありますから、もし市ができなければ、予算的なこととかいろいろありましたら、43条は、水源の水質を保全するため、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、または関係地方公共団体の長に対して水源の水質の汚濁の防止に関し、意見を述べ、または適当な処置を講ずべきことを要請することができるというふうにあるわけですから。例えば県などに、こういうことが心配されるので、県の方でもぜひそういう調整について力をかけてほしいと、予算を援助してほしいというような、そういう要請をしてもいいわけですよ。だから本当にそういう認識であるならば、もっと徹底して、反対、賛成の以前の前にやるべきことがきちっとあるじゃないかという、先ほどの馬奈木先生の講演じゃないですけども、そういう立場で努力をされるのが筋じゃないかというふうに思います。

それから検討委員会のところですけども、そういう答弁だろうと思って、再質問は考えていましたけれども。これ検討委員会の中で議論されていることです。今は市長のお考えだと思うんですね、今おっしゃったのは。しかし検討委員会では少なくともそのことが合意されているわけですよ。委員長が去年の4月の検討委員会のときに、次回はどうしますかという議論のときに、準備書が出てからやるか、それとも前に見直しを含めて、その前にやるかどうしようかという議論の中で、事業目的の見直しについて、市長から会社の方に中間答申という形で出してもらうということでしたらどうかと、今のところはだれが見ても適地とは思えないので、そこはもう検討委員会、全会で一致されてるわけですので、そういう意味では、やっぱり早く開いて、その中間答申をどうするかについては、どういう結論が出るにしても、議論はやっぱり早急にされるべきだというふうに思うんですよ。だからその辺について、ぜひ検討委員会の方には、今言われましたけれども、それじゃなくて検討委員会での議論はやっぱり1回、そのための諮問機関ですから、市長が考えているとおりしか、もう市長の考えておられる範囲でしか検討委員会が議論できないと言うのであれば、もう検討委員会は意味がありませんので、広く自由に議論をしていただくところが検討委員会だと思いますので。ぜひ事務局としては、検討委員会を早急に開いてくださいというふうに言うべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

以上が再質問ですので、答弁できるところはお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

○市長（江口隆一君） 中山議員の2回目の質問に答えさせていただきます。

まず最初に、特報版のことについてでございますけれども、先ほどみんなで頑張れば不許可に

なるというふうなことを何で書いてないんだということでございますが、みんなで頑張れば不許可になるということは、法律上ちょっとあり得ないことでございまして、そこは多分、法律の受けとめ方が随分違うなと思っております。

ただ不許可の理由を載せてないじゃないかと、全国の例を見たときにですね、載せてないということでございますが、前々回のデータを載せるときにきちんと載せてありますし、また不許可になった例とかも挙げてありますので、その辺については多分どなたかの一般質問でもお答えしましたが、不備はないのではないかなというふうに思っております。

それと買い上げについても議会でも検討しているんだというふうなことでございますけれども、私がこの議会に買い上げ案を提案したときに、議題になってないから検討すべきものじゃないというふうな、多分御返事をいただいたようでございますけれども、私が議会に相談したのは、中には議員さんが、金額と方法の提案がなかったから協議しなかったんだと言われてるような議員さんがいらっしゃいますけれども、そういう議案にするために相談をすることについて、議会の皆さんよろしいでしょうかということを図ったというふうに認識をいたしております、議案に上げられないようなものだからとお断りされたと思っておりますので、議案にするかどうか検討は多分されていないだろうというふうに通常であれば認識をするのが普通かなというふうに思っております。

それと、なぜ課長名で中止勧告を出したかということでございますが、これは市長名で出さなかったから中山議員気に入られなかったのかもしれませんが、私ども余りその辺は深く考えておりませんで、市報の担当者が課長名となっておりましたので、こういう事前運動につながるようなものを簡単に市報に掲載するのはよくないということで、君が責任者だから、ちゃんと今後、以後、気をつけるをようにきちっと責任をもって出してくださいということで言っておりますので、これも市長名で出したか、課長名で出したかは、大きな問題ではないのではなかろうかというふうに認識をいたしております。

ただ議員がおっしゃるように、なぜこの中止勧告を出したかということでございますが、現役教育長、それもやめられてからであれば何も私は問題ないと思いますし、また市報を使ってなければ、私ども何も言う気はないんですけれども、市報に集会が載ったということは、市民の税金を、先ほども言いますけれども、貴重な税金を使ったと。それによって選挙運動をされるようなことが始まったということであれば、先ほども言いましたように、衆参議員、県知事、市会議員選挙、県会議員選挙、すべてそういうことが今後、悪例として残っていくわけにはいけないということで、きちっと毅然とした態度で中止を勧告させていただいたというのが現状であります。

それと検討委員会の方をなぜ早く開かないのか、それと買い上げについても、今、買い上げの考え方も今後も継続してすべきではないかということでございますが、普通に考えたときに、

議会の皆様方にも買い上げのことについて、なぜ少しでも早い時期がいいかということをお話したときに、早い時期であれば土地代のお金、経費等も少ないですから、交渉するときに相当安く買いたたける可能性があるということで、議会の皆様方には買い上げを決断するときには、早い方が安いですよということを御相談を申し上げたというふうに思っております。

しかし、企業の方とお話をしましたときに、具体的には数字はおっしゃいませんでしたけれども、2けたの億以上は使ったというふうなお話がございましたときに、普通、企業も営利目的でございまして、10億以上の金額で売ってくださいといったときに、多分売らないだろうなというふうなことが想定されまして、また議会の皆様方からも値段の交渉は許可が出ておりませんので、まあ、今の段階で考えますと、買い上げは市の財政状況等を考えたときに、絶望的になったということをきちっと市民の皆様方にもお知らせをさせていただいたということでありまして、中山議員から全員協議会の中で、もし許可がおりてからの買い上げであれば、どのくらい市長の個人的な意見でいいですかということで、そのときに30億円は下らないであろうというお話をさせていただきましたけれども、私が提案したときの、私の腹の、私の個人的にどのくらいで買うつもりだったかという、2億円ぐらいでどうにかなったのではなかろうかという思いから、提案をさせていただきました。今の段階ではもうその最低でも5倍以上はするので、市の財政に、これ以上の負担はかけられないということで、厳しい状況であるということをご報告させていただきました。

また、先ほど検討委員会等を使って、もう少し調査費等をかけてやるべきじゃないかということでございますが、先ほども言いましたように、企業の持つ敷地内でございますので、そこを自由に調査をさせるということは非常に難しいのではないかと考えております。

それと、相当の億以上の経費がかかりますので、そういうことを考えたときには、多分早い時期での買い上げをしておけば、元凶である土地という、そのものを私どもが、市の方が取得することができますので、私はよかったのではないかと。もし今回、水俣に進出を希望しておりますIWDが断念をされたとしても、その土地は残りますので、もし他の企業がその土地を買って、また産廃処分場をつくりたいということになりますと、もとのもくあみになりますので、そういう面でも元凶の土地を安く買い上げることで、そういう元凶を消滅させるということにもつながりましたので、有効な手だてではなかったのかと。しかしもう今の時期に来ては、そのことも厳しいというふうな状況ではないかと言わざるを得ないというふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 山田水道局長。

○水道局長（山田敏博君） 水道法第2条についての市民へ安全な水を供給するためについてでございます。

水道水質の安全性などの確保は、水道事業者の最大の業務でありますので、原水の質及び量に

応じて、必要な浄水施設を設けなければなりません。しかし、近年、都市化、工業化に伴って、水道水質の汚濁が進むとともに、その汚濁の内容も多様化し、通常の管理体制における通常の浄水操作において、その責任を全うすることが、次第に困難な状況となってくることが予想されます。このような中、水源の水質状況の監視体制の整備、浄水過程における水質管理の強化、場合によっては高度な浄水操作で対応するなどの措置を余儀なくされ、結果的に水道水質の供給原価を上昇させる要因となることも考えられます。

いかなる水源から取水するものであろうと、その供給する水を常に水質基準に適合させるなど、その安全性などを確保しなければなりません。

しかし、通常の管理体制、浄水操作において対応し得ないほどの汚濁まで受認することは避けたいので、このような場合は、水道法第43条の規定に基づき、国や関係団体の長に対し、水質の汚濁防止に関し、意見を述べ、適切な措置を講ずべきことを要請したいと思います。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 今の水道局長の答弁も、先ほどの市長の答弁も、ぜひそのとおりやってほしいと思うんですね。それで、今、松本議員のときもおっしゃいましたし、今もおっしゃいましたが、その企業の敷地なので調査ができないと。相手方の土地に立ち入って調査はできないということですけれども、実は私たち、ある大学を退官なさった先生にお願いして、地層調査をやりました。ある程度その報告書ができ上がっております。それで、その必ずしも、そこの建設地の中に入らないとできないのかどうか。その周辺を調査するとかですね。それから地下水とかわき水の調査なんかでも、それぞれ調査なさってる方もいらっしゃいます。

だから調査ができないかどうか、市長は、もう会社の、そういう決めつけ方をされますけれども、まず専門家の方に相談をされてみられたらどうかと思うんですよ。例えば検討委員会にも、そういう地層の専門の方いらっしゃいますよね。だから、そういう事前に今、水道局長と、先ほどの市長の答弁で、そこは非常に大事なところだと思うので、そこをきちっと調査をして、こういう特殊なところなので、ぜひやめるべきだということを強くこう県にも、業者にも、それこそ市長がちゃんと説得をなされれば可能性があるじゃないですか。で、費用もまあどれぐらいかかるのか、まず相談をされてみられたらどうかと。素人考えで、市長が考えられないで、どういう調査が可能か、一番安い方法がないかどうか、有効な方法がないかどうか、十分検討できるじゃないですか。で、現に私たちはやったデータを持っていますので、そういうことも含めてどうなのか、もう一回御答弁いただきたいというふうに思います。

それから検討委員会は結局、早く開いてくれというふうに言われるんですか、言われないうんですかね。それをさっきなかったのも、もう一回答弁をお願いしたいと思います。

それからさっき、私、課長名で、担当者がやったから、担当者で対外的な文書は出さないかん

というふうには、私はならんと思うんですよ。やっぱり対外的に、先ほどの吉海部長の答弁も自分の答弁だと思ってくださいという話が午前中ありましたけれども。当然対外的なそういう文書は市長名で出すべきだというふうに思うんですけど、今後、そういうふうにされるおつもりないですか。

その部下にそういう責任を転嫁させるようなやり方というのは、やっぱりどうかなというふうに思うので、まあ転嫁させるつもりじゃないかもしれませんが、そういう対外的なものについては、市長名できちっと公の文書でやるべきだというふうに思います。

それからみんなで頑張れば不許可になるという話のところで、それを書いていないのは一般質問でも答えているし、前のところでも言ってるけどおっしゃるけど、その書いてあることは全部一般質問で答えていることばかりじゃないですか、これは。何でそこだけこれ載せないんですか。それをだから14%というのは、そうやって本当に不許可になっているところもあるんだというところを知らせるのと、もう100%反対してもむだなんだということとでは、もう天と地の開きがありますので、そういう立場でやっぱりこう税金を使って出す以上は、そういう適切な公正真実の広報を出していただきたいというふうに、これは要望にしておきます。

終わります。

ちょっと質問は何点かありますので、答弁をお願いします。

○議長（緒方誠也君） 江口市長。

○市長（江口隆一君） 中山議員の3回目の御質問にお答えさせていただきます。

検討委員会を早くやってくれということでございまして、これは一応私のそういう諮問機関といいですか、そういうとこでございすけれども、私がやってくれと言うから、やるところではございまして、当然、委員の皆様方の意見を尊重しながらやっていくというところではございすので、一応委員をお願いするときに、職員の方が回りまして、そのときにいろんな委員の皆様方の御希望とか、御意向も聞いております。その中では、今のところ検討する材料というものが、もう少しいたしますと、企業から出てくるのではないかなというふうな雰囲気ではございましたので、その資料の提出を待って検討委員会を開いたらどうかという旨のお話が多かったように聞いておりますので、しかし、きょう中山議員の方から、こういう依頼というか、そういう質問もあったということも当然お伝えしていきたいと思いますので、またその御返事を待って、また御報告をさせていただきますと思います。

それと市の広報について、広報の件での中止勧告について、何で課長名で市長名じゃないかということでございすが、よっぽど私の名前で出してもらいたかったのか知りませんが、何でそんなにこだわられるのかわかりませんが、まあそのとき、そのときに応じてやっていきたいということで。また課長名で出したことについては、別に余り深い意味もございせんし、

先ほども言いましたように、私が了解している分については、課長であろうとも、部長であろうとも、当然私と同じ意見ということをお願いいただいても結構だというふうに思っております。

それと、いろんな調査等については、周辺をやってもできるじゃないかということでございますが、ただ周辺をやったときに、そこと企業がお持ちの土地が全く同じかということと言われたときに、まあ似たような地形ということでは、こちらもなかなか攻めようがありません。企業は違うんだといって、他のデータを出されたときには、その調査のデータの信憑性がなかなか難しいものになってまいりますので、そういう面では、非常に金を使っても、いやこの土地の成分は違うんだと言われたときには、非常に苦しいものがございますので、そういう面で我々というのは、市民からお預かりしております貴重な税金でございますので、当然、先ほど議員御指摘のとおり、検討委員会の、学識経験者の皆様方とも、またその点でも検討させていただきたいというふうに思いますので、また検討委員会の皆様方の方の御意見等にも耳を傾けていただければというふうに思っております。

○**議長（緒方誠也君）** 次に、水俣病慰霊碑建立計画と水俣メモリアルについて答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

○**福祉環境部長（吉海安丈君）** 次に、水俣病慰霊碑建立計画と水俣メモリアルについてお答えいたします。

水俣病慰霊碑を設置することになった経緯でございますが、設置について強く要望されたのは患者団体の皆様でございます。設置を要望された主な理由といたしましては、水俣メモリアルが犠牲者への慰霊、鎮魂の場として、わかりづらく、訪れた人が自然に手を合わせて祈りをささげる場や犠牲者に花を手向けたりする場がないということを上げられました。

市といたしましては、このことを重く受けとめ、水俣病公式確認 50 年事業実行委員会の慰霊部会において、慰霊碑設置に向けての準備をこれまで進めてまいりました。

概要でございますが、事業費といたしまして、今回補正予算でも計上いたしましたとおり 1,050 万円を予定しております。そのうち 2 分の 1 の補助が国からございます。工期につきましては、本年度中の設置を考えております。

次に、平成 8 年建設の水俣メモリアルの目的は何であったのかということですが、当時のコンペ実施要項にも明記してありますとおり、公害の悲惨さ、人命のとうとさを訴え、再び災禍を繰り返さないことを誓う「水俣市民の心の象徴」を目的に建設しています。

水俣にとっては受難の記録である水俣病をさまざまなスタイルで市民が記憶にとどめておく場であると理解しております。

さらに、水俣メモリアルが立地する明神崎一帯には、水俣病や環境について学ぶ水俣病資料館

や環境省の水俣病情報センター、熊本県の環境センター、そして多くの生き物の命をのみ込んだ水俣湾埋立地が眼下に広がっております。水俣メモリアルは、これらと一体となり、訪れる人々がそれぞれの思いを持って、ここにたたずみ、過去と未来に思いを巡らせ、明日に向けて心を新たにする場でもあります。

次に、同じようなものを2つつくることにならないかとのことですが、今回、慰霊碑を設置することになりましたのは、先ほども申し上げましたように、水俣メモリアルが犠牲者を慰霊する場として、患者の皆様を初め、多くの方に認識していただくのが困難であったからでございます。

したがいまして、水俣病がもたらした影響を広義に解釈し、水俣市民の心の象徴としてつくった水俣メモリアルとは別に、慰霊碑を設置することに問題はないと思っております。

次に、慰霊碑設置は水俣メモリアルの存在意義や設置目的を否定することにならないかとのことですが、広大な水俣湾埋立地を慰霊・再生・教訓の発信等、一体としてとらえたとき、水俣メモリアルと慰霊碑は十分に共存していくものと考えております。

今後も、水俣メモリアルは「水俣再生のシンボル」として、訪れるさまざまな人が、それぞれの思いを巡らせ、心を新たにする場として存在し、悲惨な公害病の経験と教訓を伝え続けていきます。

最後に、財政難の中で必要な事業かとのことですが、慰霊碑につきましては、先ほども申し上げましたが、患者団体の皆様が以前から強い要望を持っておられましたので、何とか実現したいと思っておりました。

そして今回、水俣病公式確認から50年を迎えるに当たり、事業の実行委員会が立ち上がり、国からも事業費に対して補助金をいただけるようになりましたので、この節目の年を機会に後世に残る犠牲者の慰霊碑を設置しなければならないと思っております。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 補正予算で出てますし、委員会でも議論されると思うので、余り細かいことで、ここでしとくと委員会の審議に支障が出るといけませんけれども、基本的なところだけお聞きしたわけですが。

水俣メモリアルをつくるときの、これは資料館のホームページですよ。これでは、全国にホームページというのは、もうそれこそだれでも見ておられるものなんですけれども、この目的は、水俣病により犠牲となられた方々に対しての慰霊、鎮魂、それから水俣病の経験を踏まえ、災禍を再び繰り返さないことの祈念、祈る気持ち。それから水俣病の教訓を後世に伝えることということで、水俣メモリアルは相当、いろんな患者団体の方も入って議論されて、40年目に当たる平成8年に完成したわけですね。だから今、部長がおっしゃったことについては、すべて水俣メモリアルの中に積み込まれているというふうにもとれるわけですね。だからその、それでこの

メモリアルというのは非常に、いろいろ小学生の方なんかいろいろ作文、作文というか、感想文とか書いたのを読ませていただいたりすると、やっぱりそういうこの目的が非常にこう素直に受けとめられているという点で非常によかったなというふうな気がするんですが、慰霊式もずっとここで行われてきたわけだし、一般の市民にとってはメモリアルのほかに、またさらに慰霊碑をつくらんといかんというのが、どうもやっぱりこうわかりづらい。患者さんたちは素直に手を合わせて花を手向けて、純粋な気持ちをささげたいというふうには何かこう今までの従来のそういうこう神様や仏様や、いろんなところにこうお祈りするような気持ちからすると、何か違和感を覚えるというかですね、あそこの構造物とかありますけれども、しかしそういう患者さんたちの気持ちも含めて、実行委員会をつくってメモリアルで、いろんな角度から検討して、世界的にもいろいろこうコンペを訴えてやってきたということからすると、一体その何だったのかと、あのときのあのメモリアルの議論はということになってしまいうし、何かそんなに時間もまだたっていないのに、メモリアルそのものが、存在そのものが、その否定されるようなことに、対外的にやっぱりになってしまうんじゃないかなと思うんですね。だからその辺をどうもやっぱりこう心苦しいというか、メモリアルに携わった人たちの気持ちからすると、今度の慰霊碑の問題というのは、存在そのものが何か否定されてしまったような、そういう気持ちにならざるを得んと思うんですけど、その辺については、どういうふうを考えればいいんだろうかなというふうに思うんですが。

その慰霊碑の議論の中で、その辺については何かそういう議論はされてるんでしょうけれども、どんなふうな形で、その辺は考えればいいのですかね。それとあとメモリアルを、まあ1つの案としてはメモリアルのそばにその慰霊碑めいたものをつくるという方法も、その費用を少なくするためには、そういう方法だってあると思うんですけど、やっぱり埋立地じゃないといかんということもあるのかもしれませんが、そのメモリアルは今後、じゃどういうふうな形になるのかな。多分、慰霊碑ができればメモリアルは単なる何かこう展望台ぐらいのもんで、余りあそこは寄りつかんとじゃないかなという、そういうふうなことも危惧しますけれどもね。メモリアルについてはどんな活用の仕方になっていくんだろうかというふうに思うんですが、その辺についてもお考えがありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 水俣メモリアルがむだになるような気がしないかというふうな御質問だったと思いますが、水俣メモリアルは確かに建設コンセプトの中に、水俣病の犠牲となり、亡くなられた方々の慰霊、鎮魂、経験を踏まえ、災禍を再び繰り返さないことの祈念、教訓を後世に伝えるというふうなものがございます。ということで、水俣病の抱えるさまざまな問題を、この水俣メモリアルというのは包括、超越したモニュメントということでございます。

ですから、水俣病を記憶にとどめていく場所として、水俣病資料館、そういった施設とともに、

今後も世界に水俣病の教訓を発信し続けていく施設というふうに考えております。

このような意味でも、水俣メモリアルは、現段階ですべてが評価されるものではなくて、長い年月をかけて、多くの方々に評価を受けていただくことになるものと思っております。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 わかったようなわからんような、私もよく理解できません。また委員会でいろいろまた意見が出るだろうと思いますので、いいんですが。

1つだけ最後にお聞きしますが、これは今年度中にもう工期ということで、これは實際上、予算は出てるし、実行委員会でも、これも決まってしまってるわけですから、その予算をもう認めざるを得ないというか、議会は結局、後追いするだけというだけという形に、結果的になってしまふんじゃないかなと思うんですが、その工期なんかは、今年度中ということですけども、もう委託先だとか、もうそのどういう形になるかとか、構造だとか、決まってしまってるんじゃないですか。今からで間に合うんですか。その辺、ちょっと。議会との関係をどういうふうにかえられるのかですね。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） この慰霊碑につきましては、議会で予算の承認をまだいただいておりますので、当然これは今から予算の承認をいただいた上で入札、発注等の手続に入らせていただくことになっております。そして業者を選定し、本年度いっばいに建設をさせていただくというふうになっておりますので、議会の議決をいただいた上での業務開始になっております。よろしく願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 以上で中山議員の質問は終わりました。

この際 10 分間休憩します。

午後 2 時 31 分 休憩

午後 2 時 41 分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福田斉議員に許します。

（福田斉君登壇）

○福田 斉君 新政同友クラブの福田です。

議長のお許しを得ましたので登壇いたしました。

一般質問も初日、私で 4 人目ということで、最後となりました。

議会と執行部の緊迫したやりとりが長時間続き、いささか疲れも見え始めているかのようにお見受けいたします。どうぞお眠りにならないように、節にお願いしつつ、気合いを入れてまいり

たいと思います。

さて、12月に入り朝夕の寒さを急に感ずるようになりました。ことしもあとわずかとなりましたが、ここへ来て女兒殺害事件の連続発生など、幼い子どもを狙った痛ましい事件が発生してしまいました。

また、建物の耐震強度偽造問題など、まさに天につばするような恐れを知らない者たちの行為が師走の世間を騒がせています。普通の生活に幸せを見出すというスローライフ的な生活スタイルが広がる中で、意に反するような行為に対して怒りさえ覚えます。

そういう認識に立って、今回は、市民の安心、安全、命というものに視点を置いた2件の質問をいたしたいと思います。

執行部の明解なる答弁をお願いいたします。

さきの11月20日、穏やかな日のもと、豪雨災害から見事に復興できた集、川原地区において合同の復興祭が開催されました。住民の方々の喜びもひとしおであったことと思います。15年7月の甚大な災害で嫌というほど自然の怖さを見せつけられました。しかしながら、わずかその2年後には見事に復興させた人間の強さと助け合いの人の和の大切さを改めて感じております。

そして、昨年、復興の土音が進む市内あちこちの様子を見ながら、これからも水俣も再出発に向けて一丸となって動き始めたと思えたやさきの3月、この水俣の地に降ってわいたように産業廃棄物最終処分場建設問題が発生してしまいました。どのような判断で、どのような感覚で、どのような理念を携え、事業者がこの地に計画したのか、市民にとってまことに悩ましく不安を禁じ得ず、怒りさえ感じます。

市議会も当然のことながら、全会派で当地への建設反対を決議しました。しかしながら、事業者は熊本県の定めた環境影響評価条例にのっとって粛々と手続を進めているところと聞きます。

さきの市議会の廃棄物最終処分場問題特別委員会での熊本県の担当者の説明では、準備書の段階であると聞いております。まさに確実に事業計画を一步一步実現に向けて進めているようで、残された時間の少なさに私たち市民が大きな不安を募らせているところでございます。

そこで、最初の産業廃棄物処分場建設問題についての質問ですが、A 事業者が進めている環境影響評価の現在の状況はどこまで進んでいるのか、把握されている内容の詳しい説明を求めます。

次に、この間、反対市民運動の盛り上がりや、専門家等で構成する処分場検討委員会、市議会処分場問題特別委員会の設立、県担当者、あるいは事業者の意見聴取など続いてまいりました。

また、これまで議会のやりとりが続く中で、市長の態度については、マイナスイメージとなるような厳しい意見も再三続いております。

一つの信念を持っての揺るぎない市長の態度であろうかと思いますが、つくってほしくないという、お互いのねらいは一つだと理解します。

事業者の計画の断念、撤退という最良の目標に向かって、まさに行政と市民や議会の知恵を出し合うべき、この時期であると改めて感じております。

ここで山合いへの処分場建設に対する早い時期での市長の中立表明についてですが、産業廃棄物の最終処分場設置はどこの自治体の長であっても基本的に反対の立場であろうと、これまでのやりとりの中で推測いたします。市長みずからは熟慮の結果として、業者との交渉の窓口を確保するためには中立でしかないと、最終的に判断された上での中立の表明であったことと判断いたします。

市長の言われる中立の態度であったからこそ、安定型処分場の中止につながったとの発言もありました。結果として、そのとおりであったかもしれません。しかしながら、いまだ時間をかけ、市民の感情、世論等を考慮した上で、それでも中立とされていたならば、まだ受ける市民の思いも変わっていたかと思えます。

そこで、改めてお尋ねいたします。

B、中立表明は市長にとってマイナスに働いていると感じるが、今でも市民にとってはプラスになっていると考えておられるのかお尋ねします。

以前、市長の答弁で16年2月ごろ、事業者の表敬訪問を受けたとき、その業者に対して、なぜ水俣ですか、環境モデル都市を目指す水俣はハードルは高いですよと言われたとあります。

そこで C、市長が言う環境モデル都市水俣の高いハードルとは、具体的にどのようなことを想定しているのかお尋ねします。

次に、A E D（自動体外式除細動器）の設置についてでございます。

第4次水俣市総合計画の「まちづくりの基盤としての人づくり」という部門で、スポーツの振興については、幼児から高齢者まで気軽にスポーツ活動が行えるよう、施設の整備や指導者の育成などに努め、スポーツ交流や競技会の開催、競技スポーツの振興を図りますとうたっております。

本年度の施政方針にもそのように示され、さらにその一環として、総合型地域地域スポーツクラブのモデルとして袋地区を指定し、新たな組織づくりを全市に展開するとしています。御存じのように、水俣市は古くからスポーツが盛んでありまして、戦前、戦後を通じては、チッソの前進である新日本窒素水俣工場従業員でつくる尚和会の活躍によって、スポーツ王国水俣の名声を全国にとどろかせました。また、水俣市体育協会も発足してやがて50年近くになろうとしています。この間、いろんな団体の努力によって、現在の健康づくりを目指した生涯スポーツが盛んになっていることは皆さん御承知のとおりでございます。市内のあらゆるスポーツ施設では市民が楽しく汗をかいている姿を見ることができます。

前置きが少し長くなりましたが、そういった反面、全国で運動中における即生命にかかわるよ

うな事故事例がっております。

例えば、皆さん御記憶があるかと思いますが、2002年、ちょうど今から3年前、11月、赤坂のカナダ大使館において高円宮様がスカッシュの練習中に突然倒れられ、新宿にある慶応大学の病院に搬送されましたが、心室細動による心不全によってそのまま亡くなりました。47歳の若さです。ほかに名古屋や富山でのマラソン大会での死亡事故、身近では水俣市内ですが、私の懇意にしていた方や知り合いの奥様が相次いでビーチボールバレーの練習中に水俣市内で倒れられ、病院に搬送されましたが、亡くなりました。こういったたくさんの事例が全国でも報告されております。

いずれも突然の心肺停止となって、処置が間に合わず悲劇となったものです。近年、こういったことへの救急対策として、一般人を対象とした心肺蘇生法、人工呼吸、あるいは止血法など、救急救命講習会が盛んに行われております。まさに1分1秒の早い措置が生死を分ける状況の中で、いかに対処するか、真剣に講習が進められております。

中でも突然の心肺停止に陥ったときの心臓への除細動、いわゆる電気ショックを速やかに行うことが重要とされております。この除細動を行うための機器として救急現場で今注目を浴びているのが、今回取り上げましたAED、いわゆる携帯用の自動体外式除細動器です。

AEDは、これまで我が国では医療資格を持たない一般の者が取り扱うことはできませんでした。けれども、昨年7月、厚生労働省の通知によって、医師・看護師・救急救命士以外の人でも一定の講習を受ければ使えるようになりました。今後はAEDの普及が望まれます。

そこで、以下について質問いたします。

A 市はAEDの必要性をどのように認識されているかお尋ねします。

B 県内他市の設置普及率はどれくらいか。それに対して水俣市はどうであるかお尋ねします。

C 市民の安心・安全を考えれば、公共の場所に常設し、非常時に備えるべきと思うが、いかがかお尋ねします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 福田議員の御質問に順次お答えさせていただきます。

まず、産業廃棄物最終処分場問題については私から、AEDの設置については福祉環境部長から、それぞれお答えさせていただきます。

初めに、産業廃棄物最終処分場問題について環境影響評価の現在の状況からお答えします。

環境影響評価の手続は、大きく3つに分かれまして、方法書段階、準備書段階、評価書段階と

いう3つの流れで進んでまいります。

現在、事業者は、県が定めた環境影響評価条例に基づき、事業者みずから行うことになっている事業を行う前の環境影響評価、いわゆる環境アセスメント手続の流れのうち、第1段階の環境影響評価方法書段階を終わり、第2段階となる環境影響評価準備書段階の前の段階とお聞きいたしております。準備書の段階を終わると、次は第3段階の評価書へと進みます。評価書段階が終わり、ここで環境影響評価の手続が終了となります。

仮に、このアセスメントの手続が終了しますと、一般的には事業者の方から廃棄物処理法に基づく施設の設置許可申請が県になされることになっております。

これらまでの経緯を申し上げますと、昨年3月に事業者から環境影響評価方法書の広告・縦覧が行われ、事業者に対して、住民の意見書、県知事の意見書が提出されております。県知事の意見書については、昨年の7月に、住民、水俣市及び県の環境影響評価審査会、いわゆるアセス審査会の意見を考慮して、事業者に意見を述べてあります。

市の意見書は、地下水等の水質など、水環境関係、粉じん等の大気関係、道路の交通量や交通騒音、振動の問題、悪臭関係、防災関係、文化財保護関係など、広い分野にわたり、厳しい意見を申し上げているところです。

次に、方法書段階から準備書段階に行く前に、調査等実施というものがあまして、事業者は提出された意見を勘案して、方法書に記載した環境影響評価の項目に基づいて調査をし、準備書に反映させなければなりません。この調査は四季（春夏秋冬）を通じた調査になり、通常1年以上かかると言われており、事業者の現在の状況は調査の終わりの部分で準備書の作成段階とうかがっております。

次に、中立表明は市長にとってはマイナスに働いてると感じるが、市民にとってはプラスであると考えるかについてお答えします。

確かに選挙のことを考えれば、中立の立場は市民の皆様に理解されにくく、不利であるかもしれません。しかし、これまでも再三申し上げてまいりましたとおり、市としては公正公平な中立の立場で住民の安心安全を守る責務があると考えております。

そのためには安易に市民の意見に迎合することなく、たとえ現在、市民の皆様に理解されにくかったとしても、本当に水俣の将来のことを考えて、今どうすればいいかを考えて行動しており、将来的にはあのときの選択は間違いなかったと皆様に言ってもらえるものと確信をいたしております。

また10月に開催されました市議会の廃棄物最終処分場問題特別委員会で講師の馬奈木弁護士も、今の段階では市長は反対運動の先頭に立つべきではなく、問題点を解明するための取り組みを行うことだとお話をされており、私のとってきた行動に間違いはなかったものと考えております。

なお、これまでも中立の立場で事業者に申し入れをしたことにより、安定型処分場の事業計画を中止させてもおります。

今後も環境影響評価準備書の提出後、いろいろな資料提供や申し入れ等を行い、論理的・科学的に安全性を検証していきたいと思っておりますし、これらのことは市民にとって確実にプラスに働いていくものと考えております。

また、これまでも何度も申し上げておりますとおり、正当の理由なく資料提供を拒否するなどした場合には、信頼に値しない事業者とすると判断し、毅然とした態度で事業に反対していきたいとの考えは現在でも変わっておりません。

次に、水俣の高いハードルとはどのようなことを想定しているのかについてお答えします。

本市はことし、環境首都コンテストで全国1位に選ばれるなど、環境モデル都市として全国でも高い評価を得ています。これはひとえに市民の環境に対する意識が高いからであり、このような環境意識の高い水俣市に建設計画される企業は、最終処分場に限らず、環境問題に対する高い意識と透明性が要求されます。

この時点で既に事業者に対しては、ある程度の高いハードルが課せられていると考えています。近いうちに出される環境影響評価準備書に対しては、市の最終処分場検討委員会において学識経験者を初め、委員の皆様の詳細に検討していただくとともに、庁内関係課においても検討を行い、事業者に対する厳しい意見や補足調査等の要求を行っていききたいと考えております。

また、もし建設許可をされることになった場合に備えて、法令で定められた以上の厳しい自主基準の設定や将来に備えての基金の積み立て、市役所職員がいつでも立入調査ができる体制にする等の申し入れを行い、内諾を得ており、さまざまな規制も環境モデル都市らしく、他市よりも高い規制を行うべく努力をしており、このことが結果的に高いハードルとなっております。

○議長（緒方誠也君） 福田斉議員。

○福田 斉君 御答弁いただきましたので、2回目の質問をいたします。

改めて熊本県の環境影響評価条例を見てみると、環境アセスメント、いわゆる環境影響評価は書いてございますけれども、開発事業を行う場合、周辺の環境、大気・水・環境・土壌・地質・文化財・生態系といったものにどのような影響を与えるか、事業者が事前に調査予測し、その結果を公表して、住民や行政の意見を聞いて、十分な環境保全対策を実施することにより、環境への悪影響を未然に防止し、良好な環境を確保するためのものであるというふうにうたっております。

ただいまの答弁によると、方法書の段階を終えて、第2段階である準備書の入り口の部分、すなわち調査結果をまとめて影響評価準備書の提出に入るとのことのようでございます。来年にかけて、いよいよ準備書の詳しい内容を私たちが目にするようになります。準備書が県に提出され

て広告・縦覧、地域への説明会開催等されたのち、住民等の意見が求められます。まさにこの時点での準備書に対する具体的かつ科学的、定量的な指摘が知事の許可、不許可の判断に大きく影響するわけであって、決定的な問題点を指摘して、その対策が講じられる見通しが立たなければ知事も許可しにくい、次のステップへ行けないというふうに理解できます。

準備書の段階での意見提出が建設阻止の大きなチャンスであるというふうに理解いたしております。

そこで、Aについての再質問になりますが、環境影響評価準備書が出た時点での、先ほども言われましたけれども、市の対応をどう考えてるか、もう少し詳しくお尋ねします。

次のBについて、科学的な根拠をもとに、計画の矛盾をする部分を突くというやり方は法律家の方の意見にもあってます。業者に対し現段階での調査結果など、積極的に、より具体的に情報提供を求めてほしいし、ここで準備までの残された時間も余りございません。一貫した中立の態度で交渉の扉を開かせてきたとされる市長みずから言われておられますけれども、市長の方策がここでは功を成し得ることに期待したいし、市長がこれまで信頼に値しなければ断固反対に回るとの言動を私たちは今でも心強く思っております。そのような市長の毅然とした態度を今後さらに期待して、Bについての質問を終わります。

次に、市長も再三言ってこられました、基準に合致していれば許可される、設置申請が基準に合致した文書であれば、当然現在の法律では許可がなされると。しかし本当に基準に合致しているのか、例えば搬入道路とされる道路事情のデータを市で独自に事前に把握しておくとか、季節によって風向きのデータとか、あるいは現在の河川の水質とか、周辺農作物の栽培の状況とか、既に市の意見書を出された時点でデータ等の把握はされていたとは思いますが、これからのあらゆることを比較、精査し、的確に指摘することが、行政の市民の信頼に答える責任でもあるし、その指摘する質の高さが、水俣らしい高いハードルではあるまいかと、まさに高いハードルとはそのことではないのかというふうに思います、私はですね。

先ほど申しましたけれども、事業者は調査結果をまとめて環境影響評価準備書の提出に入ることであって、来年にかけていよいよその準備書の詳しい内容を我々が目にすることになります。事業者の責任において説明会の開催など、幅広く水俣市や地域住民の意見を聞くことが義務づけられております。

例えて言うなら、事業者にとっての第2、第3のハードルですね。しかしこのハードルは事業を行う者にとっては当たり前のハードルであって、法に準じてまさにしっかりとした文書が整備されておれば簡単に超えられる類のものというふうに思います。

そこでCについてですが、出された準備書に対して素早い対応するためには、ここではどのような名称が適切かわかりませんが、行政の方において、準備書対策チームなりを設置して、

きちんとした検証が進められる環境を整備する必要があると思いますけども、いかがかお尋ねします。

以上2点です。

○議長（緒方誠也君） 江口市長。

○市長（江口隆一君） それでは福田議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

環境影響評価準備書が出た時点での市の対応をどう考えているかということについてでございますが、方法書に対して、いろんな意見が出され、事業者が事業の実施に伴う環境影響評価について調査、予測及び評価した結果をまとめたもので、こういう形で評価をしたということを作成されまして、県知事及び市長に送付されます。その後、事業者は広告・縦覧をして、市民の方に閲覧をしていただくことになっており、閲覧機関は1カ月間で、事業所・市役所・県庁・保健所などで閲覧をすることができます。

また、方法書の段階と違しまして、事業者は住民に対して準備書の内容を周知するため、関係地域で説明会を開催することになっています。そのあと公聴会というのがありまして、これは県が開催して住民等から意見を聞くことになっております。

さらに準備書に対する事業者の住民意見、公聴会の意見、市長の意見、県環境アセス委員会の意見等を県が取りまとめまして、知事が事業者に対して意見書を提出することになっております。

市の対応といたしましては、準備書の広告・縦覧、事業者説明会、県の公聴会開催など、市民の皆様へ広報等を通じてお知らせしていくのは当然であります。方法書段階では示されていなかったさまざまな具体的な内容のことが明らかになると思いますので、本市の最終処分場検討委員会にも諮りながら、準備書に対する意見等の検討をさせていただきたいというふうに考えておりまして、先ほど議員がおっしゃるとおり、この準備書の特別の委員会等をつくってということでございますが、まあ私どもの場合、最終処分場検討委員会を中心に、専門家の皆様方の意見を聞きながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 福田斉議員。

○福田 斉君 御答弁ありがとうございました。

ただいま答弁いただきましたけども、アセスに対する市民の意見の集約方法については、市も数々の便宜を図ってほしいし、期間も何せ限られております。ここに、熊本県の環境影響評価条例の施行規則というのがございます。

第13条、準備書の部数は、関係市町村長の意見を聞いて知事が定める部数、またその要約書に関しても同じように、関係市町村長の意見を聞いて、知事が定める部数とするというふうになってあります。そのほか同じく、第17条に、説明会の開催については、事業者が参加するものの参集の便をできる限り考慮して開催するようというふうなことが、施行規則に明記してござ

います。

特に準備書などは、私も目にした経験はありませんけども、相当分厚い文書になるのではないかというふうに思います。

そこで3回目の質問ですけれども、準備書ができる限り、市民の目に触れるためにも、多くの部数を提出していただけるなど、積極的に県に働きかけるなど、市は便宜を図ってもらえないか、これが1点ですね。

それと住民説明会等においては、住民の意見・質問等に対して事業者の明解なる説明を求めさせるなど、行政の積極的姿勢が必要と思うがいかがか、この2点を最後の質問といたします。

○議長（緒方誠也君） 江口市長。

○市長（江口隆一君） 福田議員の3回目の御質問にお答えさせていただきます。

部数をたくさんもらうように働きかけろということでございまして、当然、住民に必要な分についての要求をしていきたいというふうに考えております。

それと、また住民説明会におきましても、業者がきちんと説明するよう市が働きかけることはやっていくかということでございしますが、先日行われましたIWDの説明会についても、企業としても当初余り説明する気がなかったようでございしますが、私が行政の地区懇談会を回ったときに、非常に住民の方々から非常に聞きたいというふうなお声がありましたので、お願いをして開いていただいたという経緯もございまして、当然、必要な要請というのは決まってなくても働きかけていきたいというふうに考えております。

ただ、これはお願いでございますので、企業が聞くかどうかはわかりませんが、以前も申し上げましたとおり、透明性の確保や情報公開といったものも企業に求めていきたいというふうに当初から言っておりましたので、明らかにそういう要求に協力する旨がないときには、先ほども言いましたように、毅然たる態度で反対をしていきたいというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 次に、AED（自動体外式除細動器）の設置について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

○福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、AED（自動体外除細動器）の必要性をどのように認識しているかとの御質問にお答えします。

自動体外除細動器、以下、略称でAEDと呼ばさせていただきます。これを使用して行う電氣的除細動は、心臓に一過性の高エネルギーの電流を流し、この電気ショックによって心臓の異常な興奮を抑制して、正常な心臓の動きを取り戻す治療法であります。

心停止や呼吸停止、もしくはそれに近い状態に陥った人に行う気道確保や人工呼吸、心臓マッサージ等の心肺蘇生法とともに、重要な救命処置の一つとなっております。

特に心停止をもたらす病気の中には、虚血性心疾患や心筋症等が含まれ、これらの病気は生命にかかわる重大な不整脈を高頻度で引き起こすと考えられ、このような不整脈が生じた際には電氣的除細動を直ちに行う必要があり、より迅速に行われた場合ほど救命率は良好であることが示されております。

このAEDを使用した電氣的除細動は、従来、医師または医師の指示を受けた看護師や救急救命士により実施されておりました。しかし、心停止者に対し、救急隊員の到着までの間に現場に居合わせたものが電氣的除細動を速やかに行うことがより有効であるとの観点から、国におきましても、平成15年にAEDの使用のあり方について見直しがなされております。その結果、医療従事者のみでなく、一般の人でもAEDを使用して積極的に救命に参画することが必要であるとの考えが示され、同年7月から一般の人々も講習を受ける、承認された機器を使用するなど、一定の条件を満たせばAEDの使用ができるようになりました。

また実際に、AEDの使用によって救急車の到着前に一命を取りとめた事例もあるとお聞きしており、このようなことから、本市といたしましても、AEDの使用の有効性、必要性については十分認識をいたしております。

次に、県内他市の設置普及率及び本市の状況についてお答えいたします。

県内他市の13市のうち、現在既に導入設置している市は、熊本市が1台、荒尾市が1台、本渡市2台の3市で4台となっております。

このうち熊本市と荒尾市は平成17年度予算で購入され、本渡市は市民から寄贈されたというふうにかがっております。

また、人吉市は来年度予算での要望を考えているというふうにお聞きをしております。

なお、本市においては、現在導入設置はいたしておりません。

次に、市民の安心・安全を考えれば、公共の場所に常設し、非常時に備えるべきだと思いがいがとの御質問にお答えします。

最初にも申し上げましたように、AEDの必要性については十分認識しておりますので、他市の設置状況や市民の要望、必要性等も踏まえ、公共施設等への設置に向けては、今後、検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 福田斉議員。

○福田 斉君 ただいまの答弁で、AEDの必要性は十分認識されているというふうに聞いて安心いたしました。

けさの熊日に載っておりましたけども、菊池市、きのうの一般質問だったでしょうかね、菊池市では来年度から公的な施設にAEDを配備していくと、議会の答弁であったそうでございます。素早い対応をされているというふうに思います。

水俣市内の普及率についてですが、私も調査いたしました。手元に資料がありますけども、市内の医療機関に5カ所、AEDがあるのがですね。それと福祉施設に1カ所、ちなみに芦北では医療関係に2カ所となっております。施設の名前は伏せますけども、もちろん水俣の総合医療センターには設置してございました。

この数字が多いか少ないかは先ほど申しました発生事例、そのときの重要性を考えると決して多い数字とは言えないというふうに思います。よその例を挙げます。設置事例ですけども、福井県のある町では海水浴場までの救急車到着の時間がかかるということで、5カ所の海水浴場にAEDを設置しておるそうです。東京の杉並区では、区の予算でコンビニエンスストアに設置して、配備して、24時間の体制で備えているというふうな、全国初の事例もっております。

つい最近では、熊本の新聞にも載ってましたけども、熊本県の長嶺にあるYMCAですね、あのプールで67歳の女性が突然倒れられて、心肺停止状態であったけども、たまたま施設にあったAEDの的確な使用によって、一命を取りとめ、消防局から表彰されというようなニュースが新聞に載ってございました。

水俣では各種スポーツ大会や競り舟大会も盛んです。来年からはエコパークに会場を移して市民体育祭も開催されます。救急車の到着時間の問題、人が多く集まる物産展などのイベント会場、会場の本部テント内とかに置いとくだけでよいと思うんですけども、一日も早いこの導入が望まれております。市民の安心・安全を守るということで、ぜひ導入の方向で検討を急いでもらいたいというふうに思っております。

そこで、2回目の質問ですが、プールも併設してあります市総合体育館への設置はもちろんのこと、庁舎窓口への設置、あるいは競り舟会場が近いということもございまして、武道館など、市民が集まりやすい公共の場とか、ぜひ設置を急いでいただきたい。行く行くは、町中の大きな店とか、あるいは企業あたりに設置を呼びかけるなど、展開を図っていく必要があると思いますけども、それについてどうお考えか、2回目の質問とします。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 総合体育館とかプールとか、そういったところに設置を考えていただきたいというふうな御質問でございますけれども、救命活動を必要とするような事態は、いつどこで起こるのか、いつどこでも起こり得るものでありますけども、人の多く集まる場所、例えば公共施設とか集客施設、そういったところについては、特に発生頻度が確率としては高いものと考えられます。

そのような認識も踏まえまして、先ほどの質問にもお答えしましたように、必要性等も含めて今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 福田斉議員。

○福田 斉君 御答弁ありがとうございました。

水俣芦北広域消防組合には1台のはしご車がございます。二十数年前に購入されたというふうに私は記憶しておりますけれども、はしごの延長距離が24メートルだそうでございます。ただし、あそこのスーパーホテルだけは届かないというようなことをちょっと聞いたんですけども。私もちょっと以前運転席に座ったことがございます。大きいですね。幸いにほとんど出番がないそうです。値段が二十数年前の購入当時でも1億以上と。オーバーホールをたまにしなきゃいけないそうなんですけど、オーバーホールで800万から1,000万以上と、値段聞いております。市民の税金ですよ。でもはしご車の出動によって、一人の命が助かれれば安いもんだと。改めて人命に重きを置いた考え方には頭が下がります。私も長年、野外活動をやっております。不測の事態を考えて、その必要性から、ずっと救急救命の講習を受け続けております。最近では10月に受講の機会がございまして、そのときに初めてAEDの使用操作も含んでいるということ由市報で見まして、ぜひ受けてみたいというふうに思って、10月に受講しております。

消防本部で調べてみたところ、昨年16年中に、先ほど言いましたような状況、心肺停止ですね、水俣芦北管内で81件だそうです。そして救急車がまあ5分かかるのか、10分かかるのか、15分かかるのかわかりませんが、到着前に除細動、いわゆる電気ショックが試みられた例は、残念ながらゼロ件だそうです。そしてことし、17年9月現在では既に62件の心肺停止が発生しているそうでございます。

同じく救急車が到着する前に除細動、電気ショックが試みられた件数が残念ながらゼロ件だそうですね。

AEDが設置されてないからなんですね。救急隊の到着前に、除細動、そういったことを行われておれば、命を救える患者が確かに確実に多くなるというふうに、救急隊員の方も言うておられました。そしてもう一件、心肺蘇生と人工呼吸、ここに助役、お医者さんおられますけど、それとか止血法、もし意識を失って倒れてる人がおったときに、心肺蘇生と人工呼吸とAEDがあったら何を優先するんですかと聞いてみたら、すべてをさておいてAEDがあったらそれを優先して使ってくださいというようなことも重ねて受講の席で言うておられました。それほど大事な機械ということですね。そういった危機感もあって、消防署で講習会を2カ月に1度開催されて、AEDを用いたところの救命講習の普及が図られております。

水俣の消防団では市民の安全を守るために、団長の方から消防団員全員に、救命講習を受けるようにと消防署をお願いしてあるそうでございます。

そこで、提案も含めてお尋ねしたいと思っておりますけれども、最後にですね。民間の企業でも定期的にやっております。自分のレベルアップにもなりますし、家族の子どもとか、親とかね、そういうときにも役立つと思います。多くの市民と接する機会の多い職員、市長も含めて、職員全員

対象に、計画的に救急救命講習会の必要もあると思いますけれども、これからですね。その考えはないか、最後にお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 多くの市民と接する市職員全員といいますか、職員を対象に救急救命の講習会の開催はどうかという御質問でございますが、救急救命の講習会というのは多くの市民がA E Dを適切に使用し、積極的に救命活動をする上には、当然必要であると考えております。

また、国の使用条件においても、講習会を受けなければA E Dは使うことはできないというふうになっておりますので、いずれにしてもA E Dを導入するかという、その必要性の問題もございますし、仮にA E Dを導入設置するというようになった場合には、当然市職員の講習についてもあわせて市の職員の研修担当部課等ともいろいろ協議をしながら、進めてまいらなければならないと思っておりますので、必要性等の導入について、そういったものを含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 以上で福田斉議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明7日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、明日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時25分 散会

平成17年12月 7 日

平成17年12月第 6 回水俣市議会定例会会議録
(第 3 号)

一 般 質 問

平成17年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成17年12月7日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後3時44分 散会

（出席議員） 21人

緒方誠也君	西田弘志君	福田齊君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	田中功君
渕上道昭君	牧下恭之君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	松本満良君	中山徹君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局長（吉村明賢君）	次	長（久木田一也君）
議事係長（栄永尚子君）	書	記（赤司和弘君）
書記（岩坂正輝君）		

（説明のため出席した者） 15人

市長（江口隆一君）	助役（滝澤行雄君）
収入役（徳富邦博君）	総務企画部長（森近君）
福祉環境部長（吉海安丈君）	総合医療センター事務部長（葦浦博行君）
総務企画部次長（仁木徳子君）	福祉環境部次長（中田和哉君）
産業建設部次長（桑畑達美君）	水道局長（山田敏博君）
教育次長（森田幸治君）	総務企画部総務課長（田上和俊君）
総務企画部財政課長（伊藤亮三君）	産業建設部商工観光課長（宮森守男君）
産業建設部下水道課長（古里雄三君）	

○議事日程 第3号

平成17年12月7日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1 西田弘志君 | 1 福祉行政、介護保険事業について |
| | 2 ごみ問題について |
| | 3 自治会について |
| | 4 最終処分場問題について |
| | 5 水俣病公式確認50年事業について |
| 2 牧下恭之君 | 1 事業仕分けについて |
| | 2 少子化対策について |
| | 3 合併処理浄化槽の推進について |
| 3 藤本寿子君 | 1 水俣市の「雇用問題」について |
| | 2 長崎・木臼野に建設予定の産業廃棄物処分場について |
| 4 吉田正和君 | 1 市長選出の考え方について |
| | 2 産廃問題について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、宮森商工観光課長及び古里下水道課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（緒方誠也君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、西田弘志議員に許します。

(西田弘志君登壇)

○西田弘志君 おはようございます。

ことしも師走に入りまして、いよいよ17年も終わろうとしております。私も、議会もですけど、産廃に始まって産廃に終わる1年だったような気がしております。産廃問題に関しましては、ことし、来年18年、非常に大事なときだというふうに思います。

産廃の方向性が決まるのも、ことしから来年にかけてだと思います。

水俣の50年後を考えたときに、この今の市会議員の私たちと執行部の皆様方、いい議論ができて産廃がとまった、水俣はきれいなまちが残ったと言われるか、大した議論もせずに産廃ができて、水俣は日本じゅうのごみ捨て場になったと言われるかどっちかだというふうに思います。非常に大事なときだと思いますので、ぜひそういう議論が潤達にできたらいいなというふうに思っております。

先日、市民集会がありまして、その中で東京の方が発言をされていました。水俣のイメージは皆さん知ってますか。大体、水俣と言ったら水俣病、90%の人が水俣病を思い浮かべる。あとの10%はイタイタイ病かスモッグ、そういうふうに勘違いされている方もいらっしゃる。どっちにしろ水俣は暗いイメージですよ。水俣のイメージアップを本当に考えないといけませんよね。今度産廃ができれば、本当に水俣は終わってしまうんじゃないかというふうな意見を述べられておりました。水俣の方じゃなくて、よその方が非常に心配されているということもありました。

実際、水俣病問題は水俣病の問題、子どもが学習の中で小学校5年生で習うんですけど、社会の教科書の中で、5年生で、日本じゅうで勉強します。4大公害病で水俣病、新潟水俣病、イタイタイ病、四日市ぜんそく。一緒にしますが、どうしても水俣病がメインに来て、写真は胎児性の患者さんを抱えていらっしゃるお母さんの写真、鉢巻き巻いて位牌を持ってチッソの前で抗議している写真、昔の白黒のチッソの写真というのが、どうしてもメインに出ているのが実情です。その後教科書によっては最後にエコパーク、環境センターなんかを写真で紹介して、こんなにきれいになりましたという教科書もあれば、どうしてもページ数からかかもしれませんけど、前段の部分だけ、そういうインパクトのある写真だけを取り上げている教科書もあります。4年か5年に1回ありますので、いつも私は見させていただくんですが、ほかにいっぱいある中、教科書ですね。どうしてもそのようにばらつきのあるのも事実です。ですから毎年、日本じゅうの5年生が水俣のイメージを持つわけです。どうしても暗いイメージがつきまとうというのは、もう仕方がないというか、その辺のもうちょっとこういろんな形を変えてもらいたいなというふうな思いもあります。

きょうは、そういう水俣のイメージアップというものにつながるような質問を交えながら、順次質問をしていきたいと思っておりますので、執行部の御明確な御答弁をよろしく願いいたします。

1、福祉行政、介護保険事業について。

□A□A本市で介護保険員による預金を引き出す事件があったと聞きます。事業者の許認可権は県にあり、当然事業者への指導は県が行うものと思いますが、サービスを受ける人は水俣市民であります。水俣市としての対応、どういう対応をしたのか、今後、水俣市の事業者への指導等を考えているのかをお尋ねします。

□B□A高齢者や認知症の方を狙った振り込め詐欺、悪質な住宅リフォームなどの被害に遭う例が全国的に多発しております。本市での対策をお考えかお尋ねをします。

□C□A介護保険の開始後、初めての大幅な見直しが来春からスタートすると聞きます。これは国の介護保険への支出の抑制のためと思いますが、本市での介護保険給付費の近年の状況をお尋ねします。

□D□A介護保険給付費の抑制には高齢者の方がなるべく病気にならず、元気であることや、できる限り要支援、要介護状態にならないようにすることです。これには、高齢者に対する介護予防措置が必要と考えます。本市での対策状況をお尋ねします。

2、ごみ問題について。

□A□A「ごみ問題の解決に向けて、水俣市は、ごみ処理の効率化を図るため、ごみ処理場の整備を進めています。ごみ処理場の整備は、ごみ処理の効率化を図るため、ごみ処理場の整備を進めています。」 □A□B「ごみ問題の解決に向けて、水俣市は、ごみ処理の効率化を図るため、ごみ処理場の整備を進めています。」 □B

□B□A「ごみ問題の解決に向けて、水俣市は、ごみ処理の効率化を図るため、ごみ処理場の整備を進めています。」 □A□B「ごみ問題の解決に向けて、水俣市は、ごみ処理の効率化を図るため、ごみ処理場の整備を進めています。」 □B□A「ごみ問題の解決に向けて、水俣市は、ごみ処理の効率化を図るため、ごみ処理場の整備を進めています。」 □B

3、自治会について。

□A□A区長、行政協力員制度から自治会制度に移行する説明会も終わり、来年度の準備も整ってきたと聞きますが、現在の状況をお尋ねします。

4、最終処分場問題について。

□A□A「水俣の命と水を守る市民の会」の市民集会の中止勧告をされました。勧告の内容とその後、どう対処されるかをお尋ねします。

□B□A10月1日に出た最終処分場計画の市の広報紙を見ると、法の要件を満たせば許可することになると強調されているが、どういう目的で出されたのかをお尋ねします。

□C□A11月9日にあったIWD東亜熊本の説明会の中で、北九州エコタウンに最終処分場があり、水俣のエコタウンにも必要ではないかというふうなことがありました。水俣のエコタウンと、今回計画の最終処分場の整合性を水俣市はどう考えるかをお尋ねします。

5、水俣病公式確認50年事業について。

水俣病公式確認50年事業について、現在の進捗とこの事業に期待するものは何かをお尋ねします。本壇からは以上です。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、福祉行政、介護保険事業及びごみ問題については福祉環境部長から、自治会については総務企画部長から、最終処分場問題及び水俣病公式確認 50 年事業については私から、それぞれお

答えをさせていただきます。

○議長（緒方誠也君） 福祉行政、介護保険事業について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

○福祉環境部長（吉海安丈君） 福祉行政、介護保険事業についての御質問に順次お答えいたします。

最初に、本市で起きた訪問介護員による預金引き出し事件について、市としての対応をしたのか、今後、事業者への指導等を考えているのかとの御質問にお答えいたします。

今回の事件については、平成 17 年 10 月 12 日に訪問介護員が窃盗容疑で逮捕されております。市の対応としては、10 月 15 日、介護保険係が事務局をいたし、市内すべての介護保険サービス事業者が参加している介護サービス事業者連絡協議会の訪問介護や通所介護等を行っている事業所の部会、在宅支援部会で、今後の対応についての話し合いを行いました。

その後、11 月 1 日にもやい館において、介護保険サービス事業者連絡協議会を開催し、市内全事業所に対し、再発の防止のため、熊本県の健康福祉部高齢者支援総室及び市の担当者から説明を行いました。

説明に先立ち、まず、介護保険不正予防についての啓発ビデオにより研修を行いました。

県の方からは指定許可認可権に基づく再発防止の指導をしていただき、市からは介護サービス提供に当たっての留意点として、事業所としての再認識、職場内研修の充実、預貯金の引きおろしなど金銭預かりについて、買い物代行時の金銭預かりを行う場合の注意点、サービス事業所と介護支援専門員との連携についての説明をいたしております。

その後、現在においても、介護保険サービス事業者連絡協議会のときに使用いたしました啓発ビデオを使って、各サービス事業所ごとに、自発的な従業員研修を行っています。

また、広報「みなまた」11 月 15 日号において、今回の事件について、介護保険サービス事業者連絡協議会名で、おわびと訪問介護員の資質向上、さらには、介護保険制度への信頼回復に向けて努力する旨の掲載を行っております。

市といたしましては、今後もこういう事件が二度と起こらないよう、介護サービス事業者連絡

協議会の中で、研修を継続し、介護サービスに携わる事業所の理解をさらに深めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者や認知症の方を狙った振り込め詐欺、悪質な住宅リフォームなどに対する本市の対策についてお答えします。

現在、本市ではこれらの悪質商法に関する相談については、商工観光課が窓口となって対応いたしております。

相談件数は、県消費生活センターへ本年度4月から9月まで102件、市への相談件数は11月末現在で71件と、いずれも増加している状況にあります。

そのうち、約3割程度が高齢者や認知症の方の相談でございます。

全国的に悪質商法の相談が増加する中、本市の対策としましては、市民の皆様からの相談を受けるとともに、消費生活トラブルの未然防止対策を行っております。

相談対応につきましては、県消費生活センターに指導を仰ぎながら、助言・指導等を行っておりますが、市からアドバイスにより、解決することも多く、一定の効果が出ているものと考えております。

高齢者の方の相談は、市関係各課や民生委員、ホームヘルパーからの連絡が入ることも多く、連絡を密にしているところであります。

トラブル未然防止策としましては、地域の方や高齢者を対象とした消費生活講座の開催、消費生活アドバイザーの講師の無料派遣制度の紹介、市相談窓口である商工観光課の電話番号が掲載されております未然防止シールの配布、それから市報を利用した広報、関係職員への情報提供や研修会などを実施しており、県からもほかの市に比べて高い評価を受けております。

さらに、地域高齢者の身近におられる民生委員や区長の皆様の会議へ出向き、消費生活トラブルについての啓発活動と御協力についてお願いをしているところでございます。

市としましては、今後とも警察、社会福祉協議会、民生委員、区長、ホームヘルパーなどの皆様方との連携をさらに深め、賢い消費者の育成に努めてまいりたいと思っております。

次に、本市での介護給付費の近年の状況についてお答えいたします。

平成14年度から16年度までの過去3年間の介護給付費決算額の推移及びその傾向等につきまして、平成14年度は20億1,798万8,000円、平成15年度は21億226万5,000円、平成16年度は22億7,842万3,000円となっております。これを年度ごとに伸び率で見ますと、平成14年度から15年度は4.2%増、平成15年度から16年度は8.4%増と、それぞれ増加傾向を示しております。

なお、平成18年度4月からの制度改正に先立ち、本年10月から施設入所者の食費、居住費が原則自己負担化されておりますが、この影響による給付減少見込み額を差し引いた11月現在で

の平成 17 年度介護給付費決算見込み額につきましては 23 億 5,375 万円、対前年比 3.3 % 増となると予想されます。

このように本市の介護給付費は年々右肩上がりの数値を示しておりますが、この原因といたしましては、創設以来 5 年を経て、制度が普及してきたことや、65 歳以上の高齢者人口の上昇に伴う受給者数とサービス利用料の増加等が考えられます。

次に、本市における高齢者への介護予防事業の状況についてお答えします。

本市では、介護状態にならないための施策として、これまで壮年期からの生活習慣病予防対策や虚弱高齢者の閉じこもり、認知症に対する予防対策として、生きがい対応型デイサービス事業を平成 12 年度から実施してまいりました。

介護保険制度の基本理念であります、高齢者の自立支援を徹底する観点から、健康な方を含め、要介護状態にならないための介護予防重視型の施策が必要であると考え、17 年度におきましては、7 月から市内 10 カ所の地区公民館等で転倒骨折予防教室「まちかど健康塾」を開催し、健康体操等を中心とした予防事業を開始しました。

また、9 月からは健康体操やレクリエーション、入浴等を通じて、閉じこもりや認知症予防に役立てようと、地域の世話人が中心となり「ふれあいモデル事業」を湯出地区で開始し、さらに 11 月から東部地区を対象に 1 彩館で開始をしております。

今後は、高齢者の住みなれた生活圏域におき、その地域の人材を活用した地域に密着した介護予防事業の展開により、高齢者が健康で生き生きと暮らしていただくという考え方で、地域住民を主体とした介護予防事業が市内一円に浸透するように積極的に取り組んでまいります。

これらの事業を効果的に実施しながら、さらに評価を加えるなどして、介護保険給付費の抑制につなげてまいりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 介護保険員による預金の引き出しの事件については、何かすぐに対応していただいて、連絡協議会、そういうのを通して指導をされている。また研修されているということでありますので、ぜひそういうところを徹底していただきたいというのが、実際です。

テレビでもよその話かなと思うと、もうお年寄りももう全国、水俣も同じなので、こういうことがないように、ぜひ指導ということを行政も一緒にやっていただきたいというふうに思います。

2 番の住宅、振り込め詐欺、住宅リフォームの被害、そういうのも商工観光課が窓口になってやってらっしゃる。相談は 71 件ぐらいあるということで、やっぱりすごく多いなというふうな感じがします。やっぱり水俣もやっぱりこういうのにどんどん狙われているんだなというふうな気持ちもします。

対応は未然防止シールとか、研修されたり、民生委員の会議に商工観光課から行かれて、そう

いうふうな啓発をやってらっしゃるということを聞くと、安心できるところもありますけど、ぜひそういう部分を強化していただきたいと思います。

あと、基本的には地域のことなので、後で出ます自治会というのが立ち上がりますので、そういう部分も一緒にやっていただければ、もっと密に地域のお年寄りの情報が入ってきて、いろんな啓発ができると思いますので、そういうところもぜひ活用していただきたいというふうに思います。

3番、4番の介護保険の給付費はもう14年度が20億、15年度が21億、16年度が22億、大体ずっと右肩上がり、これもうどこでも一緒だというふうに思いますが、日本じゅう年寄りがふえてないところはないわけですから、やはりそれを抑えるにはどうしなくてはいけないかというのがやっぱり重要だと思いますし、来年からそういう大きな見直しもありますから、水俣市もいざそのときになって困らないように、高齢者の方ができる限り元気にいていただくような施策をとっていただきたいと思いますし、今、ふれあいモデル事業、湯出地区、東部地区では17年度からやられているということなので、遅いのか早いのか、ちょっとあれなんですけど、まあやられているということなので、ぜひ早目にそれをやっていただきたいというふうに思います。

私、ことし視察を岩手県の北上市というところに行きまして、ふれあいデイサービス事業というのをやってらっしゃった。ここはもう介護保険が始まったときに、もうこういうのをやってらっしゃいます。もう平成12年ぐらいから、そういうお年寄りを同じような、今言われた公民館を使ってやってらっしゃる。高齢者の方ができる限りこう介護を必要とせずに、自立した生活を送れるように、老化による、衰えによる予防、予防ですよ、予防が非常に重要だということで、早くから取り組んでいらっしゃる。

内容的にはもう水俣でやっているのも同じようなものだと思うんですが、とりあえずもう家から出てもらおうということですね。お茶飲みにだけこう来てもらうだけでもいいですし、そのときに血圧測定、健康講座、手芸とか体操とかもやってらっしゃるそうです。世代間交流といって、子どもと触れ合う、そういうのもやってらっしゃる。それからよそには、よその資料も当然勉強されて、私より詳しいと思うんですけど、ぜひそういうところを、いいところをどんどん取り入れていただいて、水俣も水俣らしいふれあいサービスをしていただきたいと思います。

この北上市の分では、運営費に3,000円とか、活動費に4,000円とか、お金も少しずつ出してもらっています。で、整備事業というのを、公民館とかはどうしても年齢の高い方だったり、高齢者でバリアフリーになってないところが多いので、そういうところには非常に積極的に補助をつけて、スロープをつけるとか、手すりをつけるとか、和式のトイレはどうしても使いにくいので洋式にやるとか、そういうのを地域でされるときには、ある程度補助もやっているということなので、ぜひそういうところもぜひ一緒に考えていただければなというふうに思います。

予算的なものは今からでしょうけど、そういうところもぜひ頭に入れていただきたいというのがあります。

介護保険の給付費というのを抑えるのが、こう日本じゅうで一番の課題になるというふうに今から思いますので、ぜひそういうところも考えていただきたい。

1 個だけ、ちょっとそこら辺の公民館のバリアフリー化とか工事するときに、そういう積極的に補助とか指導とかをされる気持ちがあるかを、ひとつそこだけ質問をしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 生きがい対応型デイサービスとか、まちかど健康塾とかいうのは、公民館とか、温泉センター、集会場、そんなところを利用させていただきまして行っておりますが、これについての財源につきましては、交付金とか、そういったものもございますようですので、そういったものを活用しながら、検討させていただきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、ごみ問題について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

○福祉環境部長（吉海安丈君） ごみ問題についての御質問に順次お答えします。

まず、紙収集のモデル地区での実施状況と結果及び今後の対応についてお答えします。

今回の試行は紙類の収集を月 2 回にすることにより、紙類の収集量がどのように変化するのかを検証するために実施いたしました。

実施地区は第 3 区で、実施期間は本年度 7 月から 9 月までの 3 カ月間であります。

方法は、通常の資源ごみ回収日に加えて、廃プラスチックとペットボトルの回収日にも紙類を回収することにより、月 2 回紙類を回収するという方式でございます。

その結果、昨年度 7 月から 9 月の第 3 区の紙類収集量の 1 万 3,059 キログラムに対して、今年度は 1 万 5,648 キログラムで、前年度比約 120 %でございました。ただし、月別に前年度と比較してみますと 7 月が 133 %、8 月が 124 %、9 月が 105 %となっており、9 月が少ないのは、既に試行が終わったと勘違いした住民がいらっしゃったということをお聞きいたしております。

これを考慮いたしますと、恒常的に紙類収集を月 2 回することにより、約 20 %から約 30 %の紙類分別量がふえるものと推測されます。これは、そのまま可燃ごみの減量ということになりますので、市全体で年間 200 トンから 250 トンの可燃ごみ減少が見込まれるものと推測される計算となります。

このことから紙類の月 2 回収集は可燃ごみ減量に有効な手段であると判断できますので、高騰を続ける可燃ごみ処理費を抑制し、資源を有効活用するという観点からも、次年度からの紙類月 2 回収集というのを積極的に検討してまいりたいと考えております。

次に、生ごみ袋についてお答えいたします。

現在の水俣市指定生ごみ袋の価格は、店舗によりややバラつきがありますものの、1枚当たり大サイズが約55円、中サイズが約35円、小サイズが約27円、特小サイズが約19円でございます。

水俣市近隣自治体で生ごみを分別し、かつ生分解性の袋を使用している芦北町の袋の価格を見ますと、水俣市の小サイズと同じサイズで1枚当たり12円、特小サイズと同サイズで11円、水俣市の袋よりも安い価格設定がなされております。

これは芦北町が町で入札により袋を購入し、有料であります可燃ごみ袋の売却益を生ごみ袋に補てんすることにより実現した価格であるようでございます。

これに対し、水俣市の生ごみ指定袋は、その仕様のみの指定であり、価格は小売店舗が袋メーカーとの取引により決定されるものでございまして、市としては、販売店に対し可能な限り安価になるようお願いをしておりますが、価格設定はシステム上、市が直接的に関与することができないものでございます。

これらのことを踏まえ、メーカー及び小売店舗と協議を重ね、袋の指定様式の簡素化による製造原価の低減や、市による入札などのさまざまな方法を検討しながら、生ごみ袋を少しでも安価に市民に供給できるシステムを構築してまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 紙の収集の方は、6月にさせていただいて、すぐモデル的にやりたいということで、されたということで、今聞きました。それを受けて、大体2割ぐらい紙の収集のアップが可能じゃないかというデータが出たということで、次年度から検討をされるということでしたら、もうぜひ、それがほかの予算的なものと比べて、それが効率がいいようでしたら、ぜひ前向きに検討していただいて、やっていただきたい。前も言いましたですが、紙を収集することは、紙自体がもうお金になるということと、広域の負担金が減る。二重にメリットがあるということなので、そういう水俣市民にメリットがあるということがわかれば、ぜひ2回でもやっていただきたいというふうに思います。

大体、現状を調査して、企画立案して、実施して、最後に評価するという、大体そういう流れだと思うんですが、もう現状も調査もして、企画立案ができてることが済んでるんでしたら、あとは実施していただいて、最終的には評価していただいて、また次に企画立案、新しいものをつくって、どんどんごみ収集の形もその時代のニーズに合ったような形にしていきたい、どんどん進化してやっていただきたいというふうな思いであります。

ぜひ紙の収集の方は月2回できるようでしたら、やっていただきたいというふうに思います。

生ごみの袋につきましては、最初からやっぱり高い、高いねという声が非常にありました。実際よそと、私も余り比べたこともなかったんですけど、もう何年もやってもなかなか安くなら

ないよなというふうな感じで見てました。今、聞きますと、そのやり方ひとつだと思うんですけど、メーカーと小売店さんがやって、役所は、行政は全然関知しない。まあ最初はそれでよかったのかもしれませんが、基本的には4つ、大、中、小、特小がありまして、私も生ごみ捨てに行きますけど、その特小と小ぐらいでもう民間のところはほとんど済んでおるんじゃないかなという、あのでっかい大とか、ああいうのに入れたら、もう破れて、もう業者さん向けかなというふうな思いもありますし、業者さんは聞くと、もう自分たちのポリバケツに入れて、直接クリーンセンターに、私知っているとこは大体行ってらっしゃいますので、余り4つも実際要らないんじゃないかなというふうな思いもあります。基本的はもう4つあるものを2つにして、まとめて発注すれば安くなるというのは当然、薄利多売ですから安くなるというのは思いがありますし、そこにさっき芦北は入札でやってるということで、値段が下がるんでしたら、そういうところも検討していただいて、少しでもやっぱりちょっと安くしていただきたいなというふうな思いがありますので、ぜひそういうところは行政の方も関与していただきたいと思います。

民間はもうお客さんの声をどんどん聞きたいというふうな感じですよ。聞いていかないと生き残れないから、民間はもうお客さんの声を一生懸命聞くわけなんです。ですから、まあ行政が悪いというんじゃなくて、行政はそういうコスト意識というものが、もしかしたら薄いのかもかもしれませんので、従業員がお客さん見て仕事するか、社長見て仕事するか、これはもうごみでも福祉でも教育でも同じだと思いますけど、どちらを向いて仕事するかということだと思いますので、ぜひそういう生ごみの袋の方も前向きに検討をしていただきたいというふうに思います。

これはもうこれで終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、自治会について答弁を求めます。

森総務企画部長。

（総務企画部長 森近君登壇）

○総務企画部長（森 近君） 次に、自治会制度への移行に関する進捗状況についてお答えします。

昨日の本井議員の御質問にもお答えしましたとおり、現在、各地区で代表者を中心として話し合いが進められております。これまで既に自治会という名称で組織をつくり、地域活動を行っている地域に関しましては、必要に応じて臨時総会による規約等の改正手続の準備を進めており、またこのような組織がなかった地区につきましては、規約や組織図等の整備を初め、設立総会による自治会の立ち上げに向けて、現在、準備が進められておるところであります。

おおむね来年2月中には市内全地区で自治会が出そろい、市での事務手続を経て4月から自治会制度へのスタートとなります。

現在までの経過といたしましては、今回の自治会制度の創設について、2年間にわたり区長会の皆さんと協議を重ねてまいりました。

協議の中では、区長・行政協力員にお願いしている行政事務について、自治会制度になればどのように変わるのかという意見などがありました。

特に広報紙の配布については、他の自治体で採用されている業者委託の方法、あるいは現在のように地域にお願いする方法を継続するのかなど、さまざまな意見が出ましたが、多くの区長から現在の配布方法は単なる文書配布というだけではなく、ひとり暮らしの方々の様子伺いや、地域住民とのコミュニケーションなどの役割もあるのではないかということから、今後も地域が引き受けていく方法でまとまりました。

今回の自治会制度の最大の目的は、地域活動の活性化でありますから、区長会の中で地域活動をどのように活性化させていくかということを中心に検討していただいた結果、自治会の活動費となる予算等に重点を置くことを優先していただきました。

ちなみに、区長1人当たりの報酬額につきましては、業務内容、あるいは制度自体の差もありますので、一概に比較することはできませんが、県内他市の報酬は、平均額で本市の約3分の1程度となっております。そのような部分等も考慮しながら、地域への交付の枠は変えないで、制度の見直しを行いました。

行政事務の委託に関しましても、同じように区長会と検討を重ね、適正な行政事務委託料の算出方法を定め、その他に地域活動活性化のための資金となる自治振興交付金等の支援策を創設することといたしました。

自治会は現在、地域が抱える問題を地域住民が一緒になって解決していくための場であり、近所の関係が希薄になっていることが否定できない今日にあって、住民相互の連帯感と活力を強化していくことが役割であると考えております。

来年度から自治会制度はスタートいたしますが、すぐに効果があらわれるということは難しいかもしれません。また、いろいろと新たな問題や課題なども見つかると思われます。

市としましては、円滑な自治会運営が行われるよう支援してまいりたいと考えておりますので、市議会議員の皆さん方にも御協力の方、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 自治会につきましては、きのうも質問がありまして、大体内容はもうわかりました。前回は自治会を取り上げさせていただきましたですが、基本的にはもう地域は地域のことで、地方は地方のこと、国の施策と全く同じになっていると思いますので、それは当然自分たちのことは自分でというのが基本だと思いますので、そういうふうに移シフトしていただくのは、もう全然構わないと思います。

予算的なもので結局、減らす部分が、大枠で今の区長制度で3,500万ぐらい使ってらっしゃる。区長に大体2,000万ぐらい、行政協力員に1,500万ぐらい、3,500万、移行期間で行政事務連絡

報酬、まあ自治会長ですかね、そういう部分が大体2,000万から1,500万ぐらいに減らそう。行政事務手数料というのを協力員の報酬が1,500万から800万ぐらい。で、そこ減った部分の1,200万を今言われました自治交付金に1,200万に入れて、大枠3,500万は変わらないよというふうなことだというふうに思います。

大枠は変わらないんですけど、基本的にはその痛み、痛みということは、結局区長さんの給料が高い安いとは別ですよ。よそと比べたときに、もう高いので安くしたいということで。15年度は2,800万ぐらい。16、17年度は大体今言いました2,000万ぐらい。1回3割ぐらい減らすという話があって、3割ぐらい減って2,000万ぐらいになって、今度、18、19年移行期間で、大体名前は変わりますが、1,500万ぐらい。ここで25%ぐらい。で、15年度ぐらいから比べると、大体半分ぐらいですか、47.4%ぐらい減ってるんじゃないかと思います。協力員に関しましては、15年度、その前は1,900万ぐらい。で、今大体1,500万ぐらい、1,405万円ですね。

大体ほぼもう3割ぐらい一回減らして、次、18、19年度で800万ぐらいに減らす。で、43%、全体で59.4%、大体6割ぐらい。もうすごい減らして、それはもうみんな納得づくで仕事量に関して減らしていくのは、それはもう仕方ないことだと思うんですが、結局減らしているのは、その区長だったり協力員だったり、協力員はもうみんな水俣の人がみんな順番にしていると思いますので、水俣市民だけがなんか痛みがあって、市はなんか痛みという部分がないのかなというふうな思いが少しします。そういう方、言われる方もいらっしゃいます。実際、予算は全部減らしているので仕方ないと言われればそうなんですけど、今度自治会にこういうふうになるわけですから、合併したときには合併特例債というふうなのをどうしても出して、合併してくださいというふうなのを日本じゅうやってらっしゃったように、自治会にかわるわけですから、そういう部分も少しその2年間の移行期間だけでも、その1,200万じゃつけれとか、そういうお金をつけれというんじゃないかもしれませんが、幾らか半分の600万でも、300万でも付けて、各26地区なので、もう微々たるものだと思うんですけど、そういうところを自治会の方で、移行期間だけ少し予算つけて、それは自分たちでやっていただければというのを一緒に痛みを分けていただければなというふうな思いが少しあります。

実際、自治会は立ち上がると、今、地区防災も始まって、結局自治会の下に地区防災が大体入っているような形だと思うんですけど、3万円ずつつけてヘルメット買ったり、メガホン買ったりされてますが、やっぱりそれにはやっぱり足りない部分も出てくるでしょうから、そういう、それに使えということじゃありませんけど、そういうものに使ったらどうか。消火器を各、そういう防災のところに使ってもらうように半分補助するとか、そういうものを考え、この2年間だけでも考えてもらえればなというふうに思います。

災害とか地震とか何年、何十年に1回ですけど、火事なんてもう毎日あってもおかしくないも

のですから、そういう部分に力を入れてこの2年間だけはそういうところにもっと市も力を入れますというふうなことをされてもいいんじゃないかな、一緒に痛みを分けるということでは、やってもらったらいいいんじゃないかなというふうに思います。別にその防災だけにお金使えというのじゃなくて、別にさっき言ったように老人の、地区で、老人問題が大変だということは、そういうところにお金使ってもらってもいいですし、今防犯パトロール始まってますけど、そういうところにつけていただいてもいいと思いますので、一緒にそういう痛みというものを分けていただければなというふうな思いがあります。

予算的なものは何か質問しにくいんですが、そういうじゃ、今度自治会に移行するので、移行期間だけでもそういう部分を何か自治会の方に内容を充実していただけるように、行政も痛みを分けて負担しようというふうな考えがあるのかどうかを、じゃ1つだけ、そこを。

○議長（緒方誠也君） 江口市長。

○市長（江口隆一君） 西田議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

議員の御質問を聞いておりますと、何が市役所が何か痛みを伴ってないというふうな言い方でございますけれども、先ほども福祉の方でもちょっとお話ございましたが、その使えというお話がよくあります、これは大事だから。しかしほかの分野で、例えば高齢者の対策の問題、農業の問題、いずれにしても皆さん、やっぱり自分の立場からは、やっぱり何とかしてほしいと、たくさんの方の要望がございますので、そこは当然加味しながらやっていかなければいけない。ただ、何度も言いますが、去年と同じことができないような財政状況ということもぜひ御理解いただきたいと思ひますし、特に合併をしなかったまちということで、特交についてはもう2割減らすというふうな、水俣と津奈木については減らすというふうな通達も来ておりまして、その中でも我々が想定したときよりも厳しい財政状況ということもぜひ御理解いただきまして、またいろいろ御指摘をいただければと思います。ただ、きょう議員がおっしゃったような御指摘の分については、当然そういう御意見があったことも加味しながら、また予算編成をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 もう財政が厳しいのは何回もうかがっております。で、これを取り上げたのは、移行する2年間だけです。ほかのことはやっぱり自分とこの予算はつけてくれなんていう意見はいっぱいある、それはもう重々わかります。その中で、2年だけ移行期間というものがあるので、そういうところもぜひ考えていただきたいというふうな思いで伝えてるということです。

これはもうこれで終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、最終処分場問題について答弁を求めます。

江口市長。

(市長 江口隆一君登壇)

○市長(江口隆一君) まず、最終処分場問題について、水俣の命と水を守る市民の会の市民集会の中止勧告の内容と、その後どう対処されるかについてお答えします。

前日、中山議員にもお答えしましたとおり、広報「みなまた」11月1日号の、産業廃棄物最終処分場計画の現状説明会と意見交換会の理由で、水俣市へ掲載の依頼があり、当然水俣市が抱える重大な課題でもあり、市民の皆様方にとっても関心のある重大な項目でもありましたので、広報紙への掲載を行ったところでもありました。

しかし、11月2日、説明会の初日から中山議員が選挙運動されたことは、市政の混乱を招き、さらに掲載依頼内容から逸脱したものと判断したため、中止勧告文を送付したものです。

なお、広報紙は貴重な市民の税金を使っており、さらに一般市民に対して不偏不党の立場から行政の動き、地域活性化のイベント情報等を掲載しております。

さらに、政治性及び宗教性のあるもの並びに選挙関係のものについては、広報「みなまた」へは掲載などをしないものとしておりますので、議員も深く御理解をいただければと思うところがあります。

勧告文については、前日の中山議員への答弁内容と、先ほどお話いたしましたことを踏まえたところで、広報掲載依頼内容と趣旨が異なり、一般的な政治活動と思える発言及び場面があり、虚偽または偽りの内容でありましたので、中止されますよう勧告しますとの内容で送付いたしました。

今後の対応については、勧告文が法的な罰則及び拘束力がないため、広報紙の適正化を図りながら、今後の動きを注意深く見守っていく考えであります。

市の広報で、法の要件を満たせば許可することになると強調しているのはどういう目的かについてお答えします。

11月1日特報版では、法の要件を満たせば許可することになるということを強調しているつもりはありません。

ただ、残念ながら西田議員を初め、反対される方々が、活動の中で正しい情報を市民の皆様伝えていただけていないので、こういった情報を掲載しております。

昨日、中山議員にも答弁しましたとおり、市議会で8月に県知事へ要望されたときの県知事の言葉を紹介し、これまで熊本県の担当課の発言と同じであること、また水俣市がこれまで1年半前から言ってきたことと同じ内容であることなど、事実の情報を掲載したところです。

さらに、これまで水俣市がとってきた行動として、市独自で行った全国の産廃最終処分場の設置許可に関する調査結果や、安定型処分場の計画中止に関すること、さらに事業者が既に多額の投資を行っているため、予定地買い上げが絶望的になったことなどを市民の皆さんにお知らせし

ております。

次に、水俣のエコタウンと今回の最終処分場の整合性をどう考えるかについてお答えします。

水俣エコタウン事業に係る企業の中からは、平成 16 年に約 7,000 トンの残渣などが排出され、水俣市外の最終処分場で処理されております。しかし、9 月議会でも答弁しておりますとおり、水俣エコタウン事業のために、水俣市内に産廃処分場が必要だと申し上げたことはございません。

また、当然ながら整合性についても考えたことはございません。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 きのうちも広報紙に、この中止勧告については議論がありましたですが、私は中止勧告を出すという、本当に理解ができません。中で言われた方が公職選挙法に違反するというのなら、選管が注意勧告すればいいことであって、集会の中止をするというのがどうも理解できない。新聞には何かでかかどと市民集会中止勧告とこう出ましたですね。産廃の反対の団体に。政治活動ととれる言動。これが出たときに、何かこう非常に私恥ずかしい気がしたんですね。市民集会というのは大体自由、憲法で認められているわけでありまして、調べますと、集会の自由とは自由権の一種であり、ある特定の課題に対して、賛同者が政府等の制限を受けずに一堂に会する自由を指す。集会の自由は、自由主義や民主主義にとっての重要な権利であり、集会とはあらゆる趣味等のグループ、政治的なものから利益団体の形成、組合活動までを含む。集会の自由が保障されない法体系下では、特定の政党や団体の参加者への暴力的な制裁とともに禁止されている場合がある。これ括弧して、チベット、国民民主連盟、法輪功など、その場合は大抵政府に対する社会的な抗議も同様に禁止されている。

チベット、国民民主連盟、どこかなと思うと、調べると、ミャンマーだそうです。ミャンマーと聞くと、市長もはっと思われる方が、有名な方がいらっしゃいます。アウンサンスーチー女史ですね。ノーベル平和賞ももらったときにも、授賞式にも出られなかったじゃないですか。で、二、三日前にもテレビでやっておりましたが、今でも軟禁状態。ミャンマーでは集会しづらいかんというふうになっておる。いつから水俣がこんなふうになったんですか。いつから独裁主義で北朝鮮みたいになったんですか。集会やることはちゃんと認められているわけです。それに勧告するというのは私は本当にわかりません。選挙違反だというふうになったら、それは選管が勧告して当然だと思います。なんかその辺が非常にわからない。私もその、実際水の会の方では一緒に回っておりますけど、中止勧告というのはどうも理解ができません。

で、市長はこういうあいさつの中で、いろんなことで選挙の話みたいなこと実際されますよね。私はこの間、自分の友達が怒って、私のところへ来て、ビーチバレー大会に出たら、市長が来てあいさつされた。これは中止勧告の後ですよ。そのときにあいさつの中で、きょう選挙のためにやってきました。来年は「江口隆一」とお書きくださいませ。お書きくださいますようお願いしま

すみたいなことを言っておった。私のとこへ来て、私に言うわけです。自分は中止勧告、そういうふうに出しておって、こういうふうに言ってるじゃないですか。私はそのあいさつの中でそういうふうに言われるのは、流れの中で別にそれはいいか悪いか私はわかりません。選管じゃないのでわかりません、それは。でもよそにはそういうふう中止勧告出しておいて、自分がそういうのを発言されるのが、それがよくわからない。そこを言いたいんですよ。

それはあいさつは人それぞれ流れで皆さんされるでしょうから、その内容については、その個々に判断されればいいと思います。

それからひとつじゃそこで質問をしたいのは、じゃ中止勧告して、自分はやっぱりそういうふうにあいさつなんかされると思うんです。その整合性という部分をちょっと聞かせてください。それ1つ。

で、広報紙については、私もこれでもう反対したってでくっただろうと言われるのは、何回もですね、何回もというか、年配の方は特に言われます。で、私たち産廃を反対している者から見ると、これは公平には全然見えません。それは事実を言ったというふうになっているのかもしれませんが、中立の立場の市が出すもんだとは全然思いません。法の基準を満たせば許可する。もう5回、そこを強調してありますね。で、変に強調するぐらいだったら何もしない方が私は中立だというふうに思います。産廃を反対している人たちから言わせると、こういうのは逆に妨害されているように思われてもおかしくはないと思います。

それと市議会に対してですけど、一番最後に、買い上げの問題で昨年の9月以来、土地の買い上げについて、幾度となく市議会等に相談してきましたが、事業者が用地取得後、調査費等で10億円以上投資したとする現在、財政難の本市では買い上げについては非常に厳しい状況となりました。市議会に相談したけど、市議会では議論してない。議論もしない。だから10億円になっても買い上げできなくなりましたというふうに、これ見えますよ。いつ議論したんですか。私たちは、私は実際この買い上げについて意見を言うたこともないし、議論したこともない。全協で1回聞いただけです。ほかの方も多分そういう認識だと思います。

それに、議論するもせんも、ちゃんとそういうふうなテーブルにのっかってないのにこういうふうを書くというのは、これは全然フェアじゃないと私は思います。こういうふうにと、市議会議員は何もしておらんじゃなかやと。あんたたちが反対、議論せんけん買い上げができなかったやろと、そういうふうに言われた方もいらっしゃいます。そこは全然認識が違うわけですね。

それと、1つは10億円、これは会社が言ったわけですね。10億円というのを。その明細はちゃんと出ているんでしょうか。何か10億円というのはアバウトに、経費等で10億円以上投資した。これは市報にこういうふう載せられると、当然、市民はそれを信用するわけですから。うそかどうか私はわかりません。でもちゃんとしたのが出ているのかどうかです。非常に何か市

議会に対してもこういう文が出ると、私も含めて、ほかの人も迷惑するというふうに思います。

で、エコタウンにつきましては、整合性はないというふうに考えられているということでありましたら別にそれでいいです。この間の説明会の中で、IWDは説明会の中で北九州のわざわざエコタウンを写真で説明して、エコタウンがあるから水俣市も要るんじゃないですかみたいな論法でされていましたが、私は基本的には全然関係ないと思っております。ここのエコタウンで出るのは大体5,000トンぐらい、前も言いましたが5,000トンぐらい。今度は203万トンの処分場ですから。5,000トンで割ると200年ぐらいかかるわけです。水俣の処分場のためにそれをつくる。そんなでかいのつくる必要は全然ないので整合性はないというふうに思います。

市長も整合性はないと言われるんだったら、それで私は構いません。

しかし、質問はさっき言いましたことと、10億円のその内訳、明細というのは、こういったところなのか、もしわかってらっしゃったら、わかってなかったら出していただければと思います。これ2個。

○議長（緒方誠也君） 江口市長。

○市長（江口隆一君） 西田議員の御質問にお答えします。

西田議員、すごく勘違いされておりますのが、いつもそうなんですけど、ほかの議員さんの答弁もよく聞いていらっしゃらないもんですから、すごく私もむっとするんですけども、集会が悪いというふうには私は言うておりません。市報を虚偽の報告をして使ったことに対して、それはいけないということを言ってるんでありまして、そこをまずこの意味が御理解できるのかどうかですね。この意味が御理解なければ、もう議論がかみ合わないというふうに思うんですけど、市報を使ったということについて、我々はいけないということを言っております。これが市長選挙だけではなくて、当然衆参議員、県知事、市会議員選挙もすべて、県議会選挙もこういうことをされると悪例になりますので、きちっと中止を勧告を行ったということでもあります。おわかりでしょうか、意味は。ですから集会が悪いと言ったことは一度も言うておりません。

それと、まだ現役の教育長という立場で、辞職の願いも出てないもんですから、そういうことでありますと、相当市政が混乱するというので、結局11月2日の発言以降、なかなか仕事も手につかなかったというふうなお話も聞いておりまして、市政にやはり混乱を及ぼしましたので、そういう意味では、やはり余りよろしくなかったのではないかと考えております。

それとビーチバレーというのは、個人の集会でございまして、ここに言って何を言おうとも、別に私は問題ないというふうに思っております。そこに市報を使って、集会等を行って、そこで演説するのであれば違法ですけども、これについては私は問題ないものというふうに思っております。

それといつもそうですけども、議員の思いというのも水俣に産廃はつくってほしくないという

熱い思いというのは御理解いただけますけれども、お話しするときは精神論と、また私どもというのは当然市を預かる立場でございまして、法律を守っていかなければいけませんので、きちっと法律の説明というのは、市民の皆様方にもやらなければいけないと。

ですから、それと10億円についても、私どもは企業と話したときに、億の2けた以上を投資しましたというお話を聞きましたということを議会でも申し上げておりますので、ぜひ議員、御質問されるときは、前の議会の答弁とかをもう一度見て御質問をされた方が、もうちょっと合理的なやりとりができるのではないかというふうに思います。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ジャビーチバレーは個人の集まりなので、何言うてもいいというふうな感覚だということですね。でいいんですね。今のあれだとですね。はい、もう内容についてはもう、それはもう個人のあれなので、どういったことを言われてようが、それは私はさっきも言いましたように選管じゃないので、あれです。

もう基本的に私が問題にしたいのは、さっきの問題。人にはそういうふう言っていて、自分はそういうふう言う。その姿勢がどうかということです。市報を使ってと言いますけど、市報を使って集会をする、その中で言われた方が、自分の思いでそういうふう言われて、その内容は私はわかりませんが、それはおかしい、それは市の職員がだれか行って聞いておってそれを市長のところへ来て言うたのかも知れませんが、それに対して、集会をやめる。中止勧告をする。もう私はそれは、それは考えが違えばかみ合わないかもしれませんが、私は全然おかしいというふうに思います。

10億については、じゃ2けた以上と言うたから10億円と載せましたということですけど、じゃこういうとこに載せるんやったらちゃんと、内訳をやっぱり聞く、ちゃんと取るのが普通じゃないですか。これがもしじゃIWDが、済みません、あれ2億円だったんですと、後で言うたらどうなるんでしょうかということです。10億円1回のかってしまうと、水俣じゅうの市民がああもう10億円使っておるんやねというふうに思うのはもう全然思います。もし載せるんだったらちゃんとそういう内訳を取るべきだと、ぜひ取っていただきたい。そういうふうな思いが。私からじゃもう要望として、その10億円の内訳は必ず取っていただきたいというふうに要望して、産廃はもうこれで終わります。もうこれ以上やってもなかなかかみ合わないところがありますので、これで終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣病公式確認50年事業について答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 水俣病公式確認50年事業について、現在の進捗状況とこの事業に期待す

るものは何かについてお答えします。

公害の原点と言われる水俣病は、来年の5月1日に公式発見から50年を迎えます。そこで本年4月に、環境省、熊本県及び水俣市で、市総合体育館内に「水俣病公式確認50年事業事務局」を設置しました。その後、水俣病患者団体を初め、地域の各種団体、芦北町や出水市などの近隣の市町等に呼びかけを行い、50年の節目の年にふさわしい事業を推進するため、49の団体の代表からなる実行委員会を去る7月29日に設立しました。

そして実行委員会の事業計画の作成・推進を担う「慰霊」、「教訓」、「地域福祉」、「もやいづくり」の4つの事業検討部会と、それを統括する幹事会を8月に立ち上げ、2カ月間ほど集中して議論を重ね、11月8日開催の第2回実行委員会総会において、事業計画案を審議し、承認されました。現在は、承認された事業ごとに、事業を実施するためのチームをつくり、その具体化に努めているところです。

例えば、平成17年度中に実施しますいわゆるプレ事業の一つである広報・啓発事業については、12月1日に水俣市のホームページ内に実行委員会のホームページを立ち上げ、事業計画の紹介等を行うとともに、事業全体の広報宣伝に活用するロゴマークとポスターデザインの募集等を開始したところであります。

次に、水俣病公式確認50年事業に期待するものは何かについてお答えします。

50年は大きな節目、けじめの年と考えており、まずは公害の原点と言われる水俣から環境破壊の恐ろしさについて身をもって警鐘を発し、水俣病で犠牲になった方々をきちんと慰霊、追悼することが、今を生きる私たち水俣市民の責務ではないか、そのことを50年事業を通じて、多くの方々に訴えていきたいと考えております。

さらに、これまでの50年を振り返り、そこで得た教訓を人類共通の財産として蓄積し、将来に生かしていく責務を水俣にあると思います。

そして、これらの事業が幅広い市民参加のもとに進められ、水俣の環境首都づくりに大きく寄与し、地域の誇りと自信の回復の契機となるよう期待しております。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 水俣病公式確認50年事業は全協でも聞きましたので、内容は大体わかっております。

思いという部分は、非常に大事な、水俣にとっては本当に大事な事業になるというふうに思います。それは市長も当然思っらっしゃると思います。

公害の原点と言われる水俣病問題をいろんな角度から見詰め直し、関係団体、チッソ、行政、意見、検討して、水俣病問題をそれぞれの立場から検証して、水俣病の経験を生かして、教訓とする。もやい直しと振興を一層深める。そういう事業、「慰霊」、「教訓」、「地域福祉」、「もやいづくり」の4事業、非常にもうすばらしいものになってもらいたいと思いますし、いいなと思

ます。過去、現在、未来、きのう、きょう、あしたという形でされていくんだと思いますけど、冒頭に言いました、水俣のイメージは非常に暗いものがありますよと、東京の方が言われた。水俣病 50 年かけて今の水俣のイメージがあるわけですから、今からの 50 年かけて水俣のイメージを変えていただきたい。そのスタートにするのが、この水俣病公式確認 50 年事業だというふうに思います。

水俣に生まれた子はやっぱり水俣病というものを必ず背負っているわけですね。それは私もですし、今の子どもたちでしょうし、その認識、今の子どもたちは私たちのときよりは水俣というものに誇りを持っているように思います。ここに「水俣に生まれて」という、県教育委員会賞というのを取った全国中学生人権コンテスト、渕上さんというのが書かれたのが新聞に載りましたですけど、これ全く水俣の子どもたち、全くこういう思いだと思うんですけど、夏に大阪に行ったと。で、電車の中で私は見知らぬ男性の隣に座りました。その男性は早速私にどこから来たのと話かけてきました。私は水俣ですと答えました。するとその男性は水俣病について関心を持っているらしく、私にいろいろ訪ねてきました。水俣の魚は食べられるの。水俣病の患者さんは何人ぐらいいるの。そして水俣病の人はかわいそうだねと言われた。自分は、ずっとあるんですけど、かわいそうという思いは、その人を弱い立場の人と見ていることになり、差別していることになりますというふうに、自分は学んできた。で、結局、そういう方はそういうことはもうよくわからずに、ただ言われたんでしょうけど、そういう水俣というと、そういうふうな目で見られているのが実際、事実。この人は水俣は水俣に生まれたということで、特別な目で見られることがあるけれども、水俣病を学ぶことで、人の大切さや差別の悲しさを知ることができていますって、いろいろありまして、水俣に生まれたからこそ、そして身近に患者さんに接しているからこそ、人間として否定されることの悲しみや辛さを理解することができるのだと思います。大人になってからではなく、中学生である今、このように人間として大切なことを学び、考えることができ、水俣に生まれたことを幸せに思いますと結んでますけど、実際、水俣の人はやっぱりこういう子ども、こういう思いだというふうに思うんです。で、水俣のイメージというのを、ぜひ変えていただきたい。水俣で生まれたということだけで、よそに行ったときにいろんなことに巻き込まれたり、嫌なことも言われる方もいらっしゃると思う。私の知った人は、たまたまですけど、大学に行ったときに、身体測定のときに水俣病と言われてけんかになった。けんかすることはしようがないですけど、けんか両成敗で停学になったと。でも水俣病と言われたことに対して自分は我慢できなかった。で、けんかして一緒に処分受けるのはいいけど、水俣というのがうまく伝わっていないことに非常に悲しい思いをしたということを言われてましたですけど、そういう方いっぱいいらっしゃると思います。ですからぜひ、今度の水俣のこの 50 年の事業は新しいスタートの 50 年にしていただきたいと思います。

できれば、もう大体内容はできているようですけど、もしその記念事業、そうですね、もし余裕があるようでしたら、こういう子どもたちの、今からの水俣像、50年先の水俣像を抱える意見を出せるような、そういうもんをやっていただければなというふうな思いが、もうできているので、今からどうというのはちょっとよくわかりませんが、もし余裕がある事業があったら、そういうのもされたらどうかなというふうに思います。これを見ますと、子どものかかわりというのが、ちょっと少ないような気がしますので、ぜひそういうものを入れていただいて、出身是水俣ですと胸張って言えるような水俣づくりというふうにしていきたいし、そういう記念事業にしていきたいというふうに思っておりまして、それを伝えまして、私の質問は終わります。

○議長（緒方誠也君） 以上で、西田弘志議員の質問は終わりました。

この際、10分休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時53分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 おはようございます。

公明党の牧下恭之でございます。

通告に従い、順次質問いたします。

まず初めに、事業仕分けについて。

国債残高は今年度末、約538兆円に達する見込みであり、国民1人当たり500万円もの債務を負う決算になります。これまで小泉内閣は財政を健全化させるために、歳出の削減に取り組み、5年前と比べると公共事業は20%、政府開発援助は25%の減となり、一般歳出全体を見れば社会保障関係費を除いて14%の圧縮をしてきました。しかし、高齢化の影響は大きく、社会保障関係費は5年前と比べて22%も伸びている。今後、歳入や税制の改革は避けて通れないのが現状である。しかし、安易に増税論議を先行させるのは早計であり、まずは徹底した歳出見直し・削減が先決であります。この際、徹底的に行政のむだを省くために、国の全事業を荒い直す事業仕分けを実施すべである。事業仕分けは、民間の専門家による視点を導入して徹底した論議を行うため、行政担当者の意識改革にもつながり、関係者の納得の上で、歳出削減を実現しようとする点も評価されている。

既に一部の地方自治体では、民間シンクタンク等の協力を得て事業仕分けを実施、行政の仕事として本当に必要かどうかを荒い直し、不要、民間委託、他の行政機関の事業、引き続きやるべ

き事業に仕分けた結果、県・市レベルともに、不要、民間委託が合わせて平均約1割に上り、予算の約1割に相当する大幅な削減が見込まれているといえます。

市民へのサービスを低下させないためには、事業仕分けの手法による大胆な歳出削減を行い、そこから捻出された財源を財政債権に振り向けるだけではなく、その一定部分は市民ニーズに応じて、必要な新規事業などに活用するという行財政の効率化を図ることが望ましい。

小さくて効率的な行政を目指し、事業仕分けの導入を提案いたしますが、いかがお考えかお尋ねします。

次に、少子化対策について。

2003年の次世代育成支援対策推進法の制定及び児童福祉法改正は保育所に偏った子育て支援関連施策を見直し、すべての子育て家庭にサービスを広げる政策であると言えます。そして、その後も、今後の次世代育成支援・子ども家庭福祉サービスの供給体制を問い直す新たな動きが起こっています。2004年度から進められている就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設の検討もその一つです。

また、2005年度からの次世代育成施策関連補助金の交付金化をもたらした、いわゆる税財政に関する三位一体改革、障害児の施設入所サービスの利用方法を成人と同様の契約方式とする改正を盛り込んだ障害者自立支援法案の成立などがそれに当たります。

これらの新しい動きは、いずれもサービスが保健福祉と教育に分断され、また、サービス利用のあり方が成人であるか、児童であるかなどによって契約制度と措置制度に分断され、さらには、サービスの財源が社会保険中心か、税中心かによって分断される現行の次世代育成支援サービス供給体制の特徴を大きく浮かび上がらせました。こうして、次世代育成支援・子ども家庭福祉サービスの供給方法と財源のあり方が大きな課題として浮かび上がってくることとなったのです。

子ども・子育て応援プランも、その財源が確保され、多くの利用者に活用されてこそ大きく育っていくことができるのだと思います。

水俣市次世代育成支援行動計画が17年3月に策定されました。

だれもが安心して生み育てられるまち水俣であります。

そこで、お尋ねをいたします。

水俣市次世代育成支援行動計画の進捗状況と保護者の意見についての対応状況をお尋ねいたします。

休日や深夜の発熱など、子ども急病時に相談できる小児救急電話相談という県の事業があると聞きますが、その事業内容についてお尋ねいたします。

次に、合併処理浄化槽の推進について。

汚濁防止や水質浄化など、水環境の整備は、大気や土壌の汚染防止等と同じく、自然共生・循

環型社会の形成にとって、その促進が緊要な課題となっています。

中でも、その中核をなすともいえる污水处理施設の整備については、経済財政諮問会議の改革工程表において、污水处理施設の整備について、経済効率性等の観点からその分担を見直し、連携を図るとされているところです。

污水处理は、現状では広域下水道による処理が大半を占めていますが、経済効率性、環境効率性、地域的特殊性等を踏まえ、今後を展望したとき、合併処理浄化槽の推進が重要な意義を持つと考えます。

また、特に現下の国・地方を通じた厳しい財政事情を考慮すれば、予算の効果的使用という観点からも、合併処理浄化槽を計画的・集中的に推進すべきだと考えます。

環境省においても、個人負担が軽く、迅速に整備できる市町村設置型の合併浄化槽整備事業を大幅に推進するため、その推進が効率的な場合は、従来の地域要件にかかわらず事業を認めることとしており、平成 15 年度予算における浄化槽整備事業費は、厳しい財政事情にもかかわらず、対前年度比 35 % 増額となっています。

合併処理浄化槽の普及促進は、市町村の取り組みに多く依存しています。

そこで、お尋ねいたします。

合併処理浄化槽については、経費効率性、環境貢献など、利点が多い反面、個人負担が大きいとも聞いています。

家屋の集中して地域とそうでない地域とで、広域下水道と合併処理浄化槽とのすみ分けはしてあると思います。合併処理浄化槽の本来の事業費は、下水道などと比較しても全体としては安価であり、また個人の負担の面でも、負担を軽減した市町村設置型の合併処理浄化槽の整備事業がありますが、どのように把握されているかお尋ねいたします。

污水处理施設の整備計画において、今後の污水处理施設の整備の総コストと整備期間をどう見込んでいるか。また、このまま整備を行った場合の 1 世帯当たりの事業費の見込みと処理施設、供用後の使用料の見通しについてお尋ねいたします。

これで本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、事業仕分けについては総務企画部長から、少子化対策については私から、合併処理浄化槽の推進については産業建設部次長から、それぞれお答えをさせていただきます。

○議長（緒方誠也君） 事業仕分けについて答弁を求めます。

森総務企画部長。

(総務企画部長 森近君登壇)

○**総務企画部長(森 近君)** 事業仕分けについてお答えします。

まず、事業仕分けは、議員御指摘のとおり、行政の個々の事業について外部の視点から、その要否や仕事のやり方を見直すとともに、国や地方公共団体において、歳出削減を図る目的で、民間のシンクタンクが主催し、行政の事務の洗い直しを行うものであります。

具体的な作業としては、専門家、他の県や市町村の職員、民間団体等外部のメンバーによって、☐F☐Aこの事業は必要な事業なのか。☐Q☐A必要だとした場合、行政でやるべきか、それとも民間に任せるべきか。☐F☐A行政でやる場合、国、都道府県、市町村のどこでやるべきかなどの「そもそも論」と、当該自治体以外でやるべきとされたものについて、現下の状況を踏まえた「現実論」を論議し、多数決で仕分けする作業です。

この事業仕分けを実施した団体での意見として、事業本来の必要性を考えるきっかけとなった、民間度チェックの延長として役立てるなど、外部からの指摘の成果はあるように思われます。

また、この事業仕分けは、平成14年2月以来、県レベルで9件、市では新潟市、横浜市など、5市の14の自治体で実施をしており、県においては、平均で10%の不要あるいは民間の仕事とされ、一応の成果が得られたものと聞いております。

本市の場合、水俣市第3次行財政改革大綱及び水俣市財政健全化計画の策定に当たり、事務事業の見直し、財政の健全化などを最重要課題とし、水俣市行財政改革推進委員会において8人の市民委員のほかに、外部からのアドバイザー3人の意見をお聞きしながら策定をいたしました。

総合計画実施計画の策定におきましても、事業の仕分けを含む見直しを図るため、総事業数530項目のうち、393項目を対象事業として実施いたしましたところであります。

その結果、最終年度目標を平成20年度とする5年間に於いて、平成14年度ベースと比較して、財政規模で149億円を115億円に、22%の財政圧縮、職員数で70人から80人、20%の人員削減等の具体的な目標が設定され、現在その目標を達成するよう、鋭意努力をいたしているところであります。

今後の行財政改革の実施においても、さまざまな手法を駆使して進める必要があると考えており、事業仕分けもそのすぐれた手法の一つとして、参考にしながら行財政改革の効率化を図ってまいりたいと考えております。

○**議長(緒方誠也君)** 牧下恭之議員。

○**牧下恭之君** 急速な少子・高齢化に伴い、年金、医療、介護など、持続可能な社会保障制度の構築、さらには人口減少社会を乗り越えるための構造改革が緊急な課題となっています。この改革に当たっては、まず取り組むべきは、国から地方へ、官から民への改革を加速させ、行政コスト

を削減し、徹底して税金のむだ遣いをなくしていくことであると思います。

この観点から、公明党はさきの衆院選のマニフェストで、国の全事業を洗い直し、事業の廃止や民間への委託、地方への移管によって、国の事業を大幅に減らす事業仕分け作戦の実施を提案いたしました。

国の事業を減らせば人も減る、お金も減るという形で国家公務員の削減など、大幅な歳出削減につながります。公明党は今国会でも繰り返し取り上げて実施を求めてきました。

これを受けて小泉首相は、自民党役員会で具体案の検討を進めるよう指示をされ、その結果、10月18日には与党財政改革等協議会が発足して、事業仕分けの実質的な検討に入ることが決定しました。

事業仕分けは、外部の専門家と、先ほど言われました省庁職員や自治体職員が徹底した論議を行い、行政マンの意識改革を促して、納得の上で歳出削減を実現するところに意義があります。

既に事業仕分けを実践している自治体がありますが、その内容は、先ほど言われました、そのサービスが必要かどうか、民間と行政、どちらが提供すべきか、行政が提供する場合、国・県・市町村のどこが効果的・効率的かなどと、順に検討して、行政の仕事として本当に必要なものを荒い直すもので、先ほど14県と言われましたが、私は9県4市が実施していると聞いてました。

この作業の結果、行政機関で引き続き行うべきとされた仕事は、県で平均6割、市で平均7割でした。不要か民間に任せの方がいいとされた仕事は、県・市ともに約1割となり、県では予算の約1割、1,000億レベルに相当する大幅な削減が見込まれています。

この事業仕分けに関して、公明党が提唱しているポイントの1つは、こうした作業で捻出された財源の一定部分を新たな事業に使えるようなルールをつくり、官僚・役人のやる気を引き出すということです。

例えば、事業仕分けを政府・与党が本格的に行えば、かなりの財源が捻出されます。その財源は、削減に応じた省庁の新たな事業や、児童手当の拡充といった少子化対策、がん対策などの国民のニーズに合った新たな事業に重点的に充てていくことができると思います。

水俣市においては、教育関係では学校図書司書の全校配置とか、児童館の拡充など、市民のニーズに合った新たな事業も検討できると思いますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

森総務企画部長。

○総務企画部長（森 近君） 牧下議員の2回目の御質問にお答えします。

1回目の御質問にお答えいたしましたとおり、事業仕分け等の手法により、行政の個々の事業について、要否や仕事のやり方を客観的に見直すことは、歳出削減を図っていく上で、有意義な作業であると認識をしております。

しかし、本市におきましては、平成 15 年・16 年度と、行財政改革大綱、財政健全化計画策定にあわせて、事務事業の徹底的な見直しを行いました。その作業の中で事業仕分けに近い作業を行い、徹底的な歳出削減を行い、その結果、一般会計当初予算ベースで平成 15 年度の 144 億円から、平成 17 年度は 126 億円と、2 年間で約 18 億円削減することができました。

しかし、過疎化、高齢化が進む中で、現在進められている国の三位一体の改革による交付税の削減は、本年度も行われる予定であります。

さらに、今年度の国勢調査の人口減に伴う交付税の減少など、本市を取り巻く財政状況は年々厳しくなっております。

事務事業の見直しにより捻出した財源を新規事業にとの御提案であります。経常収支率が 96 %、扶助費などの義務的経費が年々増加する中で、市税、交付税等収入一般財源の確保が困難な状況にあり、歳出を削減してもそれ以上歳入が削減されるということで、今年度と同じ予算が組めるのかというようなことを危惧をいたしております。

事業の優先順位や必要性を十分考慮しながら、今後、御提案ありましたようなことができれば予算査定の中で検討させていただきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 この事業仕分けによる歳出削減を強力に推進し、徹底した歳出削減と税金のむだ遣いなくして、市民のための改革に、また、財政健全化に、さらに取り組んでいただきたいことをお願いして終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、少子化対策について答弁を求めます。

江口市長

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 次に、水俣市次世代育成支援行動計画の進捗状況と保護者の意見についての対応状況についての御質問にお答えします。

まず、水俣市次世代育成支援行動計画の進捗状況についてお答えします。

この計画の中で、国が目標値の設定を義務づけております子育て支援事業について、その進捗状況を申し上げます。

初めに、それらの事業のうち、前期計画期間の 5 年間で目標を達成することになっている事業のうち、既に今年度で目標を達成している事業について申し上げますと、通常保育事業・延長保育事業として、市内の法人立保育園 11 カ所全園で実施をいたしております。

また、休日保育も 1 カ所の保育園で実施をいたしております。

子育て短期支援事業として行うショートステイ事業及びトワイライトステイ事業、いわゆる夜間等の預かり事業は、児童養護施設光明童園におきまして実施し、親の入院等緊急時の対応を図

っているところであります。

放課後児童健全育成事業であります学童クラブにつきましては、現在市内6カ所で実施しております。

その内訳は、小学校隣接地3カ所、保育所3カ所となっております。なお、一小校区の学童クラブにつきましては、現在牧ノ内の市立医療センター旧医師住宅を借りて実施しておりますが、教育委員会や第一小学校と協力して、第一小学校内の余裕教室を学童クラブ室として改修し、平成18年3月末には転居して、新しい施設で実施する予定であります。

また、乳幼児とその親が集い、交流する場としての「つどいの広場事業」や育児相談等を行う「地域子育て支援センター」は、計画策定時は、未実施でありましたが、ことし4月から開設しました「水俣市こどもセンター」で実施しているところであります。

なお、一時保育につきましては、目標の4カ所のうち、現在3カ所で実施しておりますが、21年度までに、あと1カ所ふやす予定であります。

以上の事業のつきましては、必要不可欠な子育て支援事業と考えておりますので、内容の充実を図りながら、引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、現在未実施でありますファミリーサポートセンター事業、いわゆる地域において子どもの預かり等の援助を行う事業や、病後児保育事業及び夜間保育につきましては、先進事例等の情報収集に努めており、本市で実施可能であるか慎重に検討しているところであります。

次に、保護者の意見に対する対応状況についてお答えします。

保護者からの意見は、次世代育成支援行動計画の策定のために、平成16年2月に実施しましたニーズ調査において、ゼロ歳から小学校3年生の子どもをお持ちの保護者の皆様からいただいたものであります。

御意見の中で、多かったものとして、病後児保育の実施、子育て相談窓口の設置、一小校区での学童保育の実施、子育て情報の周知、児童館の設置、ファミリーサポートセンター事業の実施でありました。

その中で、既に実施しているものとして、さわやか保育園跡を利用して、本年4月から水俣市こどもセンターを設置し、児童館事業の実施や子育て相談の窓口となっておりますし、子育て情報として、「こどもセンターだより」を毎月発行して、子育て情報の周知を図っております。

今後とも、さらなる情報の周知に努めてまいります。

学童保育につきましては、一小校区ふれあい学童クラブが設立され、昨年から実施しております。

以上のように、子育て中の保護者の皆様に御意見を実現していくために、できるところから着実に実施してきております。

次に、小児救急電話相談事業の事業内容についての御質問にお答えします。

休日や夜間における救急患者数のうち、小児患者数が占める割合が極めて高い中で、その多くは軽症の患者であり、自宅での療育や翌日昼間の受診で対応可能なケースも多いと言われております。

この背景には、核家族化や少子化の進行による家庭や地域での子育て機能の低下に伴い、子どもの状態が急変したときに、身近に相談できる人がいないことなどが指摘されています。

このような保護者の方々について、子どもの急な病気に対する不安の解消を図るとともに、地域の小児救急医療体制の補強と、夜間の医療機関の混雑緩和などを目的として、県下全域を対象に全国同一の短縮電話番号のシャープ記号に続けて 8000 のダイヤルで、夜間における小児救急に関する相談等を受け付ける熊本県小児救急電話相談事業が平成 17 年 6 月から開始されました。

ただし、携帯及びダイヤル回線電話からは、電話番号が 096-364-9999 となっています。

この事業は、厚生労働省の補助事業で、県が事業主体となり、運営を熊本県医師会に委託して実施されているものです。

具体的には、毎日夜間の午後 7 時から 11 時まで、熊本市にあります熊本市医師会立、熊本地域医療センター内に、経験豊かな看護師一人が相談員として常駐し、子どもの急な病気に関する応急の対応や処置についての助言、受診可能な医療機関の情報提供など行っています。

また、必要に応じて、小児科の医師も対応可能な体制をとっているとのことでした。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 水俣市次世代育成支援行動計画についてですが、18 年度についてはどのような取り組みをされるのか、また、保護者の意見の中から 18 年度予算にどう反映されるのかをお尋ねをいたします。

救急医療相談が熊本県で実施されており、小さいお子さんをお持ちの方には大変に朗報だと思います。知らない人がたくさんいると思いますが、まだ宣伝が足りないと思います。どのように周知されるのか。また、相談時間が午後 7 時から午後 11 時までですので、もう少し延長できるように、県に要望できないかお尋ねをいたします。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 牧下議員の 2 回目の御質問にお答えいたします。

まず、次世代育成支援行動計画に基づく 18 年度の取り組みでございますが、先ほど申し上げましたように、子育て支援事業を実施しており、その事業を維持しながら、より市民の皆様にきめ細やかな支援ができるように、内容の充実と質の向上に努めてまいりたいと考えております。

未実施事業につきましても、実施が可能かどうか、慎重に検討を重ね、市民の子育て支援を行ってまいりたいと思います。

また、保護者からの意見の中から、18 年度の予算の中にどのように反映されるのかとの質

間についてでございますが、これも先ほど申し上げましたとおり、保護者の皆様方の御意見につきましては、かなりの部分につきまして、既に実施をいたしているところでございます。

18年度予算への反映につきましては、一般会計におきましては、本年度よりさらに厳しい状況が見込まれます。

特別保育事業等の補助金の交付金化による一般財源の増大とか、障害者関連事業の新規実施など、扶助費関連予算編成が現在では不透明な状況にございます。

少子化対策は、本市の重要な施策と考えておりますので、これからも知恵を絞りながら、子育て支援の内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

それから次に、救急医療相談時間の延長について県へ要望する考えはないかというふうな御質問ですけれども、県の担当課でございます地域医療推進課にお尋ねしましたところ、事業開始の平成17年6月1日から本年10月31日までの5カ月間の相談件数は、県内で1,732件、1日当たりの平均相談件数は約11.4件でございました。

特に週末の土曜、日曜の利用割合が高くなっております。利用時間帯では、午後7時台が30.6%と最も多く、以後、時間帯を追うごとに減少し、午後10時台では18.3%となっております。

また、県下の医療機関のうちでは、熊本市内からの相談が全体の54.6%で、芦北地域は参考までに申し上げますと、0.5%の利用割合というふうになっております。

これはまだ、この制度がいまだ広く知られていないということ、それから水俣芦北地域が総合医療センターなど、救急医療施設が充実していることなども理由として考えられます。

全県域での相談内容は、病気に関する相談が約8割、また、すぐ医療機関に行くように進めたものが14.1%となっており、全体の8割以上が即時の対応を求められるものではございませんでした。

熊本県の担当者のお話では、現在の対応時間に関する苦情につきましてはございませんで、現在の対応時間により、相談需要の8割ぐらいいは対応されていると見られ、時間延長については、現在のところは考えておられませんが、今後の相談実績等により検討していくということでございました。

市民の皆様への本事業の利用についての周知につきましては、県の方から保健所や医師会を通じた広報がなされておりますが、利用状況もまだ非常に少ないようでございますので、市報とか、関係医療機関を通じて利用の促進についての周知は図ってまいりたいと思います。

また、相談時間の延長につきましては、今後の利用状況とか市民からの要望等を踏まえた上で、必要に応じて対処していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員

○**牧下恭之君** 10月に富山県立山町の次世代育成支援行動計画について勉強をしてきました。

その中で目を引いたのは、立山児童福祉基金、不妊治療費助成金、また全員協議会で渕上議員が発表されました出生奨励金は、第3子に10万円、翌年度も10万円、第4子には30万円、翌年度には20万円、平成18年3月31日申請分までとなっておりますが、少子化対策に対して、担当者の熱意を感じて帰ってきました。一つ一つを見るのではなく、総体的に少子化対策が進んでいると実感をします。

水俣市次世代育成支援行動計画も進んでおりますので、さらなる子育てしやすいまち水俣を目指して努力されることをお願いいたしまして質問を終わります。

○**議長（緒方誠也君）** 次に、合併処理浄化槽の推進について答弁を求めます。

桑畑産業建設部次長。

（産業建設部次長 桑畑達美君登壇）

○**産業建設部次長（桑畑達美君）** 次に、合併処理浄化槽の推進についての御質問で、合併処理浄化槽の事業費については、浄化槽には1カ所ごとに污水处理の工程が完結するという特徴があることから、設置条件によっては、議員御指摘のとおり、公共下水道よりも1世帯当たりの建設及び污水处理コストが安価である場合がございます。

しかし、人口密集地域においては、合併処理浄化槽よりも公共下水道の方が集中的に建設、污水处理が行えることから、より効果的であると言えます。

そこで、本市では両者それぞれの長所を考慮して、公共下水道の整備区域と合併処理浄化槽等の整備区域とを区分し、人口推移も考慮しながら、将来の污水处理のあり方を検討しているところであります。

次に、市町村設置型の合併処理浄化槽の整備事業についてであります。この事業は、市町村が事業主体となって各個人の住宅等への合併処理浄化槽を設置するもので、各個人は公共下水道と同じように、市町村へ合併処理浄化槽の分担金や使用料を支払って、それを主な財源に市町村が合併処理浄化槽の保守・点検及び法定検査などの維持管理までを行うものです。

これに対して、現在本市において行っている合併処理浄化槽設置整備事業は、個人設置型と言われるもので、各個人が住宅等へ合併処理浄化槽設置する際に、市が補助金を交付するものです。5人槽の場合、35万4,000円を補助金として、市から設置者へ交付していますので、個人の負担は標準的なケースで55万円程度となります。

なお、浄化槽設置後の維持管理は個人の責任において行うことになります。

お尋ねの市町村設置型の事業でこれを行った場合、5人槽の浄化槽では、当初の個人の分担金は7万円から8万円程度で済みますので、個人設置型の場合よりも少ない負担で設置できるという長所があります。

ただし、個人の設置費用が少ない分、市町村が負担する費用が多くなるという側面がございます。したがって、本市が市町村設置型の合併処理浄化槽整備を進める場合には、財政的な負担を考慮する必要があります。

県内の市町村では、平成 17 年 4 月 1 日現在で芦北町や菊池市外 13 市町村でこのような市町村設置型の合併処理浄化槽を整備しています。

次に、污水处理施設の整備計画についてお答えします。

まず、今後の污水处理施設整備の総コストと整備期間についてお答えします。

下水道事業の整備期間につきましては、最終目標年度を平成 32 年までとし、平成 18 年度から事業費として約 72 億円、合併処理浄化槽整備事業につきましては、同じく平成 27 年までとし、5 人槽及び 7 人槽をほぼ同数で 2,463 基設置する予定で、事業費として約 9 億 4,000 万円、両方を合わせまして、総事業費は約 84 億 4,000 万円を見込んでおります。

次に、このまま整備を行った場合の 1 世帯当たりの事業費と処理施設供用後の使用料の見込みについてお答えします。

まず、1 世帯当たりの事業費につきましては、下水道事業が概算として約 55 万円から 95 万円、浄化槽整備事業が約 70 万円から 110 万円でございます。

衛生器具費の便器や浴槽及び手洗い等がございますが、これは個人差がございますので、その金額をそれぞれに加えていただいた金額が 1 世帯当たりの事業費ということになります。

また、1 世帯当たりの使用料につきましては、水俣市の標準世帯を 2.4 人として、下水道使用料が年間 7 万円程度、浄化槽維持管理業者にお尋ねしましたところ、浄化槽の維持費が毎月点検 2,520 円、年 1 回の清掃費が 5 人槽で年間 1 万 7,535 円、7 人槽で年間 4 万 320 円、年 1 回の法定検査 3,800 円、その他、電気代や消耗品の交換費用等の合計で、年間約 6 万 5,000 円から 8 万円程度となると聞いております。

ただし、下水道使用料は、平成 32 年度の見込みで、その間、1 回の料金改定を見込んだ金額となっており、浄化槽は現在の点検費で個人型合併処理浄化槽の設置工事の申請から検査等の市職員の人件費は見込んでおりません。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 市町村設置合併処理浄化槽整備事業は、個人の負担も軽く、迅速に整備できるメリットがあります。環境面、経費、効率的な污水处理という意味から、市町村設置型の合併浄化槽の整備を推進すべきではないかと思います。

その事業の導入に関し、調査・検討をすべきだと考えますが、いかがかお尋ねいたします。

秋田県では、県の污水处理構想を見直すことによって、污水处理の財政負担を、今後 9,000 億円かかる計画を 1,000 億円効率化し、大きく減らしました。

計画当初の将来人口や整備費用は現状を踏まえれば、計画策定時とは異なっていると思います。きちんと現状を踏まえて見直しを行うべきではないかと思いますが、いかがお考えがいかお尋ねいたします。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

桑畑産業建設部次長。

○産業建設部次長（桑畑達美君） 市町村設置型の長所としましては、浄化槽の設置費用の個人負担額が個人設置型の場合と比較して6分の1程度に大きく軽減されること、浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査の受検等を市町村が行うため、常に基準値内放流水質が保たれ、浄化槽の信頼性が向上することが挙げられます。

逆に短所としましては、個人の初期負担が少ない反面、市町村の財政的な負担が大きいことが挙げられます。国や県の補助金もありますが、補助基準額や割当基数には限度があり、5人槽で1基90万円程度必要な工事費用を市町村が当初すべて負担する必要がございます。

また、市町村が発注して設置するため、当初に合併処理浄化槽設置の希望調査、年度計画の策定、工事設計・入札、竣工検査、土地占有に係る契約等を行う必要があること、設置後も保守・点検業務、法定検査費用の発生、個人から使用料の収納業務、場合によっては未収納金の回収業務が必要となり、これらについて新たな人員配置が必要になることも短所として挙げられます。

したがって、個人設置型の合併処理浄化槽の整備を推進する方が、市の財政にとっては負担が少ないと考えられます。

また、水俣市が推進してきました個人設置型の合併処理浄化槽設置整備事業では、平成27年度までに3,600基を設置することを目標に、平成元年から平成16年度まで1,017基を整備したところでございますけれども、仮に途中で市町村設置型を導入した場合、これまで個人設置型で整備した個人の合併処理浄化槽を市へ寄附、採納などの形で市有化できるのか、あるいは個人設置型と市町村設置型との併用を行うのかという問題も生じてまいります。

なお、処理水の水質につきましては、平成16年度の平均値で、本市下水道ではBOD値が平均1リットル当たり6.7ミリグラム、合併処理浄化槽では熊本県浄化槽協会調査で平均1リットル当たり15.5ミリグラムになっており、環境面から考えた場合は、公共下水道の方が優位であると言えます。

以上のことから、コストを考慮することを前提に、できるだけ公共下水道を普及させ、あわせて個人設置型の合併処理浄化槽を整備することが、環境面からも、効率的な污水处理という面からも、市の財政的な面からも妥当であると考えておるものでございます。

次に、議員御指摘のとおり、計画当初からすると人口が著しく減少しており、昭和50年度の

当初認可全体計画人口 5 万 1,100 人から供用を開始した平成 3 年度末には 3 万 7,000 人に、平成 14 年度の認可変更では 2 万 2,700 人に、処理区域面積を 624 ヘクタールから 695 ヘクタールへ、最終完成年度、平成 22 年度から平成 32 年度とそれぞれ変更をいたしております。

平成 14 年度の第 7 期認可変更では、下水道整備を現況に合うように再検討を行い、事業規模も適正なものとし、肥料工場であるアール・ビー・エスの約 1 ヘクタール及び産業団地の 20 ヘクタールを処理区域に加え 384 ヘクタールとしました。ところが三位一体の改革により、下水道事業の国庫補助金は削減される方向で、一方、合併処理浄化槽整備事業の交付金は増額へ移行していく状況でございます。

御質問の見直しにつきましては、平成 16 年 3 月の水俣市財政健全化計画に従い、平成 16 年度から下水道への接続希望者が多い地区、いわゆる投資効果の高い地区から整備していく方針でございます。

また、事業費につきましても、財政事情を踏まえ、見直しを行っているところです。

また、全体計画につきましても、平成 19 年度の次期認可変更時に見直しを行い、浄化センターの増設と認可区域の拡張について、合併処理浄化槽整備事業との適正なすみ分けを考慮しながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 汚水処理は地域の特性の応じて、最も適切な方法を選択すべきであると思います。

また、個々の家庭に市町村が合併処理浄化槽を整備し、維持管理を行う市町村設置型の合併処理浄化槽の事業の推進も図られています。

この事業の活用も含めて、生活排水処理計画を見直し、合併処理浄化槽を整備することによって、最も効率的かつ早期に整備ができる計画等を変更すべきではないかと思います。いかがお考えか、最後に質問して終わります。

○議長（緒方誠也君） 桑畑産業建設部次長。

○産業建設部次長（桑畑達美君） さきにもお答えしましたように、市町村設置型は、個人設置型に比べて個人の負担は大幅に減少しますが、市の負担として保守点検の委託費の問題、また、専従者の増員の問題で、かなりの負担増が見込まれますので、現状の財政事情では導入は困難であると思われます。

今後の課題といたしましては、個人設置型と下水道との適正なすみ分けを検討し、事業の適正な執行に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時39分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本寿子議員に許します。

（藤本寿子君登壇）

○藤本寿子君 こんにちは。大きな声でまいりたいと思います。

いのち・みらい・みなまたの藤本寿子です。

12月8日は、太平洋戦争が開戦された日です、何があっても二度と戦争を起こしてはならない、戦争に巻き込まれてはならないと思うのは、多くの国民の願いだと思います。そのような中、国会では憲法改正に向け着々と準備が進められています。現憲法がアメリカの押しつけ憲法であるという主張のもと、また、自衛隊が海外で武器を使えるようにすることで、国際的な位置を確保することが目的のようですが、他国の紛争や戦争の解決を担うことで、国民の命を犠牲にし、また、国内でのテロなどを誘因することが、私たち日本国民が選択する最もよい方法と言えるのでしょうか。私は強く疑念を持っております。

日本の選ぶ道は、アメリカ主導のイラクに見るような大義なき戦争に介入しないことであり、アジアの中で平和を模索する起点となるような国を目指すべきだと思っています。

世界の、アジアの輝く星のような存在となることではないでしょうか。そのことでしか子どもたちに次の日本を手渡していける確かなものはないと私は確信しています。

そして、何より原爆投下により地獄を見た広島、長崎の人たちの霊を慰めることはできません。日本人によるアジアの人々への心からの犠牲の陳謝とはならないと考えています。

さて、前置きが長くなりましたけれども、私は水俣市にとって、現在の産業廃棄物問題は、まさに原爆投下の前のような状況だと思っています。やっと、やっと再生へ向け歩き始めた水俣の息の根をとめることだと思っています。

市民は、小さな幸せを願っています。私たちは水俣市民の思いをしっかりと受けとめて、子や孫が水俣に安心して誇りをもって住み続けることができるように、そのことを願って質問に入りたいと思います。

大きな一番です。がらっと変わらしてあれですけれども、水俣市の雇用問題についてお尋ねします。

先日、テレビ報道を何げなく見ていたんですけれども、水俣市の有効求人倍率は県下で一番低いというような報道がちょうどテレビの方に出ていまして、あっと思いまして、まだまだ改善さ

れてないんだなというのを強く思いました。もちろん、私が議員になるときも、たくさんの有権者の方々から、水俣市の雇用問題を解決してほしい、子どもたちや孫がもっと働けるところがほしいということを一番多くの方から聞いていましたので、この問題についてはしっかりと受けとめて取り組んでいかなければいけないと思います。

それで 2005 年 10 月の失業率ですけれども、これは全国の失業率です。雇用者の動向を厚生労働省が公表していますけれども、完全失業者数は前年同月比、昨年の同月比と比べ 7 万人減少しています。304 万人です。2 年 5 カ月連続で減少しています。本当にこれはうれしいことです。また、厚生労働省が公表した有効求人倍率、これは季節調整値というものですけれども、0.98 倍、前月より 0.01 ポイント上昇しています。

厚生省は、雇用情勢は改善しており、完全失業者率の推移を一定期間注視する必要があるとしています。

そして、熊本県の場合ですけれども、熊本県の場合は、県内の求人倍率は 0.80 倍ということです。熊本労働局が 10 月 29 日公表したものですけれども、これは、直接お電話をして聞いたんですけれども、大分改善されてきたということでした。1992 年 10 月レベルとなったということです。県内の求人を業種別に見ると、運輸が 57.9 %、卸売、小売が 47 %、飲食、宿泊が 28.3 %、建設業が 26.6 %、医療、福祉が 19.3 %、サービス業が 18 %、製造が 9.2 %と、主要産業のすべてに 3 カ月連続で前年同月よりアップしています。

そして、水俣の場合ですけれども、水俣もやや改善されています。有効求人倍率は、平成 14 年 0.26 倍ぐらいでした。これは、どん底のころだと思いましたが、やや改善され、15 年が 0.31 倍、それから 16 年が 0.31、17 年が 0.35 まで上がってきています。ハローワークの所長さんに先日お話を聞きましたけれども、0.36 ぐらいまで今上がっているということでした。

しかしながら、熊本県の中でも球磨郡、天草などとともに、最下位ということであり、現実のところとしては、本当に福岡や、それから関西の方向にやはり人口流出をとめることはできないという状況ではないかなというふうに懸念しております。

そこで、1 番に質問、先日も熊本労働局の発表ですけれども、水俣市は有効求人倍率が一番低いという結果が出ておりましたが、このことについての市長の見解をお尋ねします。

2、水俣市の行財政改革による施策が市民の雇用を不安定にしている要因の一つとも考えられますが、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

3 番に、女性の雇用アップについての施策を考えておられればお尋ねします。

4 番目に、水俣市の雇用を改善するため、企業誘致だけでなく、立案されておられることがあればお尋ねしたいと思います。

これが大きな質問の一番です。

次に2番です。11月5日に新聞紙上でごらんになったかと思いますが、東京の方で、「水俣に産廃、とんでもない」という東京のつどいがあり参加いたしました。その中で、このつどいには、新潟から、石川県、本当に全国の方々が集まってくださいました。そして、たくさんの御意見を伺い、また、集会の最後には、この決議をもって全国に「水俣に産廃！とんでもない」という署名を集めようということで、今、北海道の方でも集めている方がおられます。そんな中ですが、その集会の中で、ある方の発言が大変印象的に私の中に残りました。それは、世田谷の人だったと思いますが、私のところで、私の地域で住民の生活を脅かすようになるかもしれない、ある問題が起こったんだそうです。そのとき、うちの市長は、今の水俣の市長さんのように、中立と言ってたんですが、最後は完全に企業サイドでしたよ。住民は、やり場のない思いでしたということを聞いて、大変私は暗い気持ちになりました。そして、議会で作りました廃棄物最終処分場問題特別委員会では、弁護士の馬奈木先生をお呼びし、幾つかの質問をしています。その一つに、市長の立場ということで質問をしています。

先生、市長の中立という立場についてのお考えはいかがですかというふうに聞きました中に、先生はこういうふうに言われました。中立というのは間違いだと思っております。それは、一体何なのかといいますと、市や町が言えることは、住民の立場に立ちますよということだと言われました。多分ここでの住民の立場というのは、どんな安全だと業者が言っても、私たち市民は、産廃は要りませんと言っているんだと思います。自治体は、住民の立場に立つ以外にないんです。それ以外にほかの立場があるはずがない。大切な問題は、市として住民の立場に立つのが何であるかを正しく見きわめること。この廃棄物処分場は危ないのか、危なくないのか、それを見きわめる仕事は、自治体がやらなければならない。つまり、中立という立場では、前に一步も進まないんだということを詳しく意見されたとは私はとらえています。

昨年、何度も市長に対しましては、反対するべきだという意見を申し上げてまいりましたが、もう気持ちは変わらないのだと思いますので、改めてこのことは申し上げません。しかし、この問題では、市議会の一員として、大変納得のいかないことをたくさん私は感じておりますので、そのことについて質問をさせてもらいたいと思います。

質問の1、予定地買い上げについて、議会がまともに議論してくれないと、特報版の中で市長は述べておられますけれども、その根拠についてお尋ねをしたいと思います。

2、熊本県や他の自治体では、県外から持ち込まれるごみについての対策を文書にされ、具体的に指導しているようですが、要綱なり申し合わせ事項つくるべきだと思いますけれども、どのような見解をお持ちかお尋ねします。

このことについて、少し補足しますが、私が他県のごみについて、熊本県の方では何かそういう要綱なり文書なりをつくっておられますかというふうに質問をいたしました、7月の特

別委員会の中ですけれども。そのときに県から出してもらいました書類の中に、このような1枚のペーパーがありまして、その中で、県はこんなふうに対策をとっているというのをまとめています。

他県からのごみの搬入については、法律の規定がないため、県が法的な措置をとることはできない状況にあるが、県外からの過剰な受け入れを放置することは、現在、全県的に施設設置が困難になりつつある傾向もあり、また、地元貢献する処理施設であるという意識を壊すおそれがあるため、なかなか理解しにくいような文章ですけれども、地元貢献する処理施設であるという意識を壊すおそれがあるため、問題が多いと認識している。このため県外産業廃棄物の搬入については、熊本県産業廃棄物指導要綱に基づく事前協議を指導しており、県外廃棄物の過度の搬入がないよう、また適正な処理が行われるよう、搬入内容の審査を行っている。また、一般廃棄物についても、産業廃棄物指導要綱第14条に準じて、搬出もとの市町村に対して事前協議を指導しているというような一文がございます。これについての要綱は、もっと詳しくて、もちろん手元に持っておりますけれども、大体の指針としてはこういったことを県は持っています。

そこで水俣市の方では、このように県外のごみについての一定の考え方を持つように、そのような文書なり、要綱をつくられないかということをお尋ねしたいと思います。

質問の3番目に、処分場の搬入道路について、業者の方から資料の請求があったのかをお尋ねします。

というのは、市民が農道道路だとか、いろんなところがたくさんございますけれども、あれはひょっとして処分場のためではないんですかとよく私に質問をされますので、搬入道路について、業者の方から資料の請求があったのかお尋ねしたいと思います。

質問の4番です。産廃処分場問題だけでなく、水道水の水源を守るため水道水源保護条例をつくる必要があると思いますが、どのような見解をお持ちがお尋ねします。

再三にわたって大変恐縮ですけれども、答弁をよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 藤本議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、水俣市の雇用問題については産業建設部次長から、長崎・木臼野に建設予定の産業廃棄物処分場については私から、それぞれお答えさせていただきます。

○議長（緒方誠也君） 水俣市の雇用問題について答弁を求めます。

桑畑産業建設部次長。

(産業建設部次長 桑畑達美君登壇)

○産業建設部次長(桑畑達美君) 水俣市の雇用問題についての御質問に順次お答えします。

まず、有効求人倍率に対する見解について、議員御指摘の数値は、ハローワーク水俣が所管する水俣市、津奈木町及び芦北町の1市2町における数値であり、水俣・芦北地域の雇用の情勢を示す1つの指標でございます。

しかし、本市のみの状況で考えますと、ここ数年で多くの企業誘致を行い、さらに進出企業に対し、極力市内在住者を採用していただくようお願いしてまいりましたので、ハローワークの数値がすべてあてはまるものではないと考えております。

また、以前から低水準であった有効求人倍率自体も、徐々に増加しているなど、本市の現在の雇用情勢はよい状況に向かっているものと推察しております。

なお、有効求人倍率が低位である理由として、水俣市、津奈木町、芦北町の地域が他の地域に比べ事業所数そのものが少ないということ、地場大手であるIT産業の人員整理の影響が大きく、他の新規雇用と相殺されていることなどさまざまな要因があつての結果ではないかと考えておりますが、今後とも引き続き雇用の拡大に向けて努力してまいりたいと思います。

次に、行財政改革による施策が市民の雇用を不安定にしている要因の1つであると考えられるが、このことに対する市長の見解はとの御質問についてお答えいたします。

本市では、効率的な行財政運営の推進及び市民サービスの向上を図るために、これまで平成7年、平成12年、平成16年の3度にわたり、行財政改革大綱を策定して、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、定員管理及び職員給与の適正化、財政の健全化、公営企業の健全化の5つの視点から、行財政改革に集中的に取り組んでまいりました。

また、平成16年3月には水俣市財政健全化計画を策定し、財政健全化へのさらなる取り組みを進めております。

今後、三位一体の改革に伴い、地方交付税の削減、国庫支出金の削減、それに伴う税源移譲などが行われた場合、自主財源に乏しく、地方交付税、国庫支出金に依存することの多い本市は、これまでの予算システムの見直しだけでなく、費用対効果、採算性、受益者負担などの考え方を徹底し、行財政運営をスリムにし、かつ行政ニーズに柔軟に対応できる体制への転換が図らなければなりません。

そのため、従来の枠組みにとらわれず、限られた予算、人材などの経営資源を有効に活用できる新たな枠組みを構築するためにも、行財政改革の推進は避けて通ることのできない課題であると認識いたしております。

地方分権や規制緩和の流れの中、これらの地方自治体には主体性のある自己決定と自己責任に基づく行財政運営が求められています。

限られた経営資源を有効に活用し、市勢の発展に継続的に取り組んでいくことは、我々に課された使命であり、行財政改革によって削減される人件費、事務費等については、これらを投資的事業に振り向けることによって、民間事業所などの活性化、ひいては市民の雇用の安定にもつながり、改革の究極の目的である住民の福祉の向上にも資するものであると考えております。

今後とも、行財政改革の推進に御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、女性の雇用率アップについての施策を考えておられるかの御質問にお答えします。

本市では、独自の雇用環境等についての調査は行っておらず、女性を取り巻く雇用実態の把握はできておりませんが、景気の低迷による雇用環境の悪化は、男女の性別に関係なく影響を受けている状況であるようです。

さて、女性の働き方について、国のデータを見ますと、20歳代から40歳代までの年齢層で結婚、出産、子育て期に低下するとした、いわゆるM字カーブを示しております。これに対し、男性はほとんど影響なく就業できています。このことは、女性には持続した就業希望があるとしても、結婚、出産、子育て、さらには介護の問題も含めて、多くの場合、女性のみが就業との選択を余儀なくされていることが伺えます。

また、その後、職業復帰を果たそうとしても、なかなか正社員としては採用がなされず、パートタイム労働者、あるいはアルバイト的にしか雇用の場が確保できない現状があります。

就業については、生活の基盤をなすものであり、また、働くことによって得られる達成感は男性も女性の変わりません。

男女共同参画社会の実現は、性別にかかわらず、働きたい人が能力を発揮していくことのできる社会づくりであります。

特に、本市のように、過疎化や高齢化が著しい地域にあっては、男性、女性に限らず多彩な人材の確保が急務であり、女性が元気に活躍できる活力のあるまちづくりを進めていく必要があります。

そこで、本市では、今年3月、水俣市男女共同参画推進計画を策定し、基本方針の1つに、男女とともに支える環境づくりを掲げ、仕事と家庭の両立支援、雇用の場での男女平等・共同参画の推進、さらに、女性の活力を地域に生かす環境づくりの支援等を中心に施策を推進することになりました。

女性の雇用問題については、雇用の場の確保はもとより、家庭、地域社会、事業所等での理解や支援を含めた意識の変革が必要であると思われますことから、今後は、仕事と家庭の両立促進のための意識啓発や雇用環境の現状を把握するための事業所等を対象にした実態調査の実施、さらには、就業のための能力開発、キャリアアップ等の人材育成事業を検討してまいりたいと考えております。

ところで、女性自信も雇用の場を求めるだけでなく、就業意識のもとに、企画、経営にも携わり、みずから起業化するなど、雇用の場をつくり出していくことなど、女性みずからのチャレンジ精神を持った生き方が、これからの女性の新しい生き方のモデルの1つになると思われます。

そのため、国や県において関連情報の提供やネットワーク化など、チャレンジ支援策が打ち出されておりますが、これらを有効に活用し、社会参加を果たしていただくことが、ひいては女性の雇用率のアップにもつながるのではないかと期待するものであります。

次に、雇用状況改善に向けた取り組みについてお答えします。

間伐材等を原料とするボード製造工場の誘致につきましては、前回の定例会で御説明したとおり、おおむね100名の雇用が期待されるものであり、現在着々と準備を進めているところでございますが、その他にも新規雇用につながっていくものとして、地場企業の支援及び新事業創出に向けた取り組みを行っております。

1つは、地元で頑張っておられる事業所に活力と地力を取り戻していただくきっかけとしての新技術開発、ものづくりの支援制度であります。

また、みなまた環境テクノセンターや九州経済産業局との連携で行う個別事業所への要望調査や新事業創出への可能性調査事業、ビジネスマッチングの場の創出に向けたコーディネート事業、熊本県の支援を受け、観光をキーワードとしたコミュニティビジネスの創出と雇用機会の増大など、地域での雇用を増大していく雇用創造トライアル事業を進めております。

さらに、厚生労働省管轄の地域雇用支援事業についても、積極的に活用してまいりたいと考えており、地場企業や関係団体との検討を行っているところでございます。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 答弁をいただきました。それぞれのところで、いろいろと御努力をいただいているということで、日ごろ幾つかのことでお聞きしたり、また男女共同参画の方でもお話を今後のこととかも聞いておりましたので、大体の模様はわかっているつもりでございましたけれども、現実問題として、やっぱり有効求人倍率ということになると厳しいのだなというのをやっぱりしっかり受けとめなきゃいけないなというふうに私自身も思っているものですから、今回、また質問にさせてもらったというところがございます。

それで、少し行財政改革ということの中身ですけれども、財政をスリム化していくということが、いま一番私どもにとっては大きな課題となっているわけなんですけれども、例えば、私たちが視察に参りました埼玉県志木市というのは、組織的に、行財政改革をどんなふうに進めたいのかということで、私がきょうちょっと質問の真ん中どこかに置きたかったことは、市民のニーズを吸い上げて、それを雇用にできないかという思いがあるものですから、本当に市民の思いを聞いていく組織づくりというのは、どういうふうにすればいいのかということで、ちょっと参考

になりましたことがありましたので、お話をしたいと思うんですが、その埼玉県の志木市では、地方自治開放特区という中で、大変示唆的なことをこういろいろされているんですけども、ここでは、現在の憲法下の中でも、いわゆる委員会制のようなもので、公選による数人の議員と、それから執行部の人たちとの双方を統合する委員会を構成して、その委員会の代表をもって、シティーマネージャーということで、要するにまちをマネージングしていくということなんですけれども、そういったことを試みられているということで、その議会の場合、立法権があるのかということがあるわけなんですけれども、非常におもしろいなと思いましたのは、例えば、私どもがこの議会の中で質問をしましても、ただ投げかけるだけで、その後責任をほとんど負わないんですよ。執行部の方たちが、御努力をなさるということになっていると思うんですけれども、やはり、本当に行財政改革の中身を考えていくということになれば、組織的に本当にかみ合ってまちのことを考えていくような、そういった組織づくりというの必要なのではないかなというふうに思いました。これはちょっと質問にできるのどうかわかりませんが、そういった観点で、もし市長の方でお考えがあれば、お聞かせ願いたいということが、2番目の質問です。

それと有効求人倍率の点なんですけれども、いろいろと津奈木の方まで入ってますよとかいうことで、そういった観点は、私もちょっと理解していなかったなというのはありましたけれども、それにしましても、行財政改革を進めているまち、いろんなところで有効求人倍率というのはどれぐらいあるのかなというのをお聞きしましたら、志木市の場合ですと、県下でも低い方なんですけれども、0.70あるそうです。それでももちろん市財政を思い切ってスリム化して、日本でもトップクラスだと思うんですけれども、どんどん行財政改革をなさっているんですけれども、その中で、市民が働いている、執行部の人たちも働いていらっしゃるわけなんですけれども、そこで合理化されていった人たちの受け皿ということを考えるときに、他の産業で受け皿があるわけですね。行財政改革をしている有名なまちというところは、まだ他産業がそれを吸い取るということが出来るわけなんですけれども、水俣の場合ですと、とても私が懸念していますのは、その雇用の土台がないところに、こういうふうに行財政改革をしたときに、かなりその合理化に遭った人たちに対する対策というのが必要なんじゃないのかなということを前々から思っておりまして、そのところで具体的に対策をもし立てておられるというようなことがありましたら、お聞かせ願えないかと思います。

それを2つ質問をさせていただきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

○市長（江口隆一君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

今、埼玉の志木市がシティーマネージャーという制度を使っていろんなことをやっているとい

うことで、非常に私どもにとっては、新しい試みでありまして、御指摘いただきまして、またちょっと勉強させていただきたいというふうに思っております。

ただ、あんまりこうそういうのをふやしますと、当然いろんな経費もかかってまいりますので、今、こうやって市議会の皆様方とかありますので、そこをうまく活用して、市民の情報を吸い上げたいというふうに考えております。

それと水俣市は、行財政改革をやる前に、私が市長になりましてから、市民の方々に行財政改革推進委員会というのをつくりまして、もう市役所の資料等も堂々と見せるから、きちっといろんなことを言っていただけないかということで、相当な意見が出ております。その意見で強かった部分について、忠実に改革をやってきたということでございまして、そういう面では、市民の意見を吸い上げるという点では、余り変わってないんじゃないだろうかと。

参考に申し上げさせていただきますと、北海道に有名なニセコ町というのがあるんですけども、そこを参考にして、この行財政改革の推進委員会というものをつくらせていただきました。

それと、あと有効求人倍率の件ですけれども、確かにこの水俣は低いなということで、私も改めてびっくりしたんですけども、今、議員がおっしゃったように、津奈木、芦北地域を含めたところでの有効求人倍率ということで、水俣の方はもう少し高いものになるのではないかなというふうに考えております。

ただ、議員がおっしゃいますように、何ととっても市民の高い関心事というのは、働く場がないということでございますので、今後も鋭意努力してまいりたいと思いますし、また、近日中には、先ほど産業建設部次長が申し上げましたとおり、木質系リサイクルの工場の進出協定も結ぶことになっておりまして、水俣にとってはまた朗報ではないかなというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 森総務企画部長。

○総務企画部長（森 近君） 行財政改革をやった場合の受け皿という話がありましたけれども、なかなか議員おっしゃるように、ほかの産業で受け皿として成り立ってないのかなと思います。埼玉と水俣の違いもあると思います。そういった中で、市としましては、今後、行財政改革する中で、行政でやっていた部分を民間に出す部分を受け皿としては、指定管理者制度、そういったものを活用しながら、民間の方で受け皿として求人を確保していくといったようなことも含めて考えていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 指定管理者制度のことがたまたま出ましたので、指定管理者制度の方に移行していくかなと思われるところで、グリーンスポーツがありまして、現実的には昨年何とか三百何万ですか、事業費をつけていただいて、存続しただけでもありがたいところがあるんですけども、ただ現実面は、従事してる責任の方が1人おられるんですけども、ほとんどそのやっぱり

施設費の方にかかって、私もボランティアにいきましたけれども、ボランティアはボランティアでいて、やってる人もボランティアというような感じ、ほとんどボランティアみたいな感じになっているところがある、責任の人がですね。感じがあって、指定管理者制度になって民活ということで活発になっていけばいいんですけども、これもかなり懸念の材料なのかなというのがありまして、そこまで市民の方もこうエネルギーがあるだろうかというのが、今ちょっと私も疑問に思っているところがあるんですね。となると、やはり本当に雇用の基盤みたいなことで言うと、まあ指定管理者制度はちょっと置いて、きちっとしたものをやっぱり水俣市はつくっていかなくちゃいけないのかなということで、ちょっと私の提案といいますか、要望でもないんですけども、幾つかその雇用をふやすためという本を読んだんですけども、その中にああおもしろいなと思ったのは、やっぱり長野県の田中知事なんかは、要するにその建設関係の仕事を生活密着型に持って行って、かなり雇用を増やしているというのを聞いたり、それから例えば宮崎県の綾町でしたら、もう本当に自然を残す。自然を残しているところで、全国から人が集まってきて、有機野菜とかして、もうそれだけなんですね。はっきり言って。それといい人がいて、いいものをつくっているというのがあるんだと思うんですけど、そういったあり方もありますし、それともう一つは、市民の、さっき言いましたけれども、ニーズがありますよね。例えば医療関係だとか、それから福祉とか、そういったところで雇用を増やしていくような産業を生み出していくということで、かなり成功している事例があるようです。

水俣市も大変高齢化が進んでいますので、その辺のところでの事業というのも、こうちょっときちっと考えてみるのもいいのかもしれないなというふうに私としては思いました。

ちょっと例では近くに本渡市というところがありますけれども、九州で一番住みやすい町ということで、福祉施設が人口規模よりも大きくて、私よりずっと御存じだと思うんですけど、そのことで直接的な雇用を確保しているだけではなく、施設の食材とかなんかも地産地消に変えられて、農業面でもこう経済効果も上がっているということで、まあどれくらいの経済効果が上がっているのかということも、その本にはずっと書いてございましたけれども、やはりいろんな市のやり方というのがあると思うんですけども、私がきょう申し上げたかったのは、やはり市民がどんなことで困ってて、一番困っているところから産業を生み出していくということの考え方、それも1つ必要なんじゃないかなというふうに思いましたので、これは意見といいますか、要望ということで終わらせていただきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、長崎・木臼野に建設予定の産業廃棄物処分場について答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 次に、長崎・木臼野に建設予定の産業廃棄物処分場についてお答えをさせ

ていただきます。

まずその前に、先ほど藤本議員の方から馬奈木弁護士が発言についてお話がございまして、ちょっと私も今手元にございますので、これを関連してお話をさせていただきたいと思いますが、馬奈木弁護士が中立は間違いだというふうに思っておりますという発言がございまして、その前に、これは馬奈木弁護士のことなんですけども、町の顧問として端的に申し上げますと、じゃ町長に鉢巻きを占めて反対運動の先頭に立ちなさいということは、私は顧問としては絶対に申し上げません。そんなことは言えるわけがないということを申し上げていच्छいます。その後で、中立というのはおかしいと。しかし、なぜ中立というのはおかしいかというのが、また続きますけれども、この廃棄物処分場が危ないか、危なくないか、安全なのか、安全ではないのか、それを見きわめる仕事は町、あるいは市が自治体として市町村としてやらなければならないということで、この見きわめをした後での中立はおかしいというふうな、私は言い方ではなかったかというふうに思っております。

で、私の場合も、現在のところ中立ではございますが、危険と感じた場合、また業者に対して、情報提供がいただけなかったりといった場合には、毅然とした態度で反対をしていきたいというふうに申し上げておりますので、どうか誤解のないようにお願いを申し上げたいと思います。

それでは、まず予定地の買い上げについて、議会がまともに議論してくれないと市長は述べているが、その根拠はという御質問にお答えをさせていただきます。

昨年9月、全員協議会で議員の皆様に買い上げ案をお話させていただきましたけれども、その後、私のもとには、議会としての具体的な提案等はあっておりません。

中には、買い上げ価格の提示もないのに協議はできないという御意見もありましたが、価格を提示するためには、当然事業者との価格の交渉が必要ともなりますので、その交渉を始めてもいいかを議会の皆様方に打診したものであります。

これまで重要な案件については、議会に議案として出す前に事前に相談し、さまざまな御意見を伺ってきたところでございますが、なぜこの件に関しては議会で協議していただけなかったのか、不思議に思っております。

買う買わない、また、買うとすれば当然その財源についても議会に御相談しなければならないことなので、その後も機会あるごとに議員の皆様方に申し上げてまいりましたが、これまで何の返答もあっておりません。

次に、熊本県は、県外から持ち込まれるごみについての対策を文書にし、具体的に指導しているようだが、水俣市も要綱なり、申し合わせ事項などをつくるべきだと思うが、どのような見解を持っているかについてお答えします。

今後、もし法令の基準を満たし、県が許可を出して、仮に事業者の最終処分場が計画どおり建

設されるということになれば、議員がおっしゃる県外からの持ち込みごみについてだけではなく、自然環境や地域住民の生活環境の保全など、当然、高いレベルの環境保全協定などが必要になってくるといふふうに思っております。

次に、処分場の搬入道路について業者の方から資料請求などがあったかという御質問ですが、そのようなことは一切ございません。

次に、水道水源保護条例制定の必要性に対する見解についてお答えします。

これまで、平成17年第2回、第3回、第5回定例会の一般質問においてもお答えしており、水道水源保護条例等を制定している自治体と本市とでは、上水道の水源の種類や給水規模等は大きく異なっております。

また、昨年12月には三重県紀伊長島町が産業廃棄物処理施設を水道水源保護条例に基づき規制対象事業場と認定した処分は違法であるとする最高裁の新たな判例が示されたところであります。

この判例の要旨は、条例においては、事前協議をして慎重に判断するとしているにもかかわらず、業者に対して事前協議の場で行政として適切な指導をするなど、業者への配慮義務を果たさず、規制対象とし、施設自体を事実上設置不可能な状態に陥らせるのは、業者の地位を不当に害するものであり、本件処分は違法となるというものでした。

さらに平成17年10月13日には産業廃棄物問題に精通され、さまざまな地域の中で、産業廃棄物問題に取り組んでおられる馬奈木昭雄弁護士を招いて、市議会廃棄物最終処分場問題特別委員会が開催されました。その中で、馬奈木弁護士が、こういう施設をつくらせないという条件をつくることのできるのか、私はできないと思っております。それは憲法違反だと思っています。そんな条例ができるわけじゃないかと私は思っていますと答えていらっしゃいます。

このようなことから、本市において産業廃棄物処分場等の特定施設の建設阻止や事業者に対する一定の規制を目的とした水道水源保全条例を制定することは、本市水道事業上の運営上、極めて大きい影響が予想されるとともに、効力がない条例はつくること自体が意味のないものでございますので、制定することは考えておりません。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 答弁をいただきましたので、順次、第2の質問に入りたいと思いますけれども、まず、質問の1番の、買い上げについて議会がまともに議論してくれないと市長述べておられますが、その根拠についてということでお尋ねをいたしました。

結局のところは買い上げについては、まともに議会がそれを受けとめて議論をしなかったといふふうに御答弁をされたんだろと思いますが、例えば、昨年9月に全員協議会に出されました給食センター整備案というのがございましたよね。そのときに出了たものには、ペーパ

ーとして四、五枚ぐらいのものでありましたけれども、全員協議会の中できちんとしたものをを出しておられますよね。私は、これはなぜそういうことを言うかといいますと、価格交渉に始めてもいいかということと言ったつもりだというふうにおっしゃったと思うんです、市長はですね。価格交渉に入っていいかということをおっしゃったと言いますけれども、じゃ学校給食センターの整備案を出されたときに、価格交渉されましたか、先に。きちっとしたものを出されたんじゃないんですか、あのときは。私どもはその考える土台がございましたので、議会の中で話をきちんとしたかどうかというのは、学校給食センターのことで、議会の中ではいろんな議論をいたしましたけれども、例えば市民の側としても、その整備案がございましたので、市民は学校給食をつくる会をつくりまして、そのことで一生懸命勉強をしました。どんなものが、この水俣に給食センターとして、子どもたちにとって一番大事なもののなのかということが、どんなものが必要なのかということをおしはたは本当に一生懸命協議したつもりです。それは、その全員協議会のときにきちっとしたものを提案されたから、私たちは議論をしたわけです。しかし市長は、このときに出された価格交渉をしてもどうかというふうに聞いたとおっしゃいますけれども、あれがきちっとしたのかというと、私たちはそんなふうには受けとめませんでした。その後も、ほとんど議会の方には議案としても上がってまいりませんでしたし、このことについては、私は市長の言われることは前提としておかしいのではないかというふうに思っています。

それと、特報版に戻りますけれども、これは今までの議員がいろんなことをおっしゃいましたけれども、私もこの特報版については、大変本当にこういうものを出していいのかということをおしはた、まずそこから感じています。というのは、出していいか悪いかという前提としては、この書いてあることが本当かどうかということです。本当に確認されているのかどうかということが問題だというふうに思っています。2つのことだけきちっと指摘させてもらいますけれども、まず、これまで水俣市がとってきた行動ということの中に、安定型処分場の計画中止ということで、行政で申し入れをして、事業計画を中止させたのは水俣だけだというふうに書いてあります。それでこれは本当なのかどうか、本当にどこからこの資料を持ってこられたのかということをおしはたその裏づけを聞きたいのが1つあります。

それともう一つは、建設予定地買い上げによる建設措置はほぼ絶望的になりましたということで、これは本当に市民がみんな言っていましたけれども、藤本さん、もうこれは本当にもうできてしまうんだねと言われた方が何人もおられましたけれども、いえいえそんなことはありませんよと答えましたけれども、市の方の書かれていることが、幾度となく市議会にも相談してきましたが、事業者が用地取得後、調査経費などで10億円以上は投資したとする現在というふうに言われまして、西田議員だとか、中山さんもおっしゃったかと思うんですけれども、この調査費の10億円ということの裏づけですね。これは業者の方から2けただというふうに聞かれたいうふうにお

っしかったですけれども、どのようなものなのかは、西田議員もおっしゃいましたけれども、この10億円の裏づけについて、きちっとですね、業者の方からもらわれて、どんな調査をして、例えば環境アセスメントの環境要素、こういういろいろなことがありますよね、調べる調査項目の中には。大気の環境を調べる大気質、悪臭、騒音、振動、低周波空気振動、それから水環境、それから土壌の環境、そして生物の多様性の確保、体系的保全、それと人と自然との豊かな触れ合い、環境への負荷、それから文化財の保護がどうだろうかというふうにあるわけなんですけれども、これについて、この項目1つずつについて、どれだけお金がかかったのかということを、市長さんは本当に知ってこのことを書かれたのかどうかということを、私はお尋ねしたいと思います。

もしも、何の裏づけもなく無責任にこれを書かれたということでしたら、本当に水俣市民を翻弄する特報版ではないんだらうかというふうに思いますので、このことについてはきちっとした御回答をいただきたいと思います。

それと水道水源保護条例ということなんですけれども、私が質問に書いてあることをいつも違うように誤解して、誤解といいますか、とられると思うんですけれども、ここに書いていますように、何回も質問をしておりますが、産業廃棄物処分場の問題だけでなく、そういった業者との関係の問題だけではなく、水道水の水源を守るためには水道水源保護条例をつくる必要があるというふうに私は思っています。

もちろん産業廃棄物処分場の問題をストップすることも必要ですけれども、それだけではなくて、やはり私たちにとって水というのは一番大事なものだと思いますので、水道水源の保護条例をつくる必要があるというふうに思って、いつも質問をするんですけれども、法的には産廃業者をとめることはできないとかいうふうなお答えをいただきますので、このことについても、もう一度答弁をいただきたいと思います。

一応2番目の質問はそれです。

○議長（緒方誠也君） 江口市長。

○市長（江口隆一君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず買い上げについてでございますけれども、給食センターと一緒にされても、相当性格が違うものでございますし、自分のところの所管でございますので、ここは値段交渉を別にしなくてもいいところでございます。

それと今になっていろいろと言われますけれども、例えば私が全員協議会で御相談をさせていただいたという、資料が欲しいというのであれば、なぜこれまで一度もその資料が欲しいとか、そういうのがないと協議できないとかということは一度もおっしゃってこれなかったのか、今になっていろいろ言われても大変不思議でございます。欲しいものであれば私どももそれなりにいろんな御提案があれば御請求をしてきたのにという、本当に疑問がございます。

それと一般質問の場合でも協議をしてほしいということは何度も私は申し上げてきたつもりですが、そのこともお忘れなのかどうかですね、きちっと私はもう一度、これまでの答弁書も読み返していただきたいというふうに思っております。

それと、市報についてでございますけれども、安定型を中止したのは水俣だけかということですが、私どもが調べた限りでは、今のところこうやって建設の事前に中止したのは水俣だけというふうに認識をいたしております。

それともう一つ、また買い上げでございますけれども、この買い上げを反対された議員の方々の理由として、財政難だから買い上げは反対だと、そういう財政にもっと負担をかけるべきではないというふうなお話を聞いていたのにもかかわらず、10億円以上だから買い上げが絶望的というのはいかがなものかという、同じ方々からそういう意見が出て、本当に私といたしましては摩訶不思議でございます、はっきりそういう方向性とか、また考え方を整理をして御質問をしていただければ、我々も非常に困惑せずに済むのではないかとというふうに考えております。

ですから何遍もおっしゃいますけれども、この場合とは特別な状況でございます、議案にする前に、まず当然企業との協議をするべき、そして議会の皆様方にも昨年の9月に申し上げましたが、時間がたてばたつほど値段は高くなってきておりますので、もし買い上げということを考えるのであれば、早目に検討された方がいいのではないかとということを申し上げました。ですから9月議会でそういう御提案をした後に、時期は遅くなれば高くなりますよということも改めて、またお話をさせていただいたのにもかかわらず、協議をしていただけなかったのはすごく残念でございます。

○議長（緒方誠也君） 山田水道局長。

○水道局長（山田敏博君） 水道の安全な水を守るためにということでの水道水源保護条例はつくられないかということでございますけれども、これについて、水道水源保護条例は、水道法第2条第1項の規定に基づき、水源の汚濁防止及び水源などの生活保持を目的として制定されています。

しかし、この条例では、規制を目的とするものでなく、事前協議などを行うための手続条例としてとらえなければなりません。

水道水質の安全性の確保は、水道事業者の最大の責務でありますので、原水の質及び量に応じた必要な浄水施設を設けなければなりません。

しかし、近年、都市化、工業化に伴って水道水源の汚濁が進むとともに、その汚濁の内容も多様化し、通常の管理体制における通常の浄水操作において、その責務を全うすることが次第に困難な状況となっていることが予想されます。そのような中、水源の水質状況の監視体制の整備、浄水過程における水質管理の強化、場合によっては高度な浄水操作で対応する等の措置を余儀なくされ、結果的に水道水の給水原価を上昇させる要因となることも考えられます。

いかなる水源から取水するものであろうと、その供給する水を常に水質基準に適合させるなど、その安全性を確保しなければならないと考えています。

しかし、通常の管理体制、浄水操作において対応し得ないほどの汚濁まで受忍することは避けたいので、このような場合には、水道法第43条の規定に基づき、国や関係団体の長に対して、水源の汚濁防止に関し、意見を述べ、また適正な措置を講ずべきことを要請したいと思っていますので、こういうことから条例は制定しなくてよいと思っております。条例は作成しない方向で考えております。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 重大なことだと思うんですけども、私は買い上げに10億円の根拠があるとは思っていません。10億円かかったと、調査費にかかったかということは思っていません。といいますのは、きのう、まあこういうアセスのコンサルタントの会社の人が友人に、東京の方の友人にいますから、うちの場合ぐらいの最終処分場で、どれぐらいの調査費がかかるんでしょうかねというふうに聞きました。名前も出してもいいですけども。言うこともないと思いますので、まあ普通は7,000万から8,000万ぐらいでしょうと。まあ少しかかるとすると、人件費がかかりますねということをおっしゃいました。

そこのアセスの仕事をしているところだけではないかと思いましたが、県の方にも電話をして聞きました。県に電話すると、すぐに私の方にまた県の方から電話がかかりますので、何でかなと思うんですけども、県の方にも聞きましたらば、それは1億円以下ぐらいじゃないんでしょうかねというようなことを御意見をいただいています。ということは、10億円の根拠というのが、10分の1だとすると、そのIWD東亜がもう本当にそういったように、もしも言ったらすれば、IWD東亜という会社は本当に信用の置けない会社ですね、まず。それと市長がその根拠をきちっと聞いてこられなかったということになると、私はなんか一体この特報版は何だったのというふうに思うんですけども。で、私はこのことでもうごちゃごちゃ言ってもしょうがないと思いますので、これは要望です。この特報版は書きかえてください。この特報版を、きちっと本当に裏づけのある数字と証拠を、例えば業者なり何なりいいですけども、とってもらって、そして書き直していただきたいというふうに思うんです。これは要望です。

それから、いろいろ示唆的なことがあるんですけども、県からまた資料をもらってます。その中に平成12年から14年までの、県外からの産業廃棄物がどれぐらい搬入されているかという資料を県にもらってるんですけども、それが平成12年は9万2,000トンです。それから平成13年度が9万3,000トン、それから平成14年が10万8,000トンというかですね。これはですよ、すごいと思いませんか。私どものところにできる処分場というのは200万トンを20年で埋め立てるわけですけども、熊本県の全部の県内から来るごみを私たちが受け入れるより、

もっと多いごみを受け入れるということになるわけですね。で、私はこれ1つ見ても、県に対して文句言っているですよ。こんな施設をもしもつくるんだったらね、あんたたち、水俣市民をなめてるんじゃないというふうに、私は言っている、本当の一つの証拠だというふうに思っているんです。で、私は水俣市は、たくさんできることがあると思うんです、とめさせるためにですね。例えば、馬奈木先生か言われてたのは、たまたま私が質問したんですけれども、一番行政が使って勝てるというか、ことでは、例えば福岡で勝った事例では、農地法とか森林法が生かされています。林道を通る車を規制するとかですね。それから保安林の指定があったら、保安林を解除しないようにするとか、それから保安林を解除しないようにということで、岡山県の吉永町の場合は、意見書を5,000通ぐらい市民がずっと出したというのがあるんですけれども、そういうのが功を奏して、ここの自治体は完全に、ちょっと言葉が悪いですが、業者をこてんぱんにやっつけることができ、そして業者は何と土地を寄附していったという例があるんですね。そしてもう一つ、馬奈木先生がおっしゃってたのは、これは水俣市のことだと思いますけれども、水俣市と企業のやりとりの中で、ちょっとおもしろいなど、ええそれでいいのと思ったことがあるというのがあるんですけれども、これは特別委員会にお呼びしたときに発言されたことです。

ボーリング調査をですね、16カ所ですか、やっているよと。ここの企業はおっしゃっていますよね。私が注目したのは、ボーリングコアを見せるかどうかはをちょっと考えさせてほしいという資料が市からいただいた中に入っていました。ボーリングコアをちょっと待って、資料を出せというのは待ってくださいということですね。ここです。私が申し上げるのは、そんなことがあるかと。ボーリングコアを見せないなんて、そんなことあるわけないでしょうかと。見せないとい、だれが言うのかと。私はこの水俣市長がおっしゃるべきだと思います。ボーリングコアを見せないなんて、そんなことはないよと。見せるに決まってるじゃないかと。これはですね、先ほどの、どれぐらい調査にかかったかと。2けたですよと。どんなふうに言われたのか知りませんが、手で言われたのか何なのか知りませんが、そこで引き下がってどうするんですか。調査するのにどれぐらいお金がかかったんですかということをはきちと聞いてくるのが私は市長の役目じゃないかなというふうに思うんです。それでやっぱりこの特報版については、要望いたします。書きかえていただきたいというふうに思います。

それから先ほどの水道水源保護条例のことですけれども、たまたま宮城県の白石市というところに行きまして、ここはこんな表題で小雑誌ができています。何のためにこの小雑誌をつくったかという、同じように産業廃棄物処分場問題で悩んでる地域が全国で、いろんなところで悩んでるから、私たちの思いをみんなに伝えて、そしてそれを、何というんですか、連帯してやっぱりみんなが助け合っていこうということで、こういったきれいな水を住人が享受する権利を守る宮城県白石市水道水源保護条例をつくるに当たってというのを、白石市長みずから書いておら

れます。それで、この中に、本当にこれ水俣市と同じだなというふうに見たんですけども、こんなふうに書かれています。

本市住民は、その歴史の形成や地域性の中で水に対する思いが他の地域住民よりも強く、水汚染に対する不安やおそれの意識は根強いものがあると考えている。私はこれらの住民の意識により、小原地区の鉍毒流出事件などの発生などは二十数年前に発生しているのにもかかわらず、鉍毒事件だけじゃなく、いろんなことがあったそうです。いまだに鮮明に住民の記憶に新しく、そのことが産廃問題に対する住民投票の結果や反対運動にあらわれたものと考えている。私は、本市住民がゴルフ場や一般及び産業廃棄物の処分場の立地により、水質汚染事項が発生し（発生しないことがよいことは当然であるが、特に産廃処分場問題は、全国各地における紛争が余りにも多く、地域エゴではなく、現在のシステムそのものに問題があると考えている）それが単なる事故ではなく、取り返しがつかないことの不安、おそれを強く抱いているものと認識している。まして、21世紀をいかに生き抜いていくのかのきざしは水にあることは、世の識者のすべてが主張していることであり、殊に量もさることながら水質が決め手であることは常識と考えている。このことから私は、個々の住民などが所有している土地の利用について、ある程度の制限を行っても、住民の生活に欠かせないことが明白である。水の水源を保全することにより、住民全体の生命や健康を守ることとし、ここからがすばらしいんですけども、そのための最良、最善の具体的施策実施の検討を市職員に指示しているというふうにあるんです。

たかが水道水源保護条例というふうに思われているかもしれませんが、やはり本当にこれはもうここもそうですけれども、鉍毒の事件だとか、いろんなことが背景にあって、そしてもう水が命だというところで、このような水道水源保護条例というのをつくられているというのが、もう本当に私は感心して帰ってきたんですけども。

やはりこのようなことが1つの大きな水俣市の施策じゃないかなというふうに私は思いますので、もう少し水道水源保護条例についても、きちんとした形で、こちらの方からも提案したいと思うんですけども、私はこのまちには必要なものではないかと思います。

以上、要望で終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 以上で、藤本寿子議員の質問は終わりました。

この際10分間休憩します。

午後2時37分 休憩

午後2時48分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉田正和議員に許します。

(吉田正和君登壇)

○**吉田正和君** こんにちは。

民主党の吉田正和でございます。

さて、市長選が年明け早々に迫ってまいりました。このことで江口市長がどのように考えておられるか、以下、お尋ねいたします。

まず第1点、江口市長は、一般論として政治家はどのような基準で選ばなければならないとお考えかお尋ねいたします。

2点目、しがらみ選挙、人気投票的選挙、金権選挙、政策選挙、スキャンダル暴露合戦のようなネガティブ・キャンペーン、いろいろな性質の選挙が考えられますが、政治はしがらみや金権やスキャンダルや人気、人徳、人格で行うべきものではなく、政策で行うべきですから、選挙も政策選挙が望ましいと考えられます。

そうした選挙を志向して努力するおつもりがあられるかお尋ねします。

次に、産廃問題についてお尋ねします。

水俣は水俣病によってその性格を決定的に規定されました。そのことにゆえに、世界に先駆けて環境を大切にしなければならないという責務を負わされました。

世界じゅうのだれよりも環境汚染の辛さ・恐ろしさ・愚かさを知っている我々水俣人は、世界じゅうのだれにも我々と同じ苦しい思いをさせないように、環境保護については世界的リーダーシップをとらなければなりません。一般的にごみは環境を汚します。ごみ問題の原因療法は、いかにごみを減じるか、いかにごみを出さないかという点にあります。

水俣はごみを減じることについて、世界に先駆けてリーダーシップをとらなければなりません。それが水俣病を経験した水俣の役割です。世界公認の役割です。そこにきて、産廃最終処分場というものはどのような機能を有しているのでしょうか。もうどうすることもできない性質の種類のごみを無分別に、ただ集積、堆積してごみの山をつくるだけの機能しか有していないのです。

これはごみを減じるという水俣の役割にかなうのでしょうか。かなうどころか、180度逆方を向いています。

私はおおむね以上のように思慮するものですが、江口市長は水俣病を経験した水俣の役割と、産廃最終処分場の関係をどのようにお考えかお尋ねします。

また、江口市長はなぜ産廃最終処分場建設をストップする具体的方法を徹底研究し、実行しないのかお尋ねします。

本壇からの質問は以上でございます。

○**議長（緒方誠也君）** 答弁を求めます。

江口市長。

(市長 江口隆一君登壇)

○市長(江口隆一君) 吉田議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

市長選出の考え方及び産廃問題については私からそれぞれお答えをさせていただきます。

まず、政治家はどのような基準で選ばれねばならないかとお尋ねですが、自分を捨て、市民の幸福を第一に考え、市民のために尽くすような人格を持った人になるというのが一番だと思っております。

また私の場合、知人などにいろんな分野に精通した方々が多数いますし、国・県とのパイプも大きいものがあると思っております。現在のように、厳しい財政状況や、地域間競争が激しい中ではそういった人材の方々を育てたりしている余裕がありませんので、即戦力として、そういった方々を活用できるようにするために、そういうパイプを持ってるというものも基準の1つになるものと考えております。

ただし、今申し上げましたようなことだけでは、市政は運営していけないので、ほかに、従来の固定観念にとらわれずに、住民の福祉を向上するするために、真に必要とされる政策を掲げて実行し、市長がみずから動かなければならないようなとき、いかにリーダーシップを発揮し、スピーディーに動けるかという行動力も含めて、総合的に判断されるべきものというふうに考えております。

しかし、今の市の非常に厳しい財政状況の中では予算に限りがあり、絵にかいたもちのような政策を掲げてても実現できませんので、今の市の規模に合った政策が必要だと考えております。

また、政策もいろいろございまして、ある市民の方にはよくても、ある市民の方には都合が悪いといったふうに、いろいろございますので、県知事に許認可の権限があり、市長に許認可の権限がない、あるいは賛成・反対を私が意思表示しましても、とめることができない産廃問題だけではなく、6月議会で吉田議員からお褒めをいただきました行財政改革など掲げた政策もすべてとらえた上で、判断すべきものというふうに考えております。

次に、政策選挙が望ましいが、それを志向して努力するつもりかとお尋ねですが、当然、選挙の場合は、私が市長になった場合には、どういう政策を実行しますという政策を掲げて選挙戦を行うものと考えております。

市議会の皆様が市議会議員選挙で政策を掲げられて選挙戦を戦われたように、政策というものがないと、市民がだれに投票しようかという指標がなく、ただの人気投票になってしまうおそれがあるものと考えております。

ただ、選挙戦で掲げました政策というものも、今日のように社会情勢の変化が厳しかったりしますと、いざ政策を実行しようとしたときに、真に市民のためにならないのではないかとということがあります。

そういった場合には、私が鋭意決断をしまして政策の転換を図っていくつもりでございます。その政策転換により、例えば多くの市民の方々が疑念や不満を抱くことになりましたとしても、それが真に市民のためになると決断した場合には、あえて私が泥をかぶって政策転換するのもやぶさかではないというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 答弁ありがとうございました。

再質問に入らせていただきます。

思うに、政治というのは、先ほども壇上から申し上げましたけれども、まず、いい人悪い人みたいな人気投票であってはならないということですね。

また、阿川弘之、作家がいますけれども、この人が書いた海軍提督三部作というのがありまして、井上重義であるとか、米内光政であるとか、山本五十六であるとか、私の枕頭の本なんですけれども、それ読んでおまして、井上重義がトップを人格で選ぶなということを随分言うんですね。近現代になってから、トップをその人格で選ぶような傾向が出てきてると。つまり人徳と言いかえてもいいと思うんですけども、それで結果を出せた試しがないというふうに断言する下りがあるんですね。私はこれ非常に示唆的だと思っております。先ほども申し上げましたとおり、政治というものはやっぱり政策で行うものでありますので、いい人悪い人とかという基準は絶対に持ち込んではいけないというふうに思っております。

もちろんその政策も市民を本当に幸福にすることができる政策なのかどうかということの有権者もしっかり目を凝らしてよく考えて、吟味した上でやっぱり判断していただきたいというふうに考えております。

ですから、政治家というものは、人気、人格、人徳とか、いい人悪い人とか、そういう基準ではなくて、市民を幸福にすることができるよい政策を持っているかがどうか、その一点で私は選ばねばならないというふうに考えております。

次に、今申し上げましたとおり、私は選挙は政策選挙になるべきだというふうに考えておりますので、ぜひ今度の市長選から、そういう形になってほしいと願っておりますが、そのために、先ほど市長にそうした選挙をするために努力するつもりがあるかというふうにお尋ねいたしました。

で、私個人として、ちょっと考えていることがあるものですから、ちょっと開陳させていただきますと、前回、水俣市長選が行われましたときに、大きなイベントとして、文化会館を借り切って公開討論会があったと思うんですね。非常に今までそういうことはなかったもんですから、いい試みだったというふうには考えております。

ただ、欲を申しますと、討論会といいながら、結局、各候補者がペーパーに書いた意見を発表するという形だったので、やっぱり各候補者の本当の実力ですね。また言ってることが本気で考

えているかどうかというのは、候補者同士で議論させると一番よくわかると思うんですね。ですから、できればそうした本当の意味での公開討論会、公開議論会みたいなものが、今回から行われることかできれば、非常に望ましいのではないかというふうに考えております。

熊本県内で申し上げれば、例えば玉名では、青年会議所がリードする形で公開討論会はかなり積極的にやってる気配がございます。

日本でも、日本全国的に公開討論会をする流れというのはインターネット等で検索いたしましたも強くもなっているということでございましたので、よいことであれば私はもうどんどんやっていけばよいというふうに考えております。

先進民主主義国は、例えばアメリカやイギリスだと思えるんですけども、調べましたところ、やはりアメリカやイギリスでは、この公開討論会というものが非常に発達いたしております。これが候補者同士でほんとに議論する形での公開討論会がスタートしましたのが、リンカーン大統領が選ばれたときということでございますので、もうかなりやっぱ昔にさかのぼるわけですから、相当伝統があるんだろうと思えるんですけども、そのときの公開討論会がリンカーン・ダグラスディベートというふうに名づけられてるそうで、そのときの候補者の名前を冠してあるんだろうと思えるんですけども。これがやっぱその候補者の実力が一番よくわかるということで、いまだに続いてきているんですね。現代では、それがテレビ討論会という形には変わっておりますけれども、御承知のとおり、例えばニクソンとケネディが戦いましたときも、下馬評はニクソンがいくだろうということだったんですね。そうしたところが、テレビに男前のケネディが映って、弁舌もさわやかにやったものですから、その結果、結局ニクソンが負けちゃったんですけども、そのときの公開討論会はザ・グレートディベートというふうに名づけられたぐらい、選挙史上インパクトがあったものだろうと思えるんですけども、こうした種類の討論会は非常にやっぱいいことでありますし、有権者の目を肥やし、民主主義の質を高めることにも直結してまいりますので、ぜひ今回の選挙でそれをやっていただきたいと考えております。どこかの、例えばJCさんなり、何なり団体が主催した場合は、それに江口市長も、ほか最終的にだれが立たれるかわかりませんが、ほかの候補の方も申し入れていただければいいんですが、仮に、まあそうした企画がない場合には、もう江口市長の方から直接ほかの候補の方に申し入れていただけないのかというふうに思いましたものですから、その考えがおりかどうかお答えいただきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 江口市長。

○市長（江口隆一君） それでは吉田議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

今、お話がありましてとおり、よい人、まあ人徳といえますか、こういって、私が人徳がないような感じですけども、確かに自分にとってよく人を判断するときに、都合がよかったり、お

世話になったり、どちらかと言えば知り合いだからということでの基準での選挙が行われているというもののまた実際であるというふうに認識をいたしております。

しかし、本当に大変厳しい時代の折、また来年が水俣病の公式発表の50年ということで、通常の他の地域とは、またこの水俣が置かれている状況は違うというときに、きちっとした政策や理念というものがいない方が当選することはやはり避けなければいけないというふうに考えております。

私の本心を申し上げますと、大体、青年会議所の方々が各地でこういうことをやっております、私も青年会議所に友人がおるもんですから、あの方々がこれをやると、選挙運動は中立で動かないということになりますので、私にとっては非常にマイナスなんですけれども、ちょうど昨日、青年会議所の方々が公開討論会を1月24日にしたいと思うけれども、どうだろうかということで、きのうやって来られました。ちょうど24日の夕方というのは空いておりましたので、もう早速署名をしてお返ししたんですけれども、お聞きしましたら、先方の方に先に行ってきたということで、その方は二、三日御返事は待ってくださいということでございました。

ただ、私も吉田議員が御指摘のとおり、4年前の討論会というのも、ある意味おもしろい面はあったんですけど、発表会になってしまえば、ちょっとおもしろくないと、それと、やはりコーディネーターの方々の能力もある程度ございませんと、絵にかいたもちで、大層都合のいい話をされても、うその話で、大ぶろしきを広げた方が有利であるということになると、我々の現役としては非常に辛いですので、きちっとした方じゃないといけませんねというお話をさせていただきましたところ、八代、玉名等でもこの熊本県内でやられておりますし、結構きちっとした方であるというふうな、私は見に行きませんでしたけれども、西田議員さんが水俣から見に行かれてたということで、そういう面では怖い部分もございませけれども、結構おもしろい議論ができるのではないかとこのように考えております。

私も妻が外国人という関係で、よくアメリカの大統領の討論会を見てるんですけれども、あれは本当にこう一見まじめそうにしていっても、結構、公開討論会というのは人柄も出ますし、また政策についての精通ぶりとか、今後、未来に対する考え方などもよく出てまいりますし、アメリカのブッシュとゴアの選挙のときには、討論の中身ではゴアが勝ったそうでございますが、ブッシュの発言に対してふっと鼻で笑ったりするようなところが、非常に国民には不評だったということで、支持率も変わったように聞いておりまして、そういう面では、そういう討論会がこの水俣でできるということにとっては、市民にとっても、候補者の少しでも本質に近づくということの情報提供ができるのはいいことでありますので、私からも呼びかけるといいますか、その前に青年会議所の方から申し入れがありましたので、私はすぐその場で署名をして同意するという御返事をしたところでございます。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 再答弁ありがとうございました。

再々質問をいたしたいと思います。

公開討論会につきましては非常に前向きな返事をちょうだいいたしまして、私喜んでいるところでございますけれども、例えば、ちょっと敷衍いたしますと、アメリカと並ぶ民主主義先進国のイギリスでは、正確に申しますと、公開討論会、議論会ではなくて、公開質問会というのが一般的にやられてるそうでございます。これはもうその名のとおり、質問が候補者に対してなされるわけですが、各地域地域の教会を借りて、3時間とか、4時間とかという時間をかけて、有権者が好き放題の質問を候補者に、すべての候補者に浴びせかけるという形ですね。これはこれでイギリスの伝統の中から出てきたやり方だろうとは思いますが、このやり方は、ちょっと考えますと、例えば日本でやります場合には、各候補に何らかのパイプがあるさくらがたくさん動員されて、とんでもないような質問があったりとか、そういうことで、こう時間が浪費される可能性があるものですから、ですからその非常に実現性の高いものとしては、私はやっぱり公開質問会でなくて、先ほど申し上げたような形での公開討論会ですね、こちらの方が望ましいかというふうに考えております。

その公開議論会というふうに言わせていただきますけれども、そこではやはり現行の水俣の最大の政治課題は御承知のとおり、産廃問題だと思うんですが、それに限らず水俣に山積している政策課題はたくさんございますので、水俣病問題もそうですし、また行財政改革もここでやめるわけではなくて、また引き続きやっていかないとけないと思いますし、また景気浮揚の問題も市民にとっては非常なやっぱり懸案事項になってますので、そうしたリストをつくって、それに対してこう具体的に、やっぱり討論していただくと。その数ある政策課題の中で、どれに圧倒的に重きを置いたりとかというのは、これはもう有権者の勝手でございますので、いずれにいたしましても、すべての政策について徹底して議論していただいて、その何と申しましょうか、総合点でどちらの候補がいいのかという優劣をつけていただければというふうに考えております。

ですから、今、市長の方から、JCさんの方から申し入れがあつてということでございましたので、もし差し支えなければ、前回のような意見発表会、前回のものであっても、やらないよりは私はもうやられて非常によかったと思うんですが、もっと立ち入った私が今申し上げたような形での議論会をしていただけないかということを経理の方からJCさんの方に申し入れるおつもりがあるのかどうか、その点伺いいたします。

○議長（緒方誠也君） 江口市長。

○市長（江口隆一君） 吉田議員の3回目の御質問にお答えさせていただきます。

私はどちらかというとまな板に乗った鯛といいますが、余り候補者の立場で四の五の言います

と、結局、自分に有利に働きかけようとしているのではないかというふうに思われる節がございますので、私の希望という形ではないですけども、今こうやって市議会の中でも、議員の方からこういう要望があったということはきちっとお伝えをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 次に、産廃問題について答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 次に、産廃問題につきまして、まず、水俣の役割と産廃処分場の関係をどう考えるかとの御質問にお答えさせていただきます。

これまで何回もお答えいたしておりますが、水俣は水俣病の教訓をもとに、環境で苦しんだまちだからこそ、環境にこだわり、環境で立ち直っていこうということで、平成4年に環境モデル都市づくり宣言を行っております。

その後、議員御承知のとおり、住民協働でさまざまな環境施策に取り組んでまいりました。

確かに現在の技術ですべての廃棄物を再資源化することができれば、最終処分場は必要ありません。しかし、それができ得ない現状では、最終処分場の必要性は否定できないと考えます。もちろん水俣市内の事業所からも産業廃棄物が発生し、その多くは他の市町村に設置された最終処分場に運ばれているのが現状です。しかし、だからといって水俣に産廃処分場が必要だとは考えておりません。

今回の産廃処分場は民間の計画によるもので、地元の同意は必要なく、法の基準を満たせば建設は許可されるという、これまでの県の説明でもおわかりになるとおり、もし今後、法の基準をクリアし、建設が許可された場合を想定すると、さらに水俣ならではの高いハードルを設置していくことも、環境モデル都市として、一つの対応ではないかというふうに考えております。

次に、江口市長はなぜ産廃最終処分場を建設をストップする具体的方法を研究し、実行しないかという御質問にお答えいたします。

なぜストップする方法を研究し、実行しないかと言われますが、昨日の松本議員にも答弁しましたとおり、各地の事例等を検討し、安定型はリサイクル率の向上で、ごみが減ることにより、埋立期間が長くなり、また問題が起きやすいと言われていることから、危険性が高いと判断して、安定型の中止を事業者にも再三申し入れ、事業計画を中止させています。このように、行政で申し入れて計画を中止させたのは水俣だけではないかと思っております。

また、買い上げもストップする方法の一つとして、市議会の皆様方に御提案しましたが、残念ながら協議していただかず、ストップできる唯一のチャンスを失いました。

また、馬奈木弁護士や藤木委員長もストップさせるには、科学的な根拠が必要であるとお話さ

れており、そういう意味からも、環境影響評価準備書が出され、詳細な自然環境等の調査、検討結果や、施設の設計計画等が明らかになりましたら、市の最終処分場検討委員会の役割が重要になってくるものと思われます。

なお、この検討委員会は阻止する方法を考える検討委員会なのに、この検討委員会について反対派の方から存在意義がないというふうなお声があることについても疑念を感じざるを得ません。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 答弁ありがとうございました。

まず、水俣の役割と産廃最終処分場の関係についてですが、ここにつきましては、もう今まで随分、市長との間では考え方をぶつけて、本当にぶつかってるのかどうかよくわからないんですけども、今回もその繰り返しになるかと思いますが、ただ、故川本輝夫氏が、熱意とは、同じことを何回も何回も繰り返して、意思表示することだというふうに、追悼論文紙の方にタイトルとして書いてございましたけれども、私も大事なことは、同じ論理であっても、やっぱり何回も繰り返す必要があると思っておりますので、また今回繰り返させていただきます。

私個人は、まずもって産廃問題は役割論から切っております。私の論理も多分市長におかれても暗記されていると思いますけれども、まず私は産廃が生じる場所を2分いたします。地元から出るものと、よそで発生したものです。地元で出たものにつきましては、私はやっぱり地元で処分すべきと。これは環境汚染がどうしたとか、役割がどうしたとかという以前に、自己責任論で、これは是認しなければならないと、これを是認しなければ、我が家で出たごみを人様の家の庭先に捨てていいという結論になってしまいますので、こうした結論は到底容認できないという趣旨からでございます。

その分だけ、もちろんよそから来るごみについては引き受ける理由は全くございませんので、それについては、私もう規模を縮小しても、また建設予定地を、例えば平野部であるとか、海岸部近くに変更したとしても、容認すべきものではないと考えておりますし、また、例えば補助金の非交付であるとか、そうしたことがあるのかないのかも、私まだそこを勉強しておりませんが、また大変な経済効果が見込まれるようなことがあったとしても、私はそれはそもそも引き受ける理由がないので、是認すべきではないというふうに考えております。

今のはよそから来るごみについて、消極的な理由という形で述べさせていただきましたけれども、私がポイントを置いておりますのは、積極的な理由で反対しようということでございます、よそから来るごみについてですね。これが先ほど触れました水俣の役割ということなんですけれども、御承知のとおり、水俣というのは世界で最も悲惨な公害病たる水俣病で50年の長きにわたって苦しみ続けているわけですね。今後も苦しみ続けることだろうと思います。

要するに水俣病の教訓ということがよく言われますけれども、ここは非常にシンプルでわかり

きったことかもしれませんが、大事なことで、改めて謙虚に考えてみますと、やっぱり最終的には人間につけが戻ってくところの環境汚染、環境破壊、公害というものは何としても避けなければならないというのが、私はやっぱり水俣病の教訓の第1だと思うんですね。

世界で最も悲惨な公害病たる水俣病を経験した我々というのは、やっぱり水俣病を初め、公害というものが、環境汚染というものが、いかに地域に対しても、そこに住む人々に対してもやっぱり辛い思いを与えるかというのを世界じゅうで一番身を持って知ってるはずなんですね。だとするならば、水俣でそうしたことが二度と行えないようにしないといけないというのは、これは理屈を待たず、当然でしょうし、また世界じゅうのどこかで同じ思いをする人が出てきたら、かわいそうだから、絶対それはきつさを知ってる我々がとめてやらないといけないというふうを考えるのも、これも理屈を待つ必要ないと思うんですね。実際問題、世界じゅうで、例えばブラジルであるとか、フィリピンであるとか、いろんなところでやっぱりその水俣病に類似する病気が発生していると思うんですけれども、そうしたことを本当にとめることができるのは、その辛さを知ってる我々水俣人だと思うんですね。ですから世界じゅうのどこでもそうしたことが二度と起きないようにする責務というのを私は水俣というのは負っているというふうに考えております。

それを、ごみ問題に絡めて論を整理しますと、どういうことになるかといいますと、結局、自然にかえるごみは、それは別に構わないんですけれども、一般論として、やっぱりごみというのは環境を汚すんですね。ですから、そのごみ問題の減量法といいますのは、最終的にやっぱりごみを減じる、ごみが出ないようにする、そういうふうにしていかないといけないと思うんですけれども、だとするならば、やっぱり環境を大切にしないといけない水俣としては、ごみ問題にかかわる場合は、いかにしてごみというものを減じるか。もっと大げさに言えば、最終処分場をつくらなくても、文明が成立するような文明はつくれないものかというのを一生懸命研究したりであるとか、物すごい長いスパンで言えばですね。そうした役割を私は水俣は背負っていると思うんですね。そうした役割を背負ってるにもかかわらず、じゃ最終処分場というのは一体どういうその働きを持ってるのかというと、先ほど壇上からも申し上げましたけれども、結局その全く無分別で、なおかつもうどうにもこうならないような、引き取り手がないようなごみをもう一緒たくりにして、集積して、堆積して、こずんで、ごみの山をつくるというのが最終処分場の実際の機能ですね。これはもう否定しがたいことだろうと思うんですね。その機能が、先ほど申し上げました、この世からどうやってごみを減じていこうかという水俣の役割に照らしてかなうものかどうかということですね。これはもう考える必要もなく、180度逆方向を向いているわけですから、水俣の役割から見た場合にですね。ですから私はそういう役割論から考えて、最終処分場というものは絶対に容認できないというふうに考えているわけでございます。

ほかにも最終処分場を拒むために、例えば安全性論なども、もちろん考慮いたしておりますが、

今回は、あと感情論ですね。例えばよくその感情的なことばかり言って、それじゃちょっと説得力がないよみたいな言い方というのは、どんな問題でもよくしゃばではされると思うんですけども、私が申し上げたいのは、やっぱり感情ということ、それ自体もやっぱり少なくとも政治的には立派に保護されるべき利益だと思うんですね。これももうやっぱり間違いなくそうなんだろうと思うんです。と申しますのは、水俣というのはもう水俣病を経験し、その中で、本当にいわれなく死ぬるほど、やっぱり苦しんできた方々がおられるわけですね。その人たちに対してやっぱり最終処分場をつくるということは、再びやっぱり心配の種を与える可能性があるわけですね。そう考えますと、本当に極論いたしますと、そうした死ぬるほど苦しんだ方々に対して、まだ苦しみ方が足りないというようなことにもなってしまいうんじゃないかと、極論すればですね。やっぱり水俣病の患者という方は、いろんなケースありましようけれども、病気になったというただ一点で、例えば就職もできなかったりとか、結婚もできなかったりとか、はたまたいわれなき差別を受けてきたりとか、それはもう言葉に言い尽くせないような苦しみをされてきてるわけですね。そうした方々に対して、これ以上のやっぱり苦しみ、心配の種を与えたいのかと。これはもう、先ほど来、こういう言い方しておりますけれども、理屈要らないと思うんですね。もう人道上やっぱり到底容認できないことだろうと思うんです。本当にそのもう言葉にはあわせないくらい、やっぱり大変な苦しみをされてきた方がおられて、その方にこれ以上の心配の種を与えると。しかしそれはもう絶対許しちゃならないというのは、私はやっぱり政治なり、行政の役目だと思うんですね。ですから私、役割論から説き起こして、今、感情論も、また産廃最終処分場を容認しない理由の一つとして申し述べましたけれども、そういう意味で、市長にも今の論理を感得していただいて、ぜひやっぱり今からでもいいので、反対ということを言っていたきたいのですが。

もう一つは、ちょっと敷衍いたしますと、水俣の役割論については、市長は違う見解を持っておられるかもしれませんが、例えば原爆が落ちたところの、広島市長ですね、広島の平和記念公園でスピーチするときに、年に1回ですね。最近是小泉首相もそこでスピーチしますが、平和論、戦争論についての広島市長のスピーチ、見識というのは、やっぱり聞き比べてみまして、小泉さんなんかよりも圧倒的にやっぱりすばらしいこと言うわけですね。それが現実性のある話かどうか別としてですね。哲学としてはやっぱりすばらしいことおっしゃられるわけです。私は水俣の市長もですね、そこはパラレルに考えることができると思うんですね。広島は被爆というのを経験しました。水俣というのは水俣病を経験しました。だから広島市長が平和論、戦争論において、本当は世界に出しても恥ずかしくないような哲学おっしゃられるように、水俣市長も環境問題については、本当に世界に出しても全く恥ずかしくないような、世界をリードするような哲学を持っておられて当然だと思うんですね、というふうに思慮するところでござ

います。

ちょっと長くなりますけども、このまま2番目の建設阻止の具体的方法の研究と実行の方に入
ってまいりますけれども、江口市長がよくおっしゃられるのは、反対したとしてもストップされ
る可能性が低いから云々ということをよくおっしゃられますですね。しかし私は可能性が低いと
いうことを言ったら、政治の存在意義はないんじゃないかというぐらい極論して考えております。
御承知のとおり、例えば江口市長の一番親分になられる小泉総理大臣、同じ党のですね。小泉さ
んは郵政民営化というのを徹底してこだわられました。で、十六、七年間ぐらいつと主張をし
続けていたということです。

当初は自民党内でも郵政民営化について、そうだという声は全然なかったんですね。それこそ
郵政民営化できる可能性というのはもうゼロ%か1%か、そんな感覚だったんだろと思うんで
すけども、要するに可能性が低かったんですよ、郵政民営化についてはですね、当初。しかしず
っと努力していった結果、御承知のとおり、こんな政局になったわけですね。ですから、国民、
市民のためには可能性が低いことであっても一生懸命、その努力していけば、こういうふうに通
が開けるということは、江口市長の親分がそういうふうに大言しておられるわけですから、また
もっと卑近な例で言えば、本市の抱える大きな問題としては、行財政改革というのはずっと懸案
の課題になっていたわけですね。今までその歴代の市長が行財政改革の必要性というのはずっと
認識してたわけですよ。このままいったら財政再建団体にも転落しかねないと。手はつけなけ
ないといけないんだけど、やっぱりいろんな事情があつてなかなかできないし、決断もでき
なかったという事情があつたと思うんですけれども。要するに市民から見た場合は、役所がむだ
を削ると、水俣で。これはほぼ不可能だというような感覚を持ってたと思うんですね。私も議員
になる前はそういうふうに使ってました。

しかしながら、ほぼ不可能と思われていた行財政改革も江口市長御自身が抜本的に実現された
ということでございますから、ですから不可能と思われたことであっても、やっぱり決断して一
生懸命頑張っていけば道は開けるということは、この世界においては、今ちょっと例幾つか挙げ
ましたけれども、普通にあり得るんですね。ですから産廃問題についても、建設阻止の可能性が
低いからというのは、全くこれは理由にならないどころか、江口市長御自信のやっぱり論理にも
反してしまう可能性があるというふうを考えるわけでございます。

ですから、例えば私はもうとにかく建設阻止については、具体的方法をもうとにかくブレイン
ストーミング的にでも何でもいいんで、もうばんばん研究しまくって、思いつきでもいいから、
ばんばんいろんな方法を考えて、10でも20でもどんどんピックアップして、それをじゃ今度ど
れから実行するかと、実効性の高いものから、有効性の高いものからどんどん打ちまくっていけ
ばいいと思うんですね。これが効かなかったら、じゃ次のこれだという感じでですね。ですから

例えば水道水源保全条例につきましても、正直申し上げまして、判例の解釈もですね、私と市長、異なっておりますけれども、ただ逆に申し上げればどっちにでも解釈できるということなんですよ、解釈が分かれるということは。だとするならば、産廃をストップできる方向にやっぱり解釈するのが私は当然だと思うんですね。ですから例えば1%なり5%しか、例えばこの手法を使ったとしても効果がないとしても、じゃそういう1%とか5%しか実効性がないものであっても、例えばそうしたとめるための方法を10も20もやっていけば何十%にもなるわけですね。そのトータルな結果として、業者が音を上げるということは十分考えられると思うんですね。

ですから先ほど藤本議員もおっしゃられましたけれども、ほかの産廃問題では、例えば森林法だったですかね、あと農地法とか、そうした法令まで活用してとめようとしていると。私はちょっとインターネットで調べました限りでは、ある自治体では都市計画法まで持ち出して、それにひっかかって、その計画がなくなっちゃったということもあるんですね。ですからもうとにかくもう打てるだけ手をじゃんじゃん打ちまくると。1%以上の可能性がある手法だったらたくさんあると思うんですよ。業者だって生身の人間ですから、それはそんなのどんどん積み重ねてこられたら、それはだんだんやっぱり息が上がってくるわけですね。当たり前の話ですけども。ですから、今、市の方には検討委員会があるんでしょうけれども、それがまあ常勤にされているのか、非常勤にされてるのか。恐らくたまに会合されるだけだと思うんですけども、例えば今からでも、もう市長選まで短いですけども、ただ市長選後も、どなたが市長になったとしても、これやっぱりやっていただきたいものの一つとして、産廃問題の対策室、もっとわかりやすく言えば、産廃最終処分場阻止検討室みたいな部署を市に設けていただいて、そこにはもう市の職員の中から、江口市長のおめがねにかなった優秀な職員をピックアップして、そこに配属して、そのセクションもどっかのセクションの下ではなくて、もう市長直属にして、それはもう行財政改革やられるぐらいですから、財政も厳しいと思いますけれども、それでもどっからかお金引っ張ってきて、そこにどんどんやっぱり注ぎ込んでいくと。そのセクションは例えば対外的には産廃のいろんな反対団体とも連携してやるとかですね。そのセクションとにかく産廃阻止のための具体的方法をもう徹底研究させまくるわけですよ、先ほども申し上げたとおりですけども。その中で実効性の高いものからどんどん実行させていくというようなことが、私は産廃阻止するためには非常にやっぱり重要です、絶対やらなければいけないことだと思っておりますので、これをやられるおつもりがあるのかどうか。つまりそうした対策室を設けてまで、建設阻止の具体的方法を研究して、実行するおつもりがあられるのかどうかという点をお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 江口市長。

○市長（江口隆一君） それでは吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

相当多岐にわたって御質問されましたけれども、ちょっとまとめさせてお話をさせていただきます

ますが、議員がおっしゃいますとおり、この水俣というのはやっぱり他市と違うというふうな思いが私にもございます。

やはり環境に特別な思いを持ってたからこそ、環境首都コンテストでも日本一になることができましたし、またこれからもその思いというものを実を結ぶべく頑張っていきたいというふうに考えております。なるべくもうごみを出さないというような思いでエコポリス構想というものもつくらせていただきまして、現在、水俣市でも、やはり廃棄物が出ております。しかし、私どもの知り得る限りの技術ではごみをゼロにすることができないということで、世界の先進技術の粋をこの水俣に集めることはできないかと、そしてそのことによりまして、いち早くごみゼロのまちにできないかという思いでもつくっておりますので、どうか私の思いも御理解いただきたいというふうに考えております。

それと法律の解釈につきましては、自分流の解釈では、幾ら解釈が違うと言われても、私どもの場合、一番身近な最近の判例というものとか、当然国とか県とも協議をいたしまして、判断をいたしておりますので、まず間違いはないものというふうに考えておりますが、ただ、議員がおっしゃいます、ちょっと2つの点で誤解を招けばいけませんので、お話をさせていただきますと、ごみは産廃処分場は無分別ではないと、ちゃんと安定型、管理型、遮断型というのがございますので、無分別でためているというわけではないということを御理解いただきたいのと、それと反対してとまる可能性は少ないけれどもということもございますが、反対してとまる可能性はないと私は思っております。ただきちとした科学的、技術的な理由がなければとめられないというのは、私の認識するところでございます。議員がおっしゃいました特別な部署を、この産廃問題についての部署をつくって対応するおつもりはないのかということもございますが、現在の場合、もう環境課が廃棄物対策課と呼んでも過言ではないような課になっております。ただ、相当この問題にも時間等を取られておりますので、一つの考え方としては、特別な部署をつくるというのも、また一理あるのではということで、ちょっと私の一存ではできませんが、あとで総務企画部、福祉環境部とも相談しながら、検討はしてみたいというふうに考えております。

○**議長（緒方誠也君）** 吉田議員に申します。もう3回目ですので、思いでなく、やっぱり今の答弁にあった質問を今度は絞ってやってください。

○**吉田正和君** 答弁ありがとうございました。

今、議長から御指摘ございましたけれど、私もこう話してること自体が結構好きなもんですから、ちょっと冗漫に流れまして、申しわけございませんでした。

これちょっと、午前中の一般質問に対する答弁だったかと思えますけれども、上乘せ条例、横出し条例については、ちょっと効果がないというような市長のお話ありましたけれども、それはちょっとやっぱり私が調べた感じでは事実とは差があるみたいでございましてですね。とにかく

地方分権の流れが今強うございますから、裁判所の判断も、条例というのは法律に反しない限りでつくれるんですね。これは憲法、たしか94条あたりだったかと思いますが、地方自治法にもそれを受けた規定がありますですね。まあとにかくその上位の法機関に抵触するかどうかというのは、なるべく緩やかに解していこうというのが裁判所の流れで、それはもちろん、先ほど申し上げましたとおり、地方分権の流れを多分受けてるかと思いますので。ですから、上乗せ条例や横出し条例についても、明文でもしくは法の趣旨から考えて、絶対だめですよと、考えられる場合を除いては、基本的には認めましょうという方向になっているようでございます。

で、ちょっとそれは書いてある証拠を探していたんですけども、ちょっと時間がなくて、ここに持ってきておりますのが、憲法の本で、芦部という人が書いてるんですけども、この人は、憲法の東大学派の重鎮で、数年前、多分亡くなられたと思うんですけども、いわゆる学界通説ですね。で、これ読んでおりましたら、公害規制における上乗せ条例、これの適法性である。で、学説の一般的な傾向は、法律に反してはならないという条件を緩やかに解し、法律の趣旨からして、より厳しい規制基準を条例で定めることを特に排除しているのでなければ、地方の実情に応じて、別段の規制を定める上乗せ条例は適法であると解していると。最近の法律には、その趣旨を明文で定めているものさえあるということでございます。

で、本題に戻りますと、産廃問題対策室については、一存では決めることができないということではございましたけれども、一存で決められなくても、つくる方向で一生懸命努力されるおつもりがあるかどうかという点と、あともう一つは、その科学的に危険性が立証されるならば云々ということがありましたけれども、例えば現在予定地において、その危険なのか、安全なのかということは、別に例えば業者が環境アセスをしてますけれども、市は独自にその周辺で安全性について、どんどんその調査することはできると思うんですね。これどんどんおやりになられたらいいんじゃないかというふうに思うんですけども、それをされるつもりがあるかどうかということですね。

で、あと条例のことですけれども、水道水源保全条例ではなくて、国の法律で大気汚染防止法というのがあるんですね。で、この大気汚染防止法には上乗せ条例もオーケーですよという明文の規定があるんですね。で、つまりその水俣市でも大気汚染防止条例というのをつくって見たらどうかということも思います。というのは、産廃最終処分場では大方のケースの場合、硫化水素を初め有毒ガスが出る場合というのは非常に多いんですね。ですから、こうした条例をつくることによっても、ちょっと誤解を恐れない言い方いたしますと、業者の首がどんどん締まっていくという可能性がございますので、こうした条例についても制定する方向で努力されるおつもりがあるのかどうか、その点もお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 江口市長。

○市長（江口隆一君） それでは3回目の御質問にお答えさせていただきます。

私どもの考えといたしましては、先ほども言いましたように、法律を上回る上乘せ条例、横出し条例というのは、普通無理であるというふうに思っておりますが、その中といたしまして、特例的なものというのが幾つかあるのも存じ上げております。ただ、今、議員がおっしゃいましたように、そういうところも当然今後は利用していきたいというふうに考えておりますが、何遍も申し上げますけれども、非常に財政が逼迫している中で、私どもで調査をするといった場合に、相当の経費が予想されることもありますので、当然、県、または企業からいただいた資料をもとに産廃の特別委員会等で協議をしていきたいというふうに考えております。

ただ、これはデータは県並びに企業からいただきますけれども、その中身についてはもう相当な時間と経費を要するというふうに思っておりますので、決して手を抜くことはなく、厳しい目で追求をしていきたいというふうに考えております。

それと、議員がおっしゃいますように、大気汚染防止法ですが、その関係につきましても、ただその適用というのが、現在の産廃のそういう図面とか、そういう段階で適用できるのかということを見ると、多分できた後の問題になるのではないかということで、これはできる前に拘束力がなければ、また、もしも建設の許可がおりた場合に対応を考えていきたいというように考えております。

○議長（緒方誠也君） 以上で吉田正和議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明8日に開き、一般質問並びに提出議案に対する質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時44分 散会

平成17年12月 8 日

平成17年12月第 6 回水俣市議会定例会会議録
(第 4 号)

一般質問・質疑

平成17年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成17年12月8日（木曜日）

午前 9時30分 開議

午後 2時44分 散会

（出席議員） 21人

緒 方 誠 也 君	西 田 弘 志 君	福 田 齊 君
藤 本 寿 子 君	吉 田 正 和 君	中 村 幸 治 君
大 川 末 長 君	真 野 頼 隆 君	田 中 功 君
渕 上 道 昭 君	牧 下 恭 之 君	谷 口 真 次 君
野 中 重 男 君	清 水 晶 夫 君	本 井 道 弘 君
大 川 久 洋 君	竹 下 武 義 君	岩 阪 雅 文 君
松 本 和 幸 君	松 本 満 良 君	中 山 徹 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（吉 村 明 賢 君）	次	長（久木田 一 也 君）
議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）	書	記（赤 司 和 弘 君）
書 記（岩 坂 正 輝 君）		

（説明のため出席した者） 16人

市 長（江 口 隆 一 君）	助 役（滝 澤 行 雄 君）
収 入 役（徳 富 邦 博 君）	総務企画部長（森 近 君）
福祉環境部長（吉 海 安 丈 君）	総合医療センター事務部長（葦 浦 博 行 君）
総務企画部次長（仁 木 徳 子 君）	福祉環境部次長（中 田 和 哉 君）
産業建設部次長（桑 畑 達 美 君）	水道局長（山 田 敏 博 君）
教 育 次 長（森 田 幸 治 君）	総務企画部総務課長（田 上 和 俊 君）
総務企画部財政課長（伊 藤 亮 三 君）	産業建設部商工観光課長（宮 森 守 男 君）
産業建設部下水道課長（古 里 雄 三 君）	スポーツ振興課長（栄 永 徳 博 君）

○議事日程 第4号

平成17年12月8日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1 真 野 頼 隆 君 | 1 観光振興について |
| | 2 少子化対策について |
| | 3 エコパークみなまたの健康の森に整備中の陸上競技施設について |
| | 4 野球場について |
| 2 清 水 晶 夫 君 | 1 子どもの安全対策について |
| | 2 下水道事業について |
| | 3 水俣川下流堤防の安全対策について |
| 3 野 中 重 男 君 | 1 水俣病問題について |
| | 2 環境行政の視察について |
| | 3 水俣エコタウンについて |

(付託委員会)

- | | | |
|------------|-----------------------------------|--------|
| 第2 議第89号 | 水俣市体育施設条例の制定について | (総務文教) |
| 第3 議第90号 | 水俣市立武道館条例の制定について | (総務文教) |
| 第4 議第91号 | 水俣市野外活動施設の設置等に関する条例の制定について | (総務文教) |
| 第5 議第92号 | 水俣市立蘇峰記念館条例の制定について | (総務文教) |
| 第6 議第93号 | 徳富蘇峰・蘆花生家条例の制定について | (総務文教) |
| 第7 議第94号 | 水俣市文化会館条例の制定について | (総務文教) |
| 第8 議第98号 | 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について | (総務文教) |
| 第9 議第99号 | 公有財産の処分について | (総務文教) |
| 第10 議第100号 | 市道の路線廃止について | (産業建設) |
| 第11 議第101号 | 市道の路線認定について | (産業建設) |
| 第12 議第102号 | 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第5号) | (各委) |
| 第13 議第103号 | 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) | (厚生) |
| 第14 議第104号 | 平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第2号) | (厚生) |
| 第15 議第105号 | 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号) | (厚生) |
| 第16 議第106号 | 平成17年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号) | (産業建設) |

○本日の会議に付した事件

午前 9 時 30 分 開議

○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第 121 条の規定により、宮森商工観光課長、古里下水道課長及び栄永スポーツ振興課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第 1 一般質問

○議長（緒方誠也君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は答弁を含め 1 人 70 分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、真野頼隆議員に許します。

（真野頼隆議君登壇）

○真野頼隆君 おはようございます。

自由民主党議員団の真野でございます。

さきの通告に従い、私見を交えながら、順次質問をしてまいりますので、執行部の明解なる御答弁をよろしくお願いいたします。

さて、江口市長におかれましては、1 期 4 年の任を終え、来年 2 月にはいよいよ 2 期目の選挙が待っているわけでございます。

財政難の中で、これまでよくぞ改革を断行されてきたものと敬服いたします。まさに小泉劇場の水俣版を見ているようであります。

また、最近の野党の質問を聞いていますと、産廃最終処分場の問題に集中し、江口市政に対する批判が少ないということは、野党も江口市長の政策を認めていると言えるのではないのでしょうか。政治家のそのときとった行動の批評というものは、現在の我々がするのではなく、将来の歴史によってなされるものであると、そういうふうに思います。

どうか強い信念を持たれて、これからも頑張ってくださいと、そのように思います。

それではこれより質問に入ります。

まず最初に、観光振興についてであります。

水俣の人口も3万人を割り、12月1日現在で2万9,809人であります。
少子化で定着人口の増は望めそうにもありません。そうすれば、市の活性化を考えると、交流人口をいかにふやすかが問題になってきます。

皆さんもそうかもしれませんが、私も旅が好きで、特に計画を立てるのに喜びを感じている一人です。知らない土地を初めて訪れるときは、胸がわくわくして、まるで恋人にでも会うような気持ちになります。

最近、環境学習という目的で中・高生が修学旅行で水俣を訪れますが、一様に水俣に対するイメージが海は汚れ、空はどんより雲っていて、暗いまちのイメージなんですね。しかし、訪れる人々は口々に海も山もまちもきれいですねと、そういうふうに言われます。何とか水俣を訪れる人にいい思い出をつくってもらおうと、そういう思いから、以下、質問をいたします。

A 最近、10年間の観光客入込数と宿泊者数の動向についてお尋ねします。また、その主要因をどのように考えておられるのかお尋ねします。

B 先日、水俣フィルムコミッションが設立されましたが、どのように観光振興につなげていこうと考えておられるのかお尋ねします。

C 第4次水俣市総合計画の中に観光振興の施策として、広域連携による取り組みの推進とありますが、これはどういった事業で、どのような展開を図っていかれるのかお尋ねします。

次に、少子化対策についてであります。

先ほども触れましたが、水俣の人口も3万人を割り、最近のデータによりますと、合計特殊出生率は1.68、高齢化率は28.5と、まさに少子・高齢社会の時代に我々は生きているわけでございます。

このことは年金・医療・介護など、多くの社会問題となっています。

そして今回は少子化問題にターゲットを絞り、その原因は何なのか、またどういった対策が考えられるのか、質問したいと思います。

A 少子化の現状をどうとらえ、それに対してどのような施策をとっておられるのかお尋ねします。

B 子育てできる住環境の整備はどうなっているのかお尋ねします。

C 男女共同参画社会が少子化対策に果たす役割を、どのように考えておられるのかお尋ねします。

次に、エコパークみなまたの健康の森に整備中の陸上競技施設についてであります。

この陸上競技施設の完成は市民はもちろん、特に陸上関係者、サッカー関係者にとっては、待望されるものであります。

そこで、以下4点について質問します。

A 県所有のエコパークみなまたの健康の森に陸上競技施設の整備が進められていますが、現在の進捗状況はどうなっているのか。また、完成予定はいつなのかお尋ねします。

B 照明設備の基礎はできているようですが、どの程度の設備になるのかお尋ねします。

C 完成した場合、普通一般的には完成を祝して、こけら落としが行われるわけですが、市としての計画はあるのかお尋ねします。

D 水俣市の陸上競技協会から3種公認並みの備品の要求を県にしているわけですが、どの程度まで、県の方で見てくれると聞いておられるのかお尋ねします。

最後に、野球場についてであります。

この問題につきましては、ことし3月、私と田中議員も質問しましたが、まだ形として見えてこないものですから、今回再度質問いたします。

A ひばりヶ丘グラウンドの代替地として、エコパークのソフトボール場の1面が野球場の候補に挙がっていますが、その可能性についてお尋ねします。

B 今議会の一般会計補正予算に照明設備移設工事費が計上されていますが、どこに移されるのか。また、その移転先を野球の練習場と考えておられるのかお尋ねします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 真野議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、観光振興及び少子対策については私から、エコパークみなまた健康の森に整備中の陸上競技施設については産業建設部次長から、野球場については教育次長から、それぞれお答えをさせていただきます。

観光振興についての御質問に順次お答えいたします。

まず、最近10年間の観光客入込数と宿泊者数の動向並びにその主な要因についてお答えします。

本市における日帰り及び宿泊を含めた観光客入込数は平成16年観光統計によりますと、平成7年から11年までは約71万人と、ほぼ横ばいで推移しておりましたが、平成11年からは年々減少し、平成16年は約47万人となっております。しかし、平成15年から16年におきましては、イベントの実施等により、約2,000人増加するなど、減少傾向に一定の歯どめがかかった状況となっております。

次に、最近10年間の宿泊者数の動向につきましては、水天荘を初めとした旅館の閉鎖等のため、年々減少傾向にあり、平成7年の約21万人に対し、平成16年が約11万人となっております。

ただ、本年 10 月に本市が行いました主要旅館への聞き取り調査によりますと、旅館によっては秋口以降に団体及び個人等の予約が増加するなど、明るい兆しも見えてきたとお聞きしております。

このように、これまで観光客入込数が年々減少してきた主な要因といたしましては、円高等の影響による海外旅行者の増加や、国内競争の激化を初め、近年の景気の低迷の影響などの外部要因と、本市の湯の児、湯の鶴温泉を核とした観光地が特に「おもてなし」、「遊び」、「食べ物」といったソフト面を初めとして、最近の観光客ニーズの変化に十分対応できていないことがマイナス要因となっていたのではないかと考えております。

また、本年度秋口以降に主要旅館の観光客入込数が増加したことにつきましては、市や水俣芦北観光推進協議会等の事業として、ガイドライバー研修やおもてなし研修を行った効果があらわれてきたことや、個別旅館や関係団体等の営業努力、環境学習への関心の高まりとともに、本市への視察を含めた教育旅行者が増加していることなどもプラスの要因に働いたと分析をしております。

次に、先日設立しました「みなまたフィルムコミッション」をどのように観光振興につなげていくのかについて、お答えします。

まず、フィルムコミッションの業務について、簡単に御説明いたします。

フィルムコミッションとは、映画、TV番組、CMなどのロケーション撮影を誘致したり、実際のロケをスムーズに進めるための許認可手続の代行等、ロケに関するサポートを行う非営利組織のことです。

「みなまたフィルムコミッション」は、市民、企業、行政の力を結集し、海・山・川の織りなす美しい自然景観や豊かな地域資源を最大限生かしながら、魅力的な「みなまた」をCMやTV番組、映画等のメディアを通じて、広く情報を発信し、「みなまた」を強くアピールしていくことを目的とし、去る 11 月 25 日に商工会議所、観光物産協会、青年会議所、寄ろ会及び本市の 5 団体で設立いたしました。

同日には、当団体の設立を記念いたしまして、太田黒浩一氏を講師に迎え、設立記念フォーラムを開催しましたところ、市民、関係団体を初めマスコミ関係者など、約 150 名の御参加をいただき、当団体の設立を盛り上げていただきました。

今後は、エキストラ、ボランティアスタッフ及びロケーション適地など、地域資源情報の充実を図るとともに、撮影に関する許認可手続の代行など、可能な限りのサポート体制により、スムーズな撮影に協力できるための受け入れ体制の整備を進めていくとともに、インターネットなどの電子媒体やパンフレットなどの紙媒体を活用し、私自身が代表としてマスコミなど、関係団体等へトップセールスを行い、積極的にテレビ番組、CM等のロケーション撮影を誘致することに

よって、地域イメージの向上に努め、観光客でにぎわう「フィルムツーリズム」と言われる現象に代表されるような、交流人口の増加による観光振興につなげてまいりたいと考えております。

次に、広域連携による取り組みの推進についてお答えいたします。

この取り組みは、第4次水俣市総合計画の中で、水俣型観光の確立に資するため、水俣芦北地域を核として、近隣市町等との連携を図りながら、地域間交流を促進による観光振興につなげていく事業のことであります。

近隣市町等における、それぞれの観光地が観光情報等の共有と発信を行い、周遊性を高めた観光プログラムの開発など、新たな魅力の創出を図り、本地域への観光入込客の増加を目指すものであります。

本市におきましては、このような広域連携の推進による観光振興を今後積極的に進めていくため、国土交通省の補助事業である都市地方連携推進事業を活用して、観光物産協会エコみなまと連携しながら、広域観光による地域づくりのためのプログラムを平成14年度に構築いたしました。

平成15年度からは、当プログラムに基づき、広域連携の拠点となる環境学習情報交流センターを整備するとともに、水俣芦北地域の連携による新しい周遊型観光の提案に向けたモニターツアーや、観光客の受入体制充実のため、観光関係者に対するおもてなし研修などを実施してまいりました。

さらに平成16年度には環境学習情報交流センターを拠点施設として、水俣芦北地域を核とした広域観光情報等の収集と一元化を図り、パンフレット等の紙情報を初め、インターネット等を活用しながら、観光・物産・イベント等の地域情報の効果的な発信に努めてまいりました。

今後は、当施設の案内、情報サービス機能、交流サービス機能等の機能拡充を図りながら、本市を含めた近隣市町の地域間交流がさらに促進され、教育旅行や環境学習旅行を初めとした水俣らしいツーリズムなど、水俣型観光の確立を図り、交流人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

まず観光入込客数についてですが、これは年々減ってきていると、そういう状況にあるのかなというふうに思います。その原因が、円高による海外旅行者がふえたことや、あるいは景気低迷によってももちろん、そういったことが原因で減ってきたと思いますが、それにも増して、地元の旅館の経営者の方々の努力や、あるいは市が行ったガイドライバーの研修とか、おもてなしの研修とか、そういったものが少し実を結んできたのかなと、そういうふうには思っております。

この間、平成16年の3月に新幹線が部分開業をしたわけなんですけれども、その効果がまだひとつ目に見えてこないというふうに、何か感じるんですね。そこであと5年後ですか、

6年後ですか、全線開通するわけなんですけれども、その先、やっぱりその全線開業をしたときを見越して、何かやはりこの施策を講じるべきじゃないかなと、私は思っております。

そこで、質問ですけれども、何か全線開通を見越した施策を考えておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

フィルムコミッションにつきましては、先日、記念フォーラムが開催され、大盛況であったと、そういう今報告だったかと思いますが、これは、まちの活性化に非常に私もつながると、そのように思っております。

先日、NHKのテレビドラマ、これ福岡発のドラマ、「玄海」というタイトルで、福岡のNHKの放送局が製作をしたんだと思いますけれども、最近そういった地方発のドラマの製作というのが非常に盛んではないかなと思っております。

そういった意味で、このフィルムコミッションの設立を私も本当に喜んでる一人なんですけれども、そういった意味で、また本市にとりましては、来年度は水俣病公式確認 50 年の事業を控えておりますね。そういったことで、やっぱり全世界のこの注目を浴びる年になるんじゃないかと、そういうふうに思われます。

そういった意味で、このフィルムコミッションというのは、市長が代表者で、このトップセールスをやっていかれると、そういうことですので、例えば水俣市の環境をテーマとした映画なり、あるいはテレビドラマなりを製作できるような、そういう働きかけを市長としては、ぜひ強きというテレビ局、あるいは映画会社に対して要望をしていただきたいと、そういうふうにこのことは要望をしておきたいと思っております。

それから、広域連携によるこの取り組みの推進なんですけれども、やはりこの観光振興というのは、単発的に打ち上げても、もうそれは打ち上げ花火で終わってしまうような、非常に難しい、やっぱり部分を持っているのではないかなと思っております。やはり人を引きつけるような、そういう何か仕掛けが必要であって、例えばそういう食べ物で引きつけるのか、あるいはそういう何か見るもので引きつけるのか、あるいは遊ぶもので引きつけるのか、そういった人をここに集めるような、集客できるような、何かやっぱりそういう仕掛けをやっていかないと、人はそこには集まってこない。ということは、ただ水俣市だけの、その観光力だけでは非常に難しい部分があるなというふうに感じております。

そういった意味で、この広域連携、やっぱり例えば、今、肥薩おれんじ鉄道、結局、新幹線が開業したそのあおりで肥薩おれんじ鉄道が第三セクターというふうな、そういう運営を迫られた。そうであれば、この肥薩おれんじ鉄道沿線の自治体が一丸となって、そういった広域連携によるこの観光振興というのをすべきじゃないかなと、そういうことで、これ質問なんですけれども、この肥薩おれんじ鉄道沿線の自治体及びもう少し範囲を広げて南九州における熊本、鹿児島、

宮崎、その南九州3県における他観光地との連携を促進し、観光振興につなげる考えはないかお尋ねをしたいと思います。

2回目の質問は以上であります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

○市長（江口隆一君） それでは真野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、観光入込客数のうち、宿泊客につきましては残念ながら年々減少傾向にございます。

そのため本市といたしましても、九州新幹線の全線開業に向けまして、県や地元観光協会などの関係者と連携いたしまして、観光地として、さらに魅力向上に現在鋭意努力をしているところでございます。

さらには受入体制のために、充実のおもてなし研修とか、また観光物産協会エコみなまたや株式会社みなまた等と協議会を設置いたしまして、また地元素材の活用をした新商品の開発なども現在努めているところでもございます。

今後も、このような取り組みを継続していくとともに、薬草園構想に基づく湯の鶴の湯治村づくりや海藻の森構想といった観光との連携なども、観光や、これからは健康を切り口とした個性ある温泉地づくりや、グリーンツーリズムなどの水俣らしい取り組みを確立し、水俣ブランドをつくっていききたいというふうに考えております。

また、先ほど議員御指摘のとおり、幾ら肥薩おれんじ鉄道や新幹線に力を入れましても、やはり周辺地域に、それに乗っていききたいというふうな魅力がないと使っていただけないというのが現状でございまして、そういう意味では広域型の連携というものも実は視野に入れてやっております。

また、肥薩おれんじ鉄道の沿線自治体との連携につきましては、新幹線くまもと創り芦北地域推進本部を初めとしまして、各種会議の中で県芦北地域振興局、肥薩おれんじ鉄道関係者、水俣芦北地域の行政・観光関連業者等と意見を交わしながら、現在、地域振興に努めているところでございます。

また、これは私が県議のときでございますけれども、広域連携ということで、宮崎県、鹿児島県の県議会の観光議員連盟の皆様方と熊本県の観光議員連盟の皆様方と、同一の協会もつくりまして、県境を越えた連携をとっていこうという動きも四、五年前から始まっておりまして、そこも有効に活用をしていきたいというふうに考えております。

そして、またこの熊本県内だけではなくて、先ほど申し上げましたように、出水、大口、天草等の近隣市町との観光地も取り入れたモニターツアーも実施するなど、新たな旅の提案に向けて

研究を現在重ねているところでもございます。

このほかにもるございますけれども、やっぱり行ってみたいと思うような地域にしていきたいと思いますので、今後とも市議会の皆様方からも、また御支援と御協力のほど切にお願い申し上げます。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 ありがとうございます。

私たち自民党議員団と新政同友クラブの福田議員と、9月の下旬に東北北海道の方、根室と網走の方を視察してまいったんですけれども、特に網走の方で観光振興ということにつきまして、視察をさせていただきました。

そこで感じたことをちょっと御紹介をしながら、この広域連携による観光振興をどうやって持っていくのかということについて、ちょっと質問をしたいと思います。まず網走にはすぐ市街地の上に207メートルの小高い丘があるんですけれども、天都山という小高い丘なんですけれども、そこに登ると結局もう360度パノラマが開けてます。水俣でいうと中尾山ぐらいかなという、でも中尾山よりはもっとこういろんな整備とか、そういった意味では進められているんですけれども、例えばそこに感動の道というのが、10キロか20キロぐらい総延長あると思うんですけれども、その道の両脇に25件の農家が5,175ヘクタールと、もう北海道は物すごい土地が広いので、そういったその畑を利用して、菜の花に似たキガラシというのがあるんですけれども、そのキガラシを植えて、もう本当にその道のそこを通るとき、もう菜の花畑に自分たちが、こうわあと菜の花畑の真ん中をその突っ走ってるという、そういうやっぱり旅の、この何か疲れをいやしてくれる、そういう何というんですか、ひととき幸せな気持ちにさせてくれるというんですか、そういったことで、非常にそこを訪れる人の気持ちをなごませるような、そういった雰囲気づくり、まちづくりをこの網走市がやってるということを、本当に感じたわけでございます。

また、スキー場のゲレンデを利用して、つまり夏場はスキーはしませんので、そのゲレンデを利用して、花をそこに約2ヘクタールぐらいですかね、その広さに花をアドプトプログラムによって、企業とか各種団体に協力をしてもらって、そこで花づくりをされているわけなんです。それでそこがまた一つのこの観光名所となって、そしてまた市民の人も、自分たちでそのまちづくりに参加してるんだという、そういう意識の高揚というのかな、そういうものにも非常に役立っていると。これは一挙両得だとなという、私はそういう思いから、本当にすばらしいまちづくりをされているなということを感じたわけでございます。

そしてまた網走といいますと、もう一番最初に皆さん思われるのが刑務所ですよ。今刑務所が750人ぐらい収容だそうなんですけれども、これを倍ぐらいにふやして、1,500人ぐらいの収容の刑務所をまたつくと。そしてまた80ヘクタールという、広大な敷地を刑務所用地に充てて、そ

の半分の40ヘクタールを、これは農地としたいと。農地ですから、それでそこに花を植えたいという、そういうことを網走市は考えてらっしゃいます。

それで、私がなぜこれがすばらしいかなと思ったのが、網走市の隣村に東藻琴村というのがあ
るんです。ここは芝桜で有名なところなんですね。もう公園一帯にその芝桜がそういうふうに植
えてありまして、そこに観光客が5月から6月のシーズンになるとバスが毎日何十台もそこを訪
れるというような、そういう花、そこは芝桜ということをやられています。そしてまた反対側の
この隣町の上湧別町というところでは、チューリップ公園、120万本のチューリップ公園という、
もう本当にこれは広いところなんですけれども、そういったチューリップによるまちづくりをさ
れていると。シーズンにヘリコプターを上を飛ばして上空から眺められるような、そういう観光
的なものをやられてると。ですから、その単発でこれはやるんじゃないくて、やっぱりそういった
その近隣の市町村が一体となった上で、いろんなものをそういうふうに連携を図りながら、多分
やられてるんじゃないかな。お互いに競うような感じで、こういったものをやられてるというこ
とが、やっぱり人をそこに引きつけることに、こうつながってるんじゃないかなと、そういうふ
うに思っております。

ということで、これは点というような形にとらわれるんじゃなくって、点と線、あるいは点
と面という、そういった意味合いで、この広域連携というのをやっぱり図るべきじゃないかなと
いうふうに思います。

そこで3回目の質問なんですけれども、この広域連携をやる中でも、例えば花畑、今の例は花
畑なんですけれども、そういった一つのその広域において、一つの同じテーマということによる
観光の誘致というものを図るつもりはないかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

○市長（江口隆一君） 真野議員の再々質問にお答えさせていただきます。

本市で申し上げますと、タマネギ畑のひまわりづくり、中尾山へのコスモス園、市民の皆様方
が現在アドプトで管理されておりまして、このあたりを有効に使ったらどうかというふうに思っ
ております。

また、水俣芦北観光推進協議会の補助を受けられまして、中尾山の菜の花づくり、湯の児の花
壇づくり等が現在実施されることになっておりまして、水俣管内ではもう既に実施されておしま
すし、出水市にもコスモス園、アジサイ園等もございますので、連携した観光アイテムとしての
活用も十分可能ではないかというふうに考えております。

ただ、水俣市の戦略として申し上げますと、通過地点になってもしまってもおもしろくない部
分がございますし、それと一番宿泊客のポイントというのは、シーズンオフのときに、いかにそ

ういう宿泊客を引っ張ってくるかというのが一番課題でございまして、飽和状態のときに大体全国いつもその花が咲くシーズンというのは、観光シーズンで飽和状態ですので、そこに数パーセント上げるよりも、シーズンオフのときにぱっと持ってきた方がいいということで、できればそういうオフのときに咲く花というものも、またもう一つのねらい目ではないかというふうに考えております。

大変、今貴重な御指摘をいただきましたので、今後、水俣の観光戦略の一つの目玉として、またこれからも検討していきたいと思いますので、御指導の方よろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方誠也君） 次に、少子化対策について答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 次に、少子化の現状をどうとらえ、それに対してどのような施策をとっておられるかとの御質問にお答えいたします。

議員も御承知のとおり、少子化は本市だけの問題ではなく、日本全体の問題であります。

1人の女性が一生の間に生む子どもの数の目安として、合計特殊出生率がありますが、日本の現在の人口を維持するためには、2.08でなければならないと言われております。しかし、昭和50年に2.00を下回って以来、低下を続けており、平成16年には一昨年に引き続き、過去最低の1.29という低い数値となっております。

本市におきましては、平成14年において、国が1.32、県が1.50、市1.68ということで、国・県に比べては高い状況ではありますが、年々出生率が低下しているところであります。

本市におきましても、少子化が進んでいる要因といたしまして、人口減少、結婚や家族に対する価値観が変化し、未婚化と晩婚化が促進されていることなどだと考えております。

本市の未婚率につきましては、国勢調査によりますと、男性が上昇傾向にあり、女性が減少傾向にありますが、全体としては、平成2年で20.30%、平成7年で20.55%、平成12年で20.59%となっており、やや上昇傾向にあります。

また、夫婦の出生力も低下しており、その最大の要因は子育て費用の上昇にあるとも考えております。

また、核家族化や都市化の進展により、育児に関して親族や近隣からの支援も受けにくくなってきており、母親の孤立感や不安感が増大していると考えております。

そのような現状の中、本年3月に策定しました水俣市次世代育成支援行動計画に基づき、昨日の牧下議員にも答弁いたしましたとおり、少子化対策として、さまざまな子育て支援を行ってきているところであります。

そのほか、乳幼児医療費の助成につきましては、本市では対象児童を3歳児までから小学校就学前まで拡大しており、また市の国民健康保険に加入されている方を対象とした出産育児一時金受領委任払制度を、いわゆる病院への立てかえ払いをしなくて済む制度を設けるなど、経済的負担の軽減に努めているところであります。

また、保健センターでは乳幼児健診のほか、母親学級や両親学級、育児相談・発達相談等を実施し、育児不安等の解消に努めているところであります。

また、市内保育所におきましても待機児童ゼロであり、入所は十分可能な状況となっております。今後とも保健センターやこどもセンターを初め、関係機関と連携をとりながら、子どもを生みやすい、育てやすい環境づくりを進めてまいります。

次に、子育てのできる住環境の整備はどうなっているかについてお答えします。

現在、本市において子育て世帯が優先的に入居できる公営住宅はございません。これは公営住宅法により、そのような制度及び規定がないことによるものですが、どうにか方法はないかと苦慮を重ね、優先的に入居させる方法を見つけ出しました。

本市における少子化対策の観点からも、子育て世帯のための住環境を整備していくことは必要と考えております。

一定の所得はありながらも、たくさんの児童を育てている世帯については、公営住宅法におきまして、低所得世帯と同様になりますので、このような世帯が低廉な家賃で、安心して生活を送れる住環境を整備してまいりたいと考えております。

具体的に申し上げますと、一戸建てにすることにより、さまざまな子育て世帯の需要に対応し、また、隣接入居者とのトラブル防止にもつながります。

ベビーカーや三輪車もゆったりおけるスペースの設置、そして地元産材をふんだんに使用した木のぬくもりのある家、バリアフリー住宅等、全国でもめずらしく、その魅力ある住環境の整備を行っていきたいと考えております。

今後の整備につきましては、18歳未満の児童が3人以上いる多子世帯等の優先入居が認められている特定目的公営住宅を活用することにより、働き盛りの子育て世帯を水俣に集め、人口増加、人口流出防止とともに、若者定住促進にもつながる子育て世帯の住環境の整備に取り組んでまいります。

また、公営住宅の建設を活用し、地元の建築関係業者の方々の技術及び材料を集約したモデル住宅の建設を考えております。

水俣独自の新しい工法による低コスト住宅建築を目指すことにより、建築関係者の技術力向上及び人材の育成、ひいては市外への営業力向上にもつながると考えております。

住環境の整備により、少子化への対策だけではなく、多面的での向上を目標とした広視野で住

宅政策を行ってまいります。

次に、男女共同参画社会が少子化対策に果たす役割をどのように考えておられるのかという質問にお答えします。

平成14年に本市で、市民1,000人を対象とした男女共同参画に関する市民意識調査を実施しました中で、少子化の要因を尋ねたところ、やはり女性が働きながら子どもを育てる条件や環境が整っていないと感じる人が70%近くに上りました。このことについては、さきの御質問でお答えしました水俣市次世代育成支援行動計画を中心とした施策を実施しながら、着実に推進しているところです。

2つ目の要因としては、38.8%の人が育児に対する精神的、肉体的負担が大きいということを挙げておられます。このことは核家族化が進み、地域社会とのつながりが希薄になりつつある中で、家事、育児、介護を含めた生活全般において、女性への負担が大きいという現状が見えてまいります。少子化が進む現在では、子どもは地域の宝であり、ひいては日本の将来を支える大事な人材であります。

このことをいま一度皆さんで再認識していただき、家庭、地域、行政が一体となって子育てをサポートしていかなければなりません。

そうすることにより、子育てを楽しいものと考え、仕事を続けながらも生き生きと、自分らしく生きていけるのではないかと考えます。

また、3つ目の要因としての、出産や育児に対する男性の理解や協力が足りないということについて、女性は25.2%、男性は11.5%がそうであると答えておりますが、この両者間には14ポイントもの開きがあり、女性と男性の意識の違いを浮き彫りにしております。

このことがまさしく本市における男女共同参画社会づくりの課題であるにとらえ、これまで主として女性が担ってきた子育てについての意識を見直し、男女がお互いに家族の一員として、家庭生活におけるさまざまな活動を協力し合える環境を整備していくことが、本市における少子化への歯どめの第一歩となると考えております。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 少子化は本当に大きな社会問題にこれからなっていくだろう、そうなりつつあるのかなというふうに思うわけでございます。それでもやはり子育てがしやすいように、いろいろ行政としてはバックアップしていかなければいけないだろう、そういうふうにも思います。

そこで延長保育を初め、放課後児童健全育成事業など、国の補助事業から、今度はそれが交付金化されているものが、ことしからたしかそういうものがあるんじゃないかなというふうに聞いております。そういう、もし交付金化されていても、今までどおり保護者の負担につながらないように、何とか市でこれまでと同じような、そういう施策を講じてほしいと思いますが、いかが

お考えかということについて、まず2回目の質問をしたいと思います。

それと住環境の整備なんですけれども、働き盛りの人にとっては、やっぱり一戸建てのマイホームを持つということが、皆さんの本当はそういう夢なんだろうけれども、なかなかやっぱりそういう子育てのときには、非常にお金もかかるし、すぐすぐには持てないというのが現状ではないかなというふうに思っております。

そういったことで、例えば市営住宅に入ろうかなと思ってても、今の市営住宅の入居の方法はみんなもう公平、公正にということで、結局、抽せんによる入居ということになっているわけでございまして、そういうことからすると、なかなか自分の思いどおりに、その安い市営住宅にも入れないと。そういうことであれば、何とかこの優先的にやっぱり入れるような、そういう市営住宅の確保というのが必要になってくるのではないかと思います。

先ほどの市長の答弁では、そういった方向で今後していきたいということなんですけれども、今回、また白浜の第2期工事、あるいはこれから月浦の福祉ニュータウンに市営住宅、そして県営住宅も建設の予定があります。そういったところに、何とか働き盛りの、そして子どもを複数抱えてる、その若年層の世帯が優先的に入れるように、そういったところを、どちらかを整備すべきじゃないかなと、そういうふうに思いますが、その点に関していかがでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

それと男女共同参画社会の果たす役割というのは、今後本当に大きいものであるというふうに、私も理解をしております。

その少子化の要因の一つに、先ほど述べられてましたけれども、女性が働きながら子どもを育てる条件や環境が整っていないと、そういうふうに、それが70%もそういうふうに思われている。そうであれば、その一つの方法として、育児休業を気兼ねなく取れるような、そういう体制づくりというのが、今度男女共同参画社会の一つの役割になってくるんじゃないかと、そういうふうに思っております。

そういうことで、この育児休業について、公務員の場合は育児保障というのが確立されているのかなというふうに思いますが、なかなか民間企業では、その育児休業をその会社の経営者に気兼ねなく取るということは、非常に経済疲弊とか、そういったことから非常に難しいのかなと思っております。

そこで、この育児休業が民間でも気兼ねなく取れるように、その男女共同参画社会で、今度、懇話会が何か審議会というふうな形にかわって、これから発足するみたいですが、その中で、広くこの企業に対して呼びかけるような、そういうこの働きかけを考えられないかということをお尋ねしたいと思います。

2回目の質問は以上です。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

○市長（江口隆一君） それでは真野議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどお話がありましたとおり、延長保育を初め、これが補助金から交付金にかわってくる。それと補助率も下がったということでごさいますて、そういう意味で、もう補助率が下がりましたので、市にとって大変財政的には厳しいんでありますけれども、できるだけ子育て中の市民の皆様方の負担にならないように努力をしまいたいというふうに考えております。

また、児童手当及び児童扶養手当につきましても、来年度から3分の1に国庫負担が引き下げられるということでごさいますて、これにつきましても、また市民の負担にならないように努力をしまいたいというふうに考えております。

それと子育て支援の住環境整備につきましても、白浜団地は現在建てかえ中ではございますけれども、建てかえ整備以前の入居者世帯の戻り入居というものを中心に考えていかなければなりませんので、子育て世帯のための整備はもう困難ではないかというふうに考えております。

しかし、月浦の団地におきましては、現在、新規で計画中ということでごさいますので、多子世帯等の優先入居が認められます特定目的公営住宅を活用しました整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、今後とも本市の住宅事情や需要等を考慮しながら、併設予定の県営住宅につきましても、要望をしまいたいというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 森総務企画部長。

○総務企画部長（森 近君） 男女共同参画における民間企業における育児休業が取れるようにできないかということで、審議会あたりで論議をしていただきたいということですけど、議員おっしゃるように、まだ民間の方では、なかなか育児休業を取っていくということ、またその制度自体も十分理解されてない部分があると思います。そういったことにつきまして、今回設置をいたしす男女共同参画審議会の中で十分論議をしていただきながら、市内の各事業所とか、企業におきましても育児休業が取れるように、特に男性の育児休業が取得できるような体制ができないか、そういったことも含めまして、今後論議しながら普及に努めてまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 一昨日の新聞だったですかね、熊日新聞に東京日の出町が少子化対策としてゼロ歳児から小学6年生までに1人に月1万円のクーポン券を支給すると。それは学用品とか、給食費とかなんかいろいろそういうことにあてられるそうです。以前何か出てましたね。金券だったですかね。何かそういうのがありましたですけども、いろいろ各自治体、その少子化対策にいろいろその苦勞をされて、いろんな施策を講じられていると思うんですよ。でも、ただそれだけでい

いのかなという部分は、私もどっか心の中にあります。というのが、昔よりは現在の方が経済的にも豊かになったし、そしてまた食料的な部分からでも非常にもういい、栄養価とか、そういうものを考えても非常に子育てしやすい、本当はそういう状況じゃないかなと。ただ、だからなぜ子どもを生まないかというのは、そういう経済的な問題だけじゃないと、私は、それは別のところに本来、何か本当はあるんじゃないかなというふうに感じる部分があるんですね。ですから、今度は男女共同参画社会、これは非常に何かそういった少子化対策の問題をいろいろこう議論する中では、非常にこの男女共同参画社会の占めるウェートというのは、非常に大きなものになるだろうと思っております。ですから、このことはまだ、私も今度、私も今総務委員会ですから、その担当の委員会ですので、もっともっとこのことに関しましては議論をしていきたいと思います。これで終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、エコパークみなまたの健康の森に整備中の陸上競技施設について答弁を求めます。

桑畑産業建設部次長。

（産業建設部次長 桑畑達美君登壇）

○産業建設部次長（桑畑達美君） 次に、エコパークみなまたの健康の森についての御質問で、現在、陸上競技施設の整備が進められているが、進捗状況はどうなっているのか。また完成年度はいつなのかの御質問にお答えします。

水俣湾埋立地は平成2年に水俣湾公害防止事業で埋め立てが完成し、そのうちの22.8ヘクタールを水俣広域公園として都市計画決定されております。

質問にあります健康の森は、街のゾーンに含まれ、現在、熊本県において整備が進められております。

健康の森について熊本県にお聞きしましたところ、進捗状況は事業費ベースでは平成17年度末で98%の整備率とのことでありました。

また、完成年度につきましては、平成18年度中に整備が完了するとのことでありましたが、供用開始の時期につきましては、平成19年4月からになるとの回答でありました。

次に、照明設備の基礎はできているようだが、どの程度の設備になるのかとの御質問にお答えします。

御質問にあります基礎につきまして、熊本県にお聞きしましたところ、この基礎の上にはシェルターをつくり、その中にベンチを据えらるゝとのことであり、グラウンドの周囲に4基のシェルターが設置されます。

照明につきましては、そのシェルターの屋根に設置するとのことでありましたが、明るさはシェルター周辺を照らす程度の明るさであり、グラウンドを使用できるほどの明るさではないとの回

答でありました。

次に、完成した場合、市としてのこけら落としの計画はあるのかとの御質問にお答えします。

こけら落としにつきましては、施設が熊本県の所有であること、またこれまで竹林園や潮騒の広場など、完成された際にも個別には実施されていないことから、現状では市として実施する予定はありませんが、今後、エコパークみなまたの全体が完成した時点で、熊本県がこけら落としを行うかどうか、意向を伺いながら、市としての対応を検討してまいりたいと考えています。

次に、3種公認並みの備品要求を県がどの程度まで見てくれるのかとの御質問にお答えします。

熊本県にお尋ねしましたところ、現在、平成18年度当初予算に3種公認並みの備品を要求したところで、現段階でははっきり言えないが、できるだけ要望に沿えるよう取り組みたいとの回答でありました。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 陸上競技場施設の供用開始が19年4月というふうに、今述べられましたけれども、当初の予定からいくと2年ほど早くなったのかなと、21年で大体全体の事業のその完成予定でしたから、それよりは2年ぐらい前倒して使えるということですから、そういった意味では2年も早くなったのかなという、本当は喜ばなくちゃいけないんでしょうけれども、我々として、やっぱり1日でも早いという、やっぱり早いその何か使用というのかな、そういうのを期待していたものですから、何とかこのことに関しましては、1日でも早いこの使用ができるように、これ要望しておきたいと思います。

また、照明設備なんですけれども、ナイター設備、競技ができるような設備ではないということでしたが、せいぜいジョギングができるぐらいの、そういう明るさの確保というんですか、そのくらいは何とか要望したいなと思います。競技は非常にやっぱりその大きな照明等をつけてというのは、非常にやっぱり基礎的な部分、そういうので構想上非常にやっぱり難しいのかなというふうには感じておりますので、せめてジョギングぐらいはできるように、そのぐらいの照明の確保をしていただきますよう、これ要望しておきたいと思います。

次に、こけら落としなんですけれども、非常に現状では考えていないと、あそこは県の施設なんだと、市の施設ではないと。市が建てた施設であればでもいいよという、そういうことだったかなと思うんですね。でも使用するのは9割以上は多分水俣市民なんですね。そういうことを思うと、何かやっぱりこう完成を祝って、何かやっぱりそういうオープニングセレモニーみたいなものを何かやりたいと、そういうふうに思ってるんです。例えば、陸協関係者の方は、何かそういうふうなこけら落としをやりたいということで、例えば旭化成の陸上部を呼んで、そして何か競技をしたり、あるいはその後に陸上教室などを開いて、そういうものをやりたいと。そしてサッカー関係者がどういうふうと考えてらっしゃるかわかりませんが、私の考えとし

ては、例えばあそこが完成した記念に南九州３県対抗の高校生の試合をやるとか、大津高校とか、ルーテルとか、もちろん水俣高校、水俣工業も含めて、あるいは鹿児島県の鹿児島実業、宮崎の鵬翔など、有名な、もう全国的に有名な、そういう学校が南九州にひしめいているわけですから、そういった大会を開くことによって、小・中学生がまた集まってきて、そこに一つのそのスポーツ振興という大きな役割を私は果たすんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

ここで２回目の質問なんですけれども、そういった各単一の協会がそういったこけら落としなもの企画したときに、市としてどんなバックアップをしていただけるのかということをお尋ねしたいと思います。

４番目の、この備品に関しましては、陸協の方から県の方に要望しているわけなんですけれども、今３種公認並みで一応要求しているわけなんですけれども、これはぜひ、ほぼ認めていただけるように、市としても県の方にそういうふうに強く要望をしていただきますようお願いいたします。

質問は先ほどのこけら落としに関する件の１件です。よろしくお願いします。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

○市長（江口隆一君） 真野議員の再質問にお答えさせていただきます。

大体、今お話聞いておりますと、大会を開くことで経済効果がたくさんあるんじゃないかということでございますが、その分、補助を出しますと、どっちが上かということを当然計算しなければなりません。

それともう一つ、これまで財政の健全化ということと、大変財政が逼迫をしてきたということで、そういうスポーツの大会には現在のところ補助を出さないような体制になってきておりますので、なかなかよほどの理由がない限り、例外をつくるということは厳しい状況であります。ただ、これはちょっと冷たい言い方になるかもしれませんが、御自分たちで大会を開くということについては、もうやぶさかではございませんので、やっていただければというふうに思っておりますし、また活用する方策としては、水俣芦北振興基金等もございますので、そういうものも取るためには、当然我々としても協力をしていきたいと思っておりますし、県の方につきましては、部分的にいろんなエコパークの工事が完成してきておりましたけれども、一度もそういう落成みたいなことはやっておりませんので、我々の方から、真野議員の質問を受けるに当たりまして、そういう問い合わせをしたところ、全く検討したこともなかったということで、びっくりされておりましたが、市といたしましても要望を続けていきたいというふうに思っておりますので、また今後もお支えいただければというふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 森田教育次長。

○**教育次長（森田幸治君）** 先ほどセレモニーをしたいとか、お話がありましたので、私たちとしても、例えば陸上競技協会とか、市のサッカー協会などが、その行事をされる場合には、とても大変素晴らしいことだとは思っていますので、そのような努力に対して、精いっぱい何らかの応援ができないか、今後検討していきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○**議長（緒方誠也君）** 真野頼隆議員。

○**真野頼隆君** 今そうやって単一の協会で、いろんなことを企画した場合、水俣芦北地域振興基金とか、そういったもので応援をしてくださると、そういったものを使ってできるんじゃないかなあということだと思います。

そしてひばりヶ丘グラウンドが結局、警察署が買うということで、そこで一つの新たなこの資金、スポーツ振興基金というのが、私は一つ生まれてくるんじゃないかなというふうにも思っていますので、そういったものを使って水俣芦北地域振興基金、あるいはスポーツ振興基金というものを使われて、何らかの形で少額でもいいですから、そういった形で気持ちを示していただきたいということを要望しまして、この件に関しては終わりたいと思います。

○**議長（緒方誠也君）** 次に、野球場について答弁を求めます。

森田教育次長。

（教育次長 森田幸治君登壇）

○**教育次長（森田幸治君）** まず、ひばりヶ丘グラウンドの代替地としてエコパークのソフトボール場の1面が野球場の候補地に上がっているが、その可能性についてはどうかとの御質問にお答えします。

平成16年、水俣市野球連盟は、吉永和世熊本県議会議員を通じて、熊本県にエコパーク水俣潮騒の広場への野球場設置を要望されました。

その後、平成17年2月に熊本県から本市に対して、要望についての経過説明があり、あわせてエコパークを利用される各競技団体の意見調整を図るよう助言がありました。

本市では、市野球連盟の要望等を伺うとともに、関係する団体にお集まりいただき、意見調整を図った結果、D面への野球場整備の同意を得ることができました。

現在、エコパーク水俣潮騒の広場のD面に野球場を整備する中での管理運営や、安全面及び施設構造上の問題点などについて、県港湾課と協議を進めております。

野球場の整備は、本市の長年の課題であります。新たな用地の確保は財政的にも非常に困難で、ひばりヶ丘運動場の代替策として時間的な余裕もない状況から、エコパーク水俣潮騒の広場が最適の場所であると考えており、今後とも実現に向け鋭意取り組んでまいります。

次に、照明設備の移転先について、またその移転先を野球の練習場として考えているかとの御

質問についてお答えします。

本議会補正予算に計上しました照明設備移設工事は、ひばりヶ丘運動場のナイター照明設備のうち2基を水俣第三中学校グラウンドの日本一長い運動場側に移設するものであります。

移設後は、他の施設の使用状況を踏まえ、また現在水俣第三中学校グラウンドを利用している団体との調整を図りながら、ナイターの野球練習場として活用していきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 野球場に関しましては、ただいま県と協議の段階にあるということなんですけれども、県がまだ何というか、許可を出さないのであって、決してこの計画がだめになるということではないんですね。その点をもう一度お尋ねしたいと思います。

それと、現在ひばりヶ丘グラウンドを水俣第一中学校の野球部が練習場として、現在使っているわけなんですけれども、警察署の工事が始まった場合、大分狭められていくんではないかなあと思っております。

そういうふうになることで、じゃどこで今度は一中の野球部は練習をすればいいのかということが問題になってくるかと思いますが、その代替策は何かお考えなのか。この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

森田教育次長。

○教育次長（森田幸治君） それでは2回目の質問にお答えします。

先ほどのことですが、先ほど述べましたけれども、エコパーク水俣の野球場設置の件につきましては熊本県から水俣市へ説明があったことが始まりでありました。

現在、設置を前提に交渉を進めている状況です。

従いまして本市としましては、長年の懸案事項でありました野球場建設については、ひばりヶ丘運動場の代替策の両面から、今後もこの計画は進めていく予定であります。

続いて、水俣一中の練習場についてということなんです、現在の練習会場は変更せずに、残された広さのひばりヶ丘運動場の中で、野球の練習ができるように工夫して、使用してまいりたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、10間休憩します。

午前 10 時 39 分 休憩

午前 10 時 50 分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水晶夫議員に質問を許します。

(清水晶夫君登壇)

○**清水晶夫君** 連日御苦労さまです。

日本共産党市議団の清水です。

通告に従いまして、私見を交えて質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

今、市民の皆さんの中では、暮らしや福祉・医療・教育など、また、平和の問題を考えると、どの問題をとってみても、今後、改革、改憲の名のもとに悪い方向にどんどん改悪されているようで、不安で、心配でならないと、多くの市民の皆さんが語られておられます。

これからの暮らしを守る運動、平和を守る運動の大切さをつくづく感じさせられます。

また、本市における環境問題を見てみましても、関西訴訟に基づく水俣病被害者救済問題、さらには、今大問題になっております産廃場建設計画、企業理念に立って、計画を許すのか、断念させるのかという深刻な問題があります。

私は水俣病でどん底に突き落とされた、この水俣の苦しみを教訓として、二度と悲惨な産業病の悲劇を繰り返すことのないよう、このことが問われている、この正念場において、市議会決議どおり、ちゅうちょなくこの計画阻止の運動を全市民的に、積極的展開を図っていくことが、水俣の明日を子どもや孫たちの代を含めて、大事にしていくことにつながる道だと思いますし、多くの市民の思いも同じだと、私は確信をしております。

環境モデル都市、その名にふさわしい安心・安全な水俣づくりのため、市議会の名にかけても頑張り抜く決意が今、私たちに求められているのではないのでしょうか。

そういう思いをしながら、質問に入ってまいります。

まず第1に、子どもの安全対策についてであります。

私は3年前の9月議会で、神戸市須磨区で起きた小学生殺傷事件、また月ヶ瀬村で起きた少女殺害事件、埼玉の連続通り魔事件、特に大阪の池田小学校事件などについての教訓から、本市として主に学校での安全対策について、どう対策を講ずるべきかについて質問をいたしました。

そのときに前宮本教育長は、次のような答弁をなされております。

この事件は、子どもたちが楽しく学べる場であるべき学校の安全性や、危機管理体制が問われた事件であり、学校での安全確保についての日々の学校管理体制のあり方や、家庭を含めた地域ぐるみでの安全確保の取り組みの重要性など、改めて認識をしたところであり、対応策については、池田小事件の直後に児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理について調査を実施した。それをもとに、各学校で職員の危機管理体制の見直しや、施設・設備などの点検がなされ、死角の原因となる障害物を撤去し、見通しをよくしたり、門扉などの修理などの対応をしてきました。

また、各学校では来訪者のリボン着用、通用口の一本化、防犯ブザーの教室設置、玄関への防

犯カメラの設置などの対応をしてきた。特に不審者への対応については警察の方を招いて研修をし、緊急事態に備える訓練をしたところであり、学校における最重要事項は、何をおいても子どもの命を守り通すということでもあります。今、開かれた学校づくりを推進していく中で、地域と連携し、地域の教育力を最大限に生かすことが学校に求められています。本市でも、今まさにこのことを重点事項として、各学校に取り組んでいただいているさなかであります、こういうふう

に答弁をされました。

大阪の小学校における子どもの殺傷事件から、その教訓、本市における対策、今後における学校教育現場における安全対策の最重要点について、これまで熱心に対策を講じられ、本市として大事件になるようなことは発生することなく、子どもの安全・安心を守ってきていただいた関係者の御苦勞に感謝を申し上げたいと思うわけであります。

しかし、皆さん御存じのように、今日でも子どもに対する凶悪犯罪が連続して発生しております。奈良での小1 女児殺害事件、広島市安芸区での、あるいは栃木県今市市の小1 女児殺害事件と、相次ぎ凶悪事件に底知れない怒りを禁じ得ません。

そこで、お尋ねをいたします。

A 小・中学生を取り巻く一連の凶悪犯罪について、教育委員会としてはどのように受けとめられておられるのかお尋ねをいたします。

B これらの犯罪に対する学校内の対策は十分とられてきていると思われるのか。また、最近の状況下での見直しが必要と思われる点はないかお尋ねいたします。

C 外部者による誘拐・殺人などに対する対策はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

2 番目には、下水道事業についてであります。

この問題を取り上げたのは、何年前に、ある下水道工事を終えた地域の方と、この水洗化になった地域の人と話をし、この人が言っておりました。お金がかかったけれども、近所の汚れた排水口が消え、環境がよくなった。もっと早くやるべきだったというふうな話や、また、下水道認可地域であるのに、業者の認識不足といいますか、そういうことから合併浄化槽を取り入れてしまったために、補助対象から外されてしまっているという、こういう特異な例などがあってのことから、また、私のいる白浜・馬込線の地域では、40 軒を超える世帯があるのに、水洗化が進んでいないこともあり、どのようになっているのだろうということで取り上げた問題であります。

そこで、お尋ねをいたします。

A 現状及び普及率についてお尋ねいたします。

B 市内で下水道施工予定区域となっていたところが、区域外に変更になっている状況があり

ます。今後、その区域居住者はどのような対応になるのかお尋ねをいたします。

C、今後の下水道事業についての課題についてお尋ねをいたします。

3つ目であります。水俣川下流堤防の安全対策について。

水俣大橋から下流の築地側は台風時や大雨のときなど、常時地元消防車が駆けつけるなど、また、住民はその都度武道館などに避難しないといけない状況が続いてまいりました。

3区地元のまちづくりの長年の課題とともに、私も常に気がかりなこともありまして、平成15年12月議会で浸水被害対策を一般質問で取り上げ、執行部に要望をしてきたところであります。市の担当者の御努力によって、県を動かしていただき、このたび堤防のかさ上げが実施されることになりまして、今でき上がっております。

そこで、お尋ねをいたします。

A 水俣大橋下流左岸（築地側）の浸水対策の堤防のかさ上げに伴い、現状では住宅地側からの排水対策が必要になっております。熊本県との対応では、どのようにこの問題を考えられているのでしょうかお尋ねいたします。

B 水俣川と湯出川の合流点（小崎）から、水俣川河口に至る両岸の安全対策の検証について、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 清水議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、子どもの安全対策につきましては教育次長から、下水道事業については私から、水俣川下流堤防の安全対策につきましては産業建設部次長から、それぞれお答えをさせていただきます。

○議長（緒方誠也君） 子どもの安全対策について答弁を求めます。

森田教育次長。

（教育次長 森田幸治君登壇）

○教育次長（森田幸治君） 清水議員の小・中学生を取り巻く一連の凶悪犯罪について、教育委員会としてどのように考えているかとの御質問にお答えします。

御承知のとおり、ここ数年間に全国で子どもが犠牲となる事件が続発しております。先ほどもありましたように、大阪池田小学校の事件を初め、奈良の小学生誘拐・殺人事件など、幼い命が犠牲になっています。中には長崎で発生した中学生による幼児殺人事件のように、子どもが加害者となる事件も起こっています。このような子どもをめぐる凶悪事件の続く中、先月、広島県で起こった事件では被害者が小学校1年生の女兒であったこと、下校中に起こったこと、遺体がダ

ンボールに入れられて遺棄されていたこと、加害者が被害者の生活圏内に居住する人物であることなどから、社会全体が非常に大きな衝撃を受けました。栃木県今市市の事件も同じだと思っています。

水俣市では子どもたちを犯罪から守るために、従前から警察との連携による登下校の巡回や避難訓練の実施、子ども 110 当番の家の設置、防犯ブザーの所持などを進めてきました。

今回の事件においては、地域住民の目撃証言が犯人逮捕の大きな決め手になったと聞いております。

教育委員会としましても、これを重大な教訓として、各学校に対してこれまで以上に地域との連携を推進し、学校が地域社会全体と一体となって子どもたちの命を守るシステムをつくっていくよう指示しているところです。

水俣では、これまでのところ大きな犯罪被害は発生しておりませんが、このような犯罪はいつでも、どこでも起こり得るものと想定し、常に緊張感をもって一層の安全対策を学校とともに講じていきたいと考えております。

次に、犯罪に対する学校内の対策を見直す点はないかとのお尋ねにお答えします。

子どもをねらう犯罪がいつどこで発生するか予測は困難ですが、各学校ではあらゆる可能性を想定して、危機管理マニュアルを策定し、徹底し確認をして非常事態に備えているところです。

学校内での発生に対しては、事件発生に備えた訓練や児童・生徒への指導などが、定期的に実施されています。そのような教職員の訓練や組織的対応、児童・生徒への日常的な指導等により、どの学校においても最善の対応が行われているものと考えています。

しかし、学校外で事件が発生した場合には、そこが教職員の目の届かない場所でもあり、日常の訓練や指導がどの程度効果をもたらすものか、現実にはかりがたい面もあるのも事実です。しかしながら、学校職員による毎日の巡回指導等は人員配置上難しいこともあり、必然的には地域や保護者の皆様に頼らざるを得ないことが課題となっています。

地域・保護者の方々による通学路パトロール等が実施されている学校があります。その場合、日常の学校運営が地域・保護者の皆さんから信頼されるものでなければ、協力が得られることはありません。「学校は頑張っている」という信頼感が地域全体で子どもの安全を見守っていこうという風土をつくります。そして、そのことが犯罪の抑止のつながっていくのです。

その意味では、学校外の犯罪防止に地域の力をおかりできる信頼される学校づくりに一層励むことが重要であると考えているところです。

次に、外部者の誘拐、殺人等に対する対策はどのように考えているかとの御質問にお答えします。

学校の防犯体制については、各学校とも危機管理マニュアルを作成するとともに、警察署から担当者を招いて不審者対策として迫真に迫る実演を交えた避難訓練を実施しています。あわせて

施設設備等の点検を毎月実施し、死角の原因となる障害物を撤去したり、犯罪防止のために見通しをよくしたり、門扉などの修理等、これも継続して対応しているところです。

さらに来訪者の名札の着用とか、それから通用口の一本化をすることで不審者を見きわめることに留意をしています。

防犯ブザー、それから笛を教室に設置、それからインターホーン、それから玄関への防犯カメラの設置等、それとさすまた、人的、物的対応をしています。そのほかに必要に応じて防災無線の活用も図っているところです。

また、登下校時における安全指導として、複数での下校や日没前の下校、不審人物に声をかけられたときは大声を出して逃げるなどの指導を各学校とも確実に実施しております。

本年11月から来年2月まで地域ぐるみの学校安全体制づくりとして、元警察官の方を地域学校安全指導員にお願いし、水俣一小、水俣二小、水俣二中校区で、月・水・金の週3回子どもの登下校時間帯にパトロールを実施してもらっています。

さらに中学校区ごとの青少年健全育成組織の機能を高めることによって、地域での一層の安全確保が図られていくものと思っています。

子どもを狙った犯罪が全国で発生しているという現実を厳しく受けとめ、今後もあらゆる関係機関と連携を保ちながら、子どもたちの安全確保を期していきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 御答弁ありがとうございました。

2回目の質問に入ります。

今、御答弁いただきました内容を前提にしながら、私見を交えて話しますけれども、私たちを取り巻く社会の中で、こういう凶悪犯罪の事件については、時間が経過していく中で認識が薄れがちになりやすいということ、これはよく言われることでありますけれども、大阪の池田小事件以降、本市の教育現場では、今、森田次長話されましたように、そういう大きな犯罪に至るような状況にないということ、教育委員会を初め、各学校担当者の努力によって事件が発生することなく、今日まで来てるということに私は敬意を表したいと思いますし、主にはこの日常的啓発活動というのが非常にこの大事になってくるというふうに思います。

今、私はその日常的な学内、あるいは学外における教育委員会を初めとする先生方のそういう日常的な努力があってこそだというふうに思いますが、今、その努力の中身という点で、どういふふうなものなのかということで質問をしようというふうに思っておりましたが、今、森田次長の対応策というのが示されましたので、あえてその点については省きたいというふうに思います。

それで特に今、11月から2月にかけて警察の方を呼んだりして、指導員の講習などもやるというふうなことなども細かな対応策が示されましたので、ぜひそういう一つ一つの取り組みを大

事にして安全確保に努めていただきますよう、今後とも要望をしておきたいというふうに思います。

そういう中で、一連の凶悪犯罪を見る限り、学校内はもちろんのことではありますが、ごく身近な事件で見られるのは、先ほど数々の事件の話もありましたように、やはりこの通学路というものを狙われた犯罪が出てきている。特に最近はそれに対する対策が求められているというふうに思います。通学路対策ですね。文部科学省もおととい、6日ですか、全国の教育関係者に安全対策の通達を出したというマスコミの報道がありましたが、まさにこの点だというふうに思います。

栃木県の今市市の場合、目撃者の少ない場所が選ばれているとか、広島安芸区の場合は逆に住宅密集地でお互いを余り省みないという、そういう中で、かなり周到に考えられた事件が発生してくる、こういうふうに思います。弱い立場の低学年の女儿がターゲットになるわけで、登下校の通学路対策というのは急いだ見直しが求められているということで、その対応が迫られております。

そういう中で、これら犯罪のあった近隣の町でマイクロバスを下校時などに運行をして対策をとっているところがあるというふうに思えば、また子どもの登下校に保護者が、もちろん一緒に子どもについて送り迎えをするというような、非常にこの大変な対策がとられております。子どもが登下校する中で、特に下校時など、寄り道もできないほど社会不安となっていること自体、今の社会の乱れた一面を見る思いがしてなりません。しかし、そういうことはあっても、幼い大事な命を守るという命題ですから、学校と保護者、地域社会、その中でもやはり警察を含めて、がっちりした対策をとる必要があることは言うまでもありません。

水俣において登校時もそうではありますが、特に下校時対策の試みで、何かさらに具体的な考えがないか、例えばマイクロバスの問題だとか、非常にその下校時はまちまちですので、掌握というのがしにくいということもありますけれども、一緒にまとまって各地域の方面に、マイクロバスなどのこの対応策というのが考えられないものなのか、この点についてどうなのでしょう、ちょっと質問をこの点でしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

森田教育次長。

○教育次長（森田幸治君） 今、議員さんからいろいろ話がありましたけれども、学校でもかなり努力をしております。例えば、学校によっては低学年が早く帰ります。2時半とか3時ごろですね。そういうときには担任がついて途中まで送っていくとか、そういう努力も結構してくれています。それからあと、これは二小での取り組みからも広がっているんですが、お散歩隊とか、それから声かけ隊とか、もう自分の家の前で子どもが通るときには声かけていただくとか、それから散歩している途中に声をかけていただくとか、それから腕章をつけていただいて散歩してもらうとか、そういうことで努めてやっているところです。

これからもPTAともっと協力体制をつくっていかねばいけないと思ってます。昨日、県の教育事務所の所長を呼んでの会議がありました。その中でも通知が出てきました。きょうは芦北、水俣の校長会ともそのことについて徹底をすることで話をしております。それから来週は市の校長会議でさらに徹底をしたいと考えておりますが、その中で、一番徹底的にしているのが通学路の安全点検、それから登下校対策、それから通学路の安全マップを作成すると、これも現在つくってはおります。これも見直しをしていきたいと。それから地域の関係の方にも周知をし、協力をお願いする。それからボランティア組織をこれからつくっていこうかということですね。

先ほど質問にありましたマイクロバスの活用については、まだちょっとそこまでは考えられませんが、それ以前のソフトの面でできることを精いっぱいやっていきたいと思っています。

水俣の子どもはやっぱり水俣で守っていくという気持ちを、みんなで持っていいただければと考えておりますので、そのようにこれから進めていきたいと思っています。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 今、下校時における対策等についても、深く御配慮をいただいて、そういう子どもの安全を守る対策の実現に向けて努力をされているという姿がよくわかりました。まあそれで、確かに一つの思いつきのなということではなくて、実際、近隣市町村で、事件のあった近隣市町村でそういう対策も地域によってこうとられているということですね、ひとつ参考にしていただければという思いで、提供したわけではありますが、確かにマイクロバスを出しているところでも、年間予算というのは5,300万とかなんかやっぱり必要になってくるとかということも言われておりますので、それをそっくりそのままという、そういうことなく、そういう工夫、あらゆるそういう工夫してやっていこうではないかと、子どもの命を守るためにですね。そういう思いです。御了解をいただきたいと思います。

そういうことで3回目については要望としておきます。

○議長（緒方誠也君） 次に、下水道事業について答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 次に、公共下水道事業の現状及び普及率の状況についてお答えさせていただきます。

本市の公共下水道事業は、昭和50年度に都市計画決定を受け、現在7期認可変更を終えて、全体計画区域面積695ヘクタールのうち、平成15年度から平成19年度までに、主に水俣川右岸を中心に384ヘクタールを整備計画区域として事業を実施しているところであります。

平成16年度末までの整備状況につきましては、汚水の供用開始面積は305ヘクタールで、下水道普及率が44%、水洗化率が73.7%となっております。

次に、市内で下水道施工予定区域となっていたところが、区域外に変更になっている状況があります。今後、その区域居住者はどのような対応になるのかについてお答えします。

お尋ねの区域であります白浜市営住宅から旧火葬場に向かう地区につきましては、当初から計画区域外でありまして、区域の変更はいたしておりません。

なお、区域外の対応といたしましては、個人設置の浄化槽設置整備事業による汚水処理をお願いすることになると考えております。

次に、今後下水道事業の課題についてお答えします。

課題といたしましては、下水道事業の公債費の増大による経営の圧迫及び繰入金金の増加にあると考えております。

公債費に関しましては、しばらくは現在の水準で推移する見込みであり、今後、効率的な建設投資と使用料収入の確保を図る必要があります。

下水道施設の建設につきましては、現在、下水道への設置希望者が多い地区を重点的に整備しておりますが、最終的な全体計画区域についても、現在の人口や市街地での人口分布、施設の増改築の必要性等を踏まえながら、平成 19 年度の認可変更申請時に全体計画区域についても投資効果を再検討し、必要に応じて区域の見直し考えております。

また水洗化率は 5 年前の平成 11 年度末に約 69 %であったのに対し、平成 16 年度末では約 74 %となっており、おおむね順調に伸びております。

今後、人口減少に伴い整備済み地区内の接続人口が減少しますと、使用料収入の減少も懸念されます。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 2 回目の質問に入ります。

私の住んでる地域のことを言って申しわけないんですけども、白浜市道 4 号線、これがさっき市長も言われました白浜のポンプ場から馬込に至る旧火葬場下につながる道路沿いの区域になるわけですけども、以前は家も少ないというところでしたけれども、住みついて約 40 年近く私なるんですけども、今では約 40 軒を超える住宅地になっております。新築のところは合併浄化槽を設置されているところもありますけれども、設定区域内なのか区域外なのか、これがはっきりしないままで私自身がつかみ得ないということもありましたので、変更になったのではないかというふうな言い方をしているわけですけども、そういうことがわかりましたので、私が今指摘したところは下水道認定区域外ということに示していただきました担当者の地図によりまして、はっきりうかがい知ることができましたので、変更になってきたという点については、訂正をしたいというふうに思います。

私の家の上に猿郷団地があるわけですが、この猿郷団地への下水道工事の行われていたころ、

関係者というふうに思われる方から、そのうちにお宅たちの方へもつながっていくんではないかというふうな話も、そういう機会があったというふうにも思う気持ち、はっきりした話なかったんですけども、そういう話もちょっと耳にしたということもあって、区域外であったにもかかわらず区域内というふうに、この定かでない事情を頭に入れたために、そういうことになったということがございます。

何はともあれ、区域内、区域外が明確でなかったことを今日はっきりしましたので、そこで、お尋ねをいたします。

以前、認定区域に入ってなくても40軒を超える家並みのところについては、環境をよくする立場で区域内に変更して水洗化する考えはないか。

確かに増改築等の状況なども見て、再検討をするということもあるかのような答弁の受けとめ方をしたんですが、そういうことだというふうに認識をしてよろしいのか。そういうことで、認定区域外にあっても、今後の見直しで、例えば私どものいるその40軒を超える家並みのところなどについては、検討の対象になるのかどうなのか、そこら付近はどうなんだろうというふうに思いますので、御答弁をいただければと思います。

2回目の質問です。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

桑畑産業建設部次長。

○産業建設部次長（桑畑達美君） 第2の質問に御答弁させていただきます。

先ほど第1の答弁でございましたように、19年度に区域の見直しを行うということで予定しておりますので、その段階で、そういう家の連担のぐあいとか、そういうものを踏まえまして、検討をしてみたいというふうに思います。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 ぜひ御検討をお願いをしたいと思います。

私たちと同じような条件、話のあるところでは市内の中にも幾つかあるというふうに思っております。今日、現在、区域外で家を建てる人は、合併浄化槽にしなければならないという条件があるやに聞いておりますが、そういう条件があることが早くからわかるようなサービスがあっていれば、30年も40年もくみ取りで済ませるようなことはなかっただろうというふうに、それは住民の側の対応の仕方、そして行政として、そういう点での、区域外におけるその対応の仕方などを啓発もされてきたというふうに思うんですけども、そういう情報公開ですね、これについて、今後そういう該当地域には広報紙などで知らせていくというような徹底の仕方、こういうのが必要になってくるのではないかなと。特に関心を寄せているところであれば、市報に基づいてそういう情報公開が出たら、ああここは区域外になって、下水道の対象にならないんだとい

うふうなことなどが情報がしっかりつかめるというふうに思いますので、そういう情報公開のあり方について、今後そういう市民に対しての区域外、区域内の徹底、これをぜひ明確に市民にわかるようにしていただければという思いがありまして、この件について質問をいたしますので、よろしくお願いします。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

桑畑産業建設部次長。

○産業建設部次長（桑畑達美君） 今、清水議員から御質問ございましたように、区域内外におきましては、当然整備の仕様が異なっております。

これにつきましては、昨日、牧下議員にお答えしたとおりでございますけれども、計画の区域を定める場合には、地区の説明会等を開きながら区域を決めているわけでございますけれども、今後につきましては、やはり年月がたってまいりますと、なかなか自分のところがどうなのかという部分も確かにございますので、そういうものにつきましては、広報紙とか、地区の説明会等を通じまして、周知を図ってまいりたいというふうに思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣川下流堤防の安全対策について答弁を求めます。

桑畑産業建設部次長。

（産業建設部次長 桑畑達美君登壇）

○産業建設部次長（桑畑達美君） 次に、水俣川下流堤防の安全対策についての御質問の中で、水俣大橋下流左岸（築地側）の浸水対策工事に伴う排水対策についてお答えします。

初めに、本工事は以前から梅雨や台風時に水俣川河口付近は水位の上昇、あるいは満潮時と重なったときに堤防を超え、住宅地の浸水被害が発生する状況にありました。

地区住民並びに関係者の浸水対策への強い要望があり、これまで熊本県にお願いしてきましたところ、平成17年度水俣川単県自然債河川改修工事により、施工延長約400メートル、かさ上げ高約50センチを10月中旬に工事着工し、平成18年1月末ころの完了を目指して実施をしているところでございます。

御指摘の排水対策につきましては、県へお尋ねしましたところ、工事施工中の最下流から上流へ約200メートルくらいの箇所が降雨時にかさ上げ工事により、排水先がないとの心配から、かさ上げコンクリート部分に逆流防止弁つき排水管を10メートルごとに設置し、水俣川に排出することで対処できるものと聞いております。

次に、水俣川と湯出川との合流点から水俣川河口に至るまでの両岸の安全対策の検証についてお答えいたします。

県へお尋ねしましたところ、水俣川は市の中心部を流れる県管理の2級河川で、県の地域防災計画の重要水防区間として位置づけられているとのことでした。

河川の安全対策としましては、初めに、河川における安全利用点検を実施しており、本年度も梅雨前の5月に点検を行い、異常は認められなかったとのことでございます。

また、通常パトロールも実施されていると伺っております。

次に、芦北地域振興局においては、震度5以上の地震、大雨、洪水、高潮、土石流等の大規模災害が発生した場合に、お互いが連携し、迅速な被災状況の把握や災害対応を的確に行い、その後の復旧活動を円滑、かつ効率よく実施するために、社団法人熊本建設業協会芦北支部と協定を平成17年8月に締結し、緊急時の体制の整備に努めているところです。

整備につきましては、河川改修事業を昭和55年から着手し、現在は広域基幹河川改修計画で、平成25年度までの完了予定で緊急性の高い箇所から順次整備をされている状況であります。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 御答弁いただきまして、2回目の質問に入りますが、今御答弁で、5月にたしか検証もされたというふうなことが言われましたし、まず、この1級も2級河川もそうですけれども、河川法に基づいて、その定期的に、例えば年に1回とか年に2回とか、あるいは5年に1遍どとか、こういうふうな何か法律的な立場で検証をして、それを県の方に報告をしなきゃならないとかという、そういう何かかた苦しい話ですけれども、そういう何かあれがあるのかどうか、ここら付近はちょっと質問をしてみたいというふうに思いました。

それと熊本県、言うなら芦北振興局との合同した検証ですか、これがこれまでの歴史の中で一緒にやられてきた、そういう経験といいますか、そういうあれはなかったかどうか、この点についても、知り得る範囲内で御答弁いただければと。

そしてこれまで、特に前回の台風時のやつで武道館の下石垣が壊れるだとか、それから白浜側の河川の底、根元のところなどの改修などもやられましたけれども、その都度その都度対応はされてきているというふうに思います。県と連絡をとられながらですね。そういうこともありまして、改良計画なども含めまして、平成25年ですか、整備をやっていくというふうな話もありましたけれども、この今の時点に立ちまして、水俣の中心的な市街地を流れる、この水俣川の見直しをして、一番この弱点に考えられるようなところ、特に思うのは、アメリカのニューオリンズのあの堤防決壊の、同じような条件だとは思いませんけれども、特にああいう事件などを見ますと、私たち水俣のこの2級河川ではあるけれども、この市街中心を流れる水俣川が本当にそのちょっとした手を入れたところで、補修をされながら保たれてきているという、そういう現実を立て、あの言うならば台風時とか、大雨のときなど、あるいはそういう状況に濁流が流れるあの勢いなどを考えますと、本当に弱点になっているところ、それがあれば今までも補修とか、強化工事などされてきているんだというふうに思うんですけれども、この今の時点に立って、そういうこの水俣川ではやっぱ、ここら付近は特に注意しておかんといかんのじゃないかなという思

いが、執行部であられるとすれば、そこら付近の御検討というのはやられているのかどうなのか、全体的な水俣川のですね、今の実情に沿ったところでの強化策として、そういう弱点になるようなところはないのかどうなのか。そこら付近、ないならないで私も安心するわけですが、ここら付近については、もっと県とも打ち合わせながら、十分やっぱり検討をして、水俣でそういう堤防欠壊などがないようにやっぱりしていきたいなという、そういう思いでも結構ですけれども、その点についてはどうなのでしょう。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

桑畑産業建設次長。

○産業建設部次長（桑畑達美君） 河川法での義務づけがないのかということでございますけれども、河川法の中で、明確に規定はされてはおりません。おりませんけれども、洪水や高潮等による災害の発生が防止され、また流水の正常な機能が維持されるように、これを総合的に管理することにより、国土の保全、公共の安全を維持するということになっておりますので、まあ規定はされてはおりませんけれども、そういう点検も一つの手段であるというふうに認識をいたしております。

それから熊本県の方と水俣市で合同でそういう点検とか、そういう対策はとってないのかということでございますけれども、基本的に2級の河川でございまして、県の方で日常的なパトロールを行ってもらっているということで、特段、合同でのそういう点検なり、対策なりということはやっております。

それから河川の中で、そういう特に危ないところとか、そういうところはないのかということでございますけれども、部分的にはございまして、卑近な例としましては、白浜にお住まいの、白浜側におきまして、一部護岸の上部が沈下をしているというところがございまして、これにつきましては、県に対して今改修の要望を行っているということでございます。

それから河川全般に通じて、危険なところはないのかということでございますけれども、これは御承知のように、どこがどうということはありませんけれども、部分的に蛇行している部分とかいうところとかはですね、そういう状況によっては、そういう危険もあるのかなということで、一昨年7月に豪雨災害がございまして、その後に田子ノ須馬場地区から陳情がございましたけれども、あれもまさにあの地区の人たちが実際の状況を見て、ここはちょっと危ないぞと、これは自分たちで何とか考えねばいかんということで、そういう状況を踏まえて県の方に陳情されたということで、河川全般を通じて、もちろん行政としてそうですけれども、地域の皆さんもそういう危機意識を持って、皆さんで地域住民みんなでそういう災害を防止するぞという意識がやっぱり醸成されてきているのかなと思いますので、部分的にどこが危ないということは今のところはつかんでおりません。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 はい、わかりました。

この質問を取り上げた中で、武道館側の堤防に立って、ちょっと眺めて、どうなんだろうということで見たんですけども、たしか白浜側といいますかね、この前は大型ダンプも通さないということで、川底の改修ですか、あそこは白浜アパートとか、前田プロパンとか、日当パーマだとかある、あの何というか、堤防帯といいますか、で、武道館側から見たら、ちょっとやっぱりこのずっと相当下がっている感じがですね、何か受けるんですよ。確かにあそこ工事もされて、まあどういう工事をされたのかなというふうな思いも同時にしたんですけども。確かにずっと堤防を見ていきますと、あそこはかなり沈んでいるなという、そういう印象を受けたもんですから、今、言われた地域というのは、その辺を言われているのかなというふうに思うんですけども、それが即災害につながるというふうには断定できませんけれども、私が今指摘したようなところについて、若干何か気になるところがあるのか。堤防の確保を、安全な確保をしていくために、そこら付近が注目点なのかなというふうに受けとめていいのかどうか、その点どうなんでしょう。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

桑畑産業建設部次長。

○産業建設部次長（桑畑達美君） 議員御指摘のように、堤防が部分的にちょっと沈下をしているというところもございます、やはり今の水俣川、警察の前とか、そこら付近を見ていただければわかるんですけども、護岸の堤防の根石がちょっと抜けたりとか、緩んで欠壊しそうな、欠壊までいきませんが、ちょっと緩んでるという部分がございますので、そういうところについては一応根固めという形で、ある一定部分の高さから、コンクリで包み込んでやってるという形で補強をしていくのが通常の今のやり方でございます。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 以上で清水晶夫議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時48分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○**野中重男君** 日本共産党の野中重男です。

市民生活の安定と市政の発展を願う立場から質問いたします。

早速、質問に入ります。

1、水俣病問題について。

A 現在までの水俣病認定申請者の人数についてお尋ねいたします。(水俣市、熊本県、鹿児島県の人数について)

B 熊本県と鹿児島県の認定審査会は委員のなり手がなくて、現在休止していると聞いています。これは不作為状態ですが、なぜ再開できないのか。

また、以前、認定審査会委員だった人たちはどのような理由で再任を受託しようとしていないのか。

さらに、審査会が再開したら、従来どおり環境省が示した昭和 52 年の判断条件で審査していくのか。

今後の再開に向けた見通しはどのように聞いているかお尋ねいたします。

C 環境省は本年 10 月から新保健手帳という制度を始めました。この手帳への申込者の人数について。(水俣市、熊本県、鹿児島県の人数について)

D 新保健手帳申込者のうちで、認定申請者の何人ですか。(水俣市、熊本県)

E 市長は私の以前の本壇からの質問に対し、水俣病問題の解決は政治決着しかないと答弁されていますが、市長が言われる政治決着とはどんな制度で、どのようなものを考えておられるのかお尋ねいたします。

2、環境行政の視察について。

A 平成 12 年度からの環境対策課の視察対応数をお尋ねいたします。

B 平成 12 年度からの環境クリーンセンターの視察者数と、そのうちの宿泊者数をお尋ねします。

3、水俣エコタウンについて。

A これまでエコタウンに立地した企業の中で、みなまたエコタウン協議会に入っている企業について、企業名と操業開始年月についてお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○**議長(緒方誠也君)** 答弁を求めます。

江口市長。

(市長 江口隆一君登壇)

○**市長(江口隆一君)** 野中議員の御質問に順次お答えさせていただきます。

まず、水俣病問題については私から、環境行政の視察については福祉環境部長から、水俣エコ

タウンについては産業建設部長から、それぞれお答えをさせていただきます。

水俣病問題について順次お答えをさせていただきます。

まず、現在までの水俣病認定申請者数の人数についてお答えします。

関西訴訟最高裁判決以降の公害健康被害保障法に基づく認定申請者は、本年 11 月 24 日現在で、熊本県 2,317 人、そのうち水俣市 318 人、鹿児島県 1,053 人であるとお聞きしております。

次に、熊本県と鹿児島県の認定審査会について順次お答えします。

認定審査会については、国の法定受託事務として、それぞれの県が実施している事務であります。なぜ再開できないかについてであります。委員の任期が満了し、その後任命できていない状況にあるため、再開できないとお聞きしております。

次に、以前の認定審査会委員はどのような理由で再任を受託されないかについては、他の委員の動向を気にされたり、最高裁判決に関するそれぞれの考えをお持ちであったり、さまざまな理由があるとお聞きしております。

次に、審査の再開は、昭和 52 年の判断条件で審査していくのかにつきましては、今後、判断基準についてはどのようにするのか、認定制度を所管する環境省において検討されるべきものであるとお聞きしております。

次に、今後の再開の見通しについてどのように聞いているかについてであります。再開の見通しについては、両県において環境省とともに早期再開に向けて全力で努力しておられるとお聞きしております。

次に、新保健手帳の申請者の人数についてお答えします。

新保健手帳の申請者は、11 月 24 日現在で、熊本県 567 人、鹿児島県 152 人であり、熊本県のうち水俣の人数は市町村ごとに集計されておらず、把握されていないと熊本県から聞いております。

次に、新保健手帳申請者で認定申請者の人数についてお答えします。

新保健手帳申請者で、認定申請者は 11 月 24 日現在で、熊本県 95 人であり、そのうち水俣市の人数は地域別で集計されておらず、把握されていないと、熊本県から聞いております。

次に、政治決着とはどんな制度で、どのようなものを考えているのかについてお答えします。

まず、この御質問は、昨年 12 月議会において、野中議員が、関西訴訟の最高裁判決を市長はどう受けとめているかと質問されたのに対して、行政が新たな施策で水俣病の全面解決に取り組むためには、政治的決着以外に方法はないと私が答弁したことに対して、政治解決と質問されたものと思います。

野中議員の 6 月議会の質問でもお答えしているとおり、水俣の全市民が水俣病の被害者だと私は思っております。政治解決は、水俣病の発生・被害地域という特殊性を考慮し、被害者救済を含む地域振興に係る特別措置法を制定されて措置される等いろいろあるとは思いますが、すべて

の被害者が納得でき、地域社会の中で安心して暮らしていけるよう、水俣病公式確認から 50 年を迎える節目の年にふさわしい救済で、将来に禍根を残さない内容であるべきと考えております。

これまで水俣病問題の早期解決と、被害者救済と、地域振興策の 3 つに重点を置き、関西訴訟の判決以降、国、国会議員、県、県議会の方々、それぞれに幾度となく要望をしまいましたが、その一つとして 8 月末に、私からの呼びかけで芦北町・津奈木町・御所浦町と、鹿児島県の出水市や東町の首長・議長合同で初めて環境大臣及び熊本・鹿児島の両県知事、両県議会議長あての要望を行いました。

また、11 月中旬には、芦北町・津奈木町と合同の水俣・芦北地域振興推進協議会による第 4 次水俣・芦北地域振興計画推進に係る提案書の中で、水俣病対策を特別提案事項として環境省を初め、内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、総務省等へ要望してきたところです。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 数字は今おっしゃったとおりだと思います。

認定審査会の再開等のところも、今、御答弁いただいたとおりなんですが、市長が言われる政治決着を今答弁いただいたんですけれども、こういうふうにおっしゃいましたね。全市民が被害者だという意味ですよね。幾つかあるんですが、その水俣病の被害者という場合、全市民であるということを科学的に立証する方法は何とっておっしゃいますか。私は少なくとも社会的に被害者として、水俣病被害者として認知されるためには、お医者さんなり、あるいは認定審査会なりが、あるいは裁判所なりが、水俣病被害者であるということを認めた人が、水俣病の健康被害者だと私は思っているんですが、市長が言われる、その全市民が健康被害者だとおっしゃるのか、水俣病の健康被害者だとおっしゃるのか、それとも広義で、広い意味でその被害者とおっしゃるのか、そこがよくわからないんです。前回の議論でもわからなかったんです。

ですから、私がここで申し上げているのは、健康被害についてを持ってらっしゃる方について、どうそれを救済するのかということが、私は被害者救済問題を語るときの、僕は主語だと思っているんですけれども、その考え方を改めておっしゃってください。僕は論理をすりかえるものだと思いますけれどね。全市民が被害者だということで、健康被害者をその中に含めてしまって、健康被害者について何も語らないというのは、論理のすりかえだと思いますが、その定義を改めておっしゃってください。これが 1 点目です。

2 点目、今、数字をおっしゃっていただきましたけれども、両県で認定申請者の数が 3,400 人、保健手帳の申込者が 700 人、合計で 4,100 人ですよね。去年、最高裁判決が出たときに熊本県が政策を出されました。かつて、この不知火海沿岸に 47 万人くらいの人たちが住んで影響を受けたのではないかと。新たに 2 万 6,000 人近い人たちが何らかの対策が必要ではないかということをもとに、環境省だとか、関係省庁、総理大臣含めて

提案されてるわけですけども、私は今のこの4,100名近く出てるというのは、熊本県が去年出された政策を裏づけるすそ野の広さが示されているというふうに思いますけれども、このたくさんの人たちが名乗り出てきているという事態について、どういうふうに思っておられるか。これが2点目です。

3点目です。52年の判断条件については、その環境省などが決めることという、それは決めることそのとおりなんです。答弁されたとおりです。水俣市が何ら何か物を申し上げることではないというふうに思います。それはそのとおりでいいんですが、通常、行政一般に引き戻してちょっと考えてみたいと思いますが、行政施策がされた、それは国家含めてですよ。国の機関、県の機関、市町村議会で行政施策がされた。その施策が最高裁判所で一部分は否定されて、そうではない部分もまだあるよということで、三権分立の1つの機関である司法の最高裁判所が物を言っているのが、今の水俣病をめぐる事態なんです。

それで一般論に置きかえて、それを一般論に置きかえて議論したいんですが、行政施策を行って、それが司法機関から是正なり、あるいは否定されて、憲法に基づく政治であれば、いわゆる憲政の常道だと思いますが、私は行政が行う政策は変えられるべきだというふうに思うんですけども、それが憲政の常道ではないかなと思うんです。例えばですよ、衆議院とか参議院の選挙があって、定数更正の問題がよく議論されます。法定でも議論されて、高裁、地裁、あるいは最高裁で判決が出ます。そこで判決が出たら、次の国会では速やかに区割とか定数を変えて、必ず実施します。それをしないと憲法違反ということになっちゃうからです。ですから、少なくとも最高裁が何らかの形で判断した行政施策については、それに沿って改められるのが憲政の常道だと思うんですが、私はそのように考えるんですけども、市長はどのように考えられますか。これが3点目であります。

4点目です。先ほど数字を言っていたように、認定申請者が3,370で、保健手帳申請者が719人いて、熊本県で保健手帳申請者のうちの認定申請者の数が95人でしたよね。ですから3,370から95人は減ったのかもしれませんが。ですから2,980くらいになったのかもしれませんが。しかし圧倒的多数の認定申請者は残ってるということなんですよ。環境省は当初、保健手帳を出せば、認定申請者が保健手帳の方に流れてくるんじゃないか。そうすると認定業務そのものをしなくてもいいというもくろみが、いろんな人たちに話を聞きますと、あったように思えました。しかし、今のこの被害者の流れからすると、とてもそういうふうに思えないですね。保健手帳に流れるようになってません。私は環境省のもくろみは外れたんじゃないかなというふうに考えてるんですけども、このことについては、つまり保健手帳に多くの人がいってなくて、医療費だけではなくて、ちゃんと被害者として救済を受けたいんだということで、認定申請をそのまま維持されている事態については、どのように思われるか。これが4点目であります。

それから、政治決着のところ、私が一番最初に質問申し上げたのは、政治決着とおっしゃいましたので、関係省庁にいろいろと陳情されてるとするのは、今、御答弁いただきました。市長が考えられている政治決着の制度とはどういうふうにつくるんですかというのを私聞いたんです。政治決着の中身はどのようなものを想定されてるんですかというのを聞いたんです。そのことについては、いろんなところに陳情してるというのはありましたけれども、具体的な話がなかったと思いますので、その点についても、もう一度御答弁いただいていいでしょうか。

以上で2回目終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

○市長（江口隆一君） こちらの方の質問の方がすべて網羅できておりませんが、とりあえず私が今きちっと書きとめたことだけ答弁させていただきたいと思います。

まず、野中議員がおっしゃる健康被害者と地域の被害者というのは、すりかえだということでございますが、全くそういうことはないというふうに思っております。健康被害者だけが被害者という野中議員の考え方の方に私は異議があると。異論があると、少し変ではないかという思いがございます。ただ、私の場合、健康被害者とはどういうものかという、当然健診をして、健康被害者だと認定された方が認定者であるというふうに思っております。しかし、政治的決着というものは、当然この地域の方々が多くの方々、すべての方々が納得できるような、そういうものを引き出したいという思いで政治的な決着が必要ではないかというふうに申し上げました。

ただ、その制度について、我々がどうのこうの言うことではなく、当然国・県の方にも、きちっと地元の思いを伝えながら、少しでも多くの方々が納得できるようなものを、この地域にとって幸せ、市民の方々、またこの被害を受けられた方々が幸福になるような、そういうものを引き出したいという思いで言っておりますので、私の立場から具体的に申し述べるような立場ではないというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 2回目の質問についてお答えさせていただきます。

認定申請者等の数がふえたことはどう思うかということだったと思いますけども、これにつきましては、最高裁判決後、認定申請者が各方面から上がってきたことはお聞きしておりますけれども、その理由につきましては当然申請をしたいという方がやっぱりいらっしゃったということだと思います。

それから最高裁判決の違憲判決が出た場合は、行政施策としては改正されるというのが一般的であるというお尋ねでございましたが、今回の認定基準等の問題につきまして、環境省の方では、国の現在の認定基準が違憲であるというふうな判決が出てないんじゃないかというふうにお聞き

しておりますし、その辺は環境省の判断のとおりだと思っております。

それから保健手帳の申請者が719人、うち熊本県の認定申請者が95人、それから鹿児島県の方が、またそのうち何人かいらっしゃるわけですが、保健手帳の申請者が少ないのはなぜかということですが、まだ保健手帳の申請につきましては、始まったばかりでございますし、今後、国の方でも、県の方でもまたいろんな広報をしていくと、そういうふうにお聞きしていますので、今の段階ではこういった数字なのかなというふうな認識でおります。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目ですので、最後の質問になっちゃうんで、迷ってるんですが、市長はさっき、一番冒頭に御答弁なさったときに、認定者が被害者だというふうにおっしゃいましたよね。今言われたでしょう。じゃその前に、10年前に、平成7年に政治決着がありましたよね。政治解決ありましたよね。健康被害者は水俣病被害者とおっしゃったんですよ。健康被害者だけが被害者ではないと、ほかにも被害者がいるというのは、市長のおっしゃるとおりです。私も水俣病の病气としての健康被害者と一般的意味でもいろんな被害者がいるというのは、広義で言えばそういう方がいらっしゃるというのは承知してます。一番最初に申し上げたとおり。

私は健康被害者ということで議論をずっとしてきたんですけども、健康被害者ではなくて、いわゆる一般的な広義の被害者ということで議論が変わったもんですから、それはそうじゃないんじゃないですかというふうに申し上げたんです。その議論の流れの中で、被害者は認定者が被害者だというふうにおっしゃったと思うんですけども、そういうふうに考えますと、平成7年に与党合意で政治決着して1万数千人、保健手帳含めると1万3,000人ぐらいの人たちが何らかの救済をされました。それこそ加害者が賠償金等を出して、あるいは医療費も出して、療養手当も出して、今給付されているわけですけども、この人たちはいわゆる健康被害者ではないんでしょうか。これが1点目です。

2点目、部長が御答弁いただいたところなんですけども、判断条件のところですよ。部長おっしゃるように、環境省の判断条件が違憲だとかいうふうに言われたわけじゃないんです。52年の判断条件というのはそもそも法律ではありませんので、違憲という判断はあり得ないことなんですけど、行政の施策の一つですから、法律に違反してるか違反してないかを、最高裁は判断を下したわけではありません。

判断条件については、それはそれで水俣病の患者と言えると。そのほかに、いわゆる水俣での本体の原因であるメチル水銀中毒として、患者は存在するんだ。その部分の人たちにも賠償責任があるという判事したのが最高裁判決なんです。ですから判断条件以外に最高裁が認めた患者がいるということが確定したんですよ、判決で。だから私が申し上げたいのは、判断条件は判断条

件である、最高裁が示した病像と賠償金額もある、これをちゃんと考慮して、行政施策として政策を変えていかなきゃいけないんじゃないですかということを私は申し上げたつもりだったんです。これについては、どのようにお考えになるか、見解を示していただきたいと思います。これが2点目です。

それから3点目です。最近の新聞を見ますと、12月6日付で手元にあるのは朝日新聞なんですけれども、潮谷知事は就任に前向きな考えを示す委員もいるが、全体としては依然厳しい状況というふうにおっしゃっております。

それから、知事は訴訟への対応について、国と協議する必要かあるが、症状の有無や程度の判断は裁判所の判断を仰がざるを得ないということによってらっしゃいますね。事実だけちょっと示しておきます。

それからもう一つの新聞、同じく本年12月6日付の熊本日日新聞ですけれども、ここでも国との協議は必要だけれども、一人一人の症状の有無や程度は、裁判所の判断を仰ぐしかない。同時に、この前後の新聞記事で、依然かつて審査会は開かれてない状況だし、保健手帳の数は今言われたとおりだし、事態を打開できる方向はどの新聞見ても、知事の県議会の御答弁を聞いてもありません。ですから、今起きているすべてのことを総合的に考えてみたんですが、環境省が、熊本県がどのように今動かれてみても、僕は先は見えてると思ってます。どういうふうに見えるかという、1つは、公害健康被害補償法は認定申請してから少なくとも2年以内には処分しないといけない。処分というのは認定するか棄却するかどっちかです。それを処分というんですが、処分しないといけないというふうになってます。これは、いわゆる待たせ賃訴訟で最高裁判決で確定しています。これを超えたら不作為と言われるんですね。ちゃんとやるべきことをやらなかったから不作為なんです。不作為になると、そこで損害賠償が発生します。請求すれば。ですから認定審査会がない状態で、既に去年の11、12月に申請した人はもう1年たってます。ですから2年以内に三千何百人の人が処分できるという見通しはほぼたちません。ということは、不作為状態が改めて発生するということなんです。これは避けられない事態だということでもあります。

もう一つは、最高裁判所の判決と福岡高等裁判所の判決がありますから、今訴訟にたくさんの方が参加されてますが、知事のさっきの県議会での答弁にありましたように、裁判所の判断を仰がざるを得ないということは、裁判所では認められる人が出てくるでしょうということを前提に判断を仰がざるを得ないということなんです。ということは、ほぼ負けることが前提になってるんです、この答弁というのは。そうじゃないというふうに思われるかもしれませんが、少なくとも最高裁が示した病像、あるいは福岡高裁が示した病像に合致するという人は下級裁判所ですから、水俣病として認めざるを得ないんですよ。少なくとも上級審の判断を下級審の判決が

超えることはあり得ません。という事態ですね。ですから今そのチッソにしても行政にしても、先が見えてる事態をどう一日も早く解決するのが僕は問われてるんじゃないかなと思っています。これは人道上でもすし、加害責任上もそれが今求められてるんじゃないかなというふうに思ってます。これが一つの視点です。

もう一つの視点は、水俣市にとって、水俣市政にとってこの問題がどのように影響するんだろうかということで考えてみました。

初日に水俣市の環境都市宣言が平成4年の6月に市議会でも当時の議員の皆さんによって喧々譁々の議論がされまして、立派なものがつくられたと、紹介があったとおりです。私も改めて見直してみましたけれども、ほんとによくまとまってて、感動すら覚えるような中身でした。そして、それがあって平成7年に政治決着があって、被害者救済問題が平成8年8月までにほぼ決着ついたんです。それからですね、水俣市の環境モデル都市づくりが急速に進むという流れをとっていると思うんです。そう考えると、この被害者の救済問題をどこかに置いて、水俣が従来掲げてきた環境と経済がマッチする産業都市、あるいはその環境のまちづくりというのは、僕はあり得ないんじゃないかなと思っています。だって、よその人たちが見た場合ですよ。確かに水俣はいろんな取り組みをやっているかもしれないけれども、一番肝心の水俣病被害者のところについて、まだ決着ついてないのに、どこが環境都市なんだいということが、私は言われるんじゃないかなと思います。

水俣が日本に有名、あるいは世界で有名なのは水俣病という病気が発生した都市だからです。この一番根幹の本体問題が解決しなくて、水俣の僕は次の発展は本当にどうなるんだろうという危惧を持ったりもしています。そういう意味でも、今、水俣の市政に携わる市長を初め、あるいは私ども市会議員初め、あるいは市井の方含めて、この問題をどう決着するかが、これからの5年、10年、それこそ20年、50年後の水俣を築いていく上で、根幹になってくる部分ではないかなというふうに私は考えるんです。この点での市長の見解をお尋ねしたいと思います。

以上3点です。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

○市長（江口隆一君） ただいま野中議員の再々質問にお答えさせていただきます。

いろいろお話を聞いておりますと、最高裁の判決を巡っていろいろと解釈が違うところ、また県知事の意見等も随分また認識が違うところがございます。ただちょっと私、議員のおっしゃりたいのが、国・県に責任ありということの判決が関西訴訟で出ました。ですから水俣市はまだ問題が解決していないということでございますが、国・県に責任ありと判決が下ったことについて、水俣市としてできることは何かということを考えてときに、私どもの立場を超えたところの問題

でもございますので、当然、市民、また健康被害を受けられた方、被害者の方々の思いを少しでも国・県にきちっと伝え、また完全決着に向けて努力をしていただくということが、私どもにとってできることのひとつじゃないかというふうに考えまして、そういう面で、国・県にこういうふうにしなさいとなかなか言っても、できにくい立場でもございますので、政治的決着という言葉を使わせていただきました。

また、今回の 50 年事業の中の一つでも環境省の方からもお話あっておりますが、グループホーム等についても、私が市長に就任以来、この関西訴訟の判決が出る前から、ずっとお願いをしていたことございまして、そういう面では、私たちができることというのは、いろいろあるのではないかとこのように認識をいたしております。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） そのほかの再々質問の中で、健康被害者のところの部分だっと思えますけれども、認定患者の方は当然健康被害を持っておられますし、また平成 7 年の医療手帳とか、そういったことで判定をされて、保健手帳所持者とか、そういった方も健康の被害者になると思えますし、そういったもの、その他の市民をまとめていきますと、市民も被害者になるということで、一応解釈をいたしております。

それから、最高裁判決に伴っての判断条件の変更とか、そういったものにつきましては、これは私どもが現在申し上げる立場にございませんので、お答えを控えさせていただきたいと思えます。

○議長（緒方誠也君） 次に、環境行政の視察について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

○福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、環境行政の視察についての御質問にお答えいたします。

まず、平成 12 年度からの環境対策課の視察対応数についてお答えいたします。

平成 12 年度が 133 団体 1,015 人、13 年度が 148 団体 2,373 人、14 年度は 137 団体 2,018 人、15 年度は 97 団体 841 人、16 年度は 118 団体 1,389 人となっております。

平成 12 年度は本市の環境施策が全国に幅広く理解され始めたころであり、視察者も多くなってきた時期であります。

13 年、14 年度は、水銀国際会議や子ども国連環境会議等のイベント等を開催したために増加したものと思われます。また、15 年度は水俣豪雨災害の影響で減少はしましたが、15 年 9 月 I S O の自己宣言による市民監査方式の導入等により、翌年度の 16 年度は増加をいたしました。

次に、環境クリーンセンターの視察者数と宿泊者数についてお答えいたします。

平成 12 年度は 278 団体 4,854 人で、うち宿泊者数は 872 人でありますが、この年 4 月から廃プラスチックの分別を開始したことにより、視察者が多かったのではないかと思います。

13年度は250団体4,529人、宿泊者は1,147人であります。14年度は210団体3,932人、宿泊者は427人となっております。15年度は702団体4,399人、宿泊者は719人であります。

前年度に比べ視察者及び宿泊者ともに増加をいたしております。これは平成10年12月から本市が他市に先駆けて生ごみの分別を開始したこと、また同じく12月に水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンターのガス化溶融炉が稼働を開始したことなどにより、視察者が増加したのではないかと思います。

16年度につきましては161団体3,479人で、宿泊者数は310人となっております。

なお、環境対策課の所管であります水俣病資料館におきましては、来館者が平成13年度に4万人を超え、県の子どもエコセミナーが始まった14年度には5万人を突破しております。その後の15、16年度も同じく5万人程度受け入れております。

17年度以降も県に対して子どもエコセミナーの継続を市から強く要望いたしておりますので、恐らく来年には、平成4年度からの来館者累計が50万人を超えると見込んでおります。

このように、たくさんの方々においでいただくことは、水俣市の環境モデル都市づくりが高く評価された結果だと思っております。

今後も環境首都を目標に取り組みを推進し、全国の皆さんに環境のまち水俣をアピールしてまいります。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 数字は今おっしゃっていただいたとおりで、私も事前にお伺いしてましたので、大体把握しておりました。

それでクリーンセンターの視察者のうちで、宿泊者数なんですけどね、ことしのいろんなこう月ごとの統計もちょっと見させていただいたんですけれども、行政関係だとか、あるいは議会関係だとかで、それこそ分別収集だとかはあるんでしょうか、あるいは水俣の市民参加のこのごみ行政などの視察に議会関係を含めておいでになって、それを参考にして、御自分の市町村に普及しようという流れなのかもしれません。そういう方が宿泊者数ではかなり多いというのは、私も資料で拝見いたしました。

それで宿泊者数で言いますとね、平成13年が1,147人で、16年は310人になってるんですよ。約4分の1になってます。17年は10月までの比較で、16年よりもっと落ちてるんですよ、数的にですね。確かにいろいろとおっしゃってるように廃プラがあった、あるいは生ごみの取り組みがあった、こういう先進的な取り組みがあったから、いろんなところから視察者数があったんだということだと思うんですけれども、そういう先進的な取り組みをそれなりに、廃プラにしろですよ、21分別にしろ、いろんな取り組みを他市に先駆けてやってきて、視察者数もふえてきたし、水俣の環境のまちというイメージもつくってきたんじゃないかなというふうに思う

んですね。この15年、16年、17年ずっとこう下降傾向になってるんですが、これはどういうふうに考えればいいんだろうかというのが1つです。

それから、それに関連してなんですけれども、私は水俣のどこにもない、その他市町村、あるいは県外、あるいは世界に向けた売り物といいますか、その特徴はやっぱり環境問題なんだろうというふうに思うんですね。水俣の売り、いわゆる売りといいますか、アピールするセールスポイントは僕は環境だし、その取り組みに向けた市民の取り組みだと思ってるんですけれども、その辺はどのようにお考えでいらっしゃいますか。

以上。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 2回目の御質問にお答えいたします。

クリーンセンター視察者のうち宿泊者数が少なくなっているのはどういうことだろうかと、理由だろうかということでございますが、現在、視察者につきましては、行政とか行政の窓口を利用した団体とか、そういった方々が、これまで視察をされております。

ただ推測いたしますに、できることは現在各自治体ともいろんな行政改革によって視察関係の経費とか、そういったものを縮減しているということもお聞きしておりますし、そういったものも一つの理由ではないかなと思われまます。今後いろんな視察者の件につきましては、商工観光等とも連携して、観光案内とか、パンフレットとか、そういったものも紹介するなどして、できるだけ宿泊者がふえるようお願いはしてまいりたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 江口市長。

○市長（江口隆一君） それではちょっと補足をさせていただきたいと思います。

今、野中議員がおっしゃいましたとおり、この水俣というのは環境をやはり売りにやっていかなければいけないというふうに認識をいたしておりますが、例えばごみの分別、そしてガス化溶融炉なども余り珍しいものではなくなってきたというのが、正直なところではないかというふうに思っております。

水俣が分別する数ぐらいの分別をやっているところの相当多くなってきておりますし、それと年に1回か2回ではございますけれども、旅行のいろんな視察とか等の企画を立てる方々とも懇親の機会をいただいているんですけれども、水俣に来たときに、まじめで、まじめ過ぎるものばかりで、これではちょっと息が詰まるというふうな本音のところもお聞きいたしております、じゃこの県南で何が一番おもしろかったですかという、人吉の球磨川下りのラフティングをしてみたいという声が多かったりとか、だからそういうもののある程度の組み合わせといったものを考えるべきではないかというふうな御指摘もいただいております、環境は残しながら、ま

たそういったところについてのですね、また周りのおもしろみといったものも、何とかつけ足すことができればということで、またこれからも当然議会の皆様方、観光関係の皆様方も協議をして、また付加価値を高めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問はもうしませんが、次のところでまとめて展開したいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣エコタウンについて答弁を求めます。

桑畑産業建設部次長。

（産業建設部次長 桑畑達美君登壇）

○産業建設部次長（桑畑達美君） 次に、これまでエコタウンに立地した企業の中で、みなまたエコタウン協議会に入っている企業名と操業開始年月日についてお答えします。

本市におきましては平成13年2月に経済産業省及び環境省の両省からエコタウンプランの承認を受け、現在に至るまでリサイクル関連企業等が水俣産業団地を中心に立地しているところです。

みなまたエコタウン協議会は、水俣エコタウンプランに位置づけられたリサイクル事業等を行う企業の情報交流を促進することにより、水俣エコタウン立地企業相互の連携強化と情報の共有化を図り、ひいては水俣エコタウン事業の充実と水俣の特性に応じた環境ビジネスを創造することを目的に、平成14年10月に発足しておりますが、その趣旨に賛同し、現在、協議会に加入している企業は9社であります。

その企業名と操業開始年月日は、株式会社みなまた環境テクノセンターが平成11年3月、アクトビーリサイクリング株式会社が平成13年4月、株式会社アール・ビー・エスが平成13年10月、株式会社田中商店が平成13年11月、南九州タイヤリサイクル株式会社が平成14年1月、喜楽鋳業株式会社が平成14年4月、リプラ・テック株式会社が平成15年4月、株式会社水俣アスコンが平成15年8月、わくワークみなまたが平成17年4月となっております。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 1つだけ先に確認をしておきます。廃プラスチックの複合再生樹脂リサイクル施設の、いわゆるリプラ・テックですけれども、操業をしたのが15年4月で、立地協定ができたのが14年4月だったと思います。担当課に確認しました。リプラ・テックについても12年とか13年ごろからずっと準備が進められてきて、協定が14年の4月になったというふうに理解していいでしょうか。これちょっと確認です。

今、とりあえずそれを先にお願します。

○議長（緒方誠也君） 桑畑産業建設部次長。

○産業建設部次長（桑畑達美君） 申し出のとおりでございます。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 今、設置年月日をずっと御答弁いただきましたけれども、13年、14年、15年の前半までは誘致がずっと続いてきました。それでエコタウンについては5,000万円ぐらい設備投資資金が市の単独の予算で出るとか、これは過疎債等で補てんされるというのがありますけれども、補助金が出るとか、あるいは従業員について1年間にかけて10万円が補助されるだとか、そういう有利な点があって企業誘致が進んできたということもあろうと思います。

このエコタウンについては、地場企業にこのようなお金をもっと注いだら雇用も確保できるんじゃないかというような試算もありますし、そういう指摘もあるところですが、きょうこの議論では、誘致企業が減ったということについて、ちょっと焦点を当てたいというふうに思ってます。

それで、実はこのエコタウンに承認されたのが13年2月なんですけれども、13年の3月議会で、このときは大川久洋議員とか田中功議員も大変よかったという御質問をされてるわけですが、大川議員が質問されたのを議事録でちょっと拾ってみました、大変この胸踊るような質問になっています。

平成13年2月7日、新聞各社一斉に報道をされたエコプラン承認、本市にとっては記念すべき日となりました。環境モデル都市宣言して8年、市民、企業、行政の三位一体となった環境づくりに対して経済産業省と環境省から水俣エコタウンプランの承認を受けたことはうれしい。何もかも手探り状態で努力してきたかいがあったと、報道された市長のこの言葉に市民はジーンと心に来るものを感じたと思います。

西日本新聞の「市職員の執念、国を動かす」という見出しの記事も、「市民の後押しが最大の決め手」という言葉で締めくくられておりました。

本市の経済環境、特に雇用関係が行き詰まってる今、21世紀の始まりに光を見る思いでありますというような質問がありまして、それに対して吉井市長も、そのとおり、21世紀是水俣の世紀と言えるような、そういう水俣をつくろうというような答弁をされています。

この議事録見ながら、この中にですね、市民と、あるいは企業者と行政と行政の職員が本当に知恵を出し合って、忌憚なく意見を出し合って、その企業誘致にしても市政の発展についても考えるというか、そういう水俣の進むべき理念、21世紀に水俣が進むべき理念を見たような思いがありました。その結果がエコタウン承認ではなかったかというふうに私は思います。

それで、先ほども言いましたけれども、これからの市政にとっても、5年後、10年後、あるいは20年後、30年後、50年後をとっても、一人一人の人たちの力をどう引き出すかということが私は決定的に重要なんじゃないかなというふうに考えてます。

それで先ほどのこの企業が、その後、15年には協定はありませんし、16年にも協定ありません。17年にはわくワークができたわけですが、外からの企業ではありません。木質系については、この一般質問の中で、今月14日ですか、立地協定を結ばれるという話ですが、

この2年半なり、3年間なりが本当に水俣の売り、環境という売りを使ったものが、市長のみならず、市の職員だとか、みんなが一致して水俣を売って、企業を呼び込もうという、そういう集団で物を考える、忌憚なく意見を言いながら物を考える、そういう運営になってたんだろうかというように、私はそれが疑問に思えてなりません。

それで、それこそそういうのが新たにその廃プラ、あるいは生ごみのところまでは視察者が多かったけれども、その後はこれまで従来どおりの取り組みで、どんどん視察者が減ってしまった。宿泊者数も減ってしまったという、そういう停滞から後退に、停滞は僕は後退につながると思っていますけれども、そういう結果を招いていないかというふうに思ったりもしています。

水俣に、これから3万の市民の皆さんと一緒に議員も、私も、みんなも住み続けていくわけですから、このまちが何とかなってほしい、何とかしたいという思いは一緒です。そういうまちになるように、これから市政がなっていくことを私は希望したいと思っています。

以上、要望といたしますか、市長への要望でもありますけれども、私の希望を述べて質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 以上で、野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、しばらく休憩します。

午後2時26分 休憩

午後2時37分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第89号 水俣市体育施設条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第2、議第89号水俣市体育施設条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「あり」「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 済みません。通告してなかったんですけども。

後の方にも関係してきますけれども、この指定管理者の選任の仕方はどういうふうにするのかという点です。何か委員会をつくってやられるのかどうか、どういう形で選考されるのか、その辺について説明していただきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 森総務企画部長。

○総務企画部長（森 近君） 指定管理者制につきましては、今回、条例お願いしておりますけど

も、今後、要綱等をつくりまして選定委員会をつくった上で、選考していきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 当然のことながら、公正・中立な立場で選任をされると思いますけれども、個人、団体、それから選定委員会の中には、庁内で選定委員会をつくられるのか、それとも第三者も入れた委員会になるのか、その辺はまだ考えておられませんか。

○議長（緒方誠也君） 森総務企画部長。

○総務企画部長（森 近君） これから要綱等を整備してまいりますので、まだメンバーまでは決めておりません。今、御意見ありましたので、そういったことも参考に、今後、要綱等整えていきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第90号 水俣市立武道館条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第3、議第90号水俣市立武道館条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第91号 水俣市野外活動施設の設置等に関する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第4、議第91号水俣市野外活動施設の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第92号 水俣市立蘇峰記念館条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第5、議第92号水俣市立蘇峰記念館条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第93号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第6、議第93号徳富蘇峰・蘆花生家条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第94号 水俣市文化会館条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第7、議第94号水俣市文化会館条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第98号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第8、議第98号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第99号 公有財産の処分について

○議長（緒方誠也君） 日程第9、議第99号公有財産の処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第100号 市道の路線廃止について

○議長（緒方誠也君） 日程第10、議第100号市道の路線廃止についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第101号 市道の路線認定について

○議長（緒方誠也君） 日程第11、議第101号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第102号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

○議長（緒方誠也君） 日程第12、議第102号平成17年度水俣市一般会計補正予算第5号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「あり」「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 谷口真次議員。

○谷口真次君 今の102号なんですけども、10ページの15款の第2項8目ですけども、産業廃棄物最終処分場周辺環境整備等補助金というところで、500万ほどありますけども、これの内容について御説明をいただきたいのと、歳出の方はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長（緒方誠也君） 桑畑産業建設部次長。

○産業建設部次長（桑畑達美君） 産業廃棄物最終処分場周辺環境整備等補助金ということで500万ございますけれども、この産業廃棄物というのは築地の方に小さな産業廃棄物処分場がございますけれども、あれに続く市道の側溝の改良ということで組み上げております。

それで歳出につきましては、21ページの7款2項2目の一番下の方ですけれども、工事請負費で昭和・白浜線歩道整備工事ほかということで、773万4,000円組んでありますけれども、これが歳出でございます。

以上です。

○議長（緒方誠也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第103号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（緒方誠也君） 日程第13、議第103号平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第104号 平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）

○議長（緒方誠也君） 日程第14、議第104号平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第105号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（緒方誠也君） 日程第15、議第105号平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第106号 平成17年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（緒方誠也君） 日程第16、議第106号平成17年度水俣市水道事業会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、14日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、13日正午まで通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時44分 散会

平成17年12月14日

平成17年12月第 6 回水俣市議会定例会会議録
(第 5 号)

表 決

平成17年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成17年12月14日（水曜日）

午前10時0分 開議

午前10時40分 閉会

（出席議員） 21人

緒 方 誠 也 君	西 田 弘 志 君	福 田 齊 君
藤 本 寿 子 君	吉 田 正 和 君	中 村 幸 治 君
大 川 末 長 君	真 野 頼 隆 君	田 中 功 君
瀧 上 道 昭 君	牧 下 恭 之 君	谷 口 真 次 君
野 中 重 男 君	清 水 晶 夫 君	本 井 道 弘 君
大 川 久 洋 君	竹 下 武 義 君	岩 阪 雅 文 君
松 本 和 幸 君	松 本 満 良 君	中 山 徹 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長 （吉 村 明 賢 君）	次	長 （久木田 一 也 君）
議 事 係 長 （栄 永 尚 子 君）	書	記 （赤 司 和 弘 君）
書 記 （岩 坂 正 輝 君）		

（説明のため出席した者） 13人

市 長 （江 口 隆 一 君）	助 役 （滝 澤 行 雄 君）
収 入 役 （徳 富 邦 博 君）	総務企画部長 （森 近 君）
福祉環境部長 （吉 海 安 丈 君）	総合医療センター事務部長 （葦 浦 博 行 君）
総務企画部次長 （仁 木 徳 子 君）	福祉環境部次長 （中 田 和 哉 君）
産業建設部次長 （桑 畑 達 美 君）	水道局長 （山 田 敏 博 君）
教 育 次 長 （森 田 幸 治 君）	総務企画部総務課長 （田 上 和 俊 君）
総務企画部財政課長 （伊 藤 亮 三 君）	

○議事日程 第5号

平成17年12月14日 午前10時開議

- 第1 議第89号 水俣市体育施設条例の制定について
- 第2 議第90号 水俣市立武道館条例の制定について
- 第3 議第91号 水俣市野外活動施設の設置等に関する条例の制定について
- 第4 議第92号 水俣市立蘇峰記念館条例の制定について
- 第5 議第93号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の制定について
- 第6 議第94号 水俣市文化会館条例の制定について
- 第7 議第98号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第99号 公有財産の処分について
- 第9 議第100号 市道の路線廃止について
- 第10 議第101号 市道の路線認定について
- 第11 議第102号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 第12 議第103号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議第104号 平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議第105号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議第106号 平成17年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

- 1 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

廃棄物最終処分場問題特別委員会

- 1 陳第3号 湯出地区の自然環境の保全及び育成を求める陳情について

- 第17 意見第10号 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書について
- 第18 意見第11号 障害福祉サービス利用者の定率負担導入に反対する意見書について
- 第19 意見第12号 真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書について

第 20 決議第 1 号 産業廃棄物最終処分場建設反対に関する決議について

第 21 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会、議会運営委員会及び廃棄物最終処分場問題特別委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、議会運営委員会で発議の意見書案 3 件、決議案 1 件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣承認要求書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 5 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第 1 議第 89 号 水俣市体育施設条例の制定について

日程第 2 議第 90 号 水俣市立武道館条例の制定について

日程第 3 議第 91 号 水俣市野外活動施設の設置等に関する条例の制定について

日程第 4 議第 92 号 水俣市立蘇峰記念館条例の制定について

日程第 5 議第 93 号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の制定について

日程第 6 議第 94 号 水俣市文化会館条例の制定について

日程第 7 議第 98 号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第 99 号 公有財産の処分について

日程第 9 議第100号 市道の路線廃止について

日程第10 議第101号 市道の路線認定について

日程第11 議第102号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第 5 号）

日程第12 議第103号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第13 議第104号 平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

日程第14 議第105号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第15 議第106号 平成17年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（緒方誠也君） 日程第1、議第89号水俣市体育施設条例の制定についてから、日程第15、議第106号平成17年度水俣市水道事業会計補正予算第2号まで、15件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長真野頼隆議員。

（総務文教委員長 真野頼隆君登壇）

○総務文教委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議案のうち、総務文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

まず、議第89号水俣市体育施設条例の制定について、議第90号水俣市立武道館条例の制定について、議第91号水俣市野外活動施設の設置等に関する条例の制定について、議第92号水俣市立蘇峰記念館条例の制定について、議第93号徳富蘇峰・蘆花生家条例の制定について及び議第94号水俣市文化会館条例の制定については、いずれも地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、指定管理者に全く応募がなかった場合は、その事業については廃止することになるのかとただしたのに対し、指定管理者の公募を行い、仮に応募がなかったときは、再度募集するか、直営になるとの答弁がありました。

また、図書館についても、今後指定管理者制度に移行する方向であるのかとただしたのに対し、九州管内で図書館の指定管理者制度を導入しているか、または導入予定の自治体は、北九州市、荒尾市、阿久根市などであるが、本市では現在のところ導入は考えていないとの答弁がありました。

討論は特段なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第98号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明がありました。

特段の質疑、そして討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第99号公有財産の処分について申し上げます。

本案は、ひばりヶ丘運動場内に熊本県が警察署を建設することに伴い、土地を処分しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回処分される面積は、全体の何割程度になるのかとただしたのに対し、面積的

には全体の3割強であるが、面的には半分に近いような広さであるとの答弁がありました。

特段の討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第102号平成17年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

今回の補正の主な内容としては、給与改定等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、公有財産管理運用事業、第8款消防費に、水俣芦北広域行政事務組合負担金、第9款教育費に、水俣市地域生涯学習施設整備事業等を計上している。これらの財源として、第19款繰越金、第20款諸収入をもって充当するものである。

また、債務負担行為の補正として、文化会館管理委託料外4件を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、平成17年度末までの退職者についてただしたのに対し、定年退職者は、一般会計で6名、病院5名、ほかに中途退職希望者が数名との答弁がありました。

討論は特段なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、厚生委員長中山徹議員。

（厚生委員長 中山徹君登壇）

○厚生委員長（中山 徹君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第102号平成17年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、給与改定等に伴う人件費の調整のほか、第3款民生費に、母子家庭医療費助成事業関係経費、第4款衛生費に、水俣病公式確認50年事業関係経費等を計上している。

なお、水俣病慰霊碑制作設置委託料については、親水護岸付近に水俣病慰霊碑の建立を計画しているもので、水俣病の犠牲になったすべての生命に対して、それぞれの形で祈りをささげる場とするものであるとの説明を受けました。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金等をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣病慰霊碑について、水俣メモリアルとの関係についてただしたのに対し、水俣メモリアルは水俣再生のシンボルとして、慰霊碑は犠牲者への慰霊、鎮魂を目的としたものとして並立できるものと考えているとの答弁がありました。

また、来年の水俣病慰霊式は、水俣病慰霊碑周辺で行う計画とされているようだが、再来年以降はどのように考えているかとただしたのに対し、再来年以降についてはまだ決まっていないとの答弁がありました。

なお、委員から、水俣病慰霊碑の建立について、来年５月１日の水俣病慰霊式に間に合わせた
いとの考えは理解できるが、将来的に残していくものであり、十分に検討され、よりよいものを
建立していただき、建立後の防犯対策にも十分留意されたい。水俣メモリアルの活用策について
も、さらに充実を図っていただきたいとの意見が出されました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第 103 号平成 17 年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号について申し
上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 860 万 4,000 円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳
出それぞれ 36 億 3,812 万 2,000 円とするものである。

補正の主な内容としては、総務費で給与改定等に伴う人件費を調整し、保険給付費、共同事業
拠出金を増額している。

これらの財源としては、国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金、繰入金を増額し、繰越
金を減額しているとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決す
べきものと決定しました。

次に、議第 104 号平成 17 年度水俣市老人保健特別会計補正予算第 2 号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 22 万 1,000 円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それ
ぞれ 47 億 1,489 万円とするものである。

補正の主な内容としては、人事異動等に伴い人件費を増額している。

これらの財源としては、繰入金を増額しているとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、全
員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第 105 号平成 17 年度水俣市介護保険特別会計補正予算第 3 号について申し上げま
す。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 889 万 1,000 円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それ
ぞれ 26 億 5,610 万 6,000 円とするものである。

補正の主な内容としては、給与改定に伴う人件費の調整及び介護保険制度改正に伴う電算シス
テム改修委託料を計上している。

これらの財源としては、国庫支出金及び繰入金で調整しているとの説明を受け、質疑を行い、
採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、産業建設委員長田中功議員。

（産業建設委員長 田中功君登壇）

○産業建設委員長（田中 功君） ただいま議題となりました議案のうち、産業建設委員会に付託

されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第 100 号市道の路線廃止について申し上げます。

本案は、九州新幹線建設に伴い、国道 3 号が北側に移動することにより、接続点となる終点の位置が変わるため、路線廃止をしようとするものであるとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第 101 号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、初野 1 号線が、九州新幹線建設に伴い、国道 3 号の位置が変わることにより、接続点となる終点の位置が変わるため、路線廃止を行い、新たな区間で認定しようとするものである。また、長野町 5 号線は、現況が公衆用道路として使用されており、地権者から寄附の申し出があったため、市道に認定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第 102 号平成 17 年度水俣市一般会計補正予算第 5 号中付託分について申し上げます。

今回の補正の主な内容は、人事院勧告に伴う人件費の調整のほか、第 5 款農林水産業費に、経営構造対策事業費補助金、第 6 款商工費に、新分野進出等企業支援補助金、第 7 款土木費に、昭和・白浜町線歩道整備工事請負費、第 10 款災害復旧費に、農林水産施設災害復旧費等を計上し、これらの財源としては、第 14 款国庫支出金等で調整している。

また、繰越明許費として、公営住宅建替事業を計上しているほか、債務負担行為の補正として、白浜団地 3 号棟建設工事を変更し、地方債の補正として、一般単独事業外 3 件の限度額の変更をしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、西ノ浦地区の港湾調査測量設計業務委託料の内容についてただしたのに対し、消波堤を建設するため、海底の土壌等の調査を委託し、来年度からの本工事を予定しているものであるとの答弁がありました。

なお、委員から、十分効果のあるものをつくるために事前の調査をしっかりと進めていただきたいとの要望がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第 106 号平成 17 年度水俣市水道事業会計補正予算第 2 号について申し上げます。

今回の補正の内容は、平成 17 年度水俣市水道事業会計予算第 3 条に定める収益的支出の額を 458 万 3,000 円増額して補正後の収益的支出の額を 4 億 648 万 2,000 円にするとともに、予算第 4 条に定める資本的収入の額を 7 万 4,000 円減額して補正後の資本的収入の額を 2,196 万 7,000 円にし、資本的支出の額を 158 万 8,000 円増額して補正後の資本的支出の額を 1 億 8,443 万 1,000 円にするものである。資本的収入及び支出の補正に伴い、補てん財源の額をあわせて変更するものである。

補正の主な内容としては、人事院勧告に基づく給与改定及び制度改正等に係る人件費並びに水道施設管理経費を増額するものであるとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成17年12月9日

総務文教常任委員長 真 野 頼 隆

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議 第 89 号	水俣市体育施設条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議 第 90 号	水俣市立武道館条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議 第 91 号	水俣市野外活動施設の設置等に関する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議 第 92 号	水俣市立蘇峰記念館条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議 第 93 号	徳富蘇峰・蘆花生家条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議 第 94 号	水俣市文化会館条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議 第 98 号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議 第 99 号	公有財産の処分について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議 第 102 号	平成17年度水俣市一般会計補正予算（第5号）付託分	原 案 可 決	全 員 賛 成

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成17年12月9日

厚生常任委員長 中 山 徹

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議 第 102 号	平成17年度水俣市一般会計補正予算（第5号）付託分	原 案 可 決	全 員 賛 成
議 第 103 号	平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
議 第 104 号	平成17年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
議 第 105 号	平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原 案 可 決	全 員 賛 成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第 103 条の規定により報告します。

平成 17 年 12 月 9 日

産業建設常任委員長 田 中 功

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議 第 100 号	市道の路線廃止について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議 第 101 号	市道の路線認定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議 第 102 号	平成17年度水俣市一般会計補正予算（第 5 号）付託分	原 案 可 決	全 員 賛 成
議 第 106 号	平成17年度水俣市水道事業会計補正予算（第 2 号）	原 案 可 決	全 員 賛 成

○議長（緒方誠也君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第 89 号水俣市体育施設条例の制定についてから、議第 106 号平成 17 年度水俣市水道事業会計補正予算第 2 号まで、15 件を一括して採決します。

本 15 件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本 15 件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本 15 件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程第16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

1 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

廃棄物最終処分場問題特別委員会

1 陳第3号 湯出地区の自然環境の保全及び育成を求める陳情について

○議長（緒方誠也君） 日程第16、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会及び廃棄物最終処分場問題特別委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会、議会運営委員会及び廃棄物最終処分場問題特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成17年12月9日

総務文教常任委員長 真 野 頼 隆

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成17年12月9日

厚生常任委員長 中 山 徹

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第 104 条の規定により申し出ます。

平成 17 年 12 月 9 日

産業建設常任委員長 田 中 功

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第 104 条の規定により申し出ます。

平成 17 年 12 月 8 日

議会運営委員長 松 本 和 幸

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第 104 条の規定により申し出ます。

平成 17 年 12 月 12 日

廃棄物最終処分場問題特別委員長 松 本 和 幸

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳 第 3 号	湯出地区の自然環境の保全及び育成を求める陳情について	慎重審査を要するため

日程第 17 意見第10号 総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書について

日程第 18 意見第11号 障害福祉サービス利用者の定率負担導入に反対する意見書について

日程第 19 意見第12号 真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書について

日程第20 決議第 1 号 産業廃棄物最終処分場建設反対に関する決議について

○議長（緒方誠也君） 日程第 17、意見第 10 号総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書についてから、日程第 20、決議第 1 号産業廃棄物最終処分場建設反対に関する決議についてまで、4 件を一括して議題とします。

意見第10号

総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 17 年 12 月 14 日

提出者議員	松 本 満 良
〃	松 本 和 幸
〃	中 村 幸 治
〃	渕 上 道 昭
〃	野 中 重 男
〃	本 井 道 弘
〃	竹 下 武 義

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様
(別紙)

総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書について

発がん物質・アスベスト（石綿）は、その粉じんを吸入してから数十年の潜伏期間を経て中皮腫・肺がんなどの恐ろしい病気を引き起こすことから、「静かな時限爆弾」とも呼ばれています。

尼崎市の一工場をめぐる被害実態が明らかにされたことから始まった今日のアスベスト問題は、アスベストを扱っていた労働者や建設従事者の被害にとどまらず、工場の周辺住民やアスベストを含有した建材その他の製品からの暴露など、公害・環境汚染の拡大を予測させる事態となっています。

政府がアスベストの危険性を認識しつつも規制が不十分であったこと、先進国での全面禁止からも大きく立ちおくれたこと、企業による十分なアスベスト管理や国民への情報提供がなされなかったことで被害を拡大していることなど、国と企業の責任は極めて大きいと言わざるを得ません。

今日、多くの人々がアスベストによる健康被害の不安を抱えています。

よって、国会及び政府におかれては、下記事項について検討を加え、すべての被害者を政府と企業の責任で救済・補償するとともに、子どもたちを含めた将来の健康被害を予防し、「ノンアスベスト社会」を実現していくための抜本的・総合的な対策を早期に実施するよう強く要望します。

記

- 1 アスベスト及びアスベスト含有製品の製造・販売・新たな使用等を速やかに全面禁止すること。
- 2 アスベスト及びアスベスト含有製品の把握・管理・除去・廃棄などを含めた総合的対策を一元的に推進するための基本となる法律（仮称・アスベスト対策基本法）を制定すること。
- 3 アスベストに暴露した者に対する健康管理制度を確立すること。
- 4 アスベスト被害にかかわる労災補償については、時効を適用しないこと。

アスベスト関係企業の従事者の不安を払拭するため、労働災害について相談窓口の周知徹底を図るとともに、

適切に労災認定を行うこと。

- 5 労災補償が適用されないアスベスト被害について、労災補償に準じた療養・所得・遺族補償などの制度を早期に確立すること。
- 6 中皮腫は原則すべて補償の対象とするとともに、中皮腫の数倍と言われるアスベスト肺がんなど中皮腫以外のアスベスト関連疾患も確実に補償を受けられるようにすること。
- 7 学校、病院、社会福祉施設など公共施設及び公共的施設において、残存アスベストの撤去・改修工事が必要となる場合には、こうした施設のアスベスト対策工事に国庫補助・融資制度などの財政的支援措置を講ずること。
- 8 大気環境へのアスベスト飛散防止措置の対象となる建築物の解体・補修作業の規模要件等を撤廃すること。
- 9 アスベストを取り扱う工場を有する企業に対して、地域住民の健康不安に対する説明責任を果たすよう、業界団体などを通じて指導すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 17 年 12 月 14 日

水 俣 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	小 泉 純一郎	様
総 務 大 臣	竹 中 平 蔵	様
財 務 大 臣	谷 垣 禎 一	様
文 部 科 学 大 臣	小 坂 憲 次	様
厚 生 労 働 大 臣	川 崎 二 郎	様
経 済 産 業 大 臣	二 階 俊 博	様
国 土 交 通 大 臣	北 側 一 雄	様
環 境 大 臣	小 池 百 合 子	様
内 閣 官 房 長 官	安 倍 晋 三	様
衆 議 院 議 長	河 野 洋 平	様
参 議 院 議 長	扇 千 景	様

意見第11号

障害福祉サービス利用者の定率負担導入に反対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 17 年 12 月 14 日

提出者議員	竹 下 武 義
〃	松 本 和 幸
〃	中 村 幸 治
〃	淵 上 道 昭
〃	野 中 重 男
〃	本 井 道 弘
〃	松 本 満 良

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様
(別紙)

障害福祉サービス利用者の定率負担導入に反対する意見書

これまで障害福祉サービスの利用者負担は、利用者の所得に応じた負担（応能負担）の方式をとっていましたが、今回の障害者自立支援法案では、障害保健福祉改革の名のもとに、原則としてサービスに要する経費の 10 % の負担（定率負担または応益負担）を利用者に求める方式に変えようとしています。

この方式はサービスを利用すればするほど負担がふえる仕組みとなっていますので、障害が重いために多くのサービスを必要とする障害者の負担はより大きくなります。

重度の障害者は障害福祉サービスによる介助を得てもハンディがすべて解消されることはなく、健常者と同じ暮らしにはなりません。にもかかわらず、障害福祉サービスを「受益」とし、負担を求めようとする考え方は障害者の自立と社会参加を阻害する懸念が極めて大きいと言えます。

障害保健福祉改革の大きな柱である「利用者の定率負担方式」の導入は、きわめて所得水準の低い「ろう重複障害を初めとする障害者等」にとってサービス利用の抑制、さらには自立の阻害につながる事が明らかです。

よって国におかれては、ろう重複障害を初めとする障害者の所得保障が不十分な今日の状況を踏まえ、障害福祉サービスの利用者に対する定率負担を導入しないよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月14日

水 俣 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 小 泉 純一郎 様
文 部 科 学 大 臣 小 坂 憲 次 様
厚 生 労 働 大 臣 川 崎 二 郎 様

意見第12号

真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年12月14日

提出者議員	中 村 幸 治
〃	松 本 和 幸
〃	渕 上 道 昭
〃	野 中 重 男
〃	本 井 道 弘
〃	竹 下 武 義
〃	松 本 満 良

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様
(別紙)

真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにあります。

地方六団体は、平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6,000億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところであります。

政府・与党におかれては、去る11月30日、「三位一体の改革について」決定され、地方への3兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成19年度以降も「第2期改革」としてさらなる改革を強力に推進する必要があります。

よって、国におかれては、平成18年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求めます。

記

1 地方交付税の所要総額の確保

平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運

営に支障を来すことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

2 3兆円規模の確実な税源移譲

3兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

3 都市税源の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

4 真の地方分権改革のための「第2期改革」の実施

政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第2期改革」として「地方の改革案」に沿ったさらなる改革を引き続き強力に推進すること。

5 義務教育費国庫補助負担金について

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

6 施設整備費国庫補助負担金について

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

7 法定率分の引き上げ等の確実な財源措置

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

8 地方財政計画における決算乖離の同時一体的な是正

地方財政計画と決算との乖離については、平成18年度以降についても、引き続き同時一体的に規模是正を行うこと。

9 「国と地方の協議の場」の制度化

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的で開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月14日

水 俣 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	小 泉 純一郎	様
総 務 大 臣	竹 中 平 蔵	様
財 務 大 臣	谷 垣 禎 一	様
内 閣 官 房 長 官	安 倍 晋 三	様
経済財政政策担当大臣	与謝野 馨	様
衆 議 院 議 長	河 野 洋 平	様
参 議 院 議 長	扇 千 景	様

決議第1号

産業廃棄物最終処分場建設反対に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年12月14日

提出者議員 野 中 重 男

// 松 本 和 幸
// 中 村 幸 治
// 渕 上 道 昭
// 本 井 道 弘
// 竹 下 武 義
// 松 本 満 良

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様
(別紙)

産業廃棄物最終処分場建設反対に関する決議

水俣市民は、50年余にわたり産業公害の原点である水俣病で苦しみ、今なお水俣湾埋立地からの水銀ヘドロによる再汚染の可能性を危惧している。

また、ダイオキシン類を含むヘドロのしゅんせつも喫緊の課題となっている。

さらに、平成16年10月の関西訴訟最高裁判決により、国、県の責任が新たに確定し、現在水俣病認定申請者が続出している状況にある。

このような本市にあって、平成16年3月、環境影響評価方法書の提出で産業廃棄物最終処分場建設問題が浮上してきた。その規模は国内最大級と言われ、水俣市民の水がめに最も影響する長崎・木臼野地域に計画されている。これに対しては、市民のほとんどが反対し、怒りをあらわにしている。

水俣市議会としては、長い間の苦しみを克服し、心のもやい直しをまちづくりの基本に掲げて環境モデル都市を目指してきた水俣市民が、再び環境汚染により命が脅かされようとしている現状を黙って看過することはできない。

よって水俣を二度と公害で苦しむまち、暗いまち、過疎化の進むまちに逆戻りさせないために、産業廃棄物最終処分場の建設阻止に向け、全国的なレベルでの支援を求めて行動するものである。

記

- 1 各議会、各種団体、有識者の方々に対して、水俣の特殊事情を考慮し、国、熊本県が建設許可をしないよう、また、事業者が計画断念するよう働きかけをお願いする。
- 2 国、熊本県に対しては、水俣が公害の原点の地であり、また、水俣病事件の贖罪の意味から、事業者計画断念の強い働きかけをされるようお願いする。

以上決議する。

平成17年12月14日

水 俣 市 議 会

○議長(緒方誠也君) 順次提案理由の説明を求めます。

まず、意見第10号提出者代表松本満良議員。

(松本満良君登壇)

○松本満良君 読み上げて提案理由にかえますので、全会一致の御賛同をよろしく願いいたします。

総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書について

発がん物質・アスベスト(石綿)は、その粉じんを吸入してから数十年の潜伏期間を経て中皮腫・肺がんなどの恐ろしい病気を引き起こすことから、「静かな時限爆弾」とも呼ばれています。

尼崎市の一工場をめぐる被害実態が明らかにされたことから始まった今日のアスベスト問題は、アスベストを扱っていた労働者や建設従事者の被害にとどまらず、工場の周辺住民やアス

ベストを含有した建材その他の製品からの暴露など、公害・環境汚染の拡大を予測させる事態となっています。

政府がアスベストの危険性を認識しつつも規制が不十分であったこと、先進国での全面禁止からも大きく立ちおくれたこと、企業による十分なアスベスト管理や国民への情報提供がなされなかったことで被害を拡大していることなど、国と企業の責任は極めて大きいと言わざるを得ません。

今日、多くの人々がアスベストによる健康被害の不安を抱いています。

よって、国会及び政府におかれては、下記事項について検討を加え、すべての被害者を政府と企業の責任で救済・補償するとともに、子どもたちを含めた将来の健康被害を予防し、「ノンアスベスト社会」を実現していくための抜本的・総合的な対策を早期に実施するよう強く要望します。

記

- 1 アスベスト及びアスベスト含有製品の製造・販売・新たな使用等を速やかに全面禁止すること。
- 2 アスベスト及びアスベスト含有製品の把握・管理・除去・廃棄などを含めた総合的対策を一元的に推進するための基本となる法律（仮称・アスベスト対策基本法）を制定すること。
- 3 アスベストに暴露した者に対する健康管理制度を確立すること。
- 4 アスベスト被害にかかわる労災補償については、時効を適用しないこと。
アスベスト関係企業の従事者の不安を払拭するため、労働災害について相談窓口の周知徹底を図るとともに、適切に労災認定を行うこと。
- 5 労災補償が適用されないアスベスト被害について、労災補償に準じた療養・所得・遺族補償などの制度を早期に確立すること。
- 6 中皮腫は原則すべて補償の対象とするとともに、中皮腫の数倍と言われるアスベスト肺がんなど中皮腫以外のアスベスト関連疾患も確実に補償を受けられるようにすること。
- 7 学校、病院、社会福祉施設など公共施設及び公共的施設において、残存アスベストの撤去・改修工事が必要となる場合には、こうした施設のアスベスト対策工事に国庫補助・融資制度などの財政的支援措置を講ずること。
- 8 大気環境へのアスベスト飛散防止措置の対象となる建築物の解体・補修作業の規模要件等を撤廃すること。
- 9 アスベストを取り扱う工場を有する企業に対して、地域住民の健康不安に対する説明責任を果たすよう、業界団体などを通じて指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 17 年 12 月 14 日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 次に、意見第 11 号提出者代表竹下武義議員。

（竹下武義君登壇）

○竹下武義君 障害福祉サービス利用者の定率負担導入に反対する意見書、案文を読み上げ、提案理由にかえさせていただきます。

障害福祉サービス利用者の定率負担導入に反対する意見書

これまで障害福祉サービスの利用者負担は、利用者の所得に応じた負担（応能負担）の方式をとっていましたが、今回の障害者自立支援法案では、障害保健福祉改革の名のもとに、原則としてサービスに要する経費の 10% の負担（定率負担または応益負担）を利用者に求める方式に変えようとしています。

この方式はサービスを利用すればするほど負担がふえる仕組みとなっていますので、障害が重いために多くのサービスを必要とする障害者の負担はより大きくなります。

重度の障害者は障害福祉サービスによる介助を得てもハンディがすべて解消されることはなく、健常者と同じ暮らしにはなりません。にもかかわらず、障害福祉サービスを「受益」とし、負担を求めようとする考え方は障害者の自立と社会参加を阻害する懸念が極めて大きいと言えます。

障害保健福祉改革の大きな柱である「利用者の定率負担方式」の導入は、きわめて所得水準の低い「ろう重複障害を初めとする障害者等」にとってサービス利用の抑制、さらには自立の阻害につながる事が明らかです。

よって国におかれては、ろう重複障害を初めとする障害者の所得保障が不十分な今日の状況を踏まえ、障害福祉サービスの利用者に対する定率負担を導入しないよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 17 年 12 月 14 日

水 俣 市 議 会

議員各位の全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 次に、意見第 12 号提出者代表中村幸治議員。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 意見第 12 号について、案文を読み上げて、提案理由にかえさせていただきます。

真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱

であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにあります。

地方六団体は、平成 18 年度までの第 1 期改革において、3 兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の 3.2 兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る 7 月 20 日に残り 6,000 億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案（2）」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところであります。

政府・与党におかれては、去る 11 月 30 日、「三位一体の改革について」決定され、地方への 3 兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成 19 年度以降も「第 2 期改革」としてさらなる改革を強力に推進する必要があります。

よって、国におかれては、平成 18 年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求めます。

記

1 地方交付税の所要総額の確保

平成 18 年度の地方交付税については、「基本方針 2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来すことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

2 3 兆円規模の確実な税源移譲

3 兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への 10 % 比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

3 都市税源の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

4 真の地方分権改革のための「第 2 期改革」の実施

政府においては、「三位一体の改革」を平成 18 年度までの第 1 期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成 19 年度以降も「第 2 期改革」として「地

方の改革案」に沿ったさらなる改革を引き続き強力に推進すること。

5 義務教育費国庫補助負担金について

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

6 施設整備費国庫補助負担金について

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

7 法定率分の引き上げ等の確実な財源措置

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

8 地方財政計画における決算乖離の同時一体的な是正

地方財政計画と決算との乖離については、平成18年度以降についても、引き続き同時一体的に規模是正を行うこと。

9 「国と地方の協議の場」の制度化

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月14日

水 俣 市 議 会

以上、全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 次に、決議第1号提出者代表野中重男議員。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 決議第1号について、案文を朗読し、提案理由の説明にかえます。

産業廃棄物最終処分場建設反対に関する決議

水俣市民は、50年余にわたり産業公害の原点である水俣病で苦しみ、今なお水俣湾埋立地からの水銀ヘドロによる再汚染の可能性を危惧している。

また、ダイオキシン類を含むヘドロのしゅんせつも喫緊の課題となっている。

さらに、平成16年10月の関西訴訟最高裁判決により、国、県の責任が新たに確定し、現在水俣病認定申請者が続出している状況にある。

このような本市にあって、平成16年3月、環境影響評価方法書の提出で産業廃棄物最終処分場建設問題が浮上してきた。その規模は国内最大級と言われ、水俣市民の水がめに最も影響

する長崎・木臼野地域に計画されている。これに対しては、市民のほとんどが反対し、怒りをあらわにしている。

水俣市議会としては、長い間の苦しみを克服し、心のもやい直しをまちづくりの基本に掲げて環境モデル都市を目指してきた水俣市民が、再び環境汚染により命が脅かされようとしている現状を黙って看過することはできない。

よって水俣を二度と公害で苦しむまち、暗いまち、過疎化の進むまちに逆戻りさせないために、産業廃棄物最終処分場の建設阻止に向け、全国的なレベルでの支援を求めて行動するものである。

記

- 1 各議会、各種団体、有識者の方々に対して、水俣の特殊事情を考慮し、国、熊本県が建設許可をしないよう、また、事業者が計画断念するよう働きかけをお願いする。
- 2 国、熊本県に対しては、水俣が公害の原点の地であり、また、水俣病事件の贖罪の意味から、事業者計画断念の強い働きかけをされるようお願いする。

以上決議する。

平成 17 年 12 月 14 日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま提出者代表から提案理由の説明がありました議案 4 件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本 4 件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本 4 件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本 4 件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

意見第 10 号総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書についてから、決議第 1 号産業廃棄物最終処分場建設反対に関する決議についてまで、4 件を一括して採決します。

お諮りします。

本 4 件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがって本 4 件は、原案のとおり可決しました。

日程第 21 議員派遣について

○議長(緒方誠也君) 日程第 21、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

第 228 回熊本県市議会議長会出席

地方自治法第 100 条第 12 項及び水俣市議会会議規則第 159 条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 派遣目的 熊本県市議会議長会に出席し、地方自治の確立と都市の興隆発展を図る。
- 2 派遣場所 熊本市
- 3 派遣期間 平成 18 年 1 月 5 日(木) 1 日間
- 4 派遣議員 大川久洋議員
- 5 経 費 既決予算の中から支出

○議長(緒方誠也君) お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長(緒方誠也君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成 17 年第 6 回水俣市議会定例会を閉会します。

午前 10 時 40 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 緒方 誠也

署名議員 吉田 正和

署名議員 松本 和幸

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第 89 号	水俣市体育施設条例の制定について	11月28日	総務文教	12月14日 原案可決	
議第 90 号	水俣市立武道館条例の制定について	11月28日	総務文教	12月14日 原案可決	
議第 91 号	水俣市野外活動施設の設置等に関する 条例の制定について	11月28日	総務文教	12月14日 原案可決	
議第 92 号	水俣市立蘇峰記念館条例の制定につい て	11月28日	総務文教	12月14日 原案可決	
議第 93 号	徳富蘇峰・蘆花生家条例の制定につい て	11月28日	総務文教	12月14日 原案可決	
議第 94 号	水俣市文化会館条例の制定について	11月28日	総務文教	12月14日 原案可決	
議第 95 号	水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等 に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	11月28日	総務文教	11月28日 原案可決	
議第 96 号	水俣市長等の給与に関する条例及び水 俣市教育長の給与等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	11月28日	総務文教	11月28日 原案可決	
議第 97 号	水俣市一般職の職員の給与に関する条 例の一部を改正する条例の制定につい て	11月28日	総務文教	11月28日 原案可決	
議第 98 号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定について	11月28日	総務文教	12月14日 原案可決	
議第 99 号	公有財産の処分について	11月28日	総務文教	12月14日 原案可決	
議第100号	市道の路線廃止について	11月28日	産業建設	12月14日 原案可決	
議第101号	市道の路線認定について	11月28日	産業建設	12月14日 原案可決	

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第102号	平成17年度水俣市一般会計補正予算 (第5号)	11月28日	各 委	12月14日 原案可決	
議第103号	平成17年度水俣市国民健康保険事業 特別会計補正予算 (第2号)	11月28日	厚 生	12月14日 原案可決	
議第104号	平成17年度水俣市老人保健特別会計 補正予算 (第2号)	11月28日	厚 生	12月14日 原案可決	
議第105号	平成17年度水俣市介護保険特別会計 補正予算 (第3号)	11月28日	厚 生	12月14日 原案可決	
議第106号	平成17年度水俣市水道事業会計補正 予算 (第2号)	11月28日	産業建設	12月14日 原案可決	

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第 77 号	平成16年度水俣市病院事業会計決算 認定について	9月2日	厚 生	11月28日 認 定	
議第 78 号	平成16年度水俣市水道事業会計決算 認定について	9月2日	産業建設	11月28日 認 定	
議第 79 号	平成16年度水俣市一般会計決算認定 について	9月15日	一般会計 決算特別	11月28日 認 定	
議第 80 号	平成16年度水俣市国民健康保険事業 特別会計決算認定について	9月15日	厚 生	11月28日 認 定	
議第 81 号	平成16年度水俣市老人保健特別会計 決算認定について	9月15日	厚 生	11月28日 認 定	
議第 82 号	平成16年度水俣市介護保険特別会計 決算認定について	9月15日	厚 生	11月28日 認 定	
議第 83 号	平成16年度水俣市公共下水道事業特 別会計決算認定について	9月15日	産業建設	11月28日 認 定	
議第 46 号	水俣市議会議員定数条例の一部を改正 する条例の制定について	3月11日	議員定数 検討特別	(審査終了まで 継続審査)	議 員 提 案
議第 47 号	水俣市議会議員定数条例の一部を改正 する条例の制定について	3月11日	議員定数 検討特別	(審査終了まで 継続審査)	議 員 提 案

〔意見書・決議〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第9号	道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書について	11月28日	省 略	11月28日 原案可決	
意見第10号	総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書について	12月14日	省 略	12月14日 原案可決	
意見第11号	障害福祉サービス利用者の定率負担導入に反対する意見書について	12月14日	省 略	12月14日 原案可決	
意見第12号	真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書について	12月14日	省 略	12月14日 原案可決	
決議第1号	産業廃棄物最終処分場建設反対に関する決議について	12月14日	省 略	12月14日 原案可決	

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	12月14日	総務文教	12月14日 継続調査	
環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について	12月14日	厚 生	12月14日 継続調査	
商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	12月14日	産業建設	12月14日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について ----- 議会の情報公開に関する調査について	12月14日	議会運営	12月14日 継続調査	

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代 表 者 の 住 所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第3号	湯出地区の自然環境の保全及び育成を求める陳情について	水俣市湯出 1432-1 柏 木 優	廃棄物最終処分場 問題特別	11月28日	12月14日 継続審査

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代 表 者 の 住 所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第1号	水俣市議会議員の現行定数の堅持を求める陳情について	水俣市桜井町 2-2-28 元 村 永	議員定数 検討特別	3月11日	(審査終了まで 継続審査)